



# 近代日本の政治システム構想 : 「政党政治」論と二大政党制論を中心に

小関, 素明

---

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2002-04-24

(Date of Publication)

2008-03-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2619

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002619>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



# 近代日本の政治システム構想

－「政党政治」論と二大政党制論を中心に－

小関素明

## 目次

はじめに	1
第1章 福沢における「官民調和」論と国民国家の独立	17
1. 帝国憲法と「官民調和」	17
2. 対朝鮮・中国政策の真相と「官民調和」	27
3. 語られざる「独立構想」と権力国家論	31
第2章 「官民調和」と強力政府党	38
第3章 原敬の政治指導の問題点	45
1. 地方利益論の再検討	45
2. 原敬の政治指導と産業主義的強国化	51
3. 4大政策の構造と庇護者としての美濃部達吉	55
第4章 代議制論としての民本主義の政治システム構想	66
1. 吉野作造の代議制論と政友会批判	66
2. 民本主義と二大政党制・普通選挙論	73
3. 二大政党制論の実践的展望と危機認識の深化	85
4. 二大政党制論の刷新と無産政党	91
第5章 1920年代後半における「政党政治」の矛盾の拡大と「政党政治」革正構想の陥穽	101
1. 「産業立国主義」とその構造	101
2. 田中内閣期の地方分権構想	106
3. 「政党政治」の危機の深化と多極化	112
4. 浜口内閣期の「政党政治」革正構想と吉野作造	117
第6章 民本主義と二大政党制論の改造	133
1. ナショナル・デモクラシーへの展望	133
2. 社会政策統合の挫折と吉野構想からの離反	138
3. 「政党政治」崩壊の影響と社会大衆党への期待	143
4. 統制経済への期待と職能代表制論	160
5. 近衛新体制への接近から戦後の二大政党制構想へ	165
終章	179
おわりに	184
注	193

はじめに

今日、政治過程論を多用した日本近代政治史の短期波動分析が隆盛を極める一方、長期波動分析が著しく低迷しているのは誰の目にも明白である。ただし、このこと自体の意味について、多くの関心が向けられているとは言い難い。これはとりもなおさず、長期波動分析の問題点が総括されたうえで短期波動分析が採用されたというより、分析手法への無関心もしくは省察の欠如が短期波動分析の盛行を呼び起こしている側面が大きいことを示している。もっとも、短期波動分析の「流行」にそれなりの理由がないわけではない。本稿の問題関心と分析視角を述べる前に、こうした傾向が大勢をしめている理由とその意味、それがもたらす影響について考察を加えておくことがどうしても必要になる。

この点に踏み込むに際して、次の 2 点に目を向けることがとりあえず必要であろう。

まず第 1 に、ながらく長期波動分析を支えていたマルクシズムの影響力の衰退が短期波動分析の蔓延と相即しているということである。だがマルクシズムからの離反が長期波動分析の退潮の背景となったとしても、なぜそれがなかば自動的に短期波動分析の隆盛を呼び起こすのかということに関しては、さらに深く検討すべき問題が残されている。短期波動分析の有効性が慎重に吟味、較量された形跡は必ずしも認められないのである。

そこで第 2 に想起しなければならないのが、近年の現実政治状況の反映という問題である。近年の政治の状況を見るかぎり、政治は長期的なビジョンを喪失し、政党の集合離散に象徴されるように、権力の掌握をめぐる短期周期でめまぐるしく変転していることは覆いようがない。こうした政治の現状が過去の政治史の分析視角にも投影され、政治過程論を駆使した短期波動分析の後ろ盾になっていることは否定できないであろう。その場合、短期波動分析は現実政治の「リアリズム」を的確に再現しうる無謬の手法として、あえてその射程の有効性を吟味する必要性すら認識されないままに肯定的に受容されることになる。こうして、その方法論的射程の吟味に無頓着なままに広範に行使されつづける短期波動分析を身上とした現行の政治史研究は、多くの場合政治過程の表層に現れた現象的な推移を追跡、再現する作業に自己を限定し、より根底的な政治の動力要因を見定める見通しをもてないままに迷走し続けている。しかもそれは、なぜ現実政治が短期周期で変転するのかというそのこと自身の根拠を問う問題関心を自ら閉ざしてもいる。さらにここには、権力の掌握が政治の至上命題であるという大前提が据えられているにもかかわらず、自ら

の手法が政治の「リアリズム」を的確に補足しているという暗黙の自意識が介在しているために、それへの自覚とその前提自体への懐疑がきわめて生じにくいという問題も含まれている。

ではこうした問題点を克服するためには、どのような方法が考え得るであろうか。当面次の2点が重要な課題とならざるをえないであろう。

第1に、政治過程の表層に現れた変転を規定している価値体系および政治社会の深部の変化とメカニズムをより構造的に捉えることである。これは単に分析手法の問題というより、政治のリアリズムとははたして何かという論点と深くかかわる問題である。政治過程論を駆使した政治史の短期波動分析が対象に据えている政治過程の推移のみが現実政治のリアリズムであるという保証はどこにもない。むしろより本源的な現実政治のリアリズムとは政局政治史研究が重視する各政治的アクターの権力意志の交錯や政局の変動からは見えにくい深層部分に伏在しているのではないか。もちろんこれらはその性格上、資料の上には明示的に現れない場合がむしろ多い。また後述するように、特に後発国型国家の政治変動に関しては必ずしも構造論的解釈が適用できない場合も間々あることは事実である。だが洞察力と構想力を駆使して、より本源的なリアリズムの所在を探求する努力は常に必要である。少なくとも、資料上に明示されている「事実」を貼り合わせて政治史のリアリズムを再構成しえたかのごとく満喫するのは、傲慢でなければ軽率という他ないであろう。

第2に必要なことは、政治史に対する定点分析の重要性を再認識することである。言うまでもなく、政治史の分析は因果律の解析に止まるものではない。いや厳密に言えば、因果律の解析さえ、定点なくしては本来行いえないものである。いかに中立的に見える因果律の解析作業さえも、論者自身気づいていない暗黙の定点が定められている（意図的に隠蔽されている場合もある）。この意味で政治史研究（だけではないが）においては価値中立的な合理的解釈というのは原理的に成り立たない。むしろその宿命を認識し、自己のよって立つ視座を打ち立てることが重要である。もちろんいかなる視座を打ち立てるかは、研究者の問題関心と見通しに大きく左右されるが、現在の超越的な価値観を持ち込んで過去の政治的動向を一面的に裁断することが意味をなさないのは言うまでもない。あくまで研究者が拠って立つ視座は当該時期に生成した政治的潮流（必ずしも単独のものである必要はない）のなかに探らなければならない。このことは、歴史的相対主義に陥ることで、自己の価値観を過去の歴史的対象に単純に仮託することでもない。むしろどういった政治的理念に着目するかによって研究者が当該時期の政治状況の何を問題視しているかが試さ

れているといえよう。そしてその研究者の問題視角には、現在に対する研究者の問題関心が多かれ少なかれ投影されている。つまり研究者が定点として定める視座には、研究者の現在に対する問題意識と過去への問題意識が集中的に盛り込まれているといえよう。

こうした意味で研究者の視座となる潮流を探し求めて行けば、当該時期に自己完結する政治戦略や権力調停工作ではなく、現代にも問題を投げかけているスパンの長い理想主義的な政治理念に行き当たらざるをえない。そうした理念として筆者が注目したいのは、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの理念である。この点に関しては、少し説明と留保が必要であろう。

まず第1に、ソシアリズムやコミュニズムを度外視することが適当かどうかという問題である。これに関しては、日本近代史の中で現実の政治社会が抱えていた問題点を分析するに際して、ソシアリズムやコミュニズムそれ自体への評価は別にして、現実社会のトータルな否定と対抗モデルの提起を命題にしたコミュニズムやソシアリズムを定点に定めた場合、視野の外にこぼれ落ちるものが多すぎるということを指摘しておきたい。やはり、日本近代社会と内在的に関わりあいながら、その再構築をめざした理念に着目することが必要であろう。こうした理念として注目に値するのは、現在のところ「自由」と「平等」の両立を課題としたリベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーを置いて他にはありえない。この点については後述する。

第2に、「自由」と「平等」に加えて「公正」、「責任」といった理念に視野を広げた場合、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの重要性はより顕著であろう。もちろん「公正」、「責任」の対象や形態は多義的であり、具体的には立ち入って検討すべき余地が多く残されているが、少なくともその理念の重要性自体については大方の合意を獲得しているといえる。この両者は「自由」と「平等」と無関係にあるわけではない。むしろ「公正」とは「自由」と「平等」の交点に位置し、「責任」とは「自由」の前提をなすものである。その意味でも、「自由」と「平等」を問題視するに際しては、無視できない理念といえよう。

ただしリベラル・デモクラシーおよびソーシャル・デモクラシーと「公正」、「責任」の理念との関連を政治システム論の観点から問題にするにあたっては、「公正」、「責任」の内容を具体的に限定しておくことが必要である。

政治システム論の第1の眼目が権力の編成要素と編成原理の確定にあるかぎり、おのずと重要になるのは、究極的には国民に対する「責任」の形態と、何が国民にとって「公正」

かという論点である。それはより具体的には、「公正」な（競争原理にもとづいた）政権交代と「責任」内閣制の原理をいかに安定的に運用するかという課題に収斂するであろう。さらに言えば「責任」内閣制の原理を貫徹するためには、「公正」な政権交代を安定的に遂行し続けることが不可欠であると言ってもよいであろう。この意味で、両者は相互補完的な関係にある。この両契機を達成するための最も適合的な政治システムが二大政党制に他ならない。本稿が二大政党制構想の検討を中心課題に据えている理由はここにある。

この点を踏まえたとえでなお残る問題は、他を圧した巨大政党による一党優位支配の下では責任内閣制の原理が実質的に作動しにくいことに関しては疑問の余地は少ないにしても、他方でなぜ三党鼎立もしくは小党分立の下ではそれが貫徹しないのかということである。

たしかに、小党分立状態の下では「公正」な政権交代と「責任」内閣制の原理が絶対に機能しないと断定できない。複数の政党が特定の政策について暫定的な政策協定を結んで連立政権を構成し、選挙によって少数派に転落した場合は他の複数政党連合に政権を禅譲するといった事態も事実上は起こり得るであろう。

だが、政策とはあくまで総合的なものである。たとえ特定の政策をめぐって協定や妥協が成立したとしても、政策体系を同じくするものでないかぎり、複数の政党がすべての重要政策にわたって協調をとげるといったことは論理的にも現実的にも想定しがたい。むしろ重要な政策課題の推移にともなって、その都度協調すべき勢力が変転するといった事態の方がより普遍的である。しかも政権を担当していた有力党派の連立対象であった党派が、選挙によって勢力を失墜した場合、有力党派は政権維持のために本来は政策体系上距離のある党派との不安定な連立さえ模索し始めるといった事態もまれではない（三党鼎立制の下においては、対立政党を凌駕するために必ずや第三政党に対する買収などの不公正な懐柔工作が横行するという危険は、後述する吉野作造がつとに喝破したところであった）。これらの事態は、「公正」な競争原理と「責任」内閣制の真の貫徹とはとうてい言い得ないであろう。さらには、選挙によって少数派に転落した連立政権がよしんば政権を明け渡したとしても、残余の他党派が安定した「責任」内閣制を樹立できる可能性は低い。

要するに、三党鼎立もしくは小党分立の下においては「公正」な競争原理と「責任」内閣制が実質的に機能し得る見通しは、原理的にも現実的にも薄いと云わざるを得ない。

もちろん反面で、二大政党制の下においても双方の原理が支障なく貫徹し得ることが完全に保証されているわけではないが、小党分立状態よりも二大政党制の下ではそれらの原

理がより貫徹しやすい条件が備わっていることは間違いないであろう。「公正」な競争原理と「責任」内閣制が実質的に機能するためには、政権担当能力のある二つの党派がつねに存在し、選挙結果において一方が政権担当能力を喪失して退陣した場合、他方が政権を代位しうる条件が保証されていることが必要なのである。

最後に残る問題は、二大政党制の下においては円滑な政権交代が形式的には可能でも、両党派の政策体系に距離のある場合、政権交代にともなって政策に大きな振幅が生じ、混乱が生じる可能性は一概に否定できないのではないかということである。

だがこの懸念については、極端な社会的混乱を惹起するような急進的な政策体系を掲げた勢力が政権担当能力のあるような大党派を築きあげることはそもそも不可能であり、杞憂と言ってよいであろう。権力への執着と利益供与への未練（これが現実的にはなかなか払拭しがたいが）に由来する各勢力間の勢力構図の変転を別にすれば、吉野作造がいみじくも指摘したように、「世論」の趨勢はおおむね現状を肯定する潮流と、社会的混乱を惹起するほどの急進的改革は望まないまでも、ある程度大胆な現状改革を期待する潮流に大別されるという点に社会の原理的な力学とリアリズムを認めるのは、さほど不自然ではあるまい。この「世論」の分化の趨勢を正確に党派の勢力区分に反映させることを試みる点において、二大政党制は社会の力学とリアリズムに忠実な政治システムと言ってよいであろう。他方で、「世論」の区分が正確に党派の勢力区分に反映されることは理想にすぎないとすれば、二大政党制の実質化は永遠に追求すべき理想である。

こうした特質をもつ二大政党制構想を検討することが、先に述べた政治社会におけるリアリズムと理想の関係を考察するという本稿の課題と密接な関係にあることは言うまでもない。

少し説明が長くなったが、今日の政治史研究が陥っている問題点を克服するためには、以上のような 2つの方向性が考えられる。だが言うまでもなく、両者を同時に試みることは不可能である。そこで本稿では、第 2の手法を基本にしながら、部分的に第 1の手法を採用することとしたい。したがって本稿は、政治理念もしくは言説が現実の政治社会のこういった特性に問題性を見出し、それをどのように再構築しようとしたのかと言う点を中心に叙述を進め、それに筆者の現実政治に対する見解を重ね合わせる形で論を進めていきたい。

こうした本稿の手法に対して、言説の重要性には異を唱えないにしても、やはり言説から照射して現実政治の「実像」を捉えるには限界があるのではないかという疑問が当然沸



き起こるであろう。だが、現実政治の「実像」とは果たして何か。言説を度外視した現実政治の「実像」といったものがはたして存在するのかということは今一度考えてみる必要がある。例えば、「政党内閣制」の確立ということ为例に取り上げてみよう。「政党内閣制」が要請される要因として、通常、行政の分立の顕在化もしくは非選出勢力の勢力伸張ということが上げられる。だが行政の分立もしくは非選出勢力の勢力伸張という事態の変転は、言説の介在によってはじめてその意味指定と意味認識がなされるものである。そしてその意味認識を土台にして、その事態への対応がまた言説（言語）による意味確認を経ることによって導き出される。こうした意味で、すぐれて生の権力意志がぶつかり合う場にすぎないかに見える政治史の舞台も、しょせんは事態の変動の意味を確認し、またそれへの対抗に方向性を与える幾多の言説の対抗、つまり言説を媒介にした意味と意味の拮抗が織りなす場なのである。そしてこの意味と意味の融合や拮抗に淘汰されながらも、強靱で安定的な自己主張をなしえた意味を定式化し価値化したものがその時代の「理想」に他ならない。したがって「理想」とはあくまで意味に外から価値を持ち込んで付与したものにすぎないが、同時に意味なくしてはその価値付与もなされなかったであろうことにも注意しなければならない。そうであるかぎり、自らの分析の視座となる理念や理想を見定めることに無頓着なままに政治史の「分析」に手を染めることは、政治史のあらゆる局面に生息する意味を剥奪することに他ならないと言えよう。

今日の政治史研究の多くが繁雑なわりにきわめて単調なのは、この点と密接な関係がある。政治史のあらゆる局面から意味をはぎとった後に残るものは、各政治的アクターや集団の「赤裸な権力掌握志向」でしかありえない。それゆえひとたびこうした史観に落ち込んだ政治史研究は、権力抗争の多様な局面描写に専心しながら、全体像としては権力抗争以外が結果的に捨象された極めて単調な政治社会像を描出しつづけることになる。にもかかわらず先にも述べたように、自らの手法が対象をリアルに再構成しているという倒錯した自信が介在しているために、こうした政治社会像を再現しつづけることの問題性に対する自己反省の契機がきわめて発芽しにくい。そのために多様な局面での権力対立の様相を細密に描写することが、ますます単調な政治社会像を「再現」しつづけるという悪循環が繰り返されることになる。

この点とも関連していま 1つ付言しておきたいことは、権力の掌握をめぐる抗争はいつの時代、どの局面の政治社会にも遍在しているために、それを軸に据えて分析する手法までがすべての時代と局面に有効な普遍性をもつかの如き奇妙な幻想が見られるということ

である。そしてこの幻想が右の倒錯した自信を補強し、やがて政治史研究の無意味なまでの細密化と救いようのないまでの単純化が並立したまま近代史の全時代、全局面を覆い尽くしたとき、それは政治史研究からの意味の蒸発という深刻な事態を招く。

政治史研究の存在価値自体を左右しかねないこの状況に対して、そろそろ危機感を共有する必要があるのではないかというのが本稿の基底的な問題意識である。

こうした徴候に歯止めをかけるために本稿が重視する理想主義への着目は、政治史の変動をその「事件性」において捉える見方を排して、「意味性の連鎖」として理念的に捉える試みである。その場合、自らが着目する理想が眼前の政治的変動からどのような意味を汲み出し、再構築をめざしているかを見定めることがきわめて重要な手がかりとなるが、もちろんこれはその視座に自己の視角を安易にすり合わせることであってはならない。むしろ必要なことは、自らが着目する理想が提起する問題意識に対しても一定の緊張関係を持ちながら、なぜそのような問題提起がなされるのかということをも意味論的に考察することである。この作業には当然、因果律の解析能力にとどまらない構想力が要求される。

こうした点を念頭に置きながら、先に述べたリベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの理想主義としての重要性に着目し、その問題意識と改革構想の意味を探るのが本稿の目的であるが、この作業を行うに当たって近代社会における「理想」とは何かという問題に触れておくことが必要である。

端的に言えば、近代社会における「理想」とは、「自由」、「平等」、「繁栄」（←開発）という3つの価値を矛盾なく共立させることにあるといえる。おおざっぱに言って今日まで共有されてきた「近代の理想像」とは、身分制の解体によって（形式的にせよ）質的均質化が図られた国民に対して政治参加の機会を出来る限り「平等」に開き、その下での（擬制的にせよ）国民の「自由」な政治参加に支えられた公権力が推し進める「繁栄」を、「自由」な経済活動を通じて国民が「平等」に享受し得る機会を提供するというように、幾重にも織り込まれた「自由」と「平等」の両契機をともに拡大していくことにあった。

ところが、この3つの契機がすべて十全に保障されることは現実的にはあり得ない。ここに「理想」と「現実」の落差に対する失望が生じるが、今日われわれがより注目しなければならないことは、むしろ「近代の理想像」そのものの中に調停しがたい矛盾が内包されているのではないかという懷疑と閉塞感が近代社会を覆っているということである。これは経済的な「自由」と「平等」の関係においては特に顕著である。近代の産業化政策が

意図する経済的「繁栄」の恩沢を国民に「平等」に分配するためには、いかなる形態にせよ公権力が分配過程に介入するか、もしくは社会的救済政策を行使せざるをえず、それが「自由」な経済活動と抵触することは避けがたい。その公権力が形式的に国民の「自由」な政治参加と合意に基礎づけられている場合でも、超越的・外在的に統制や規制を行使するかぎり、「自由」に対する圧力と制限に無自覚ではいられない。こうした局面が幾重にも折り重なって 2つの契機が原理的に両立し難いという懷疑が飽和点に達したとき、それは「理想主義」自体の退行へと転化する。この徴候は近代社会が爛熟するにしたがってより深刻な様相を帯びることになるが、近代社会が一貫して原理的に抱え込んでいた問題点でもあった。この点で近代社会は右に述べた意味での「理想主義」の自由な発揚を許す寛容性を備えていた反面、その各契機の共立を原理的に阻む条件を内包した社会でもあったという背理につねに留意して置く必要がある。

では、「自由」と「平等」の両立を理想に掲げることは完全に非現実的な想定であろうか。たしかに「自由」と「平等」は原則的には両立し難い課題であるとはいえ、両者の内容を慎重に弁別すれば必ずしも非現実的とは言い切れない。

それではどのような「自由」と「平等」の共立が可能なのであろうか。政治的選択の「自由」と政治的権利の「平等」がこれである。「平等」といえば右に述べた経済的「平等」以外に社会権的「平等」全般を想定しがちであるが、公権力の強度の介入を前提とする社会権的「平等」は「自由」の原則とは両立しにくい。一方、政治的権利の「平等」の場合、公権力の強度で持続的な介入を必ずしも必要としない。そしてそれは政治的選択の「自由」が保障されてはじめて実質的意味をもつという点で、政治的選択の「自由」との関係において相補的であった。その意味で両者を両立させることは、政治的民主化の確立にとっての不可欠の要件でもあった。これを実現するためには、政治的権利の「平等」を前提にした普通選挙制度の下で、有権者の政治的選択の「自由」を保障する二大政党制を有効に作動させることが現実的な課題であった。

ただし1930年代に移行するにともなって、二大政党制を定着させるためには、一般的には「自由」の原則とは両立しにくい社会権的「平等」政策や統制経済を援用することによって、二大政党制の一翼を担うべき党派の勢力を安定的に確保する試みが必要であった。詳しくは本論中に述べるが、晩年の吉野作造や蠟山政道が腐心したのはこの点に他ならない。本稿では政治的権利の「平等」に加えて、この社会権的「平等」と二大政党制構想に込められた政治的権利の「自由」との関連も含めて考察したい。

この点に関連して、日本の後発国型近代化の特性が及ぼした曲折した影響についてごく概略的にふれておきたい。日本の跛行的な後発国型近代化は、元来政治的選択の「自由」を制約する契機を内包していた。すなわち、しばしば「開発独裁」と表現されるように産業開発主義路線が優越的な政策課題に据えられ、それを強行するために、政治システムへの配慮よりも、権力集中へのモーメントムが一貫して突出しがちであったことがこれである。もちろん権力の編成原理や構成要素を細かく見れば、各国の事情や時代に左右される面が大きく、必ずしも寡頭支配による集中がなされるとは限らない。事実日本の場合においても、官僚閥と政党勢力が権力の掌握をめぐるしのぎを削ったことにも明らかなように、権力の中枢を構成する勢力はかなり流動的であった。しかし権力の集中とその主導力への要請がきわめて高かったことによって、いかなる勢力が中心になるにせよ、政治権力の凝集性を確保するというモーメントムが先行し、国民の政治参加と政治的選択の「自由」を保障する政治システムの整備という問題関心がつねに劣位に立たされたことは覆いようがない。これが、日本の政治的民主化にとって大きな歪みをもたらすことになった。

これとともに、劣弱な国力に見合わない対外膨張政策を強行し国民に負担を強いたことが、社会政策の潜在的受益者層を広汎に生み出したことも見落としてはならない。しかも日露戦争～第1次世界大戦をへるなかで一定の国家的地位の上昇を遂げて以降は、以後の強国化をめぐる解釈は流動化し、従来の「国家的価値」の範囲に収まり切らない利益要求が広汎に噴出する状況変化が起こり始めた<1>。そうしたなかで、それまでの負担への見返りを求める権利主張と相まって、社会政策的配慮への期待も増大することになった。こうした要求を完全に拒絶することは不可能であり、そのかぎり近代日本は跛行的近代化の代償として、福祉国家へ傾斜することが一定限度避けられなかったと言えよう。そうした社会政策的「平等」化を推進するためにも、権力の集権化がある程度必要となる。それは政治的選択の「自由」の拡張とは原理的に両立しがたい契機であった。本論中で述べるように、蠟山は逆にこうした特殊状況を活用して無産政党の勢力基盤を拡大し、二大政党制の確立条件を確保することを展望したわけであるが、やはり日本の跛行的近代化が生み出したこの特殊状況は、一般的には二大政党制の確立条件を阻害するものであったと言わざるを得ないであろう。

もっとも、近代日本が未だ大国化への道を歩み出す以前の時期、特に明治維新変革から明治14年政変までの時期においては、藩閥勢力を主体にした権力の集中が強固に求められる一方で、代議政体の整備、責任内閣制の樹立、二大政党制の確立といった対抗原理を柱

にした政治構想が民間勢力を中心としてかなり有力なものとして存在し、政治体制の選択に流動性を残していたことは事実である。

ところが一方、帝国議会開設から本格的政党内閣期以降の政治史に目を転ずれば、これら政綱はもはや権力対立の中に埋没するか、もしくはそれらを有利に導く便法として利用されている観が強い。例えば、原敬の政友会内閣は衆議院に過半数を確保した純度の高い「政党内閣」ではあったが、その擬態は別にして、世論の尊重や責任内閣制の原理を一貫して重視したわけではない。また斎藤・岡田両中間内閣下における民政党と政友会の攻防では帝国憲法の（本来の）「理念」（→中間内閣）の擁護に対して「憲政の常道」の護持が争点として打ち出されてはいたが、それはあくまで自派の地位を有利に導くための便法という側面が濃厚であった。

このように、二大政党制、責任内閣制といった政治システムが現実の政治過程においては定着を阻まれたことの背景を、後発国型国家の特性と重ね合わせて考察することも本稿の課題である。この作業によって、理想主義の意味と意義がより明確に浮かび上がると思われる。その際に本稿が重視するのは、政治過程の継起的な推移や顛末の追跡ではない。あくまで理想主義の目的要件から見た場合、現実政治のどのような特性や側面を問題視しなければならないかという観点に立った現実政治の意味論的ないし問題史的再解釈である。ただこの解釈には、もちろん筆者独自の問題意識も盛り込まれている。先ほど、自らが着目する理想主義の視角を重視しながらもそれとの間に微妙な緊張関係を維持しなければならないと述べたのは、こうした意味においてである。

本稿で注目する理想主義的な政治主張が政治過程の渦中から立ち上げられるものではないとすれば、政治過程の外縁部にあって「政論」という形で現実政治に問題提起を突き付けた政治システム構想に着目することが、おのずと重要になる。またそれとの対抗点を明確にするために、体制を擁護した政治理念と対比することも必要である。

ここで「政論」のなかに込められた政治システム構想を理想主義的な理念と位置付け、産業開発主義に代表されるような政策構想優位の政治運営をその阻害要因として対比する本稿の手法に関して少し付言しておきたい。つまりなぜ政策構想主体の政治運営のなかからは理想主義が抽出しにくいのかという問題である。

その理由に関しては第 1 に、当局者の主観は別にして、「自由」、「平等」の共立をめざす姿勢を理想主義と位置付ける本稿の趣旨からいえば、政策構想優位の政局運営は、特に後発国型国家においては「繁栄」への指向が突出した産業開発主義に偏頗していた限り

理想主義の条件を満たすものとは見なしがたいということが上げられる。

しかも第 2 に、一般的にあって、政策構想は実現可能性や効果を勘案した実行可能性への省察を尊重するあまり、さらには経済変動などの不可測な要因の影響を直接受けやすいために、一貫した理念と価値体系が現実には貫徹しにくい側面があることにも注意しなければならない<sup>2)</sup>。むしろこうした現実への即応性は政策構想に不可欠の要件でもあるが、やはり理念への持続的な執着よりも現実への順応が優先される政策構想に先導された政治運営には、本稿で定義した理想主義は宿りにくいのである。

本来両者は相補わなければならない関係にあるにもかかわらず、現実には政策的効用性を強く押し出した政局の運営は、多くの場合その政策実現に必要な権力編成手段への省察をあえて無視する傾向にあった。例えば、明らかにこうした政局運営で政党内閣の成立に歯止をかけた寺内内閣は、その手法を「善政主義」として押し出し、自らの政治運営の正当化を試みたことはその好例である。これに対して本論で取り上げる吉野作造はこの手法が理想主義にとって危険なものであることを察知し、次のように「善政主義」批判を展開した。

元来善政主義などということの、尤もらしく政界の問題になるのが抑間違っている。如何なる主義に立つ政治でも、その目的は総て皆善政である。善政を主義とするということは、超然内閣主義においても、政党内閣主義においても、皆な同一である。善政を目的とするが故に超然内閣を可とするならば、また同じ理由を以て政党内閣をも可とせねばならない。総ての政治主義に共通する所の目的を掲げ、此れに依って超然内閣を弁護せんとするのは、恰も病気を治すのを目的とするが故に漢方医がよかろうというが如き議論である。吾人の知らんとする問題は彼が果たして善政を布くに志ありや否やということよりも、如何にして善政を布くの目的を達せんとするかにある。…即ち今日の政界に於いて問題とすべきは、其の共に立つる所の共通の目的如何に非ずして、其の目的を達せんが為に各々執る所の方法如何という点にあらねばならぬ。随って吾人は、政党政治主義に依ることが善政の目的を達する適するや、或いは超然内閣主義に依ることが此の同一の目的を達するに適するや、何れが適當の方法であるかということ深く研究せねばならない（太字小関）<sup>3)</sup>。

ここで述べられていることは、政権（寺内内閣）の方針が「善政主義」におかれている

か否かということは何ら政権の立場を合理化しうる根拠にはならず、むしろその「善政主義」の建前に幻惑されて政権の施政原理（超然主義）への批判の目が曇らされてはならないということである。さらに言えば、「善政主義」とは政権の構成原理への批判をかわすための欺瞞に過ぎず、そうした粉飾とは一切無関係にあくまで政権の構成原理を其の政権の正当性への最重要の判定基準にすべきであるというのが吉野の批判の力点であった。この吉野の批判は具体的には政党内閣制の定着を促す意向に裏付けられていたことは言うまでもない。だが、その後に成立した原政友会内閣は純度の高い「政党内閣」ではあっても吉野の求めた政党内閣とは大きくかけ離れたものであり、その後の吉野の批判の矛先はそれまで以上に政友会に向けられねばならなかった。

そうであるかぎり、政治過程の圏外にあって権力の構成原理に対する批判を突き付けることは、現実への直接的効力という点から言えば無力であるように見えなくはない。事実、その後に成立した護憲三派内閣や第2次加藤高明内閣、さらには民政党内閣は政友会内閣よりは吉野の本意に近いものではあっても、吉野にとって決して十全には満足できるものではなかった。その意味では吉野の批判や提言は、大部分が現実によって裏切られつづけたと見なすのもゆえなことではない。

しかしこのことをもって、政論が提起した「理想主義」の意味を検討することの重要度を低く見なす傾向があるとすれば、それは政治史研究の可能性を極端に狭めるものである。はたして政治過程の「現実」と進行を追跡し、その顛末を事後的に説明し解析する作業に偏頗した政局政治史研究に今後どれほどの展望があるだろうか。こうした作業に沈潜しつづける限り、権力市場としての政治過程が織りなす世界とその帰結の文脈を確認し、解釈するという所為を繰り返す以外にはないのである。これはいくらでも細分化は可能であるが、永遠に同一の地平を旋回し続けざるをえない「閉じた行為」という他ないであろう。

さらに言えば、政治史の表舞台における権力の再生産過程が確たる「現実」で、言説や理念を虚構と見なす傾向があるとすれば、それは安易な予断に過ぎない。「政論」が提起した理念を「虚構」というならば、政治過程の推移や帰結も言説による意味的解釈無くしてはしょせん個人なり政治集団の行為現象の累積にすぎないという意味で「虚構」なのである。何より、それらが掌握をめざす権力自体、虚構によって表象されたものにすぎないことには注意しなければならない。この意味で両者の間に本質的な差はなく、いわんや軽重の差はない。

であるならば、再度強調するが、政治過程の現象的推移を解釈する作業に新たな地平を

見いだしうる見通しがないかぎり、政治過程からどのような意味を汲み取り、どういう軌道修正への提言がなされたのかということを探求することが急務という他ないであろう。けだし政治が人間の営みの総体であるかぎり、その問題意識と構想力の可能性に目を開くことによって政治史研究に新たな展望を見いだしたいというのが本稿の主眼である。これは、より本源的なリアリズムとは何かという先に述べた問題とも深くかかわっている。したがって、本稿は政治思想史の外観に近い叙述スタイルをとっている部分も多いが、あくまで眼目は政治史の手法の見直しにあることは先に述べた通りである。

その際になぜ政治システム構想に着目することが必要かという理由に関しても先に述べたので繰り返さないが、最後に注意しておきたいのは以下の点である。

第 1 に、たしかに政治システム構想は、現実情勢に弾力的に対応（順応）しなければならない政策構想よりは一貫性の強い側面があるとはいえ、決して完全にはスタティックなものではないということである。例えば本論中にも述べるように、困難な局面での選択においては政治システム構想のなかにも一見柱となる理念にそぐわないかに見える戦略的提言も含まれている。それらを逐一分析過程に組み込めば当然叙述は煩雑になるため必要に応じて論及するにとどめるが、政治システム構想が動的なものであったことを示すものとして留意しておいてよい。

第 2 に、政治システム構想といえど完全には自己完結的なものではないということである。この点に関して本来もっとも注目しなければならない論点は、国民国家との関係であろう。本論中で取り上げる福沢論吉の「官民調和」構想も吉野作造の二大政党制構想も、基本的には国民国家の枠組みを前提としたものであった。むしろ両者の分岐点は、対中国強硬政策を唱えた福沢が国論の一体化を維持するために「官民調和」構想に傾斜していったのに対して、中国ナショナリズムへの配慮と協調外交を尊重した吉野においては国内の政治勢力を 2 つに区分し両者の間での緊張関係と政権交代を保証しうる二大政党制を理想にしたという点にあった。そうであるかぎり、政治システム構想の相違と国民国家の是非との間に直接の対応関係はなかったようにも見えなくはない。

だが、吉野の二大政党制構想の枠組みを基本的に継承しながらもその刷新を試みた蠟山政道の構想にまで視野を広げれば、必ずしもそうではない。蠟山の構想は、国民国家を完全には否定したものではないが、国民国家群が形成する国際関係秩序や理念にかわる新たな指導原理や秩序の模索と連動していた。それは必ずしも満州事変以降の日本の対外政策という客観的条件に制約されたという受動的なものではない。むしろ準戦時体制下の情勢



変動を梃子に政治システムの刷新をはかろうという積極的対応が含まれていた。吉野との相違は、既成勢力に対抗し得る二大政党の一翼を担う勢力の伸張をはかるために、準戦時体制という切迫状況をも有利な条件に活用しようという手段の差にあった。

この意味で政治システム構想も、突きつめれば国民国家の枠組みの是非と関係するものであったといわねばならない。

第 3 に、先に述べたリベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの理念に支えられた政治システム構想は、「自由」と「平等」という原理的に背反する両課題の両立という二律背反を命題にしていたがゆえにこそ、つねに自己革新の契機を再生産しつづける強靱さをその内に持っていたということである。

両者が、元来は特定の時代の特定の階層によって擁立された原理であるにもかかわらず、そうした発生史論的限界を超えて探求され続ける再生力を秘めているのは、この点と無関係ではない。少なくとも両者は、他に有効な対抗モデルが見つからないがゆえの当座の暫定的原理として注目されているわけでも、いわんや単なる中庸として消極的に受容されているわけでもない。もちろん、近代日本においてリベラル・デモクラシーを定着させようとする試みは必ずしも順当に進行したわけではなく、日本に固有の困難に逢着し曲折を余儀なくされてゆく。本来理念的には距離のあるソーシャル・デモクラシーとの協調、ないしはそれへの移行の模索、さらにはそのソーシャル・デモクラシーと準戦時政策との相互移入は、その曲折の現れであった。しかしここには逆に、リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシーの自己革新への強靱さが見て取れなくはない。

両者の協調から移行への焦点となった二大政党制構想に着目することによって、内外の困難な条件と環境のなかで試みられたこの両者の自己革新の契機と様相を捉えることも本稿の目的である。

以上の諸点を念頭に置きながら、本稿が特に大きく扱う論点を改めて具体的に整理しておきたい。

第 1 に、議論の前提として、なぜ近代日本においては政治システム構想が有力なものなりにくいのか、それは当該時期の対外問題、国民国家形成上の特異な条件との間にどのような関連があるのかということ、当初英国流の二大政党制に期待しながら次第に「官民調和構想」へと退行していったとされる福沢諭吉の政治思想の変遷を追跡し、その要員を追跡することによって、不十分ながらこの問題に迫ってみたい。

第 2 に、そのような「官民調和」構想はどのような形で具体化され、支配的になっていっ

たのか、またそれはいかに論理的に定式化されたのかということである。これらの点を原敬の政治指導の特質、美濃部達吉の「政党政治」論を分析することによって究明していきたい。そのためには、これまで支配的であった地方利益論を再検討し、異なった観点から政友会の権力統合と政策的指向性の特質を明らかにしていくことが必要になる。これはまた理想主義としての政治システム構想が何をどのように問題視し、それに対するどのような方向の改革を展望したのかということをつかひ上げさせるためにも不可欠の作業である。

第 3 に、このように「官民調和」構想が早期に成立し、現実の権力統合においても支配的ななかにあって、その打破を試みるどのような構想が存在し、その内容と意味はどういったものであったのかということである。それはまた、現実政治の動向とどのように交錯しながら、どうした方向に誘導することを試みたのであろうか。これらの点を吉野作造の政治システム構想の発想、問題意識、方向性と現実政治とのかかわりを分析することによって明らかにしていきたい。それと同時に、なぜ吉野はそうした政治システム構想を発想したのか、ということにもわずかであるが論究してみたい。

第 4 に、吉野が危機感を抱いた既成政党の権力統合は、現実的にはどういった形で矛盾を深めたのか、それに対して既成政党の側はどのような対応を試みたのか、さらにその対応がまた吉野の構想にどのような影響を及ぼす可能性があったのかということである。これらの点を田中内閣期の地方分権構想、浜口内閣期の選挙制度革正構想に込められたねらいに着目することによって検討してみたい。これはまたこれまでとは異なった観点から既成政党の権力統合と政策的指向性の特質を改めて逆照射するためにも必要な作業である。

第 5 に、吉野の政治システム構想は、その理念自体の射程とは別に、現実の政治状況のなかでどのような困難に直面し、どのような内容の刷新が試みられるのかということである。この点を、蠟山政道の政治システム構想に焦点を当てることによって明らかにしてみたい。その際に蠟山が自らの二大政党制構想の中核的勢力に位置付けた社会大衆等の動向を、政党内閣崩壊後の地方政治状況の変化にも目を配りながら分析し、蠟山の政治システム構想の問題点をより立ち入って検討してみたい。さらに蠟山の政治システム構想が、近衛新体制をはさんで、戦後の政治システムをどのように捉えたのかということにも、わずかではあるが論究してみたい。

これらの点を解明することを通じて政治史研究への問題提起をおこなうことが、最初にも述べたように、本稿の目的である。福沢諭吉、美濃部達吉、吉野作造、蠟山政道といった各キーパーソンの位置付けや評価がこれまでと大きく異なるのは、この本稿の問題関心

と手法によるところが大きいことは改めて述べるまでもないであろう。

## 第1章 福沢における「官民調和」論と国民国家の独立

### 1. 帝国憲法と「官民調和」

理想主義としての政治システム論の抽出を試みるにあたって、まず最初に明らかにしておかなければならないのは、帝国憲法制定以前における二大政党制論の生成である。

帝国憲法制定に向けて政府官僚、民権派諸勢力を含めて、普国、仏国、英国など西欧諸国の憲法、立憲政治の趨勢が広く参照されたことはよく知られている。そのなかで、本稿が理想主義的な政治システム構想として着目する二大政党制構想は、英国の憲法と議会政治を範型として提起されたものである。幕末期より西欧政治社会の現状に積極的に目を向けた開明派知識人の中でも福沢諭吉は英国の憲政の運用理念に最も精力的な関心を注ぎ、大きな可能性を見出した一人であった。坂野潤治氏が先駆的に着目されたように<sup>1</sup>、立憲政治の定着に向けて福沢が1879年（明治12）、長期的展望の下に政治社会の改革構想を述べた『民情一新』の次の一節は、それを端的に示すものと言ってよい。

政府と人民とは到底両立すべからざるものにして、文明の進歩するに従て益官民の衝撞を増し、双方相互に其一方を殲滅するに非ざれば其収局を見る可らざるが如し。欧州諸国の形勢もまた困難なりと云ふ可し。然るに此困難の最中に当たって政治の別世界を開き、よく時勢に適して国安を維持するものは果たして何処に在るやと尋ねれば、英国の治風是なりと答へざるを得ず。…数百年来この治風を以て一国の繁栄を助けたることなれば固より良政と云ふ可し。其結果甚だ美なりと雖ども、余が特に英政を美なりとして之れを称賛するの点は、既往の結果にあらずして現今将来正に人文進歩の有様に適して相戾らざるの機転に在るものなり。英国に政治の党派二流あり。一を守旧と云ひ一を改進と称し、常に相對峙して相容れざるが如くなれども、守旧必ずしも頑陋ならず、改進必ずしも粗暴ならず、唯古来の遺風に由て人民中自から所見の異なる者ありて双方に分かるゝのみ。…内閣の諸大臣も固より此兩派のいずれかに属するは無論、殊に執権の太政大臣たる者は必ず一派の首領なるが故に、此の党派の議論に権を得れば、其首領は乃ち政府の全権を握て党派の人物も皆隨て貴要の地位を占め、国会多数の人と共に国事を議決して之を施行するに妨あることなし。且政府に地位を占むると雖ども国会議員の籍を脱するに非ざるが故に、政府に在ては官員たり、国会に在ては議員たり、恰も行政

と議政とを兼るの姿なれば、自から勢力も盛にして事を為すに易し。されども歳月を経るに従ひ人気の方向を改め、政府党の論に左たんする者減少して一方の党派に権力を増し、其議事常に多数なれば則ち之を全国人心の赴く所と認め、政府改革の投票（ウォート・ヲフ・ケレヂート）を以て執権以下皆政府の職を去て他の党派に譲り退て尋常の議員たること旧の如し。但し政府の位を去ればとて其言路を塞ぐに非ず、前の執権は則ち今の国会中一党派の首領にして、国事に心を用ひて之を談義するは在職のときに異ならず。唯全権を以て施行するを得ざるのみ。政権の授受平穩にして其機転滑なりと云ふ可しく2 >。

ここで福沢は、責任内閣制と二大政党制が安定的に機能している「英国の治風」こそが、「現今将来正に人文進歩の有様に適して相戻らざる」理想的な政権運用の形態であると称賛している。もとよりこの『民情一新』の叙述は、近代日本が指針とすべき政権運用形態を長期的に展望したものであり、当面の具体策には踏み込んでいないが、福沢の影響下にあった交詢社勢力によって起草された憲法草案には、この理念が明確に反映していた。

しかもこの理念は、政府官僚の憲法構想の中にも浸透していた。周知の大隈重信「国会開設奏議」はそれを示している。もっともこの奏議にたいして福沢の直接的指示といった関与はなく、実質的な執筆者は福沢門下で大隈幕下にあった矢野文雄であることは、福沢・矢野当事者の回想によっても明らかであり<3 >、これまでの研究でもほぼ定説となっている<4 >。

しかし直接的関与はなくとも、この「奏議」が福沢の立憲制理念の強い影響下にあることはとうてい否定できない。そこにおいては『民情一新』と同様、「立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ゾ、国議院是レナリ。何ヲカ輿望ト謂フ、議員半数ノ属望是ナリ。何人ヲカ輿望ノ帰スル人ト謂フ、過半数ヲ形ル政党ノ首領是ナリ。抑国議員ハ国人ノ推撰スル者ニシテ其ノ思想ヲ表示スル所ナルガ故ニ、其推撰ヲ被リタル議員ノ望ミハ則チ国民ノ望ナリ。国民過半数ノ保持崇敬スル政党ニシテ其領袖ト仰慕スルノ人物ハ、是豈輿望ノ帰スル所ニアラズヤ。…君主ガ人材登庸ノ責任ヨリ論ズルモ、一国安寧ノ政理ヨリ論ズルモ、列国治乱ノ实例ニ鑑照スルモ、政府ノ顯官ニハ議院中ナル多数最盛政党ノ領袖タル人物ヲ任用アラセラレザル可ラズ。」<5 >と責任内閣制の必要性が明確に述べられていた。

憲法構想という性格上、二大政党制を明確に打ち出した明文規定はないが、ここで提唱されている責任内閣制が議会内の政党勢力の消長に応じた政権交代を想定していることは

明白であり、何よりこの憲法構想全体の趣旨が英国の議会政治の運用理念を範としているかぎり、二大政党制の定着を前提としていることは疑う余地がない。

ここで留意する必要があるのは、どのような形態で責任内閣制の趣旨の貫徹が構想されているかということである。それは通常は、議会での党派の勢力の消長に応じた公正な政権交代を成し遂げることによって、行政権力が議会（有権者）に対する責任を全うすることと理解されている。

しかしこの憲法構想のもう一つの特徴点は、官僚勢力の中立性と行政事務の一貫性を維持するために、事務官僚層が政権変動によって進退を左右されないよう「永久官」もしくは「中立永久官」としてその身分を保障する一方で、一定限度の上級官僚を「政党官」として区別し、党派的系列化と党派的任用を提唱していることである。「政党官」の職種として具体的には参議、各省卿輔の他に諸局長が上げられており、「大抵英国ノ例ニ依ル」と注記されている<6>。

これはとりも直さず、官僚層の中に限定的に党派の論理を持ち込むことが、責任内閣制の本旨にかなうものと捉えられていることを示している。すなわち、党派による系列化が単に閣僚のみでなく、事務官僚の上層部にまで及んでこそ責任内閣制の効力は有効に作動するという認識が、当初政府官僚の中にも芽生えていたことが窺えよう。これは国民の自由意志による選択を「官」と「民」の緊張関係の維持のために活用するに際しては、微妙な力学的なバランスの調整が必要であるという省察が働いていたことを意味している。つまり党派を媒介に議会に反映された「民」の意向をあくまで限定的に「官」の系列化と連動させることによってのみ、「官」と「民」の緊張関係が維持され、逆に「民」の自由な選択の有効性が保証されるという点への省察がこれである。換言すればこれは、すべてが自律的に党派色をもつことは事実上あり得ない下級官僚にまで党派による系列化が及ぶ事態を未然に阻止しておかない限り、それは党派間の政争のために党派の恣意によって無限定に拡大され、かえって国民の政治的選択の自由が蹂躪されるということへの警戒でもあった（選出勢力の優位化を徹底的に追求した吉野作造でさえ、事務官僚の身分保障の必要性については認めていた<7>）。

この警戒に反して、その後の政治過程において、官僚層の大規模な党派的任用が責任内閣制の本旨に名をかりて野放図に進行したことは、政治システム論の退行と軌を一にしていた。明治14年政変によってこの大隈憲法構想が否定し去られたことは、単に大隈一派の政権からの追放というにとどまらず、システムによる規律化をへない責任内閣制の恣意的

運用がやがて肥大化していく布石ともなったのである。

では、この後二大政党制の実現をはばみ、党派による責任内閣制の恣意的運用を促した要因は何か。それは政治権力のシステマティックな規制を排して諸勢力間のデ・ファクトな権力的調和を指向した「官民調和」体制の成立である。では「官民調和」を強いる圧力とは何か。

ここにおいてわれわれは一旦政治システム論の圏外からの考察が必要となる。この問題を検討するにあたって重要な手がかりを与えてくれるのが、福沢諭吉の政治思想の変遷である。当初固定的な「官」と固定的な「民」の融合を排した英国流の二大政党制を信奉しつつも、やがて「官」と「民」の全面的な融和へ向けた「官民調和」体制へと傾斜していった福沢の軌跡<8>は、「官民調和」を強要する圧力が奈辺に存在し、それが政治システム論の退行にどのように作用したのかということに迫るための好個の素材である。この点を明らかにするために、まず最初に帝国憲法それ自身に内在する矛盾が「官民調和」の行路にどのような影響を及ぼしたのかということを一応確認しておかなければならない。

およそ1970年代以降今日までの政治史研究の潮流は、帝国憲法の規定、拘束から自立した沃野の開拓に力を注いできた。今日の政治史研究の大部分はそうした指向のもとに政策対立や権力抗争をリアリスティックに描出するという特色をもち、ほぼ共通して政策対立は当初から決定的な争点ではない<9>か、あるいはやがて妥協へと向かい政権参入をめぐる対立へと争点が限定されていく様相を描く傾向にある<10>。

この点から見れば本稿の問題設定は近年の研究潮流に逆行するが、当初こうした研究潮流を緒につけた坂野潤治氏が、藩閥勢力と民党の対立が終息する根拠を最終的に帝国憲法の規定性に帰するというような弁証法的循環論法を意図的に援用されたことにも示されているように<11>、政治史における争点の縮小と「官民調和」の定着には（もちろん以下に述べるように逆説的にはあるが）、帝国憲法の特質が作用している面がやはり無視できない。そこで改めて帝国憲法の特質と「官民調和」の相関関係に着目する必要性が生じてくるわけである。

帝国憲法が議会制を前提としつつも、同時に第67条の「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リヌハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出は政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廢除シヌハ削減スルコトヲ得ズ」<12>という議会の予算削減権を大きく制限した規定に最も顕著に示されるように、議会制を制約する契機をも抱え込んだものであることは周知の通りである。しかも注意を要することは、その上で再び第49条において衆議院の天

皇に対する単独上奏権をも認めるといように、政府に対する議会の最終的な不同意権をも保障するというような複雑な処置をほどこしていることである。

この67条と49条の規定は双方相まって政府と議会の衝突を不可避ならしめ、対立を深刻化させることになった。すなわち1893（明治26）年1月の第4議会において政府の予算案に対して大削減を加えた議会に対し、政府が第67条の規定に基づいてそれに不同意を表明すると、議員は休会をもって抵抗し、政府がさらに停会をもって応じると、議会は上奏を敢行して抗戦を試みることになったのはその典型的な例である。

これに対して福沢は「徒に無用の上奏をなして政治の悪例を作るが如き、我輩は衆議院の為に惜み、日本国の為に転た歎息せざるを得ず」<sup><13></sup>として議会の行為を牽制し、「政府の決心果して断乎たるに於ては、今日に及んで説も策もある可らず、上奏案の提出なり、信任有無の議決なり、其勝手に任せ取合ざる迄のことにして、唯議会自から議事を中止する場合に至り、政府の義務として止むを得ず解散を断行するの一事ある可きのみ」<sup><14></sup>と持説である強硬論を再説して政府の強硬姿勢による事態の打開を主張した。

しかし、衆議院が上奏権を行使して政府の意向と決定的に対立した場合、最終的にそれを調整しうるシステムは存在しない<sup><15></sup>。

帝国憲法を整備した藩閥勢力の側にこうした混乱の予想はなかったのであろうかという疑問がおこるが、藩閥官僚の側は予想外に楽観的であった。

例えば井上毅は1891（明治24）年の「憲法第六十七条意見」のなかで「議会ニ於テ憲法第六十七条ノ歳出ニ対シ痛ク節減ヲ加エントスルニ当タリテハ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ為ス可キカ之ニ答ヘテ前言ヲ繰返スベシ。曰上奏建議及法律案ノ提出是ナリ。上奏建議及法律案ニシテ採用ヲ得ルトキハ從テ予算ヲ改正スベキノミナラズ已ニ予算ニ於テ支出ヲ議決シタル歳出ト雖モ政府ハ之ヲ支出スルコトヲ得ズシテ議会ハ十分ニ其欲スル所ノ目的ヲ遂グルコトヲ有得ベキナリ」<sup><16></sup>として、67条の規定によって「政府ノ同意」なく「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リヌハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出」を削減することを制約された議会が、上奏権を行使することによっては最終的にそうした歳出に対しても削減を迫りうる可能性を示唆している。

もちろんこの井上意見書の全体の趣旨は、他の意見書と同様、67条を独自に解釈して「予算ヲ修正シヨリテ以テ行政組織及法律ノ由テ立ツ所ノ基礎ニ変更ヲ加ヘ」<sup><17></sup>ることに対する「同意」をさえ政府に迫る議会の行動を掣肘したものであり、議会上奏を奨励したものでは全くないが、そうであるにせよ議会が最終的に上奏権を行使すればそうした予算



の削減さえ可能であることを結果的に容認していることは第4議会が直面したような事態に対する何らかの対応策を考慮していたということも予測できなくはない。

管見のかぎりではこの点を明らかにする史料は存在しないので推測に頼らざるをえないが、天皇主権説の立場をとる井上の場合、天皇が上奏を裁定することを「悪例永く延いて帝室を政治以内に迎え奉り、尊厳を傷くこと容易ならざるものある可し」<18>と警戒した福沢と異なり、むしろ上奏に政治的裁定を下しうのような君主の政治的主体化を展望していたのかもしれない。

もっとも、伊藤博文が前年の明治25年に新党結成といった手段による事態への対応を迫られたこと<19>などを考慮に入れば、事態の深刻化に対する徹底した見通しは存在せず、したがって具体的な打開策は考慮されていなかったのが真相かもしれない。この点については後考をまちたい。

いずれにせよこうした対立を終息させるシステムが存在しないとすれば、それは対立勢力間の協調というデ・ファクトな調整による以外にはない。その意味で帝国憲法と整合的な（帝国憲法を前提にして政権を作動させる）手段は現実的な「官民調和」以外にはない。福沢が先に見た大隈憲法構想が否定された直後の1882（明治15）年に早くも「国会開設の準備、其事項甚だ多しと雖ども、最も肝要なる準備にして欠く可らざるものは、官民調和の一事のみなり」<20>として「官民調和」を最大の課題として指摘し、以後も再三強調したのは、この点を的確に予知していたがために他ならない。

だが、ここで改めて困難な論点に逢着する。なぜなら、「官民調和」体制とはあくまで「官」と「民」のデ・ファクトな調和という以上の意味を出なかったかぎり、帝国憲法下において可能なあらゆる政治体制のなかから、きわめて純度の高い超然主義と二大政党制（福沢が当初理想とし、坂野潤治氏が注目されたような<21>）を除いた以外のすべてのものを含み、いずれの形態の「官民調和」が帝国憲法ともっとも適合的であるかは不確定であったからである。後年「憲政の常道」と定式化されたような議会の多数を制した単独の大政党による純度の高い「政党内閣制」が議会制をひいた憲法の下では自然の趨勢なのか、あるいは議会制を前提としつつも行政の自立性を尊重した帝国憲法の下にあっては連立内閣がよりその理念に忠実なものなのかは必ずしも自明ではない。

しかもここには、帝国憲法の性格の両義性も関与していた。第55条の各国務大臣単独輔弼の規定に象徴されるように、明文規定においては行政権力の分立を定式化していた点において、帝国憲法は明確に反「政党内閣」的理念に立脚していた。しかしまさにそれゆ

えにこそ、「政党内閣制」という憲法外のシステムを援用し、行政権力の分立性を克服することなしには現実に政治権力は円滑に機能しないという逆説を内包していた点に帝国憲法の特性があった。「政党内閣制」の是非は本来は政治力学上の問題ではあっても（それゆえにこそ）、明確に反「政党内閣」的理念に立脚した帝国憲法の存在は、「政党内閣」の弊害認識が蔓延した場合、「政党内閣」批判の後ろ盾ともなった。

後年、議会の多数党が政権を担当するという「政党内閣制」が「憲政の常道」として定着したかに見えて以後も、後述するように、美濃部達吉が非選出勢力を含んだ中間内閣こそが憲法政治に最も合致したものとして議会の多数党による単独「政党内閣」を否定したことや、上杉慎吉が帝国憲法の理念を盾に「政党内閣」を攻撃したのは、この点に由来するものであった。つまり帝国憲法の存在は、逆説的にはあれ、その必然的帰結として「官民調和」を不可欠とする一方、「官民調和」のあり方をめぐって敵対する勢力（選出勢力vs非選出勢力）双方にとって対立勢力攻撃の論拠となり、より対立を深刻化（原理化）するという意味において、現実的には「官民調和」の実現を遠ざける側面をももっていたのである<22>。換言すれば、帝国憲法の存在は「官民調和」を政権作動の為の前提として要請する一方、現実的には「官民調和」の具体化の際の桎梏にさえなる側面を合わせもっていたのである。

この背理が選出勢力対非選出勢力の対立という政治的要因によって生み出されたものではなく帝国憲法に内在していた両者の政権構想を可能にする振幅に由来するものでもあったことは、帝国憲法を擁護しながら「官民調和」を模索した福沢の対応にも明瞭に示されている。福沢がほぼ終始一貫して「官民調和」の必要性を力説したことは前述したが、一方その具体化をめぐっては福沢の構想は概略だけだどってみても①元勳（一致）内閣<23>→②民党との連立<24>→③強力な政府党を基礎にした「政党内閣」<25>、というように変化する。もちろん福沢の構想は当初より強力な政府党の形成を媒介にした「官民調和」の追求という命題を軸に③に収斂していく流れのなかにあり、①～③の変化はいずれもその時点での政治的課題に即応した「官民調和」を模索したものであった。

こうした「官民調和」の追求それ自身を絶対化する一方で、その具体的方策をめぐって段階的変化を遂げたことは、決して目前の政治状況へ機会主義的に追随したためではなかった。あくまでそれは帝国憲法の拘束の下では「官民調和」を大前提とすることなしには政権は作動しないがゆえに、眼下の権力状況に柔軟に対応した「官民調和」を無理にでも構築することが帝国憲法の下で政権を現実的に作動させるためには不可欠という現実を福沢

が認識していたがためであり、その各段階の政権構想を異なった勢力が担った場合、対立の促進要因に転化するのである。

従前の明治憲法体制の確立過程を追跡した研究が、各政治勢力の自立的な対抗を強調しながらも、それらが「官民調和」へ向けて終息していく過程を鮮やかに描出しえたのは、この帝国憲法の両義性を巧みに分析過程にくみ込んだためである。

しかし、この帝国憲法の特性的な「官民調和」体制への政局の収束を説明するには当然無理がある。やはり藩閥勢力と民党の対立を終息させる政治過程の圏外からの別の圧力を分析のなかにくみ込むことが必要であろう。この圧力を分析の俎上に上げることが、政治システム構想の圏外から作用して政治システム構想を無力化する圧力の解明という先に述べた課題に答えることでもある。

この点に踏み込むためにももう少し詳細にこの論点を整理しておけば、そもそもなぜ藩閥勢力と民党との対立が縮小に向かうのかについてこれまでになされてきた説明は、①藩閥勢力が民党をとり込まざるをえなかった理由については、憲法上の規定から、民党を体制内に包含することなしには地租増租による予算規模の拡大が不可能であった、②民党が藩閥勢力の予算編成を容認した根拠については、(1)民党支持基盤のブルジョア化→地租負担の実質的軽減、(2)民力育成論(←地方利益要求)と政費節減を組み込んだ藩閥政府の巧みな対応、(3)民党の政権参入願望、といったものであった。②の(2)は民党の転換の外郭的条件であり、本質的要因ではなく、民党の転換をうながしたモメンタムとしては(3)が重視されている<26>。

しかしこの説明で問題となるのは、政権参入は民党にとって魅力であったとしても、それがなぜ旧来の方針を放棄せしめるまでの要因に拡大していくのか、藩閥勢力の側から言えば、なぜ民党の政権参入を容認してまでも地租増徴案を通過させる必要があったのかということである。

そこには何らかの圧力が作用しつづけているはずなのだが、従前の明治憲法体制確立過程論は、自立的な対抗関係を維持していた両勢力が最終的に対立に終止符を打つ根拠を「官民調和」を強いる帝国憲法の圧力に求めることによって論理の弁証法的な完結性をはかかったために、この政治過程の圏外から作用しつづける圧力を直接分析の過程にくみ込みにくいのである。いや、より正確に言えば、既にこの圧力が作用していることを当然の前提にして、論理の整合性と自足的な完結をはかかったために、この圧力をどうしても分析の埒外においた論の構成をとらざるをえないのである。

ではこの両者に政治的譲歩を迫る圧力とは何か。それには日本の国民国家化の特殊性が深く関与している。その特殊性は国家的地位の上昇（指向）と国力の脆弱性との間の落差として問題化（地租増徴の当否）しつつも、やがて軍事的強国化路線を推進する方向に政策の選択圏が限定されていったことである。その状況変化が国力の脆弱性に由来する争点（増租問題）を次第に伴吞していくこととなった。その意味で大きな転機となったのは言うまでもなく日清戦争である<27>。

ただ、たしかに具体的な政策レベルの総意を軍事的強国化路線へ向けて収束せしめたという意味での日清戦争の転機は大きいにせよ、それ以前に存在した独立への願望とその裏づけとなる国家的地位の上昇指向を無視してはならない。

そうした圧力を度外視しては、藩閥政権が福沢の唱えた対朝鮮・中国強硬論を結果的にせよ無視できなかった理由を、福沢系勢力によって喚起された「世論」の攻撃と政府部内における強硬派との対立を避け、政権の安定を維持するという内政的配慮としてしか説明できなくなる。

たしかに明治14年政変に失望した福沢は壬午事変を藩閥政府攻撃の好機と捉え、軍備増強実現のために「広く在野の人物を政府に容れる」ことを要求している<28>。しかしその内実は「若し或は其政党なるものが、相互に軋轢して平穩ならざるの萌もあらば、陰に陽に力を盡してその調和を謀り、無偏無党公明正大なる中央政府の旨を以て双方を説諭し、其過度の軋轢を鎮撫調和するこそ当局者の老手段なる可けれ。我輩が政府に望む所は唯この一事のみ。」<29>という穏健な「官民調和」の提唱であった。

また1884年12月の甲申事変以後の政策提言においても、福沢は政府の強硬外交姿勢を鼓舞しつつも、政体構想においては「今度朝鮮の事変こそ幸なれ、何卒此一挙に乗じて不調和の宿弊を一洗し去らんこと、誠に以て希望に堪へず」<30>とむしろ対外的緊張をも「官民調和」の機会として利用すべきことを提唱し、その実現のためには「政府に何人が居て何等の権柄を握り如何なる謀を運らすも、之に由て我々国民の目的たる国権拡張の一大義を誤らざれば、夫れにて沢山なり」<31>として政府攻撃に対しては抑制的であった。

福沢の政体変革への提言がこうした「官民調和」の実現にあったかぎり、それは井上馨らの路線と決定的に対立するものではなく、また藩閥政府を徹底的に追いつめるものではなかった。もっとも、こうした「官民調和」主義は内閣連帯責任制と首相権限の強化を柱にした「政党内閣制」への要請へと発展する契機を秘めてはいたが、それも藩閥政権への打撃は少なかった。なぜなら、むしろその「政党内閣制」は、国会開設を目前にした「兎

にも角にも現政府の政治員が同心協力して様々に方略を運らし、遠近の人心を籠落して議場に多数を占むるの用意専一なる可し」<32>という提言にも示されるように、強力な政府党主導の議会支配を奨励するものであったからである。

また福沢の強行外交→軍備増強論の圧力も、それが一貫して地租軽減反対論と増税論をともなっていたかぎり<33>他の「世論」を広汎には糾合できるものではなく、限定されたものであった。すなわち、この段階での福沢の政体構想、強硬外交への提言はいかなる意味においても藩閥政権にとって直接の政治的脅威となるようなものではなかったのである。

にもかかわらず、藩閥政権が次第に福沢の提唱する対朝鮮・中国への強硬姿勢に傾斜していったのはなぜであろうか。それは福沢の政論の論理的構築性が直接藩閥政治家を説得したということではもちろんない。むしろ対朝鮮・中国強硬論のなかに国民国家としての日本の自立化の限界的手段性を見越した福沢のビジョンを最終的に藩閥政府が超ええなかったということである。換言すれば、福沢の対朝鮮・中国強硬論は明治国家が国民国家として自立化するための限界手段を道破するという究極のイデオロギー暴露であったがゆえにこそ、むしろ藩閥政府の究極のプラグマティズムと合致することになったのである。

福沢が対朝鮮・中国強硬論のなかで再三朝鮮・清国の行為の「不当性」、近代国家としての「不適格性」を強調しているのはあくまで日本の行為を正当化するための粉飾にすぎず、それによってなぜ対朝鮮・中国強硬論が合理化できるのか、福沢の「論理」は大きな「空白」を残している。よしんば当該時期に朝鮮・中国の近代化の可能性が乏しかったとしても、それを根拠に対朝鮮・中国への膨張が合理化できるものでないことは福沢自身自覚しなかったはずはない。したがって重要なことは、なぜ「空白」部分が残っていたかということよりも、そうした「空白」を残したまま、なぜあえて対朝鮮・中国強硬論を鼓舞するという「飛躍」を行ったのかということである。この点に迫るためには、福沢の論説を詳細に分析、追跡するという方法では不可能である。なぜなら、その対外強硬論の背後には国家的独立化への願望という明示的に言説化されにくいモメントが潜伏しているからであり、さらには自国の独立化のために他国を圧服することはいかなる論理をもってしても合理化することは不可能だからである。

残された方法は、福沢の対朝鮮・中国強硬論の背景となった環境因を検討し、この「空白」の意味を再構成していく以外にはない。それには、当該時期の東洋社会のなかで、国家的独立を達成する条件がどのように理解され、どのような圧力として作用していたのかということ考察することが不可欠である。

そのためには、今少し福沢の対朝鮮・中国強硬論の真相を踏み込んで解釈する作業が必要であろう。

## 2. 対朝鮮・中国政策の真相と「官民調和」

福沢の対外強硬論の本質が以上のようなものであるかぎり、その究極の由来と目的が直接明示的に言説化されることはほとんどない。したがって残された方法は福沢の対外強硬論の粉飾を順次剥ぎ取り根底にある発酵源に迫る以外にはない。

次の『時事小言』の言説に明らかなように、当初福沢が自らの対アジア政策の基調を「アジア連帯論」として押し出したことはよく知られている。

…方今東洋の列国にして、文明の中心と為り他の魁を為して西洋諸国に当るものは、日本国民に非ずして誰ぞや。亜細亜東方の保護は我責任なりと覚悟す可きものなり。…今西洋の諸国が威勢を以て東洋に迫る其有様は火の蔓延するに異ならず。然るに東洋諸国殊に我近隣なる支那朝鮮等の遲鈍にして其勢に当ること能はざるは、木造板屋の火に堪へざるものに等し。故に我日本の武力を以て之に応援するは、単に他の為に非ずして自ら為にするものと知る可し。武以て之を保護し、文以て之を誘導し、速に我例に倣て近時の文明に入らしめざる可らず。或は止むを得ざる場合に於ては、力を以て其進歩を脅迫するも可なり。輔車相依り脣齒相助くるとは、同等の国と国との間には通用す可しと雖ども、今の支那朝鮮に向って相依頼せんことを望むは、迂闊の甚だしきものと云う可し。何ぞ之を輔と為し又脣と為すに足らんや。今日の要は何等の方便を用ゆるも、唯之を誘導して我と共に運動を興にする程の国力を附興し、以てその輔たり脣たるの実効を奏せしむるにあるのみ<34>。

文中で強調されている西洋の脅威が福沢の誇張にすぎないことはすでに先行研究によって明らかにされているが<35>、そうした誇張をあえて行なったのは「アジア連帯論」を「アジア独立論」へと誘導することによって日本の主導力を前面に押し出す狙いに基づいていることは、文中からも明らかであろう。

甲申事変以前の福沢が朝鮮の親日派への援助を足がかりに、朝鮮の内政改革と「独立」への主導権を握り、日本の朝鮮に対する影響力の強化を企図したのは、この「アジア連帯

論」の具体化であった（というよりむしろ具体的な朝鮮政策の狙いを定式化したものが「アジア連帯論」）。壬午事変の処理をめぐって福沢が「事の全面的成行を見れば、今回朝鮮国において我日本の国旗を汚辱したる者は、朝鮮の政府に非ずして其国の乱民なり。」<36>として朝鮮政府自体と全面的な対抗関係に陥ることを抑制したのは、日本が対朝鮮政策をめぐって主導権を維持しうる親日派政権樹立への可能性を温存するためであった。

しかし、「アジア連帯論」と対朝鮮政策構想がこのように相補的なものであった一方で、対中国政策と「アジア連帯論」の関係をめぐっては、むしろその対朝鮮政策を温床にして次第に不調和が表出することになった。すなわち壬午事変以後の朝鮮への清国の対応に対して福沢が随所で警戒感を強めはじめたかにみえることがこれである。福沢は「…目下朝鮮国の内政を推察しても、支那政府より大に其内政に干渉するときは、韓廷は之に依頼して内の調和を助るに都合宜しき事情あるが如し」<37>といったように事変を機にした清国の朝鮮への支配力の浸透という、日本にとっての不利な状況到来を予測するなかで「虚妄自大の満清が其虚を忘れて実に自ら強大なるものと信じ、今回の事変を奇貨として大に朝鮮の内治外交に立入り、朝鮮国は我属国なり、朝鮮政府は北京政府の別府なり、属国別府に起りたることは本国本府にて処分すること当然なりとの口実を以て、朝鮮も亦敢て其所属を甘んじ、支朝合して陰に我れを敵視し、恰も支那の政府が横合より出でて主人の体を為さんとするの勢あるも計る可らず。」と最悪の事態を想定し、そうした場合は「支那政府は乱を好んで敵を求めるものなれば…国権をかかげて敵を避くる程の卑屈に沈むこと能はず。且又諸外国人の所視力所評もあらんなれば、世界中に我日本の対面を失うて支那の妄慢を逞しうせしめんよりも、寧ろ彼の所望に応じて戦を開き、東洋の老大朽木を一撃の下に挫折せんのみ。」<38>と強硬手段行使の必要性さえ示唆した。そしてその上で「和戦の二途何れに帰す可きやは、唯支那政府の意見如何に在って存するものなりと云わざるを得ず」<39>として清国を牽制した。ここには、壬午事変以後の対朝鮮問題は、もはや対清国問題として捉え直されているとあってよい。福沢が壬午事変事後処理の過程で最も恐れたのは、朝鮮国内における親日派勢力の影響力失墜それ自体よりも、それが清国の支援の下に成し遂げられ、その結果恒常的な親清国派政権の誕生という形で日本の影響力が消失することであった。福沢が壬午事変後の対外政策論のなかで朝鮮は独立国であることを随所で強調したのは<40>、清国の介入を阻止し、独立を後援する日本の優位を清国に対して押し出すためであった。

甲申事変以降、朝鮮内政改革派勝利の可能性の消滅が引き金となって福沢の「アジア連

帯論」は周知の「脱亜論」へと転化するが<41>、そのなかで福沢が「我国は隣国の開明を待て共にアジアを興すの猶予あるべからず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の解釈に及ばず、…我れは心に於いて亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」<42>として清国・朝鮮との接触の「謝絶」を宣言したのは清国に対するより直接的な警戒感が背景となっていた。そしてこれは西欧近代国家と同じ論理で清国に対応するということの言明であった

そうであるかぎり、こうした清国に対する警戒感は壬午事変処理の過程で表出し、甲申事変以降深化するとはいえ、対朝鮮問題を起点とするものでは必ずしもない。この点に関して注目しなければならないのは壬午事変以前に福沢が『時事小言』のなかで「憐れむ可し、我外務卿、もしも我々人民の協力を以て、数十万の常備兵を養い、数百艘の軍艦を作て、武威を海外に輝すあらば、外交百般の関係は立ちどころに面目を改めて、條約改正の如き唯一朝の談判を以て其終局を見る可きのみ、安ぞ坐して区々の不如意を歎ずるを為さんや」<43>として軍備増強を奨励していることである。『時事小言』の執筆時期が明治14年以前ということをおぼろげに勘案すれば、単に藩閥政府攻撃の材料に軍備増強論を利用しているだけとは思われない。その理由として福沢は表面的には「今西洋の諸国が威勢を以て東洋に迫る其有様は火の蔓延するものに異ならず。…不幸にして一旦此国土が西洋人の手に落ちることもあらば、其時の形勢は如何なる可きや。我ためには恰も火元を隣家に招きたるものにして、極度の不祥を云えば、日本国の独立も疑なきに非ずや」<44>というような西洋の「脅威」を上げている。しかしここで述べられている西洋の「脅威」はあくまで抽象的な「脅威」にすぎず、軍備増強を火急のものとしねばならなかったほど具体的にさし迫ったものでなかったことは、これまでの研究が明らかにしている通りであり<45>、再説するまでもない。

であるならば軍備増強論はあくまで長期的な強国化を目標としてもものにすぎないか、あるいは直接清国を対象としたものと見なさざるをえないであろう。しかし緊迫した危機としては存在しない西洋の脅威をあえて誇張してまで福沢が力説した軍備増強論の目標が単に長期的な強国化のためだけとは考えにくい。やはりここに清国への対抗姿勢を看取すべきであろう。壬午事変前の福沢の論説には清国は儒教的観念の拘束によって近代化に立ち後れ、またその成功の見込みもない停滞国家、軍事的弱体国家であるとする言説が散見するが、壬午事変以後においては一転して「…世界の強国、今日は唯西洋に在りと云うと雖ども、今後十数年の氣運に於いて東洋又一強国を出現するなきを期す可らず。我輩の所見



においては支那国、即是なり」<46>という清国強国論が支配的となる。

しかし清国が「一強国」であったのは特に壬午事変を転機にしてではなく、したがってこうした福沢の対清国観が壬午事変を機に急転したものと考えるのは考えにくい。清国停滞論か清国脅威論のいずれか一方を福沢があえて操作して述べているとみるべきであろう。ここで注意すべきことは、清国停滞論が清国停滞を強調することによって「…方今東洋の列国にして、文明の中心となり他の魁を為して西洋諸国に当るものは、日本国民に非ずして誰ぞや」というようにアジアにおける日本の主導性を強調する「アジア連帯論」の一環であったということである。一方、福沢の軍拡要求は終始一貫したものであったことを考え合わせれば清国脅威論に福沢の真意があり、軍拡要求（福沢がどこまで現実的に考えていたかは別にして）は直接清国を対象に提起されたと考える以外にはない。清国が軍事的弱体国家であれば、あえて軍拡を強行する必要もないわけである。

清国脅威論に裏づけられた清国への対抗姿勢が一貫したものであったとすれば、「アジア連帯論」についても再考の必要が生じる。つまりそれは朝鮮との「連帯」を企図したものであっても、清国との「連帯」を意図したものではなかったということである。さらに言えば、日本が朝鮮内政改革派と提携することによって朝鮮の内政に対する影響力を強めることを「連帯」という名分の下に正当化し、まさにそのことにおいて清国の朝鮮に対する触手と朝鮮内親清国派の清国への依存を牽制する論理が「アジア連帯論」であった。

福沢の真意が軍拡推奨に象徴されるような清国への対抗姿勢にあったとしても、清国を武力的に制圧することは非現実的であり、又実質的には清国が軍事力において日本を凌駕していることを認識していたかぎり、日本が清国に対して優位に立つ現実的手段は、朝鮮内政改革派との提携を深め、朝鮮独立を側面援助し、親日派政権を樹立することによって大陸政策の恒久的足場を固めていく以外にはなかった。

もっともこの段階でその後の大陸政策の具体的ビジョンについて明確な見通しが存在したわけではなかったが、対朝鮮政策はあくまで清国への対抗において優位に立つという目的に従属したものであった。いかに福沢の対朝鮮政策に関する論説を精査しても、あえて日本が朝鮮の内政改革に関与し、独立を援助する最終的な根拠が見当たらないのは、こうした対朝鮮政策の手段性に由来するものであった。そして「アジア連帯論」は朝鮮との名分的協調の促進を媒介にして清国を牽制するという狙いを盛り込んだ便法であったからこそ、甲申事変以降、朝鮮内親日派政権樹立の可能性の消滅とともに「我国は隣国の開明を待て共にアジアを興すの猶予ある可らず」<47>として朝鮮・清国への関与を拒否する「脱

亜論」へと転化したのである。

もちろん福沢は「脱亜論」への転換以後ただちに清国との直接武力対決を想定していたわけではないが、清国への対抗姿勢は朝鮮政策を媒介とせずに直接対峙の方向へと傾斜していくことになった。

だが、ここで我々は改めて難問に直面する。それは、対朝鮮政策は清国への対抗姿勢に由来するものであったとしても、では清国への対抗意識はなぜ生じるのかという問題である。

まず第 1 に、甲申事変以降、清国の朝鮮支配への強い意欲<sup>48</sup>が福沢の危機感を深めることになったとはいえ、それでは「アジア連帯論」のなかにすでに存在した清国への対抗姿勢を説明しきれない。また清国が清仏戦争のさ中に日本との直接的な戦争に入ること警戒していたとすれば、もはや福沢の清国への対抗姿勢は必ずしも清国の具体的な動向に左右されたものではないということになる。

第 2 に、ではこれを福沢の文明論のなかに求めることは可能であろうか。福沢は随所で文明化の成熟度において清国には朝鮮を主導する資格はなく、日本がその任にあたるべきことを強調しているが、もとよりこうした言説の大部分は朝鮮への関与をめぐる日本の主導権を正当化するためのイデオロギー的粉飾にすぎない。また、たとえ日本が文明化において清国に先行していたとしても、なぜ朝鮮政策を足がかりに清国を圧伏することが必要なのか、ここには大きな「飛躍」があり、これをもはや文明化の優劣意識から説明しきることは不可能である。

ではなぜ、そうした「飛躍」をなしてまで清国への強硬姿勢を鼓舞しなければならなかったのか。これを政治・外交史の具体的局面分析と福沢の言説の変化とを重ね合わせていくことによって解こうとしても、依然として解析しきれない「空白」部分を残すだけである。

この「空白」の意味に迫るためには、中華秩序と万国公法の両秩序の圧力の狭間で国家的自立化を遂げる条件は何であったかという環境因を考察する以外にはない。

### 3. 語られざる「独立構想」と権力国家論

この点に踏み込むにあたって避けて通れない問題点は、日本が国民国家化する現実的条件は何であったかということである。元来国民国家は、関係性の網の目の中で間主体的にのみ自己の存在を維持し得るというダイナミズムを背負っており、その存在は対立・葛

藤を含みながら他の国民国家群と存在論的に共生的であるという特質をもっている。そうした国民国家相互の関係を秩序化したものが万国公法であった。一般的に国民国家化の成否は、この万国公法が支配する国際秩序への主体的参画と国内権力の整備という2つの条件が大きな鍵となるが、日本の場合、前者の契機が後者を促したところに大きな特色があった。それゆえ西欧諸国が構成する国際秩序に参入するに適合的な権力編成と国民統合を事後的に模索するという事態が避けられなかった。福沢が「官民調和」の必要性を繰り返し提唱したのは、この事態に対応するためには強力な権力の迅速な編成が不可欠であり、そのためには「官民調和」しかありえないという認識を抱いていたためであった。

しかもここで注意を要することは、日本が西欧諸国の圧力に直面したとき、万国公法が支配する国際秩序はすでに厳然と存在する強力な秩序であったことであり<49>、日本がそれを改編する余地はなかったということである。したがってそれに参画する方向を選択するかぎり、それに耐えうる強国化を成し遂げることと、そのために最も適合的な権力形態を執拗に模索することが必要であった。福沢の構想において強国化を一貫して追求する姿勢と権力形態への柔軟な（機会主義的な）探求が共存しているのはこのゆえに他ならない。

ではなぜそもそも万国公法が支配する秩序に参入する方向を選ばなければならなかったのかということが当然問題となる。この問いに答えるためには、そもそも万国公法が支配する秩序とはいかなる特色があったのかということに触れておく必要がある。

万国公法とは、言うまでもなく西欧諸国家間の外国交際の理念と様式を規範化したものである。そのかぎりではまぎれもなく弱肉強食のリアリズムを背景とし、潜在的暴力性を秘めた秩序に他ならなかった。だがそのリアリズムの受容がそこに参入するほとんど唯一の資格要件であったという点において、弱小国に対しては抑圧的に作用する一方、一定の包括性と開放的外観を備えた秩序でもあったことに注意する必要がある。この両契機は本来複合的に周辺諸国に作用するが、日本のような西欧の影響力が微妙に作用する周縁地帯に置かれた国においては、前者の脅威から逃れるために後者の可能性を活用せんとする衝動が優位になる傾向は避けがたかった。福沢が「…所謂自国の独立とは、我國民をして外国の交際に当たらしめ、千磨百錬、遂に其勢力を落とさずして、恰も此大風雨に堪ゆ可き家屋の如くならしめんとするの趣意なり。…今日の外国交際は、適宜にこれを処すれば我民心を振起するがために恰も的当したる刺激と為る」<50>として「外国の交際」を「自国の独立」の機動力として活用しようとしたのは、このリアリズムを見通していたために他ならなかった。

万国公法の下での外国交際に参加することは、自国の国民のエネルギーを順当に引き出すためにも必要であった。なぜなら外国交際が前提とする「強国化」によって国民の能動性を引き出すために不可欠な国民の欲望を解放し、その上で万国公法の下での「生存競争における勝利」という「目的」を設定することによって国民に強制を実感させずに「節制」を強いることが可能になるからである。言うなれば、福沢が随所で強調していた「富国化」と「節制」という 2つの課題を統一的に達成し、国民のエネルギーの喚起と方向づけを円滑に推進するために必要であったのが万国公法の下での外国交際への参画だったのである。

ただこの万国公法はむしろその開放的、包括的外観ゆえに、そこに包摂される世界とその外側の世界を峻厳に区別せずにはおかない排他性を合わせもっていた。つまりその「開放性」と「包括性」ゆえに、その秩序の内部では他の秩序の並立と介入が許されず、その秩序内への参入を試みるかぎり、弱肉強食のリアリズムを自らの内に内面化しなければならないという厳格な弁別作用を秘めたものが「文明諸国家」によって取り結ばれた万国公法の秩序であった。

そうであるかぎり日本にとって富国化と強国化の諸要件を早急に整備することによって「文明国」としての外観を整える一方、東洋世界においてその秩序の「普遍性」に開眼した「先覚者」として東洋世界のなかにもその秩序が貫徹しうることを主体的に「証明」してみせることが必要であった。それは現実的には東洋社会における中華秩序に挑戦し、その主体であった清国に対して優位に立つ以外にはなかった。

早期的に確立したこうした意味での清国への潜在的対抗意識を踏まえることなくしては、壬午事変後の清国の李鴻章非難の主張が「近来頻りに朝鮮の国事を苦慮して、其日本に接するの政策を口伝するものは、内実朝鮮の利益を謀るに非ず…唯其朝鮮の不明頑固を奇貨として日韓の交際を離間し、以て我日本を東洋社会の外に排斥して、亜細亜の全権を大清の一手に掌握せんとするの真意には非ずや」<sup><51></sup>というように清国の対朝鮮政策の内容それ自身よりも、それを足がかりにして「亜細亜の全権を大清の一手に掌握せんとする」清国の「深意」に向けられたことは理解できまい。

そして清仏戦争における清国の敗北によって一時的に復活のきざしがみられた「アジア連帯論」(→「アジア改造論」)の可能性が、清国の介入のために朝鮮国内親日派政権擁立の見通しがとざされたことによって消滅した時、福沢は朝鮮政策を足がかりとせず清国と直接対峙する意向を不可逆のものとして明確にしたのである(→「脱亜論」)。そこに至って清国に対して優位に立つという課題は「支那と戦ひて勝たざれば、我日本は自今

永く支那の陵辱を蒙るのみならず、世界各国のために侵辱せられ、到底国の独立を維持すること能はざるべく、これに勝てば我日本の国威忽ち東洋に耀くのみならず、遠く欧州列強の敬畏するところとなり、治外法権の撤去は申す迄もなく、百事同等の文明富強国として、永く東方の盟主と仰がるなるべし」<52>として一層喫緊のものとして強調されることになった。こうした清国への対決姿勢を鼓舞した福沢の論説は、「アジアにおける主導権」を確保することによってしか西洋に認知されえないという限界認識に根ざした切迫感に裏づけられていたがゆえに、それはしばし西洋への対抗をさえ仮想した言説によって補強されることにもなったが、明らかに福沢は日本を西洋の側に組み入れる立場をとっており、それは「アジアにおける主導権」を確保することによって西洋に認知されうるという期待と相即していた。そしてその唯一の手段が清国を凌駕することであり、ここにおいて対清強硬姿勢は独立への展望と不離のものだったのである<53>。

もっともその手段たる清国を圧倒すること自体も不確定な展望にすぎなかったにもかかわらず、それが西洋によって実質的独立を容認されうる唯一の方策として切迫したものであっただけに、「今回朝鮮事変破裂して果して日本支那両国の戦争となることあらば、我輩は断言して日本の勝利必然なりを保すべし」<54>と日本は軍事力において清国を打倒しうる力量を備えているとして対清強硬姿勢が鼓舞される一方で、「我国今日の軍備は、…尚我輩をして之を拡張するの必要を感ぜしむ」<55>として清国打倒のためにこそ軍備拡張を強固に推奨するという操作的な便法が駆使されることになった。

福沢の対外観とスタンスを見きわめにくくしているのは、こうした意図的な操作論法ゆえであるが、このこと自体清国を圧伏するという課題が福沢にとって切実なものであったことを示している。清国が本来強大国と認識されていたことは、一貫して海軍拡張を含んだ軍備拡充の必要性が強調され（その実現可能性は別にして）、地租軽減要求が攻撃されたこと<56>にあらわれている。

福沢にとって政権構想はもはやこうした政策課題に従属するものであった。甲申事変以降、「官民調和」の具体化の必要性をより強調しはじめたのは<57>、単に交詢社系勢力の政権参入をめざすという戦略ゆえのことではなかった。最初期の英国型二大政党制構想から「官民調和」への転換を「政治的自由主義の挫折」と見る見解は成り立つが、一方で福沢が比較的容易に「官民調和」に「転換」したことも、また「転換」以降、立憲主義の堅持を標榜しつつも、具体的政権構想を順次変えることに大きな抵抗がなかったことも無視できない。

もっとも、後発国型国家においては国民の政治的「自由」や「平等」を押し止どめたまま独立へ向けて権力の集中をはかることが最重要の課題となり、それが断えざる外向性を帯びることがある程度避けがたいとはいえ、それが宿命的に不可避なものかは、必ずしも自明のことではない。

ただ福沢はこうした方向性に抵抗したのではなく、むしろこの方向性に順応し、その積極的な推進を試みた。その意味で福沢の政論は形成期明治国家のイデオロギー暴露であるとともに、そのイデオロギー的粉飾であった。

福沢の文明論の意匠を剥げば、それはほとんどすべて権力の効率的集中と、独立へ向けたその効果的索条化という「力の論理」に彩られている。福沢にとっての「文明化」とは究極において独立に奉仕する「力の論理」の貫徹を合理化し保障するためのものであった。いみじくも福沢は『文明論之概略』のなかで「…独立を保つの法は文明の外に求む可らず。今の日本国人を文明に進るは此国の独立を保たんがためのみ。故に、国の独立は目的なり。国民の文明は此目的に達するの術なり。」<58>と述べているが、福沢の文明論を「力の論理」に押しとどめた根拠は、この独立の課題に対する文明の手段的従属制であった。

では福沢はその「独立」の先に何を見ていたのか。これに関して福沢は「人或は云はん、人類の約束は唯自国の独立のみを以て目的と為す可らず、尚別に永遠高尚の極に目を着す可しと。此言真に然り。人間知徳の極度に至っては、其期する所、固より高遠にして、一国独立等の細事に介々たる可らず。」<59>とその問いの妥当性を承認した上で、「今の世界の有様に於て、国と国との交際には未だ此高遠のことを談ず可らず、若し之を談ずるものあれば之を迂闊空遠と云はざるを得ず。殊に目下の日本の景況を察すれば、益事の急なるを覚え又他を顧るに違あらず。先づ日本の国と日本の人民とを存してこそ、然る後に爰に文明の事をも語る可けれ」<60>と日本の歴史的段階の限界性（「目下の景況」）ゆえに、独立の先により高次の目的を展望しうる段階ではないとして、自ら口を閉ざしてしまう。だが力の論理の貫徹を保障するために文明論を援用した福沢にとって、この問いに答えることは、歴史的段階の限界性を克服した後においても困難であったであろう。

それ以前に福沢にとって「力の先進性」すら現実ではなく、達成すべき課題にすぎなかった。そうであればこそ、日本の「先進性」を誇示する態度だけに徹しきれず、時に応じて朝鮮・清国の「後進性」を過度に強調するという手段を援用せざるをえなかったのである。福沢が朝鮮・清国の「後進性」を非難する際に引照されている基準は西洋近代国家であって、日本はあくまでそのスタンスにおける西洋との近接性から朝鮮・清国の「後進性」を

論難しえたにすぎなかった。

このように「征清」へと行き着かざるを得ない福沢の言説は、先に見たような万国公法の理念に基づいた西欧国家間の国際秩序に準拠しようとする姿勢と表裏一体のものであった。ただここで再度注意しておきたいことは、万国公法の理念それ自身は、たとえ現実には弱肉強食のリアリズムを背景にしていたにせよ、必ずしも「外征」を必然化するものではなかったということである。

しかし現実には、万国公法の理念に準拠する姿勢を定めたことと「征清」論とは連動していた。このことは、万国公法の理念を東洋社会に持ち込んだ場合、外征論を誘発するモーメントが発生するということを示唆している。

そこで改めて想起しなければならないのが、先ほど述べた弱肉強食のリアリズムを背景にしていたがゆえの「求心性」と「開放性」が生み出す排他性である。この開放的外観を楯にすることによって、万国公法は自己の秩序の包括性を押し出すとともに、その外部世界の秩序に対してはきわめて不寛容な秩序として機能することになった。それゆえ中華秩序の外縁部分に位置した日本の場合、万国公法の秩序に参入する方向を選択することは、中華の秩序を自立的に打破する以外にはなかったのである。本来「脱亜」ということはあくまでアジア的秩序から脱して西欧国家の行動原理に準拠するという以上のことを意味しないはずであるにもかかわらず、先に見たように現実には「征清論」へと転化しやすい可能性を色濃く帯びていたのはこのゆえに他ならない。もちろん具体的な軍事行動の発動に関しては各局面での当事者の決断が契機になっていることは言うまでもないが、日清戦争に至るまでの日本の対外行動を大局的に方向づけていく圧力として、右の点が大きく作用していることを度外視してはならない。言うなれば、万国公法の「不寛容性」に甘んじず、その「寛容性」を享受しうる立場に自己を押し上げるために「征清」と言う方向を選択するというのが当該時期の日本の基本路線だったのである。

こうした背景状況と重ね合わせれば、福沢の対清強硬姿勢への執着は、原理論としても実践論としても明治国家の行路を過剰に暴露したものであったといえよう。そうであったがゆえにこそ、藩閥政府の側も時にその過剰に対して抑制を迫られながらも<61>、最終的にそこに込められた命題を追認していかざるをえなかったのである。

そして先述したように、「官民調和」の提唱がこの対清強硬姿勢への執着と密接に関連していたことは、国家的独立のために、寡頭支配ではないにせよ、権力の集中が追い求められたことを示している。そこで想定された「官民調和」の主眼的狙いは民党と藩閥政府

とのデ・ファクトな権力的調和によってあらたに「官」の権力を再構築することであり、政権交代を視野に入れた政党内閣制をシステムとして定着させていこうという発想とは次元を異にしていた。それは後の「政府党」構想の布石となるものであり、政治的底辺の一定限度の拡大という限定された「平等」化指向をともないつつも、むしろ政権交代を想定した政党内閣制をシステムとして定着させる可能性を実質的に排斥しかねないものであった。換言すれば、国民の政治参加をめぐる「平等」化を限定的に容認しつつも、政権選択をめぐる「自由」を否定したのがここでの「官民調和」構想に他ならなかったといえよう。

そうであるかぎり国民の「自由」とそれを保証する条件である政治システム構想が発想の次元で未発に押し止どめられたのは、「征清」を手段にした国家的独立構想に大きく規定されたためという他はない。これは後に述べるように、中国ナショナリズムに一定の理解を示した吉野作造が国民に政権選択の余地を与える二大政党制を構想しえたことと鮮明な対照をなしていた。

このように国家的自立化構想と密着していたがゆえにこそ「官民調和」構想は、後の原政友会内閣に象徴されるように、体制の運用理念として強固に定着していくことになった。二大政党制を柱にした吉野の構想が常に反体制的な「理想主義」として自己の個性を明確にしていたのはこのゆえに他ならない。

そこで次に、福沢の「官民調和」構想が、後の原政友会内閣の体制理念につらなるものであること、さらには吉野の提起した「理想主義」の意味を理解するために、藩閥勢力と民党とのデ・ファクトな権力的調和を趣旨とした「官民調和」構想が、強力な政府党の統合力を媒介にした議会を支配しうる「政党内閣制」構想へと推移していったことを確認しておくことが必要となる。



## 第2章 「官民調和」と強力政府党

前章でみたような要因と経緯によって「官民調和」論に傾斜していった福沢は、その具体的方策として最終的には強力な政府党の形成が不可避であることを提言するに至った。少し長いが大事な箇所であるので引用してみたい。

…現政府の当局者が増税案を議会で提出したるは実際にその必要を認めて実行を期したることならん。その方法の利害得失は姑く擱き。増税の一事は国家の経営上止む可らざるの処置なるにも拘らず、議会に於ては一切否決の勢を現わして、政府の計画は成立の見込みなく、遂に今度の解散を見たる次第なり。然らば更に新議会を開て更に提出したらば如何と云うに、今の政界の有様に於ては幾回開会して幾回提出するも到底通過の望はある可らず。我輩の鏡に掛けて見る所なり。…当局者にして既に藩閥の頼む可らざるを悟りたらんには、何ぞ更らに一步を進めて正々堂々議会に多数を制するの決断に出でざるや。国会の議場に公然政略を闘わすの場合に、区々たる手段を運らして内々議員を操縦せんとするが如き小策は到底効を奏す可らず。毎度の実験に徴して明白なる所なれば、政権の維持は政党の力に依り、議会に多数を制するの外なしと覚悟して、大に決心せざる可らず。当局者にして果して茲に決心するときは、或は身を挺して既成の政党に投ずるも差支えなけれども、今の進歩党と云い、自由党と云い、また国民協会と云い、自から政党の形を成しながら其勢力尚お微にして未だ議会に多数を制するものを見ず。目下の政界は正に新政党組織の好機会にこそあれば、当局者たるものは、此好機会に乗じ、大に運動してその組織に従事し、次期の議会には自から多数を制して他を圧倒し去るの覚悟を定め、先づ今度の総選挙より着手す可し。我輩は此方法を外にして政権維持の工風あるを知らずく 1)。

また福沢は別の箇所では、政府党を形成した後に選挙にのぞんだ場合の「勝利」の目算と、それを確実にするための政府の積極的対応を次のように具体的に懇懇している。

…当局者が身軽に出掛けて広く天下の人に接し、東西南北、至る所に演説を催おすなどして、政府の主義政略を発表し、新に同志の政党を募るの覚悟を以て熱心に奔走す可し。その主義政略は敢て新工風の必要なし。目下の国勢に徴して増税の止む可らざる理由を

明にすれば、今度の解散は其曲、議会に在るの事実も随て明白なる可し。…今度の議会の挙動に就いては、世間に其乱暴無法を厭う者も少なからざれば、政府の一挙、能く多数の賛成を得ること疑う可らず。…今の政府の元老輩が力を合せて熱心奔走したらんには、一大政党を組織し得て政略を行なうが如き、誠に容易のみ。時機既に熟す。須らく奮起して自から政党内閣の初幕を開く可し。片時も猶予す可らざるなりく 2>。

こうした強力な政府党を喫緊に形成する必要性を福沢が強調するに至った直接の契機は、引用中にもあるように、1898年 6月10日、第12特別議会において自由・進歩両党が提携して地租増徴案を否決し、衆議院が解散を命ぜられたことであった。軍事費確保のために酒税の増税の強行を主張していた福沢にとってこれら民党の行動は絶対に容認できるものではなかった。

両民党がこの協調を足場に合同し、憲政党を結党したことに危機感を深めた伊藤首相は自ら政府党を結成して対抗することを企図するが、山県の反対などによって挫折するに至る。

この福沢の政府党結成への提言は、直接伊藤の動きとどこまで連携をとっていたかどうかは別にして、この伊藤新党構想への支援を目的にしていたことは、右の引用の翌日の『時事新報』紙上の社説「政府党組織の好機会」において「政府はいよいよ政党組織に決心し、各員一同力を合せて大に運動す可しと云う。其決心甚だ可なり。既に憲法を發布して立憲政の実を見ながら、政府が政党外に超然としてその地位を保つが如き、到底行なわれざる沙汰にして、政党内閣の成行は実際に免かる可らず。当局者が今に至りて決断したるは既に晩きの感なきに非ざれども、目下の時勢は正に政府党組織の好機会と云わざるを得ず。…既に政党運動に決したる上は前後左右を顧みずして飽くまでも進む可し。」く 3>と激励していることに明白である。

ところが注意すべきことは、一方で福沢は結党したばかりの第 1次大隈内閣に対しても「大隈板垣の二伯を始めとして孰れも政党出身の輩なる中に、只陸海軍のみは前当局者が其まゝ留任とは聊か奇観に似たれども、是れは政界変遷の時代に止むを得ざる現象にして、全体の上より見れば先づ政党内閣の形を成したるものと云わざるを得ず。目出度き次第なりと申す可し。」く 4>と賛辞を送っていることである。このことは福沢の政府党もしくはそれを母体にした内閣への執着は必ずしも強固なものではなく、藩閥官僚の超然内閣でさえなければ民党の手による「政党内閣」でも問題ではなかったということを示しているの

であろうか。

決してそうではなかった。あくまで福沢は政府党を要請する重要な根拠の一つであった議会での多数制覇という条件を「尊重」するかぎりにおいてのみ「議会で多数を制し得ること慥な」新政府を当面支持してみせざるをえなかったにすぎない。しかもこの条件さえ福沢にとっては、いずれ政府党が議会で多数を掌握した際に自らの政権の正当性を保障する重要な要件ではあっても、憲政党内閣の存在合理性を確証するものとしてはさほど重視されてはいなかった。この底意は、憲政党が政府与党として第6回臨時総選挙（1898年8月10日）で勝利を収め、その多数掌握が「事実」となった直後一転して、「今の政党、多数と称するも、其多数は比較の数にして、決して全体の多数をしむる者に非ず。…単に政党の多数を以て天下の事を自由にせんとするが如き、思わざるの甚だしきものと云う可し。」<5>とあえてその多数の「重み」を貶めるような言辞を発していることにはしなくも露呈している。だが福沢が議会に対する責任という政党内閣制の重要な要件さえこのように便法としてその軽重を使い分けていることは、逆に政府党を母体にした内閣をいかに待望していたかということを示している。

これを裏づけるのは、第1次大隈内閣成立直後において既に福沢は、その表面的な賛辞に反して、「従来の政府は衆院の操縦に苦しみたる其反対に、今後の政府は貴院の為に苦しむの奇相もあらん。」<6>という「予見」に立って「我輩は決して多を望まず」<7>という諦観を示していることである。しかもこれに加えて次の2点を根拠に福沢は憲政党の「弱態」に急迫した。

第1に、「…今度の政府は称して政党内閣など云うも、実際は取りも直さず政党の連立内閣にして、内部の統合頗る怪しきのみならず、当局者の腕前に徴するも固より多を望むべきに非ず。行政の大改革など世間の耳目を驚かすの大決断は到底出来ざる相談」<8>というように、連立内閣ゆえの閣内統合の脆弱性から強力な政治力の発揮には限界があることを改めて印象づけていることである。

第2に、「思うに目下の時勢は旧時に殊なり、政党内閣と云えば議会で多数を制すること第一の必要なるが故に、附和雷同の我利々々亡者輩も自から手なづけ置かざる可らず。…昨今の如く只その輩の獵官熱を慰むるの一方に忙はしく、恰も政府の地位を挙げて党内の私利私欲を充すの用に供し、満天下局外の士人を度外視するに至りては、余りに甚だしと云はざるを得ず。」<9>、というように、多数党であっても（むしろあればこそ）民党であるかぎり「党員の多数を操縦して立脚の地を固むるの必要」にかられて党色人事を乱

用し、またそれが獺官熱を激成するという悪循環に陥る危険を指摘していることである。

この含意は「政党内閣」の要件である多数政治は民党内閣の下ではかえって政治の公共性の低下を招くものであるとして、民党内閣政治の **現実的** 悪弊を民党内閣と政党内閣の要件との **原理的** 不協和性にまで問題を深化させて民党を追撃することにあつた。しかも福沢は、こうした獺官熱は大隈内閣が現実には「恰も前政府に薩長の権衡を見たるものに異なら」<10>ない旧自由・進歩両党の連立内閣であつたため両派の競合がより熾烈化したとして、さらに論難の調子を強めている。

このように多数掌握という「政党内閣制」の最大の効用さえ民党連立内閣の下では一転して政党の専横を招く要因に転化し、政党政治の破綻を誘因しかねないことを重ねて強調する福沢の言説は、政府党を母体にした「政党内閣制」ならば「政党内閣」本来のメリットを順当に引き出しうるといふ含意と示唆を込めたものであることは言うまでもない。こうして政府党内閣を暗黙裡に要請する論理を積み上げた福沢は、最後に追い打ちをかけるごとく憲政党内閣は「政治の責任」を帝室に及ぼすという「失態」を演じているとして、次のように急迫する。

…政党内閣は人民に対して充分の責任を負う代りに帝室に対しては全く責に任せざるものなり、即ち単に民意に従って政治を行ない帝室を度外にして虚器を擁せしむるこそ責任内閣の本色なる可しなど思うものもあらんには、大なる心得違いと云わざるを得ず。抑も天皇は国の元首にして、統治権を統治覽し給いながら、実際には神聖犯す可らざるものとして、政治上には如何なる失体あるも其責任は全く政府の当局者に負担して、苟にも帝室を煩わし奉る可らず。…自から責任内閣など称しながら、其責任の何物たるを解せず、或はその進退施設等に関し、苟めにも帝室の事を云々して其庇蔭に依らんとするの挙動もあらんには、仮令い窮余の窮策とは言え、取りも直さず政治の責任を帝室に及ぼし奉るものと云わざるを得ず。斯くの如きは恰も藩閥政府の旧套を学ぶものにして、責任内閣の実は毫見る可らず。我輩の断じて取らざる所なり<11>。

これは尾崎行雄文相の周知の「共和演説」を引き金とした紛糾に象徴されるような憲政党内閣の閣内分裂を批判したものであるが、前述したように、閣内での旧自由・進歩両派の対立が党色人事の横行をより熾烈化したという非難と重ね合わせれば、この点にあくまで食い下がって憲政党内閣を追いつめようという意図に発したものであることが理解でき

る。これらはすべて憲政党内閣の「失態」を諫言するといった次元を超えて、憲政党内閣を致命的な窮地に追い込むための論難であった。しかし「政党内閣」の枠組みを確立しつつ政府党内閣の樹立を目論むかぎり、これは避けられない所為であったと言えよう。

この意味で内閣を憲政党に明け渡した伊藤の心事を「付度」した福沢の「思うに伊藤氏は民党合同の報を聞くや、此上は政府を明渡すも差支えなしとて安心すると同時に、心の中に大いに決する所ありたることならん。我輩がひそかに其心事を付度して誤りなきを期する所のものなり。…氏の如きは時勢の変化に処して自から惑わざるものと言う可し。」<12>という含みのある論述は、民党を容認して政権を禅譲した伊藤の「柔軟姿勢」を賛美したものではなく、「最初より争わずして民党に明渡すこそ、寧ろ政党内閣のみを収むるの容易なるを悟りて」、「事成るときは自から政党内閣を組織」<13>する決意を固めた伊藤の冷徹な戦略を賞賛したものであったのである。

このように見れば、かつての二大政党制構想とは明らかに距離のある福沢の政府党への傾倒は、結果的に政府党vs民党連合という二大政党制の枠組みへと帰着するものであったかにも見える。しかし「官」が優位の下に限定的に「民」の勢力を吸収して一翼に立ち、それに対抗する純然たる「民」の勢力が分立するこの勢力区画は、二大党派の双方がそれぞれに「官」と「民」の両勢力を含みながら分化して対抗する勢力構図を理想像として想定したかつての二大政党制論<14>と内容を大きく異にしていたことは言うまでもないであろう。

もっとも、こうした形での民党に拮抗する政府党の形成は強大な民党連合勢力を前にした止むを得ざる過渡的戦略ではあっても、福沢が最終的に理想とした政府党の形態ではなかった。「官民調和」の必要性を認識して以後の福沢が構想しはじめたのは、対立する民党を完全に凌駕しうるような強大な政府党の形成であり、民党と拮抗する規模の政府党の擁立ではなかった。だが、そうした規模の政府党を形成するためには当然のことながら民党勢力をも抱合することが不可欠となる。その場合、重要なことはあくまで「官」の側がリーダーシップを確保しつづけることであった。

この条件の確立を最重要の課題にして形成されたのが、第1次大隈内閣の混乱と自らの2度にわたる新党構想の挫折の経験を踏まえた伊藤の尽力による立憲政友会であった。憲政党を解党させた上でその勢力の体制内化をはかり、また党内における総裁専制の確立を目標としたこと<15>はこの課題を最重視したためであった。特に総裁専制制の確立は、多数維持をめざすに際してかつて憲政党が「附和雷同の我利々々亡者輩」に翻弄されて党幹

部による党内統制が機能しなかったことと同一の轍を踏まないための不可欠の処置であった。福沢は、第2次伊藤内閣期の連立内閣構想、先に見た第1次大隈内閣期の政府党構想に示されるように、「官民調和」論への移行以後ほぼ一貫して伊藤の政権構想と符節を合わせつつ支援する提言を行なっていたが、立憲政友会はその「官民調和」を協力に実現させるための強大な政府党の成立ではあった。

ただここで問題は、第4次伊藤内閣の混乱に示されるように、総裁専制制が伊藤の意図どおりには機能せず<sup><16></sup>、党内リーダーシップの確立には限界があったことである。元来党首の強力なリーダーシップの確立には、有権者層が増大し、選挙運動の規模の拡大を強いられるなかで、それに対応しうる膨大な選挙資金を党首自らが調達しうる力量を備え、党内における自己の発言力と統率力を強化するという条件が必要であった。

この条件を欠いていたために初期の立憲政友会においては伊藤にリーダーシップの一元化がなされず、やがてそれは原敬・松田正久ら第2世代のリーダーに分有されることになった。しかも彼らは山県系勢力への対抗を軸に結集をはかるという方向はとらず、むしろ原と桂系勢力、松田と薩派・海軍というように藩閥勢力との間にそれぞれ独自の交渉回路を確保し、党内において独自の政治集団へと分化する趨勢をさえ示しはじめた<sup><17></sup>。

桂園時代にみられたこうした傾向の克服をめざしたのが原敬の政治的リーダーシップであった。ただしそこには大きな背理が含まれていた。なぜなら日露戦争以後の有権者の増大と国家的価値の多極化は、強力な政治的統括力を行使しうるリーダーシップの発動を不可欠にする一方で、地方利益要求をはじめとするさまざまな有権者の利益要求を解放することにもなったため、それが強大な圧力になって党首の統率力を拘束しかねない側面も存在したからである。これまでの研究では、原のリーダーシップの特質をむしろこうした利益要求を積極的に政治過程に投入することによって政友会の権力基盤の拡充を試みたものと見なしている<sup><18></sup>。たしかに原の政治指導にはそうした利益要求に積極的に対応し、体制の安定化をはかるとを重視した側面が存在した。しかしこの点にあまり視野が偏頗すると、究極のところ原の政治指導の特質を、政友会の勢力基盤を拡大し、それを背景に山県系勢力との交渉能力を高めるとともに外交政策決定の主導力を確保して米国との協調を図り、その「国際協調」の環境を国内における利益誘導の余地を拡大することに利用し、さらなる政友会の権力基盤の拡大を試みるというように、あくまで自己完結的な権力維持工作にすぎないものであるかのごとく一面化してしまいがちなことが、論者の意図は別に、ほとんど避けがたい。

政党の行動原理をきわめて一面化してしまうこうした傾向は、政治過程論が政治過程のリアリスティックで精緻な描写に没入すればするほど陥りがちな陥穽でもあるが、それは政党政治の矮小化であり、さらに政友会の行動規準をこのようなものと見看した場合、吉野が政友会を批判した根拠の重要な部分を見失うことにもなる。

そこで次章では、吉野や美濃部の言説の意味を正当に理解するために、その前提となる原敬の政治指導原理の概括的な再検討を行ないたい。そのためにはやはりまず最初に先行研究の批判的再検討を行ない、そのなかから問題的を析出させていくことが避けて通れないであろう。

### 第3章 原敬の政治指導の問題点

#### 1. 地方利益論の再検討

原敬の政治指導は、福沢が最終的に到達した強力政府党を媒介にした「政党内閣制」による権力統合構想を現実化したという側面を持っていた。桂园時代から原内閣期を一括して論ずるにはかなり無理があるとはいえ、基本的に政治権力の多極化と政治的底辺の拡大、その背後にある国家的価値の多元化が原敬の政治指導の背景をなしていたといって差し支えない。とくに政治権力の多極化は大政党による権力の統合によって早急に克服されねばならない課題であった。こうした課題に対応した結果、原敬の政治指導は権力調停工作という性格を一面では強く帯びることになった。そのかぎりでは福沢の構想と同様、国民の「自由」と「平等」への配慮はきわめて限定的であった。原敬の指導下にあった政友会が1920年の第43特別議会において、憲政会、国民党が提出した普通選挙法案を葬り去ったことは、その傾向を端的に示すものである。

以上の傾向を踏まえたうえでここで強調しておきたいことは、原敬の政治指導にはたしかに権力の調停工作という性格が含まれていたが、その側面だけで全体像を捉えることには大きな問題があるということである。むしろ原敬の政治指導の眼目は、安定した多数政党の統括力を活用して権力の統合をはかり、産業主義的な強国化を実現することにあつた。言うなれば、権力類型的には政党を媒介にした開発独裁型の権力形態によって、政治理念的には「自由」と「平等」に代わる「繁栄」という価値の浸透によって、新たな国民統合を目指そうとしたものといえよう。後で少し述べるように、この点は日本の国民国家のあり方とも深くかかわる論点である。

これらの点を考察するにあたって、先行研究のなかで原敬の政治指導の特質をもっとも体系的に論理化したと思われる三谷太一郎氏の研究を批判的に再検討しておくことが避けて通れないであろう<sup>1)</sup>。

地方利益論を本格的に導入し、原敬の政治指導のなかに日本政党政治確立の特質を見据え、論理的に体系化した三谷氏の研究は、その視点の鋭さと論理的構築性ゆえに以後の研究の潮流に大きな影響を与え、今日でも氏のシェーマ自体は必ずしも有効性を失ってはいない<sup>2)</sup>。したがって原敬の政治指導の特質を再構成するためには、最初にこの三谷氏の研究を再検討しておくことがどうしても必要となる。



三谷氏は帝国憲法の機能をも射程に入れて「政党政治」確立の経緯を以下のように鮮やかに論理化された。すなわち、帝国憲法においては天皇大権によって「帝権」と「議会政府」は区別されており、天皇大権の直接行使が否定されているため、大権は国家諸機関に委任され分有される。したがって各国家機関は独立して天皇に直結してそれぞれ固有の存在理由を主張し、相互に抑制的機能をはたし、いかなる国家機関も他に対して絶対的に優越的ではありえないという権力分立状況が現出する。しかしこうした権力分散的な帝国憲法を作動させるためには何らかの体制の集権化要因、すなわち事実上の「幕府的存在」が必要となる。まず最初にこのような役割を担うものとして登場したのが藩閥であるが、藩閥は地方的利益を汲み上げてこれを集票の回路に導く関心と組織を持たず、ゆえに衆議院を支配する拠点を持たなかった。これとは逆に政党は地方に拠点を据え、選挙に適合する体制を作り上げることによって衆議院を支配する条件を整えることに成功した。衆議院が予算および法律議定権を持つかぎり藩閥は政党を排除することはできず、逆にこれを体制の集権化要因に転化させる必要に迫られることになった。他方、政党にとっても権力に接近し、また地方利益要求に応えるためには予算措置や立法措置を伴う関係上、藩閥との妥協・提携が必要となった。それゆえ日露戦後両者はさまざまな妥協提携を試み、次第に提携関係を取り結ぶに至る（桂園時代）。そしてやがて藩閥が没落するに伴い政党が権力の集権化を担う政治的主体となりうるに至った< 3>、と。

この三谷氏の見解のなかで特に重要な点は以下の点にある。

まず第 1 に、反「政党内閣」的指向をもつ帝国憲法の下にあってこそかえって「政党政治」が必然化されざるをえなかった、という逆説を鮮やかに指摘されたことである。氏自身の言葉をかりれば、「日本の政党内閣制は、逆説的にも本来反政党内閣的指向を持っていた帝国憲法の必然的所産であった。」< 4>ということである。換言すれば、「政党政治」は帝国憲法によって **原理的に** 否定されていたからこそ逆に **現実的に** 要請されざるをえなかったということになる。

第 2 に、「政党政治」の機能が、日露戦後に現出した①元老の影響力の衰退に伴う政治権力の多元化、②戦争に対する「協力」（納税・徴兵）への見返り要求を機とした政治的底辺の拡大、という 2 点の権力状況の変化に有効に、しかも同時に対応する点に存したことを的確な視点で捉え犀利に論理化されたことである。

すなわち三谷氏の論理を一言でいえば、こうした権力状況の変化に対する処理能力のゆえに政党は以後の政治過程の中で権力の主体を担うことになったということである。近代

国家においては政治権力の集中（政治権力の多元性の克服）と政治力の国民への浸透（政治権力への国民の動員）という原理的には相反する契機を統一的に達成することが政治権力編成上の要諦であるが、この観点からみれば三谷氏の政党政治史論は「政党政治」の機能を近代国家における政治権力論の深部から捉えたものであるといえる。今日の政党政治史論に未だ三谷理論が多大な影響を及ぼしつづけているのは、この点と無関係ではない。だが検討を要するのは右に述べた前提から必然的に導き出される次のような日本「政党政治」の特質に関する論点である。

第 1 に、「政党政治」が必要となる第 1 の根拠を、帝国憲法が必然的に招来する政治権力の分立に見出すかぎり、「政党政治」の最大の命題は議会の多数制覇を成し遂げた政党による内閣の統一の維持と見なさざるをえなくなる。それは当然議会に対する責任内閣制の性格を希薄にし、議会での多数形成はむしろ議会を支配するためのものという性格が濃厚と見なされることになるということである。

第 2 に、その多数形成の手段として地方利益誘導が行使されたということである。

三谷氏においてはこの 2 つの論点は密接不可分のものとして「政党政治」確立過程の分析のなかに止揚されている。しかし、この 2 点を同時に政党政治確立過程の柱と見なすことがはたして妥当であろうか。

たしかに第 1 の点は、後発国型国家における執行機関と議決機関の関係形態と関連した重要な論点である。そもそも、日本のような後発国型国家においては議決機関に対する執行機関の優位性が前面に出ることは避け難かった。そのため議決機関は、美濃部達吉が「代議制度の政治上の主たる価値は、其の立法権又は予算議定権に有るのではなくして、第 1 には其の政府を組織する原動力たることに在る」<sup>5</sup>と断言したことにも示されているように、行政意志の中に国民の意向を反映させるというよりも、政府（内閣）の編成母体となることによって行政の安定化に貢献するという役割を主として担うことになった。

事実、原敬も第 1 次西園寺内閣の内相であった 1908（明治 41）年当時、第 24 議会を終えて次のように自ら『日記』に記していることは、この点を裏づけるものである。

第二十四議会本日終了せり。今回は予算中厘毛の削減なく、又法律案中税法整理案に属するものを除くの外、多少の修正を加えたるものあるも政府案は悉く通過したり。

（中略）是れ従来の議会中其例を見ざる所にして政党に根拠を有する政府の力なる事明らかかなり。殊に政府党たる政友会の如きは何時も議会に多数の出席を見て総ての案に通

過を計りたり。…即ち此等の事實は憲政上の一進歩と認むるに難からざるべし< 6>。

すなわち原は1908（明治41）年度予算案が無修正で可決されたことに安堵感を表明し、それを可能にした「政党に根拠を有する政府の力」とその構成母体となった政党の統率力と規律を礼賛しているわけである。

また、原はこの予算案が議会を通過する少し以前に自らが党内の取りまとめに奔走した様子を次のように記している。

党議にて四十一年度予算厘毛も削減せずして可決したり。但昨夜来色々の議論を生じたるに因り今朝余本部に赴き、先づ我党出身の予算委員に対して些少の削減は何等の利益なきに因りむしろ全部を賛成すべき旨説諭し、次で政務調査会に臨んで同様の説諭をなし遂に原案に決せしめ、代議士会に於て之を認めて可決せしめたり。現内閣となりて以来厘毛の削減なくして予算全部を可決せしは是にて既に三四に及べり。世間政党を厭忌する者今日もなお絶えざれども、政党の力によるに非ざれば此結果を見ること能わざるべく、憲法政治の上には具現者は多少の認識あるべきはずなり< 7>。

つまり原においては、党幹部の統率力が行きわたった多数党が存在し、その多数党の力によって政府原案が無修正で通過しうる状態、換言すればその多数党を媒介に政府が議会を支配しうる状態が「憲政上の一進歩」と認識されているわけである。

この多数党を媒介に議会を支配しうる強力な政府（内閣）を形成するという発想は、まさに「世論」の投影よりも行政意志の統一を重視するという後発国型国家における政治権力の編成形態上の特質を色濃く反映した「政党内閣」構想であることは多言を要しないであろう。

そしてこうした原敬の「政党内閣制」の理念を、原と同様の論拠に力点を置いて実質的に支援したのがほかならぬ美濃部達吉であった。美濃部は自らの憲法論を平易に解説した『憲法講話』（1912年）のなかで次のように述べている。

国務各大臣は…相共同して内閣を組織して内閣に於いて国務を相談し、共に其の責に任ずるものでありますから、内閣の各大臣は成るべく同じ政治上の意見を持って居る者から組織せらるることが自然の必要であります。殊に内閣は普通の合議体のように多

数決で議決するものではなく、閣議の決定には常に全内閣員の一致を要するのである。

…若し全内閣大臣の一致の意見でなければ、閣議が成り立たないものとするれば、全内閣大臣が同一の政見を有するものから組織せられねばならぬということは当然の結果であります。若し閣員の中に意見が分かれて如何にしても其の一致を得ることが出来ないとするれば、それは内閣の分裂を来すの外は無いのであります。

全内閣員が同一の政見を有すると云うことは、政党の勢力の発達している国では畢竟同一の政党に属すということに帰するので、…其の自然の結果としては内閣は議会の多数を占めている政党から組織せらるることに成るのは、免るべからざる自然の勢であります（傍点原文）〈8〉。

ここで美濃部は、「政党内閣制」の効用を、行政の中に「世論」を投射するという点よりも、「同一の政党に属」する者によって閣僚を構成し、行政意志（＝内閣の意志）の統一をはかることによって閣内分裂を回避し行政の安定化を実現しようという点に見出していることが理解できる。このように「政党政治」の妥当性を導き出すに際して、あえて多数派政党による行政権力の分立性の克服という「政党内閣制」の機能を論拠に上げているのは、必ずしも言論の自由の制約によるものではなく、あくまで内閣権力の存立基盤の安定化（→内閣中心主義）を憲政の重要課題に据えたためであった。これは国民主権の否定と、天皇主権の実質的抑制を命題にした天皇機関説的立場の帰結でもあったが、現実政治との関連に照らし合わせて言えば、後発国型国家における行政と議会との関係を体現した原敬の「政党内閣」の運用理念を論理的に合理化するものであった。この枠組みを超えるためには、後に吉野の言説に見るように、**形式的に** 否定された国民主権を **実質的に** 伸長させる方向に大きく踏み出すことが必要であった。

このような美濃部の「政党政治」論の中には、伊藤博文の政治的实践を実質的に支援した福沢構想と同様の役割りを見いだすことができる。この原の「政党政治」の運用理念に対する支援は、岡田内閣期に至るまでほぼ一貫して体制の安定化と合理化を模索した美濃部憲法論の「実践性」の端緒でもあった。

ここで問題は、このように内閣の優位性（議会の支配）を確立することを第1の眼目に置いた「政党内閣制」であればこそ、第2の論点である地方利益要求の導入とは両立しがたいということである。なぜなら「政党政治」の役割が、このように「世論」の投影よりも行政意志の統一を重視するというような後発国型国家の権力編成上の特質を色濃く帯び

ているかぎり、当該時期の「世論」の主内容とされる地方利益要求を政治過程に投入することを三谷氏が言われるほど大幅に許容することは、行政意志の統一という本来の課題と大きく抵触するからである。

たしかに日露戦後において「世論」の主内容が地方利益要求という形態をとりやすかったことは、日露戦争の特殊な性格を勘案すれば肯ける。すなわち、三谷氏も指摘しておられることであるが、日露戦争においては納税・徴兵などによって国民の戦争に対する「協力」の範囲が拡大した結果、戦争終結後は国家に対する国民の自己主張が強まることになった。しかし日露戦争は国民すべてを動員するいわゆる総力戦ではなかったため、戦争終結後の国民の権利主張は強まったとはいえ個人の権利・利益主張という鋭利な形態をとらずに地方利益要求という形態をとったのである。

だが地方利益要求が台頭してきたということと、政党がその導入を積極的に政策目標として採用したということは自ずから区別されなければならない。そもそも政党にとって、地方利益誘導を媒介に自己の勢力増殖をはかることは、同時に政党自身が解きたいジレンマを抱え込むことでもあった。なぜなら、地方利益誘導はその本性上、自生的なものであれ人為的に創設されたものであれ、地域社会の利益の分化とそれを統括する名望家秩序を媒介にした地域社会の分立性を前提とすることなしには行使しえないからである。

そうであるかぎり、地方利益誘導を手段にして勢力を扶植し内閣の編成母体になることは、皮肉にも内閣の統一を維持するためにこそ地域社会の分立を前提とせざるをえないという深刻なジレンマを政党が抱え込むことに他ならなかったのである。しかも地域社会の利益の分化は利益の地域間格差を造出し、そこから立ちのぼる地域の不満はやがて強大な圧力となって政党を拘束することが避けられない。この点で、地方利益誘導という政党の勢力拡大手段は、同時に「政党政治」の展開にとっての阻害要因をも造出するものでもあったのである< 9>。

また従来の方利益論は、政党内閣制の理解に関しては右に述べた後発国型国家の特色を前提にしつつも、それと地方利益誘導論とを安易に接合したために、最終的に権力の均衡論に墮してしまっていることにも注意を要する。例えば、三谷氏の政党政治史論においては、政党が①行政権力の分立の統一、②地方利益要求を中心とする「世論」の政治過程への投入、という 2つの課題の達成を目指しながら政治過程における主役の座に躍り出、権力の主体にのし上がっていく様相に周到に目が配られ、その過程が精緻に論理化されている。だが三谷氏の分析において重視されているのは、政党がこれら 2つの課題を予定調

和的にとまでは言わないにせよ、原敬の政治指導の下にきわめて円滑に達成した経緯それ自体である。

すなわち政党（政治）の最大の役割を地域社会の圧力と行政機構の間の、あるいは行政機構内部の諸権力の破綻を回避し、矛盾を調停することそれ自体に見出し、まさにそれゆえに「政党政治」の機能の中で右の 2つの機能の間に生ずる矛盾に着目する作業は等閑に付されている、というより結果的に等閑に付されざるをえない点に三谷理論の特質があるといつてよい。この点において三谷氏の政党政治史論は究極のところ権力の均衡理論なのである。

たしかに原敬の政治指導のなかには、三谷氏が強調された側面が存在したことは事実である。先にも述べたように、このかぎりにおいて原敬の政治指導は福沢構想の現実化という側面を持っていた。だがこの側面に分析を重点化しすぎると、原が政友会の党勢拡張のために活用したと目される地方利益誘導政策が「政党政治」の展開の中に以上のような深刻なジレンマを持ち込むことになったことを、結果的に見落としてしまうことになる。後述するように、以後の政党にとってこのジレンマの克服は政党の死命を左右しかねない深刻な課題であった。この点を軽視しては、「政党政治」の現状を長期的に見通すことはできない。

しかもこの側面に分析を重点化することによって原敬の政治指導の目的が産業主義的な強国化という大局的な課題に据えられていたことに目を閉ざしてしまうことは、さらに大きな問題点である。そこで次節では、この点を検討してみたい。

## 2、原敬の政治指導と産業主義的強国化

巨視的に見て、日露戦後～第 1次世界大戦期を通じて原敬の政治指導の大局的な目的が産業主義的強国化の達成に置かれていたことを見落としてはならない。原は第 1次西園寺内閣の内相当時の1906（明治39）年 4月25日、地方長官会議において次のような訓示を行っている。

…国家の経済をして相当なる発達を期せしめようと云うには所謂経済問題に帰着する。是は又最も注意すべきことである。政府の財政も民間の経済も今日に於て相まって改良を期さなければならぬ秋であります。是は最も此民間経済の発達には注意致さなければ

ならぬ。殊に戦後経営国力発展などと申すことには費用なくしては出来ぬことである。故に勢い将来に於て国民の負担も増すということは免れぬ。…是は已むを得ぬ、何れの国に於ても仕方がない。然る以上に此れ負担に応ずる丈の力が国の人民に生殖えなければならぬのでありますから、是も経済上の発達に俟たなければならぬ。民間の経済が相当なる発達を致しますれば政府の財政も又多少の便利を得るということは疑いない…  
<10>。

ここで原が述べていることは、①日露戦後経営の眼目である「国力発展」のためには経済の発達が不可欠であること、②日露戦後においては政府財政と「民間経済」の結合が緊密化したこと、という 2点の状況認識を前提にして政府が積極的な財政投下を行ない地域の産業基盤を整備し、「民間経済」を発達させ、それを通して国民の負担能力を強化し国内の産業的強国化を円滑に推進することの必要性であった。まさにこの点に日露戦後経営の最大の狙いがあった。

つまり原の唱導した積極政策とは「民間経済」の活性化を通じて経済的強国化の実現をめざす点に力点があったのであり、従来いわれているように日露戦後噴出する地方利益要求に随順したものでは必ずしもなかった。すなわち、「鉄道の普及改良及び港湾の修築は国力発展に至大の関係を有するに因り」<11>重視されたのである。したがって、「国庫に余裕あらば消極的に使用せずして積極的に国家の発展に使用したし、交通機関の如き又港湾の如き設備を待つもの甚だ多し」<12>という原の言葉は、1910（明治43）年度予算編成をひかえてこうした内容をもつ積極政策の理念を表明したものとして理解されねばならない。

先に述べたように議会を支配しうる多数党を育成し、政府原案の無修正通過がはかりうる状態を賛美したのは、このような財政投下を強行する際に議会の抵抗（議会に強力な反対党が存在する状態）を排する必要性を認識していたためであり、多数党を媒介に強力な行政権力を樹立することそれ自体はこうした政策を円滑に遂行するための手段であった。

この原の構想に典型化される日露戦後経営の中での積極政策の理念は、政友会の勢力の消長に伴い若干の曲折や内容変化を余儀なくされながらも、基本的には以後も政友会の基本政策として継承された。とりわけ第 1次大戦中期以降は、こうした積極政策の実現はより切実な課題として認識されるに至る。

原は1917（大正 6）年 9月18日、秋田市における演説会の席上において、第 1次大戦後

の積極政策は日露戦後のそれ以上に規模拡大をはかる必要があることを見通して次のように述べている。

戦後の準備には交通機関の改善、港湾の修築、道路の布設、一として必要ならざるはなく、彼の三十九年には日露戦争後の準備として港湾の修築、道路の布設、将に又交通機関の改善を計画し、今日多くこれが計画に準拠して施設経営する所少なからざれども、今次大戦乱後の準備は到底日露戦後に於ける如き小規模のものにては満足されず、国民亦一大決心を以て時勢に適応する準備をせざるべからず<13>。

原は、第 1次大戦終結後においては列強の経済競争の熾烈化が到来するという事態を予想して、それに対応すべく日露戦後以上に積極政策を規模拡大することの必要性を力説していた。

こうした予測に基づいていた原に主導された政友会にとっての重要課題は、普通いわれる地方利益というような狭小区域の利益への配慮ではなく、より大きな経済圏を確立することによって国内産業の活性化をはかることであった。この政策指向を最も顕著に示すものは、日露戦争中～原内閣期に立案された東北開発計画である。日露戦争が未だ終結していない1904（明治37）年10月 4日原敬も同席の下、「東北代議士数名、貴族院議員又は前代議士など」が会合し、以後「東北事業振興のため声援をなさんとて時々会合する事」を申し合わせている。もっともこの段階では計画は大きな期待をもたれていた形跡はなく、むしろ「将来にも左までの効用なかるべし」と冷淡視されている<14>。

ところが、史料上の制約で詳細に追跡することは困難であるが、日露戦争終結以後この東北振興計画は次第に熟成され、1913（大正 2）年初頭に至って東京の実業家との協議の下に東北振興会が設立され、以後順次協議が進められるにいたる<15>。

この東北振興計画の大きな特色として認識しておかなければならないことは以下の 2点である。

第 1に、開発区域が特定議員の選挙地盤という狭小な区域ではなく、「東北」という区域を一括した広域経済振興計画であったということである。後に述べるように政友会の積極政策は従来いわれる議員候補者の地盤に照応した狭小区域の地方利益誘導ではなく、こうした広域経済圏の活性化を重要な柱にしたものであった。

第 2に、それと関連して、「東北」という開発区域の地域性にもかかわらず、当初から



政友会と益田孝や野田卯太郎・渋沢栄一ら中央ブルジョアジーとの緊密な提携の下に計画立案が行われたこと<16>である。例えば1913（大正 2）年 7月27日、原と益田孝・野田卯太郎との間で東北振興についての懇談が行われた際に原は「東北人のみにては（この計画は…小関）到底成功を期しがたきに付有力なる実業家の奮発其の事に当らん事」<17>を希望し、さらに 7月31日には渋沢・益田・岩崎久弥ら30名ばかりを官舎に招き東北振興に付懇談した後、渋沢・益田・大倉喜八郎・根津嘉一郎・大橋新太郎らが委員となる旨を決定している。以後の計画はこうした原の期待どおり中央ブルジョアジーとの協議の下に進められ、1913（大正 2）年 7月27日以降年内に限ってみても約 6回協議がなされている。

この中央ブルジョアジーとの親密な協議の下に進められた東北振興計画は、やがて大開墾会社設立計画に発展する。その発端は1913年 9月22日、高橋是清蔵相から「東北振興については大会社を起こして其事業を可とす」<18>という旨の提案がなされたことによるが、その計画の過程で、例えば1914（大正 3）年11月 6日、原・渋沢・益田・高橋・大橋新太郎・新渡部稲造らの間で意見交換がなされた後、「結局渋沢の手許にて見込書の如きものを起草」<19>することが決定されたことにも示されているように、中央ブルジョアジーがより大きな主導権を発揮した。そしてこうした方針は、振興会の支部を地方に置くことよりも「東京に於て先づ相当の計画を立て夫れより地方に向かって賛同を求むる方便なり」<20>としていた原の意向に支えられ、1916（大正 5）年 7月 2日、政友会政務調査会にはかられ特別委員会が設けられた<21>。

そして原政友会内閣に至って計画の推進は本格化する。例えば原内閣の下では、1919（大正 8）年 2月28日、「渋沢・益田・武井守正・団琢磨・三井・三菱・古河・藤田・住友の代表者を官邸に招き高橋蔵相・山本達雄農相と共に懇談」がなされ、その場において原が「我糧食問題に付根本的政策としては…大資本を以て全国の未開墾地を開墾するの外なし」という信念の下に「武井・渋沢等に其議ありしを奨励して成立せしめんと欲」すという意向を表明していることや<22>、3月 6日、「実業家（東京・大阪・名古屋等）60余名来会」の前で原が「国家永年の策として糧食の充実を測るには…大会社を造りて大いに開墾せしむるの外なき事」を演説していること<23>、さらに 8月17日「開墾会社の計画に付政府の内意を尋ぬる」ために来訪した渋沢栄一に対して「政府依然開墾会社の設立を望む旨内談」を行っていることにも示されているように、中央ブルジョアジーとの提携という従来の傾向がより顕著になったと同時に、計画の推進母体の拡大がはかられた。そしてこうした方向の下に、原政友会内閣は1919（大正 8）年 7月 9日交付の勅令第331号によっ

て臨時財政経済調査会を設置し食料・産業・税制問題の解決をめざすことになった。そこで提起された「諮問第一号答申」にみられる「開墾助成金の予算額を増加し開墾助成計画を拡張すること」<24>、「大開墾事業は個人事業たると会社事業たるとを問わず水利設備、堤塘、道路等主要工事の実行甚だ困難なるを以て其の企業容易ならず。故に国営を以て之を行い、又は国庫より相当の補助金を交付して其の企業を援助するは開墾促進上極めて有効なり…」<25>という計画は、従来前記のようにブルジョアジーの意向を摂取するにとどまらず、それに対して国家財政が本格的に肩入れすることの必要性をも確認したものであった。

計画立案の主要メンバーであった益田孝によって1907（明治40）年段階よりその必要性が指摘されていた東北開発計画<26>は、1910年代初頭以降の原との提携を経て、第1次大戦後の原政友会内閣に至って本格的に政府の政策の中に導入されるに至ったのである。その背後には、大ブルジョアジーとの提携の下に、こうした広域開発計画を政府が主導すべきことの必要性を認識していた政友会の積極的対応があった。

すなわち第1次大戦後にいたって原政友会内閣は広域経済圏の確立をめざすことによって、中央ブルジョアジーの経済力の増大に伴って顕著になった経済活動区域の広域化に対応し、またそれによってそれらブルジョアジーの経済力をより増進し、国内産業の競争力の増大をはかり、第1次大戦後の国際的な経済競争の激化への対処をめざしたのである。

周知の教育・国防・交通・産業の充実をめざしたとされる政友会の4大政策ならびに郡制廃止や小選挙区制導入などの地方制度改革構想は、この広域経済圏の確立を前提とした「産業主義的強国化」政策を促進すると同時にその矛盾への対応をめざしつつ、それぞれ密接な内的関連性をもちながら全体として1つの政策体系を構成していた。

そこで次に政友会の政策構造をより明確にするために、それらがどのような内的関連性をもっていたのかという点を確認しておきたい。

### 3、4大政策の構造と庇護者としての美濃部達吉

まず最初に、従来地方利益散布政策のシノニムのように評価されてきた鉄道・港湾事業を主体にした政友会の交通政策は、右に述べた広域開発計画に即応したものであり、決して単純な地方利益誘導政策ではないことを強調しておきたい。政友会が後藤新平の幹線鉄道広軌化計画より狭軌のままでの地方の新線敷設を優先させたのは「鉄道の建設改良今日

の如き有様にては産業開発に不利」<27>、「我国運の発展と地方開発の必要に鑑みる時は、更に鉄道の普及を計るの急務」<28>という認識に基づいたものであり、港灣調査会を設け港灣整備に力を入れたのは鉄道敷設の不備を補完して国内産業の活性化に不可欠な国内輸送網の完備をめざしたものに他ならなかった。すなわち鉄道普及政策と港灣設備整備政策に代表される政友会の交通政策は「如何に殖産興業に努め如何に財政経済の改善を試むるも、交通機関の発達之に伴わざるは如何ともすること能わざるは勿論」<29>という認識に表明されているように、前に述べた産業基盤拡充政策の一環であり、また東北振興計画に代表されるような広域開発計画と不可分のものであったのである。

日露戦後から第1次大戦期にかけて政友会が地方制度改革の一環として力を入れた郡制廃止も、こうした政友会の経済的強国化政策を補完する目的のもとに構想されたものであった。

郡制廃止は、従来は山県系勢力の牙城を切り崩すことによって政友会の勢力伸長を有利にするための政策と評価されてきた。たしかに郡制廃止がこうした狙いを含んでいたことは間違いない。だが見のがしてはならないことは、郡制廃止は府県行政の拡充をより大きな達成目標として含んでいたということである。『原敬文書』に含まれている原の第1次内務大臣時代の「郡制廃止ヲ可トスル理由付法令ニヨル郡長職務ノ重ナル概目等」という文書にはこの点について次のように記されている。

…郡制廃止の結果は従来郡団体において経営し来りたる事業を廃止し若は其発達に関し多少影響を及ぼすものあるを免れざるべしと雖其必要なる事業に至っては深く其性質及利害関係の如何を究め之を府県町村若は町村組合に属し以て之を経営せしむべく殊に事業に依りては其統一完備を期する上に於て寧ろ之を府県の経営に移す方却って其宜しきを得るものあり加之其各郡権衡の上より設置しおる事業の中には経済の関係上住々其規模の小過ぎ為に其効果を収むるもの極めて少なきものあり…<30>。

すなわちここでは諸事業の規模拡大にともなって郡団体がもはやその経営主体として適格的でなくなりつつある状況が指摘された後、その状況を克服するために諸事業を「府県の経営に移す」ことの必要性が確認され、郡制廃止が展望されていることが理解できるであろう。この点で郡制廃止構想は経済事業の広域化に対応したものであった。

また引用中にもあるように、諸事業の府県経営への重点化と同時に提起された町村合併

も、府県行政を補完しつつ、同様に経済事業の広域化に対応する政策として構想されていた。この点に関して、『原敬文書』の中に含まれる1906（明治39）年のものと推定される「町村の合併に関する趨勢及方針」と題する文書においては次のような現状分析と展望がなされていた。

…戦後国運の発展は益々教育衛生殖産交通等地方に於ける各般施設の拡張を要すべきを以て町村の負担は今後更に一層の加重を来すは固より免れざるの勢に属す。乃ち町村の区域を拡張し以て資力の充実を計るは亦洵に及時の措置と言わざるべからず。此他交通機関の発達及び諸般社会事業の変遷に伴う必要よりして更に合併を企図するものあるに至るべきは亦避くべからざるの現象なり<31>。

ここではまさに「教育衛生殖産交通等地方に於ける各般施設の拡張」に対応し、またそれを促進するために町村合併の必要性が強調されていることが理解できる。

すなわち、従来政友会の党勢拡張政策という側面が強調されがちな郡制廃止構想は、府県経営事業の拡充と町村合併を支柱にしつつ、経済活動の広域化に対応しようとした点で政友会の積極政策の一環を構成するものであったといえる。

軍事政策への政友会の対応もこの観点から理解できる。改めて言うまでもないが、産業基盤の整備を不可欠とする積極政策は、財政的におのずから軍事政策の修正を余儀なくさせる。それはまず増師問題に対する牽制となって現れることになった。陸軍の二個師団増設要求に対する政友会の牽制の態度は当初より一貫したものであった。

1912（大正元）年11月11日原は閣議後西園寺と内談して「大演習後はっきりと上原陸相に対し此際増師を提出すること能はずと断り」、「又山県にも此際増師提出不可能のことをいって断り、而してその成行を見ることに内定」している<32>。さらに同月16日には「明年度に於て何か増師の端を開くこと必要なるが如くいう」桂に対して「夫れは不可なり」と明確に反対の態度を表明し<33>、26日に至り松田正久・西園寺と3人で協議の末「陸相後任を得ずして内閣遂に倒るるとも此際増師案を提出せざる方針を以て遂行すべしと決定」<34>している。そしてついに30日、閣員とともに首相より上原勇作に勧告して辞表を提出せしめ、後任者を得ないときは閣員一同総辞職の方針を決定するという強硬な態度を明確にし<35>、12月1日、そうした方針を受けて西園寺首相は上原勇作に対し増師案は閣議の容るる所とならざる旨を申し渡している<36>。上原はそうした内閣の強硬態度の

前に翌二日、単独で辞表を提出するに至った。周知の大正改変の前史である。

政府がこのように陸軍と強硬に対立しつつ増師反対の姿勢を貫徹したのは、産業基盤の拡充が必要な積極政策と増師の両立は不可能であるという認識が徹底していたからであった。積極政策を実現するために実質的に不可避であった軍事政策の修正は、4大政策という名の下に国防を教育・産業・交通と並記し、4者が自動的にもつ財政的な相互抑制効果による牽制という方法の他に、「世論」と第1次大戦以降の国際的風潮がもたらす圧力を利用することによってその実現がはかられたが、大正政変の前史ともなった陸軍の増師要求の抑制は、「世論」の外圧を効果的に操作することによって成功を収めることができたといえる。

ところで軍事政策を積極政策に従属させるには軍事・植民地政策において政党主導体制を確立することが必要となる。第1次大戦後政友会によって植民地総督文官制<sup>37</sup>や、高橋是清によって参謀本部改革論が唱えられたのは<sup>38</sup>、こうした狙いに基づいたものであったことは言うまでもない。

しかしこうした制度改革は議会に強固な地盤をもつ安定多数政党を育成することなしには強行しえない。この政友会の安定多数確保を有利に導く政策が、貴族院の反対に遭遇しつつも、日露戦後以来実現が試みられ、原内閣下で成立した小選挙区制に他ならない<sup>39</sup>。政友会はこの小選挙区制に保護されることによって安定多数の確保に成功し、軍事・行政機構の一元的掌握をめざしたのである。

ただしこの小選挙区制は政友会の勢力拡大をはかるためのきわめて有効な制度的保障策であった反面、広域経済圏の確立をめざす政友会、さらには「政党政治」の存続にとって深刻な背理を含んでいた。なぜなら、小選挙区制の下では広域経済圏の確立という政策目標に反しておのずから狭小な選挙区の利益代表の性格を帯びた議員が選出され、その代表を媒介に狭小区域の利益要求が表出し、党の政策を拘束することが避けがたいからである。

それでは原敬の政治指導に体现された「政党内閣制」の理念を擁護した「政論」は、この「政党内閣制」の逃れがたい背理をどのように観測したのであろうか。原内閣の理論的庇護者として先に取り上げた美濃部達吉は、この背理をむしろ「政党内閣制」の効用として次のように「政党内閣制」を擁護する論理の一環に組み込んだ。

まず最初に美濃部は「無数の社会的団結を一々明確且公平に測定して其の勢力に相当する代表者を出さしむることは到底実際に不可能なりとすれば實際的方法として最も穏当なるは唯普通思想に於て共通の利害關係を有すと認め得べき最も自然的なる社会的団結

を基礎として之を以て代表者を出さしむるの外なし。而して此の如き最も自然的なる社会的団結は地方的の団結の外に之を求むべからず」(傍点傍丸ともに原文) <40>と地方利益が擁護されるべき社会的共同利益として最も妥当なものであるという解釈を提示する。そしてその上で「地域が広ければ広い程共通の利害関係は益々薄くなることは当然であるから、一選挙区の地域の余りに広いのは此の意味に於ても決して適當ではない」<41>と利益共有区域の狭小性を重視すべきことを根拠に、「小区域に於て多数の得票を得たる者こそ其の共通の利益共通の意見を代表するが為に選出せられたる者」(傍点原文) <42>として、そうした狭小区域の利益代表を「尊重」しうる小選挙区制案への賛同を導き出した。後述するように、後の地域代表制の弊害の是正をめざした大選挙区拘束名簿式比例代表制への傾倒からみればこの見解は奇異に映るが、この段階での美濃部の小選挙区制への賛同がいかに強固なものであったかは、「(小選挙区制の下においては…小関)選出せられる所の議員が余りに地方的の人物に偏し選挙区と議員との関係が余りに密接であって、議員は国家全体の利害よりも自己の選挙区の地方的利害を重んずるの弊が有る」という批判に対して、「議員中に地方的人物の多いことは敢て必ずしも其の欠点と見做すべきものではない。選挙区と議員との関係の密接なることも一面には又小選挙区制度の長所となすべきもの」<43>とまで応酬していることにはしなくも示されている。

ただ美濃部が、多数党を母体に内閣の意志を統一し強化するという命題と、多数党を育成するために地方利益誘導を行使し、小選挙区制度を活用するという手段との間には、後述するように、後に「政党政治」の機能を麻痺させるまでに至る大きな自己矛盾が含まれていたことを自覚しなかったか否かは定かではない。はたして自覚したうえで、内閣の強化という命題を優先した結果、その母体として不可欠な多数党を育成する有効な手段が他に見当たらないがゆえの苦肉の選択なのか、あるいは地域に根ざす名望家支配を有効に活用(もしくは創出)すればこの背理が表面化する事態をかりうじて回避しうると見通していたのか、美濃部の言説から直接には確認できない。

が、いずれにせよ原敬の政治指導に先導された「政党内閣制」を支援する言説は、原の構想それ自体と軌を一にして、内閣を中心にした行政権の優位化と安定化をはかる点に眼目が置かれていたことにはかわりはない。この点を、少し時期はさかのぼるが、初期議会において執拗なまでに政府の裁量による剰余金支出の擁護をおこなった美濃部の言説をたどることによって再確認しておきたい。

周知のように帝国憲法第64条はその第1項において「国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ

帝国議會ノ協賛ヲ経ベシ」と議会の予算に対する協賛権を規定し、第 2項において「予算ノ款項ニ超過シヌハ予算ノ外ニ生ジタル支出アルトニハ後日帝国議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」と予算外の臨時支出が必要な場合を想定し、それに対する議会の事後承諾権を規定している。そして、こうした臨時支出の財源をどこから捻出するかということについては第 69条が「避クベカラザル予算ノ不足ヲ補ウ為ニハ予算ノ外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クベシ」とあらかじめ設定された予備費に基づくべきことを規定している。

だが困難な問題は、必要な臨時支出が予備費の額を超過する場合、予備費以外に政府の責任で剰余金からの支出をなすことがはたして合憲か違憲かということを確認することであった。もっとも、この問題が憲法学上の争点となる以前に歴代の内閣は予備費以外に剰余金からの責任支出を幾度か敢行していた。例えば1891（明治24）年10月、岐阜・愛知 2 県に勃発した大震災の被害救済のため第 1次松方内閣は勅令第 205号を以て国庫剰余金 225万円を支出することを定め、更に同年12月、勅令第 247号を以て岐阜・愛知・富山・福岡 4県の土木費補助として約 400万円を剰余金より支出したこと、また1894（明治27）年、第 2次伊藤内閣が和歌山ほか数県の災害補助費その他の経費のために予備費以外に 600万円を支出したこと、などがこれにあたる。

議会の側はこうした政府の責任支出に対する事後承認の際に抵抗を試みなかったわけではない。例えば第 1次松方内閣の剰余金支出に対して、1892（明治25）年 5月の第 2議会における衆議院の特別委員会は、予備費以外の財源で予算外支出をなすのは憲法の規定に反するとして政府の責任支出に対して事後承諾を拒否すべきことを議会に報告した。この委員会の拒否は、松方首相の弁明の後、僅差の多数によって否決されたものの、それより以後1895・96（明治28・29）年の第 9議会に至るまでは衆議院は常に剰余金の支出を違憲であるとして事後承諾を拒絶した。

しかしこうした事後承諾の拒否は、ながく衆議院の支持するところとはならず、第 2次伊藤内閣の剰余金支出に対して第 9議会において両院とも異議なく事後承諾を与えて以後は、若干の論争を生じたことはあるものの、おおむね両院とも事後承諾を与えることが通例となった。

ただし、こういった剰余金支出の定例化は、必ずしも剰余金支出に対する議会の事後承諾と帝国憲法第64条第 2項に規定された予算外支出に対する事後承諾とを政府が同一のものと解釈していたことを意味するのではない。むしろ政府は、剰余金支出は憲法の否認するところではあるが、やむをえざる必要によって内閣の責任の下に行う責任支出として剰

余金支出を敢行していた。つまり剰余金支出は定例化したとはいえ、憲法からはその合法性を引き出せないことは政府自らが自覚するところでもあったのである<44>。したがって一木喜徳郎・清水澄・副島義一・市村光恵・佐々木惣一ら多数の学者がこれを違憲として非難し、またこれを弁護する論者もせいぜい「憲法の認容する所なることを断言するの勇なく、或は言を先例に依り、これ先例の是認する所」であるとして正当化しうるにとどまるか、「或は事実上の必要を以てこれを弁護」する以外に手だてがなかったのである。

ところが美濃部は、こうした剰余金支出違憲論が支配的ななかにあつて、剰余金支出は合憲であるという自説を敢然と展開して怯まなかつた。美濃部が剰余金支出を弁護する立場は、①憲法の条文との整合性、②列国の憲法との比較、③国内の実際上の必要から、という三点の根拠に基づいていた。以下、話がやや細部にわたるが、美濃部の行政権へのスタンスを確認するために清水澄・市村光恵・佐々木惣一らとのこの問題をめぐる論争を手がかりにしながら①②③について的美濃部の主張を点検しておきたい。

まず①から。この点は美濃部が弁駁にもっとも力を注いだ点である。だが剰余金支出が合憲であると主張する場合に最大の問題は、帝国憲法第69条が、第64条第2項によって保障された予算外支出は予備費を充用すべきことを規定していることであつて、この点については事実『憲法義解』も「蓋第六四条は…其超過及額外支出は何等の財源に資りて以て之を供給する乎を指示せず。此れ本条に予備費の設を定むるを必要とする所以なり」<45>と解説していることである。清水澄・市村光恵・佐々木惣一らが予備費以外の予算外超過支出は違憲であると断定する論拠も、まさにこの憲法の規定にあつた。

しかし美濃部は、これに対して次のように反論する。「第六九条は唯予算外支出の財源として予備費を設くべきことを規定して居るのみで、之を以て予算外支出を制限して予備費の定額を超ゆるを許さざる趣意とは認めむることは出来ぬ。予算外支出は其性質上予めの見積ることの出来ない費用で、之を予め一定の金額を定めてその以上には如何なる必要が有つても絶対に支出を許さないものとするのは、その性質に反するものである」<46>。だがこの反論の正否は別にして、仮にこの反論によって憲法に予備費以外の予算外超過支出の「禁止の明文の無いこと」が証明できたとしても、剰余金支出を合憲であると断定するには「之を許容する規定の有ること」を明証しなければならない。これを美濃部は次のような論理的操作で試みる。

すなわちまず最初に美濃部は、帝国憲法第69条に規定された予備費は予算の内に含まれないとして予算と予備費を区別する。なぜなら、予備費とは、予定の歳入と歳出の差額で



あるかぎり間接的には予算の規定をうけるものではあっても、第64条第2項に明文化されているように議会の事後承諾を要件とするものであるならば、議会の事前の協賛によって成立し事後承諾の必要のない予算とは範疇的に明確に区別されるものだからである。そしてこのように予備費と予算が区別されるものであれば、予備費の定額は予算と異なり法律上の拘束力の無いものとなり、やむを得ない予算外又は超過支出については政府は予備費の定額に拘束されることなく、もしその定額が不足している場合には剰余金から支出することは「当然の帰結」<sup><47></sup>となる。しかも美濃部は、いわゆる剰余金の定額を次のように規定する。つまり剰余金とは「予備費以外に於て或は収入に予算外の収入あるによりて国庫に現存する所の用途不明の金額」の意であり、いわば「予想せられざる予備費」であって、この点で剰余金と予備費は「二者其性質を等しうするもの」<sup><48></sup>である。そして予備費が「予算としての法律上の拘束の無いもの」であるならば、それと性質を同じくする剰余金が同様に予算としての拘束を受けない性質のものであることは論理必然的に帰着する「結論」となる。したがって帝国憲法第69条が予算外支出は予備費からなされるべきものとして予備費を設定しているのは、国庫剰余金は必ずしも常に現存するものとはかぎらないから、たとえ予算外支出を許したとしても最悪の場合は財源が存在しないおそれがあり、そうした事態を未然に回避するため恒久的財源を設定しておく必要があったためにすぎない、と美濃部は結論する。

このような論理的操作で美濃部は、予備費以外の剰余金支出が憲法の禁止するところではなく、むしろ憲法の中には積極的にそれを容認すべき規定が存在することを「証明」してみせた。この「証明」にはたして論理的に無理がないかどうかは、さしあたってここで問題ではない。あくまで美濃部が、剰余金支出は憲法の規定から必然的に正当化するものであるという「解釈」に執着したこと、そしてその「解釈」は、現実に政府の責任支出として慣行化しつつあった剰余金支出を理論的に正当化する役割を担うことになったことが重要なのである。

②の列国の憲法との比較については、「列国憲法が概ね已むを得ざる場合に責任支出を認容して居るとは我が憲法の解釈としても責任支出を容認するものと解すべき有力なる参考資料となる」<sup><49></sup>として具体的にはプロシア憲法・フランス憲法に少し言及しているにすぎないので、そのことを指摘しておくにとどめる。

むしろ①との関連で重要なのは③の国政の実際上の必要性の問題であって、美濃部が④でみた論理的操作を行ったのは、実際の国政運用上において政府の責任支出が容認される

ことが必要であり、それゆえそれを憲法の規定上に正当化することによって「予算制度の精神」との間に調和をはかることが不可欠であることを痛感していたために他ならない。

避くべからざる必要あるときにのみ許容されるという状況制限と議会の事後承諾という法的制限によって規制されるとはいえ、必ずしも濫用の危険を回避できない責任支出をあえて「濫用の虞が有るからと言って政府に必要な権力をも与えないものとするのは、決して憲法の精神を得たものではないであろう」<sup><50></sup>として政府の裁量権を確保しようとする美濃部の立場は、この点に関するかぎり天皇機関説問題をめぐる論敵穂積八束とさえ共通するものであった<sup><51></sup>。しかも美濃部が「避くべからざる緊急の必要」として念頭に置いていたものが、第36議会で問題になった第1次世界大戦の勃発に伴う臨時事件費2700万円であったことは、剰余金の支出を如何なる目的のために必要と認識していたかを示すものと言えよう（これとは対照的に、同じく1914年度に責任支出され、事後に問題になった米価調節費と蚕糸会社補助金については、美濃部は必要の緊急性を認めていない）。すなわち、この剰余金支出の是非をめぐる議論への美濃部の対応から読み取れるのは、広汎な国家的利害に深く関与する緊急事態に対処するために行政権力の裁量権を法的に保障しようとした一貫した姿勢である。これは「政党内閣制」によって内閣の意志の統一と強化をはかり、行政権力の安定化をめざした先の基本的立場がより鋭利な形で現れたものであった。

そしてこの立場こそが政党を母体に安定した行政権力の主導力の下に産業主義的な強国化の強行をめざした政友会の基本姿勢を理論的に擁護したものであったのである。すなわち美濃部は先述したように政党を母体に意志を統一した強力な内閣を要請したという点においても、またその強化された行政権力の自律的な操作領域を合法的に保障しようとしたという点に関しても原政友会の理論的庇護者であったと言えよう。

これは福沢によって緒がつけられた「官民調和」論を大政党の統率力を活用することによってより厳格にシステム化しようとしたものにも見えるが、美濃部が重視したのはあくまで内閣の意志を統一し行政権力を安定化させることであり、システム化それ自身に固有の価値を認めたわけではなかった。しかも剰余金支出合憲論に象徴されるように、行政の裁量といった本来規範化とはなじみにくい決断の契機を含む要素をすら合法性のなかに包摂しようとしたことは、政権の存在正当性を、その政権が擁立する政策の妥当性から判定するという倒錯を呼び込むことにもなった。換言すれば、行政権力の安定化を最重要の課題に置いたことによって、純度の高い「政党内閣」と後の連立内閣（挙国一致内閣）の両

者を、ともに合憲的な政権構成システムとして正当化したことにはしなくも示されているように、政権の正当性に対する美濃部の一見存在合理性を尊重しているかに見える判定基準は、究極のところ政権の政策目標や危機管理能力といった目的合理性に従属するものだったのである。

この意味で政権の構成原理や編成形態に対する美濃部の対応は、それらをシステム論の下に規律化し統御するという命題を実質的に空洞化していく契機を内包していたが、むしろその由にこそ産業主義的な強国化という政策論優位の下に「政党内閣制」による権力編成を手段として利用した原政友会内閣の論理的庇護者たりえたのである。

ここで原敬の政治指導の眼目であった産業主義的強国化とそれを推進するための内閣中心主義、さらにはそれらを理論的に庇護した美濃部の政党論との関連で付言して起きたいことは、国民国家との関係である。

先に見たように、必ずしも中軸的政策課題ではなかったにせよ、強力内閣の母体となりうる政友会の党勢拡大の手段として原が行使した地方利益誘導は地域的公共空間の成立（もしくは創出）を前提としていた。そして政党を母体とした強力内閣が推進する産業主義的強国化は、対英米協調を前提にしていた。この意味で、産業主義的強国化路線は地域的公共空間とワシントン体制という国際的公共空間の成立を必要条件とする政策路線と位置付けることができる。そして先に見たように、産業主義的強国化が全国大の規模の下に構想されていたかぎり、それはまさに国家的公共空間を中軸にして、地域的公共空間と国際的公共空間の均衡を確立要件とする政策的試みに他ならなかったといえよう。これはまさしく国民国家の確立条件を前提にした政策的対応であった。美濃部の政党論に関しても、同様のことがあてはまる。

この均衡を維持し続けるためには、当然地域社会の要求とワシントン体制への順応を矛盾なく完結させ続けることが必要であった。しかし第 1 に、地方利益誘導を持続的に行使し続けることは財政的にも困難であり、またその政策が誘発する地域社会の要求への対応は政党の処理能力を超えていた。第 2 に、日露戦後の日本の対中国政策とワシントン体制とを持続的に共存させ続けることは、原理的に無理があった。この意味では、国民国家化への政策的対応とも意味付けられる「政党内閣制」は、原の思惑とは裏腹に、その安定的確立要因を大きく欠いていたといわざるをえないであろう。後述するように、田中義一内閣が地方分権と、対象領域を満州にまで拡大した産業立国主義を提起したのは、この欠格条件を補完するためでもあった。

しかも産業主義的な強国化を円滑に推進するために原が活用した「政党内閣制」は、あくまでデ・ファクトな「官民調和」の延長線上のものであり、「政党内閣」をシステムとして尊重したものではなかった。当初実質的に政友会を擁護した美濃部の権力構想が、その後目の政治的課題に応じた執行権力擁護のために機会主義的な変化を遂げたことは、その証左であった。そうであればこそ、こうした「政党内閣制」の運用とその理念は、政策論優位の政治運営を克服し責任内閣制の再構築をめざす立場からの批判を浴びざるをえなかった。

そのオピニオン・リーダーが吉野作造に他ならなかった。最初にふれた吉野の「如何なる主義に立つ政治でも、其の目的は総て皆善政である。…今日の政界に於て問題とすべきは、其の共にたつる所の目的如何に非ずして、其の目的を達せんが為に各々執る所の方法如何という点にあらねばならぬ。」という「善政主義批判」<52>は直接には寺内内閣の超然主義を批判したものであったが、より本質的には権力の構成要素と編成原理を等閑に付した政策論優位の政治運営に警鐘を鳴らしたものであったのである。吉野が原敬の政治指導を警戒した最大の根拠はここにあった。政治の運営をシステムとして規範化することを不問に付す超然内閣は言うに及ばず、それを手段に貶める「政党内閣」も吉野にとって容認できるものではなかった。残された手段は、議会に対する責任内閣制を定着させる以外にはなかった。

では吉野はどのようにして議会に対する責任内閣制の定着を構想し、機能させようとしたのか。次にこの点を吉野の民本主義論の柱である代議制論との関連を検討するなかで明らかにしていきたい。

## 第4章 代議制論としての民本主義の政治システム構想

### 1. 吉野作造の代議制論と政友会批判

吉野作造が大正デモクラシーの理論的騎手であったとする評価は疑う余地がないが、吉野の政友会批判を重視すれば、これまでの見解とはかなり異なった根拠に立って吉野を評価せざるをえなくなる。

もっとも吉野の政友会批判そのものに関してはすでに坂野潤治氏の先駆的な指摘がある<1>。これに対して著者が重視したいのは、吉野の政友会批判と代議制論との関連である。なぜなら代議制論こそが吉野のデモクラシー思想の精髓であり、責任内閣制論を柱とした政治システム論を掲げて政友会を批判した立脚点も、この代議制論にあったと考えるからである。

ところが従来往々にしてこの吉野の代議制論自体正確に理解されてこなかったように思われる。そこでまず最初に先行研究を批判的に検討するなかから吉野の代議制論と政友会批判の関連を一瞥することを糸口にして、次いで美濃部と対比しつつ、代議制論に立脚した吉野の政治システム論へと論及し、その上で再び吉野の政友会批判の意味を検討してみたい。

大正デモクラシーの主導力をいかなる勢力に見出すかということについて、周知のように、ほぼ対極的な次の二つの代表的な見解が存在する。

第1には、大正デモクラシーの主導力を普通選挙権獲得運動を中心とした民衆運動に見出す松尾尊兌氏の見解<2>である。この見解に立てば、普選実現の必要性を唱える吉野に対して、その論理的庇護者としての高い評価を導き出さざるをえなくなる。

だが吉野は民衆運動を手ばなしで礼賛したわけではない。むしろ吉野は日本の民衆運動が内包する傾向性に対しては警戒的であった。例えば吉野はシーメンス事件以後の民衆騒擾に対して次のようにかかなり手厳しい評価を下している。

抑も民衆の運動と云うものは自発的であって且つ積極的である場合に、大いに政治上に於て重んぜらるべき値を有するものである。…しかるに此頃のはどう考えても積極的且つ自発的とは思われない。どうも之は民衆の勢力と云うものは之を結束して見ると云うと、案外に強いものであると云うことを三十八年九月（日比谷事件をさす…小関）に

経験した所の一部の人が、再び之を利用して、事をなそうという頭があって、此等の者が扇動して、或は扇動せんとする計画に乗ぜられて起こったような風に感ぜられる。殊に今年の騒動の如きは全然消極的で、即ち政府反対と云う事が唯一の主眼で、外に何等積極的の主張というものがない（傍点原文）〈3〉。

このように吉野は当該時期の民衆運動の徴候を「非常に不健全な方向に向かって居る」と見なしており、そうであるがゆえにそこに外部的な勢力の「扇動せんとする計画に乗ぜられ」る危険を憂慮したのである。そもそも吉野にとって「民衆運動の盛んに起ると云う事は畢竟するに憲政の失敗を意味する」〈4〉ことに他ならなかった。なぜなら立憲政治とは議会政治であり、議会政治とは民衆の政治的エネルギーを政党が吸収し、議会内の対決へと集約することが正常な状態であるという認識に立つかぎり、民衆の政治的エネルギーがその回路を経ずに暴発することは、立憲政治の破綻以外の何ものでもなかったからである。

この意味で彼の民衆運動の現況に対する懸念は、代議政治（政党政治）への強固な思い入れに発するものであった。また、この点と密接に関連して、筆者は彼の普選論についても松尾氏の見解とは異なった意味づけを与えるべきであると考えている。これらの点については後述したい。

第1に、松尾氏の見解とはほぼ対局に位置するのが、明治寡頭支配を切り崩すものとして原敬の政治的リーダーシップとその傘下にある政友会の政治的力量的増大に注目する三谷太郎氏の所説〈5〉である。もっとも三谷氏は原敬のリーダーシップの下に政友会が明治寡頭支配と競合しつつ政治過程の主座に躍り出る経緯を「大正デモクラシーの原蓄過程」として大正デモクラシーそのものとは厳密に区別し、他方で吉野の政論の先進性をもさまざまな局面から評価しておられる〈6〉。だが、「原蓄過程」として区別しようとも、原に率いられた政友会の政治的力量的増大と吉野の先取の見解をともに評価する試みには無理がある。なぜなら原が領導した「原蓄過程」は、吉野が理想として展望した状況へと発展して継承されることはないからである。

ではこの「原蓄過程」は否定的媒介項として吉野が期待した状態の定着を準備することになったかといえ、これもそうではない。むしろ前者は、後者の定着を頑迷に拒み続ける阻害要因でしかなかったのである。

そこで先述した産業開発主義ともいべき政策論優位の下に権力編成を従属的な手段に貶

めた原敬の施政への批判との関連が重要となるが、吉野がすでに桂園時代の政友会の行状に、次のように批判の目を向けていたことは、原の政治指導と吉野の理想がまったく相容れるものでなかったことを何より鮮明に示している。

…藩閥も、薩派と長派と分れて権力を争い、後には長派の中でも、山県公の派と伊藤公の派と分れて暗躍をすとか云うような風で、政権の授受と云う事は、一部の人の内部一即ち表面にあらわれない事情で以て決定されて居った。其後政党と云うものが段々発達して、政友会の如き、兎も角も有力なる政党が出て来ると云うと、政府も全く之を無視することが出来ぬと云うことになり、…何時の間にもやがて政党の幹部が政府と、之も外部からは分らない内密の妥協をして、頗る公明を欠く政権の授受をやっている。所謂数年前の桂公と政友会との情意投合なんと云う事は政治上から見ると、一つの迷宮であって、外からは何が何やらさっぱり張り分らぬものである。…従ってこう云う内密の事情に通じたものでなければ、政治と云う事が出来なくなり、政治と云うものは著しく専門的になってしまった。斯くの如きは決して立憲政治の健全なる発達ではない。どうしても斯くの如き暗室政治と云うものは打毀さなければならぬものである。」（傍点原文）〈7〉

ここで吉野が政友会を批判している根拠は、桂園体制期の情意投合も含めて、藩閥勢力との妥協による政権授受がもたらす政治の不透明化（「暗室政治」）にある。つまり政友会を明治寡頭支配を掘り崩す選出勢力の代表と見なす評価を排して、「外部からは分らない内密の妥協をして、頗る公明を欠く政権の授受」に終始する政友会の体質に批判の目を向けていることが理解できる。これは当然枢密院・貴族院など特権的勢力の政治過程への容喙に対する批判〈8〉と照応するものであった。

しかし一方で注意を要することは、こうした政友会批判は旧来から一貫した吉野の特権勢力批判とストレートに直結するものではなかったということである。なぜなら吉野は、大正初期の段階において、すでにこれら特権的勢力の権勢は衰退に向かいつつあることを的確に見抜いていたからである。それは元老の現勢を次のように衰退に向かいつつあるものと評価していたことに象徴される。

今日元老の勢力というものは、段々元老の個人的威望以外にはこれを認むべきものがないようになって居る。…彼等は最早政界に於ける積極的勢力では無い。然らばせめて





「政権の掌握以外に党勢拡張の方法を知ら」ないという日本の政党の実情が「政治の進歩を阻害すること夥しい」のか。吉野は次のように論及する。

…政権の掌握に依って党務を拡張するという事は、実は其の地位を利用して有形無形の利益を提供し、之に依って党勢を拡張するに外ならぬ。之を露骨に云えば、政権を利用し、利益という代価を以て投票を我が党に買うようなものである。而して此間に種々の弊害の生じ得るは言う迄もない。

右の党勢拡張の報酬たる利益は、各地方の人民一般の利益なら未だしも、多くは一部分の利益、少数なる所謂地方有力者の利益ということになり勝ちである（傍点原文）  
<13>。

つまり吉野は、政権政党に座って後、その地位を利用して行う党勢拡張が利益政治の横行を必然的に生み出すという点に、日本の「政党政治」の致命的欠陥を認めていることが理解できるであろう<14>。この吉野の地方利益誘導政治に対する強い嫌悪は、彼の民本主義を定式化した著名な「憲政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず」のなかでも表明されており<15>、その是正は「総ての政党に向って希望する」ものでもあったが、直接の批判の対象は言うまでもなく政友会であった。先の特権的勢力との結託に対する批判にもまして、吉野の政友会批判の力点はこの点にあった。後の原政友会内閣期に至って、吉野はこの観点からの対政友会批判をいっそう強めることになった<16>。

前述したように、政友会の政策理念は必ずしも地方利益誘導そのものにあつたのではなく、むしろ広域経済圏の確立を前提にした産業主義的強国化にあつた。だが吉野は、そうした政策構想を実現するために政友会が強行した多数党形成のための集票手段を地方地盤への「配慮」と見なして特に危機感を強調してみせているわけである。吉野の政友会批判の本旨はあくまで政友会の責任内閣の軽視にあつたが、手段にすぎない地方利益誘導の喧伝であつてもやがてそれ自身が政党の行動原理と見まごうまでに政党を墮落させ、有権者と政党の関係を腐敗させることに無関心ではいられなかった。むしろ、こうした「地方利益誘導」の悪影響が真の責任内閣制の確立を阻害するという点に吉野の危機感があつた。吉野が「地方利益誘導批判」を一貫して展開するのはこのためである。

この地方利益誘導政治批判の論拠として注意すべきことは、それが「一般人民の利益」を無視したものであるという点を非難しつつも、まさにそれが「少数なる所謂地方有力者

の利益」への配慮によってこそ招来されたものであるという点にあったことである<17>。つまり吉野の批判は、それらが民衆の要望を無視したものであるということよりも、少数の民衆の要望を操作して過剰に反映させたものであるという点に本来の含意があったと見てよい。言うなれば、民衆の過剰な政治化を憂慮したのが吉野の民衆騒擾批判であったとすれば、操作によって一元化された民衆の要望が過剰に反映することを慷慨したのが地方利益誘導政治批判だったのである。

そしてこの両者の「過剰」をともに抑制するためにこそ代議政治の必要性が強調されねばならなかったのである。吉野はその妙用を、以下の引用に示されるように、「貴族的民衆政治」と表現した。

私の考では、最良の政治と云うものは、民衆政治を基礎とする貴族政治であると思う。所謂貴族政治丈けで民衆政治がなければ駄目である。今日我国の政治は正に此弊に苦しんで居る。又所謂民衆政治丈けで貴族政治と云う方面なければ之も亦駄目である。…そこで国民が一つの偉大なる精神に指導せられて動き、又其精神を最も多く体得して居るものが、又国民の監督を受けつつ政治をすると云う事であれば非常に結構だと思ふ。而して斯くの如きが実は本当の健全な民衆政治だと思ふ。…之が即ち レフェレンダム などよりも代議政治と云うものを私が採る所以である。何となれば予の所謂貴族的民衆政治はこの代議政治に於て最もよく行わるるものであるからである（傍点・傍丸ともに原文）<18>。

この「貴族的民衆政治」という表現を与えられた吉野の代議制論は、後にその民本主義の重要な構成要素としてビルトインされることになる。そしてまさにこれが天皇主権の容認とともに、従来彼の民本主義の限界とされてきた。しかしその言葉の響きはともかく、これを彼の代議制論の限界とみなすかぎり、吉野の民本主義を全く評価しないと切り切るだけの覚悟が必要である。

筆者は以下の理由でこの吉野の代議制論に、当該期日本政治の弊害の是正と民主化を促進する機能を確認すべきではないかと考える。

第 1 に、たしかに吉野の代議制論は「国民が一つの偉大なる精神に指導せられて動き」、またそうした精神を備えた指導者が「国民の監督を受けつつ政治をする」という「導く者と選ぶ者」（坂野潤治）の各々の役割の分担と相補性の確認の上に成り立っていた。だが

それは政治に関して「民衆とは何も定まった意見はないものだという事に腹を極めなければならぬ」という傍観にとどまらず、それをむしろ「相当の程度に達した民衆には、自分には積極的の意見はなくとも、人の意見を聞いて其是非曲直を判断する丈の力はある」〈19〉という省察へと深化させることによって導き出されたものであり、民衆に対する分限論とは明かに区別されるものであったということである。それは、民衆騒擾の暴発や地方利益誘導政治の横行などに、民衆の直截な願望が過剰に政治の運行を拘束しかねないことの危険を察知した吉野が、民衆の要望と指導者の選択との衡平を政治の運用原理の中に定着させることを第 1 に企図したシステム論であったということである。

しかもそれはシステム論でありながら、そうしたシステムを正常に作動させるに足る政治的規律化と成熟を民衆に期待するものであった。換言すれば、吉野の言う「貴族的民衆政治」とは、民衆が「一つの偉大なる精神に指導せられて動」くという意味における貴族的要素の加味のみを要請したものではなく、民衆にそうしたシステムの回路に参画するに足る自己規律と政治的規範意識という意味での「貴族精神」の体现を期待したものである。その意味で吉野の「貴族的民衆政治」という名の代議政治論は、愚民観の表現では全くなく、むしろ政治への民衆の効果的参画を恒常化するために、民衆の政治的成長を待望したものであったと言ってよい。そうであればこそ吉野は、後でも触れるように、買収による選出を困難にすることによって民衆を教育するに足る人物を議会に結集しうる選挙権拡張（→普選）を代議政治の不可欠の構成要素として要求したのである〈20〉。

第 2 に、「貴族的民衆政治」とは議員の政治的指導者としての適性と気宇を吟味する衡量基準をも含んでいたということである。この点に関して吉野は「今日の議員諸君の中には、民衆と一所(ママ)に居る者はある。けれども一步先に進んで居る者は極めて少ないではないか」〈21〉として、特に議員に対して「民衆と一所に居る」ことよりも「一步先に進んで居る」という資性が欠落していることを戒めている。吉野が議員にとりわけこうした資質を要求したのは、後で述べるように、議員と民衆の密接な信頼関係によって幹部専制を抑制し、政党の民主化を促進しようとしたことと無関係ではない。

そしてこうした議員と民衆の密接な関係の上に代議政治を築き上げ、安定的に運行するためにこそ必要であったのが政党内閣制であった。そしてそこから彼の民本主義論の他の重要な柱である二大政党制論と普選論が湧出することになる。この点については節を改めて述べてみたい。

## 2. 民本主義と二大政党制・普通選挙論

議員を主とした政治的指導者と民衆の密接な関係を重視した吉野は、それをシステムとして具体化させる手段は政党政治以外にあり得ないことを次のように明確に述べている。

…多数の勢力が今日非常に重きを為す丈け、それ丈又彼等が少数賢者の精神的指導を受くと言う事は、国家の健全なる発達を見る上に於て絶対的に必要である。故に現代の政治は形式に於て必ず多数政治たるべきを要すると共に、実質に於て又必ず少数者の精神的活動が最も重きをなすところの政治でなければならない。而して多数と少数と、換言すれば下層階級と上流階級との相互的交渉を巧みに造るものは、即ち政党である。…要するに政党政治は、一面に於て確かに衆愚の政治である。けれども、少数の賢者が近世政治の舞台に上って有効にその所思を実行するの途は、また政党政治を外にしては断じてない。故に政党は本当の貴族政治の理想を今日に実行せしむる唯一の近世的設備であると言ってよい<22>。

政党政治反対論者の反発を意識した言葉の使い方は別にして、全体の所論は先に「貴族的民衆政治」と表現された代議制論と全く同一であり、その代議制の妙用の実現は「政党政治を外にしては断じてない」と断言されていることは、政党政治を念頭に置いて代議政治論が提起されたことを示している。さらに言うなら、代議政治論から政党政治論が導き出されたというよりも、代議政治論によって政党政治を正当化したと言うべきである。なぜなら「政党政治」は、政友会優位の形態においてではあれ、すでに原敬のリーダーシップの下にすでにその緒がつけられ始めていたからである。しかし政策論優位の下に政権に固執し、一党支配を目論む政友会の「政党政治」が吉野にとって断じて容認できるものでなかったことは、先述した通りである。したがって吉野の代議政治論は、あるべき政党政治の姿を追求したものに他ならなかった。

ではその「あるべき政党政治の姿」とは何か。吉野は言う。

我国の憲政発達の傾向を見るに、段々政党政治になって行くと云う事は、掩うべから

ざる事実である。…そこで政党政治と云う者が我国憲法の動かすべからざる大勢である  
とすれば、我々は之れを助長し、其立派に発達し行くように貢献する処なくてはならぬ。  
而して政党政治の立派に発達して行くと云う事は、どうしても二大政党の樹立と云う事  
にあらねばならぬ（傍点原文）〈23〉。

…多数政治は、近代政治の理想であると言っても宜い。此の多数政治は実に政党によっ  
て行われる。…唯是丈は疑がない。即ち政党政治は国内の政党が二大党派に別れて居る  
時に於てのみ、非常に其の効果を挙げることが出来ると云う事である（同前）〈24〉。

すなわち、政党政治は二大政党制を前提とすることなしにはあり得ないとする吉野の確  
信がいかに強固なものであったかが、引用部分から理解できるであろう。この二大政党制  
への期待は、後の「憲政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず」において、「余  
は日本に於ける憲政の進歩発達を計る上から、二大政党対立の自然的傾向を助長すべく、  
之を妨ぐる原因あらば極力之を排除すべき所以を天下に訴えんと欲する」〈25〉とより強く  
打ち出されることになる。

この二大政党制の探求が政友会優位体制への反発に発し、またいかに急迫したものであっ  
たかは、本来政治的主張においては距離のあった立憲同志会やそれを一翼にした第 2 次大  
隈内閣をも消極的にせよ支持し〈26〉、政友会の切り崩しを構想していることに明確に示さ  
れている。

では一方、小党分立状態（三党鼎立状態）を吉野はどのように評価していたのであろう  
か。もし「世論」を正確に反映させるという点に政党政治のメリットを見出すのであれば、  
「世論」の多様性に照応した小党分立こそその趣意にかなうはずであるにもかかわらず、  
吉野は以下の理由で小党分立には警戒的であった。すなわち、第 1 に「第三党の向背によっ  
て、他の二大政党の何れかが勝つと云う事であれば、其大政党は第三の小党を味方とする  
ために種々の腐敗手段を用ゆる事になる」（傍点原文）〈27〉ためであり、第 2 に小党が分  
立すると「其隙に乗じて元老や官僚が跋扈する」〈28〉ためであった。

要するに、その主体が大政党であれ、「元老や官僚」であれ、それらが第三党の懐柔を  
画策する結果、「多くの場合に於て政界の腐敗を持ち来す」〈29〉というのが吉野の小党分  
立状態に対する警戒の理由であった。後者のケースについては吉野は明示的に述べていな  
いので推測による他ないが、おそらく山県有朋流の三党鼎立論などを念頭に置いたもので

あり、前者のケースについては「それは最近に於て、各国に社会党の発生する事実に基づいて此議論を立てて居るのである」<sup><30></sup>と述べていることから、ヨーロッパにおいて社会党の発生が招いた三党鼎立状態と同様の事態を具体的に想定していることが理解できる。これについて吉野は、後に新官僚との提携と社会大衆党の後方支援に支えられた中間内閣の弊害を先立って警告しているかのごとくである。

このように吉野の二大政党制論は、巨大政党一党優位型の「政党内閣制」と小党分立状態の欠陥を認めたためであったが、それは両者をともに排した結果帰着した消極的選択ではもちろんなかった。

では二大政党制にはどのような意味があったのか。この点を掘り下げるにあたって重要な論点は第 1 に、政権担当が可能な政治勢力をあえて 2 つの党派に区分することがなぜ妥当なのか、第 2 に二大政党という政治システムの枠組みを整備すること自体にどのような目的があったのかということである。

この点を述べる前に先立って少し触れておきたいのは、そもそも吉野はなぜ二大政党制というシステムを発想しえたのか、という根本的な問題である。換言すれば、美濃部には成しえなかったことがなぜ吉野には可能であったのかということであるが、帝国憲法を前提にするかぎり、二大政党制論を導き出すということは、困難という以上に本来原理的に無理があった。なぜなら帝国憲法本来の理念と整合的な政権形態は厳密には超然内閣もしくは連立内閣であり、選出勢力の優位化を前提に政権交代の機会として議席数の変動を想定し、その結果おのずと議会に対する責任内閣制の原理に立たざるをえない二大政党制と調和させることはとうてい不可能だったからである。この意味で、帝国憲法との整合性に終始固執した美濃部にとっては、帝国憲法第 55 条の国务大臣单独補弼性の規定を内閣官制を援用して無理に内閣連帯責任制に読みかえ<sup><31></sup>、内閣の意志統一を維持するためにこそ政党内閣制が必要であるという論拠によってかろうじて政友会を母体にした「政党内閣」を正当化しえたのが限界だったのである。

これに対して議会に対する責任内閣制に帰着せざるをえない二大政党制論を吉野が提起しえたのは、美濃部とは対照的に帝国憲法から超越した政治的価値判断を指針にしたためであった。換言すれば、吉野の立憲主義は帝国憲法を超越した立憲主義であったといってもよい。吉野が美濃部をもってして最後まで処理しあぐねた統帥権の「聖域」にさえ鋭く肉薄し、その形式的な天皇への信奉とは裏腹に、結果的に天皇主権の最終的な堡壘にすら切り込むことができたのは坂野潤治氏の指摘される通りであるが<sup><32></sup>、その理由はこうし

た帝国憲法への吉野のスタンスにあった。

ではなぜ吉野が帝国憲法をさえ超えるような立憲主義に到達しえたかといえば、それは間違いなく彼の歴史主義と発展史観に由来していた。すなわち美濃部の法解釈における合理主義的立場が、法を要請する歴史的土壌と法自体の関係を合理的に解釈することによって各国法の存在理由を相対的な次元へと下降させる一方で、まさにそうであるがゆえに各国法（帝国憲法を含む）の歴史的個性を絶対化せざるをえない逆説を内包していたのとは対照的に、吉野の歴史主義、発展史観への信奉は法の歴史的個性の執着から離れて各国法それ自体の差異を質的な個体差と見ずに、時系列上の発展段階差と見なすことを可能にした。極論すれば吉野にとって帝国憲法と西洋近代法との間の差異は、固定的な空間的差異ではなく、やがて解消されうる時系列上の差異にすぎなかったのである。この意味で吉野の帝国憲法の拘束を脱した政治的判断は、西欧立憲主義という新たな規範への接近と相即したものであった。

それでは、政権担当が可能な政治勢力をあえて 2つの党派に区分することをなぜ吉野は妥当と見なしたのであるか。この論点は、二大政党制が代議政治（政党政治）をいかに有効に作動させうるかという点の分析が鍵となるが、それは吉野における党派性を核にした世論の統括と政治力の結集への期待と密接に関連していた。

後述するように後年吉野は既成政党の行状に露骨な失望を露わにすることになるが、代議制論に期待を寄せていた段階の吉野は、選挙に際して人格と政見に納得できる候補者が 2人以上いる場合には「既成大政党に関係ある人を出来得る丈挙ぐることが適當であると思ふ」<sup>33</sup>として、既成政党に色分けされた党派性に投票が系列化されることを奨励している。そこには地方利益誘導能力の多寡を候補者の選考基準にしてはならないという警戒感も介在していたが、より本質的には、民衆の政治的活性化は党派性によって方向づけられることなしには政治的効力はなく、危険ですらあるという代議制論を支えていた確信に促されてのものであった。そして吉野にとってその党派性は民衆が直接表現しうるものではなく、またすべきでないとされていた<sup>34</sup>。吉野は従来アマチュアリズムの信奉者と評価されているが<sup>35</sup>、ここに見られる民衆の位置づけは基本的には終生変化はなかった。

その上で吉野は、この党派性は現実的には次のように 2つの潮流に分化していくのが自然の趨勢と見なしていた。

政党政治は理論上善いものと極っても、それが旨く行わるるには、国内の党派が二つ

の大きなものに別れて居なければならない。故に国内の党派が二つに別れて居なければ、  
縦令善いものでも、政党政治は行うことが出来ない。而して国内の政党が二つに別れる  
と云うことは、是は人為を以て左右することは出来ない。…けれども実は世の中には、  
結局に於ては、現状を維持することに利害関係を有って居る者と、現状を打破すること  
に利害関係を有って居る者と、自づから二つの潮流がある。…此二つの潮流は何処の社  
会でもある。而して現状維持と云う方から保守的の考を有するに至る。現状打破の方は、  
自づから自由改革の精神を代表することになる。茲に於て大体に於て自由思想と保守思  
想という二つの思想の対立を見る。政界に於ても亦同様である。小異を捨てて大同に就  
く。段々と団体を堅めて行くと、其間に結局は、大体に於て現状を維持せんと欲する者  
と、大体に於て現状を打破せんと欲する者と此二つの相容れざる両極端の団体に堅ま  
てしまう。故に政党関係を自然に放任すると、自由保守の二大政党に岐るの傾向ある  
ものと論定せざるを得ない（傍点・傍丸とも原文）〈36〉。

つまり吉野は、二大政党制の前提となる 2つの党派への分化は「人為を以て左右するこ  
とは出来ない」としながらも、終局的に自由、保守の 2つの潮流に分化していくことが自  
然の趨勢であり、別の箇所「日本には本来二大政党になる自然的傾向を妨げる現実の原  
因はないと思う」（傍点原文）〈37〉と観測している。

ただここで注意を要するのは、吉野が党派性の二極分化を予測し、また期待したとは言っ  
ても、あくまでそれは極端なる部分（とりわけ左翼）を排するか、もしくは統合した上で  
の二極分化であったということである。それはこの吉野の二大政党制論がイギリスに範を  
とっており、そのイギリスにおける「社会党が「実際政界に於ては、自由党と全然合体して、  
殆ど自由党に併呑されて居るような有様」〈38〉といった状況を二大政党制の確立条件の成  
熟であるとして肯定的に引照していることに端的に示されている。

こうした二極分化の前提と吉野が見なした諸勢力の穏健化は、吉野の小選挙区制支持  
（後述）とも密接な関係を有するものであった。なぜなら、小選挙区において過半数確保  
をめざす場合、いずれの勢力も有権者の最大公約数的な常識的思惑に訴えかけざるをえず、  
その結果自らの政見の「過激」な部分を抑制し、有権者の多数に共通する「良識」と合致  
しうるように穏健化を遂げざるをえないからである。この小選挙区制が強要する諸勢力の  
体質変化は、現在では、諸勢力の同質化の招来、それに伴う有権者の実質的選択範囲の限  
定として小選挙区制のデメリットとさえ評価される点であるが、あくまで吉野はこれを二





的の案を出さなければ、改革が出来ぬということになるから、何時でも手遅れになって、政治上の大改革は到底出来ぬ。…若しも之が英吉利などのように、政党内の秀才が、内閣の更迭する度毎に或いは次官となり或いは大臣と成って政府に立って自ら政務の大綱を掌るということになれば、自ら見識も養い知識も得る。そう云う人が再び野に下ると、元自分の執った仕事であるから能く分る。従って当局者に対して適切な質問もすることが出来る（傍点原文）〈41〉。

ここで吉野が述べていることは、「政党政治が余程進歩して居る」現下の状況の下でも、官僚主導の政策決定という従前の宿弊が根強く残存し、それが、本来政策の大局を決定すべき政党政治家からそうした任務に習熟する機会を奪い、その結果「政治上の大改革」がはばまれているということである。要するに官僚主導体制の実質的継続が政策決定の硬直化とダイナミズムの欠落をもたらしていることを吉野は慨嘆しているわけであるが、注意すべきことは、そうした悪弊の克服は単に「政党政治が余程進歩」しただけでは成しえず、あくまで「英吉利などのように、政党内の秀才が、内閣の更迭する度毎に或いは次官となり或いは大臣と成って政府に立って自ら政務の大綱を掌る」ことが不可欠であることを見通していることである。これが二大政党制の機能に期待したものであることは言うまでもないであろう。すなわち政治的リーダーの育成という代議士中心主義に込められた課題は、原内閣に象徴されるような優位に立った巨大政党が支配する「政党政治」の下ではなく、政権交代が可能な二大政党制の下において両政党の議員が政策に習熟する機会を与えられ、政策決定の実質的リーダーシップを採りえてのみ初めて達成されるというのが吉野の主張の本旨であった。

これは当然のことながら政策の大局的方針の一定限度の変動を奨励するものであった。吉野が、事務官の政党化を排斥しながらも〈42〉、こうした政策変動の一定の振幅を肯定したのは、権力のオーソドグシーをいかに実質的に安定化させるかという切実な問題意識に促されてのことであった。それは政権構想に関するかぎり内閣の強化を第1の眼目にし、単一の強力政党を媒介に議会を支配しうる「政党内閣」の創出をもくろんだ政友会、就中原敬の政治指導に対する危機感に裏打ちされたものであった。なぜなら議会での多数形成の手段であった地方利益誘導が多様な世論を「地方利益」という操作しやすい「世論」へと等質化（具体的要求項目と形態は多様でも）するものであったかぎり、経済変動などの不確定要因によってその要求に応えられない事態に直面し、当該政権が一挙に存立根拠

を喪失した場合、それを代位しうる政権とそれを支えるに足る「世論」が存在しなくなるという危険が大であったからである。前述した「産業主義的強国化」ともいうべき政策論優位の政友会の施政に関しても、その成否が経済変動に左右されるものであったかぎり、まさにこれと同様の危険が予想された。つまり政権の存在基盤から見ても、その掲げる政策目標の観点からも、政友会型の施政はいずれ政権が本来担うべき権力の正当性自身の危殆を招きかねないというのが吉野の危機意識だったのである。

この危険を未然に回避することも二大政党制の重要な課題であった。なぜなら二大党派の政策とそれを支える「世論」の振幅を許容する二大政党制とは、極端な「異論」の噴出を統御する一方、政権の存立根拠と基盤の一元化を回避し、各勢力間での権力の代替可能性を外郭的に保障するシステムに他ならなかったからである。換言すれば、一定範囲のなかでの「異論」の存在を常に容認し、それを統括しうる両政治勢力が政権担当が可能な規模にまで成長することをむしろ奨励しつづけることによって、当該政権の崩壊が権力の空白を招く可能性を回避するシステムが吉野の意図した二大政党制であったと言えよう。ここには、政権交代が可能な政治勢力を常に用意しておくことが、大局的には「強い政治」に他ならないという透徹した政治的リアリズムとナショナリズムが集中的に盛り込まれていた。二大政党制構想という吉野の政治的理想主義は、こうした政治的リアリズムおよびナショナリズムと緊密に交錯していた。

この点は、「はじめに」で少し触れたように、吉野の政治システム構想が究極的には国民国家の安定化を企図したものであったことと関係がある。その安定化に向けて、二大政党制の下での政権交代がもたらす政治的振幅をバネにそれに耐え得る強靱な共同性を確立する必要性を吉野は長期的課題として見据えていたとも言えよう。政権の振幅こそが権力の大局的安定化をもたらすとみるこの発想は、権力を担保する究極の権威を認めない価値相対主義を趣旨とする吉野の社会哲学とも密接に関連していた。価値相対主義的な立場に立って権力から権威の光背をはぎ取る作業は、権力をフィクショナルなシステムとして再構成し、そのシステム内での政権の異動を国民の選択と連動させることによって権力の大局的安定性を高めようとする発想と呼応していた。

吉野は政治的目的に対する態度決定についても「…予輩は、政治の目的に関しては、絶対的真理を立する事能わずという。…故に客観的科学者の立場から云えば、政治の目的に関しては、今日の所、相対的原理を立するの外は無いと謂わねばならぬ。」<43>と価値相対主義的原理に立つべきことを明言している。しかし現実には政治を運営する上で、当面指

針とすべき価値を選択することは避けられない。それでは当面依拠すべき特定の価値を選択する基準は何か。それは多数決の原理に他ならなかった。吉野は言う。

成る程『多数』必ずしも正義に非るは言を俟たない。然しながら今日『多数』を外にして果たして正義の所在を確むる何の客観的標準があるか。…『多数』は常に正しくはないとしても、多くの場合を平均して見れば、正義が概して常に『多数』の味方である事は、また我々の経験の疑わざる所である<44>。

この多数決の原理は普選制定以降「民主政治は取りも直さず民衆の政治である。…併しながら観念上多数民衆の力の発言は其儘直に正義の発現ではない。之れが多数決の原則と結ぶに至って始めて正義の発現となる」<45>というように、民主政治を「正義」に随順させるための制度的要件と明確に見なされることになった。そうであればこそ、この多数掌握が公正な競争に基づくべきことの必要性を再確認せざるをえなかった吉野は、「制度のきん隙に乗じて不正の手段を以て国民の良心を瞞着して機械的に作った多数」<46>に安住する政友会を断じて容認できなかつたのである。この点で、吉野の理想主義的な政治哲学は、あくまで政治的実践性への省察に練磨されたものであった。

そうであるかぎり、この多数決原理の尊重は、価値決定における相対主義と民主政治との調和といった単に純理的ないし技術論的観点から導き出されたものではなかった。あくまで吉野は多数決原理を戦略的に援用して相互に抑制すべき 2つの具体的価値を念頭に置いていた。この点に関しては吉野の国家論との関連が重要となる。吉野の国家論は初期のヘーゲルの国家論をほぼ踏襲したものをも含めて、およそ 4段階に区別される<47>。そのなかで右の論点との関連で当然注目すべきは第 2段階の国家論、すなわち民本主義の理念とその柱である二大政党制論を力説しはじめた第 1次世界大戦中のものである。

それでは、その段階で吉野はいかなる価値を相互に抑制すべきものと見なしていたのであろうか。吉野は次のように述べている。

今日国際競争の激しき時勢に於ては、国家の強制組織を尙一層鞏固にする事は必要である。けれども国家の名に於て個人の自由の不当に蹂躪せられているのは又之を黙過し難い。所謂国家主義と所謂個人主義とを如何に調和すべきやの絶対原則は、極めて必要であるけれども、不幸にして今日未だ発見し得られずとせば、相対的原則として国家本

位の政策と個人本位の政策とを相並んで用いよというのは、亦已むを得ないと言わなければならない。…政治の方針に関する真理を見る時、何うしても個人主義とか国家主義とか、或は保存主義とか自由主義とかいうような、二元的対立の見地を取るのは、亦已むを得ざる数である。政治の方針に関するイズムは一元ならざるべからずと云うのは、主観的に政治を観る人の立場である。…けれども科学的政治学の立場より云えば、斯くの如き人に何時までも政治を托する事は好ましくない。さればと云うて、初より主観的観念のない所謂オポチュニストに国政を托するは又更に危険であるから、そこで我々は結局、思想上の二元的対立と共に、政治勢力の二元的対立を承認し、此間の諸勢力をして相交代せしむるの仕組が一番いゝという結論に達するのである。是れ亦二大政党の対立を主張する理論上の根拠でもある（太字小関）<48>。

ここで吉野が述べていることは、第1次大戦下の「国際競争の激しき」状況のなかでは強国化という課題は無視できないにせよ、やはり「不当に蹂躪」されている個人の自由を養護することが必要であり、そのためには本来国家中心主義と個人中心主義の「調和」をめざすことが必要であるが、両者の「調和」を実現する手段は見出し難いので、あくまで現実には両者の二元的な均衡を重視しなければならないということである。しかし吉野の真意が優位な国家中心主義に対して個人中心主義の領域をいかに拡大するかという点にあったことは言うまでもない。そしてその両者の二元的対立の均衡をシステムの中に収める手段として二大政党制を要請しているのである。このように見れば、吉野の二大政党制論が単なる技術論的問題関心に発するものではなく、当該時期に台頭しつつあった個人中心主義の自己主張をいかに保障するかという、すぐれて実践的な課題に対応したのもであったことが理解できるであろう。

そしてこの二大政党制導入の根拠と見なされる程の個人中心主義が単に抽象的な理念であるはずはなかった。吉野は次のように述べている。

…予輩は特に今日の場合個人中心主義の方面の研究と主張とが一層盛んになることを必要と認むるものである。何故かと云うに、前にも述べた如く、我國民一般は今日余りに国家中心主義の思想に酔い過ぎて居り、中にも實際直接間接に国政運用の衝に当たる一般政治家の頭が特に著しく偏狭なる国家主義に感染れて居ると思わるゝからである。…我國の政治家の間には直接に國民個々の開発を目的とする政策、殊に社会政策的施設の



が特定の党派の利害に合致することや、一定の党派性を帯びることは、むしろ吉野の代議制論の本意ですらあった。その上でその「公平な判断」を特定の党派に系列化し、政党の動向を方向づける基準として定着させることこそが二大政党制へ移行するための重要条件とされた。

そしてこうした超越的な意見をくみ上げて効果的に系列化し、施政の論理に調合するためには、買収を抑止する効果があると目された普選を採用することによって自由競争の条件を整備し、その下で国民の支持を吸収しうる才覚のある代表を議会に結集すること<51>が必要であったのである。

ここにおいて偏狭な政治的磁場から切り離された国民の超越的判断力を政治の大局的方向決定力へと水路づけることによって、かえって政治的方向舵としての圧力効果を高めることに眼目を置いた吉野の普選論は、党派性への要請を媒介に、見事に二大政党制を正当化する論理に転用されたと言うべきである。

こうした施政と世論の調合を期待された代表が安定的にその役割を成しうるためには、選挙民との間の人格的信頼関係が必要であることを吉野は見通していた。民本主義の重要な要素として「代議士と政府との関係」を吉野が重視していたのは<52>、このゆえに他ならなかった。また逆に代議士（←候補者）は国民の「公平な意見」を党派的な流れに方向づけるという役割を担うがゆえに、裏面で特権的勢力との妥協をくり返し政党の民主化を妨げる幹部専制に対抗しうる勢力として位置づけられたわけである。

この選挙民と代表との人格的信頼関係は、大選挙区制下の希薄な関係ではなく、小選挙区制下の濃密な関係によって築き上げられることが必要であった。すなわち、吉野にとって選挙権は拡張（→普選）されねばならなかったが、選挙区は、地域代表主義にはあくまで反対しつつも、限定（→小選挙区制）される必要があったのはこのためであった。

このように見れば、吉野の普選論は、小選挙区制との抱き合わせで、代議政治を円滑に機能させる手段として位置づけられていることが理解できる。

### 3. 二大政党制論の実践的展望と危機認識の深化

このように吉野の政治思想の特質は本来自由主義の要請である代議政治を「代議士中心主義」という理念によってより自由主義的な方向に純化し、その上でそこに普選論に象徴される「平等」の契機を持ち込むことによって、原理的に和解しがたい「自由」と「平等」の両契機をあいまいに中和させるのではなく、あくまで実践的に調和させようとした点にあったといえよう。その架橋となるのが「公正」な競争原理の確保であり、それを安定的に実現する手段と目されたのが二大政党制であった。つまり吉野は二大政党制論と普選論によって、政治的選択の「自由」と政治的権利の「平等」という形で「自由・平等」主義の確立をめざしたのである。

それはまた、原理的には本来両立しがたい両契機の均衡に耐えうる強靱な精神を要求する論理でもあったが、それ以上に二大政党制のなかでその調和をめざした実践性にこそ、その精髓があった。そうであればこそ吉野は、政友会の一党支配を党に警戒しながら、政友会に対して有力な対抗勢力を対置し、二大政党制の効用を作動させることを自らのリベラル・デモクラシー思想の中心的課題に据えざるをえなかったのである。

政友会に対抗して二大勢力の一翼の中心となりうる勢力は現実的には憲政会以外にはありえなかった。それゆえ吉野は憲政会を主翼とした護憲三派内閣の成立を「掲ぐる所の政策の実行に何れ丈の成績を示すやは第二の問題としていい。旧勢力に阿附妥協する憚容を示さざる限り、吾人は極度の忍耐を以て加藤内閣の存続を許さうではないか。」<sup><53></sup>と歓迎した。護憲三派内閣の構成勢力に政友会が含まれていたかぎり、本来吉野にとって同内閣は全面的に支持できるものではなかったはずである。にもかかわらず吉野は同内閣を支持する根拠として次の 2つの理由を挙げている。

まず第 1に、清浦内閣支持の是非をめぐるすでに政友会が分裂し、第15回総選挙（1924年 5月10日）の結果（憲政会 151、政友本党 109、政友会 105、革新倶楽部30、無所属 69）に示されるように、護憲三派勢力のなかで憲政会が政友会に対して相対的に優位に立ったことである。吉野がこの政友会の分裂をいかに歓迎したかは「幸いなる哉旧政友会は驕る者久しからずの譬に洩れず自発的に分裂した。是実に政界革新の希望にとって正に千載一遇の好機、此機を外して新光明の政界に導かるるの目当てはない。今や中心勢力は消滅した。」<sup><54></sup>という論述に明らかである。このように政友会の分裂に「千載一遇の好機」を見出した吉野にとって政友本党と政友会との提携に向けた策動は、「勢い自から旧時の



政友会全盛時代を再現するものとして吾人は無条件に之を排斥」〈55〉せざるをえないものであり、まして「政友本党及び政友会の連立に政権を移すが如き事あらば、我国の憲政はまた更に十年の退歩を余儀なくせらるるものと断じて」〈56〉はばからないほどのものであった。

つまり吉野の護憲三派内閣への支持は、分裂後の政友会に対する憲政会の相対的優位を条件として生かしながらも、政友会が再び政友本党と提携し「旧事の政友会全盛時代を再現」することを防止するためのものでもあったのである。

この他に吉野は次の点をも護憲三派内閣を支持する理由として強調していた。

加藤内閣の強みの根拠は何処にあるか。人は三派の強調をいう。併し之れが強みの本當の源だと信ずるならば飛でもない誤りである。人材を集めたという点だけを取るなら震災後の山本内閣だって大した遜色はない。…

然らば求むる所の新しい根拠は何だ。是いうまでもなく民衆的信頼である。詳しくいえば政府側の陰陽両面よりする干涉圧迫ありしに拘らず、民衆の独立の判断が能く護憲三派を表面に出したという点にある。従来の多数は謂わば金で作った多数に過ぎなかった。…然るに今度の多数は少しく之とは模様が違う。不十分ではあるが選挙に対する民衆的良心の積極的活躍のあった所に特色の著しきものがある。一度眼をひらき始めた以上、斯うした正しい傾向は今後は益々発展するあるのみだ。議会の多数に対する不動の基礎斯くして作られんとするを観るとき、枢府上院軍閥の人々が遂に之を軽視し得ざるに至るも当然ではない（傍点原文）〈57〉。

ここで吉野は、「民衆の独立の判断が能く護憲三派を表面に出したという点」、「選挙に対する民衆的良心の積極的活躍」がみられたことをも、護憲三派内閣を支持する根拠として重視すべきであると注意を促している。これらの点は吉野が「本当に覚醒した民衆の後援支持」を得た「強い内閣」の要件として重要視したものであり、公正な競争原理に支えられた代議政治と責任内閣制を一貫して尊重した吉野の基本的立場にかなうものであったかに見える。

だが護憲三派内閣支持に限ってみれば、この「本当に覚醒した民衆の後援支持」の獲得を同内閣支持の根拠とすることが吉野の真意であったとは思われない。なぜなら吉野は「…私は、清浦内閣の一日も早く退かんことを切望するに拘わらず、昨今の護憲運動（第

2次護憲運動を指す…小関)には、決して直に同意することが出来ぬ」<58>というように、第2次護憲運動を支援していなかったからである。第2次護憲運動に不賛同でありながら、それに支えられて誕生した護憲三派内閣を「民衆の独立の判断が能く護憲三派を表面に出した」という理由で支持するのは明らかに自家撞着である。

しかも護憲三派内閣の野党は無所属をのぞけば政友本党だけであり、勢力が拮抗した二大党派による政界の分割をめざした吉野の二大政党制論の理想に添うものではなかった。これらの点より考えて、吉野の護憲三派内閣支持の根拠は、吉野の論述の力点とは裏腹に、第1で述べた理由と、あくまで官僚内閣でも政友会内閣でもない選出勢力主体の内閣であったという以外にはなかった。

これとは対照的に第2次加藤内閣は、より吉野の理想に近い形態の内閣であった。その意味で、次の吉野の第2次加藤内閣に対する称賛こそ吉野の真意に近いものといつてよい。

政友会の脱退に依って、再び加藤高明子を首班とする憲政会の単独内閣が出来た。世論の大勢は頗る之を歓迎するかに見える。成程加藤首相の地味な而も堂々たる態度、若槻浜口諸氏の誠実と聰明、之等はたしかに国民の信頼に価する。其の施設の内面的価値から言っても其の運用の実際的手腕から言っても、はた第一次内閣の成績から言っても、これ以上の内閣は当分誰人に頼っても作られそうにない。欲をいえば限りがないが、吾々は加藤内閣を有つことを先づ国民の為に幸福と言つていい<59>。

右に述べたこととの関連から言つて、ここにおいて吉野が第1次内閣に比べて第2次加藤内閣をほぼ手放しで礼賛している理由は明確である。すなわち政友会の脱会によって憲政会の単独内閣となったこと、それによって政界の勢力区画が二大政党制に近い環境となったこと、これである。

つまり第2次加藤内閣の評価においても吉野の政治システム論への傾倒が深く作用しているわけであるが、この二大政党制は普通選挙と相補的なものと当初吉野が見なしていたことは前述した。1925年の第50回帝国議会において普選法案が可決されたことによって、この二大政党制を支える制度的条件は完備したかにみえた。

ところが、この普選体制が吉野が期待した通りに機能するか否かを大きく左右するのは次の点であった。すなわち普選によって上昇回路を保障された「世論」の質と「施政」への作用である。その「世論」ははたして吉野が期待した如く利益要求に染まることのない

超越的批判力として「施政」を監督し内面的に規律化する方向に作用しないかぎり、「施政」の領域に過度に浸食し、代議政治の融解を招くことは避けられない。

普選の実現を待望する一方で、これらの点に関して吉野は決して楽観的な展望を持つことはできなかつた。むしろ普選の実現を目前にして以降、吉野はこれらの予想されうる事態に対する警戒感を一層強めたと思われる。その点を整理すれば以下ようになる。

まず第1に、吉野が代議政治の安定の最重要条件と見なしていた二大政党制を作動させる鍵であるところの政治的傾向性に色分けされた党派性の下に人心を吸収するという課題が、依然として既成政党の利益誘導を行使した統合に圧倒され、それを克服しうる見通しが立たないということへの焦慮が上げられる。吉野は普選が帝国議会を通過する直前に、むしろ拡大すらしたこうした事態の克服が急務であることを次のように述べていた。

…一部の与党殊に政友会が鉄道問題を八釜しく主張して譲らなかつたのは無理もない点があると言わねばならぬ。そは彼等は従来地方的利益の提供を以て民心の歎心を買ひ、之を殆んど唯一の基礎として地盤を築き其勢力を作つたからである。而して彼等が提供を約せる地方的利益の最も主なるものが即ち鉄道枝線の建設であることはいふまでもない。…私は従来政党の地盤政策を攻撃する毎に、之が廓清は政党其物の反省に待つことは出来ぬ、必ずや国民の自覚にたのむの外はないと説き來つたのであるが、今問題となつて居る鉄道問題についても本当の解決は実は国民の自奮興起の外にはないのである<60>。

先に見たように当初より吉野は、政友会の産業政策を健全な政党政治の発達を阻害する地方利益誘導政策として糾弾していたが、原敬のリーダーシップによる鉄道政策を目の当たりにして、警戒感を一層強めたことが理解できる。この悪弊を克服するために「国民の自奮興起」に期待をつないでいた吉野は、先に述べた超越的批判の契機としての普選の効用のなかに「政党の地盤政策は、実は社会の鍋であると同時にまた政党自身の痼疾である。…そんなら政党の民衆支配を不可能ならしめ得る制度といへばどんなものがあるかというに、差当りのところ普通選挙制がある」<61>というように、政党の地盤政策解体の狙いをより直接的な形で押し出していた。留意すべきことは、ここでは民衆は既成政党の利己的な地盤政策に翻弄される客体として描かれ、政党の腐敗の主因は地盤政策を行使する政党それ自身の規律の墮落に帰せられているということである。そうであればこそ、この宿弊を肅正するために「国民の自奮興起」に期待を寄せているわけであるが、ここには普選を

回路に表面される民衆の意志は総体的にはそうした矯正をなしうるに足るものであるとする  
るオプティミズムが存在する。

ところが、こうした民衆の一般的な善性への信頼は以後徐々に後退していった。例えば  
第1回普通選挙実施以前に発表された次の政党の地盤政策批判の論説は、従来のものとは  
明らかに論調を異にしていた。

一体本当の政党は、地方在住の有象無象などを相手にすべきものではない。然るに日  
本の政党は、地盤などと称して、之を虎の子の様に守り立てるといふ基盤の上に不健全  
な発達を遂げて来た。そこで時々地方の有象無象に脅かされては、心にも無き方策を余  
儀なくされるのである。甚しきは、之が為に国家全盤の利益さえ犠牲にさせられること  
もあるという<62>。

もちろんここで吉野は一挙に国民の判断力を見限り、政党の地盤政策を無理に強制され  
たものとして容認したのではないが、従来の筆勢と比べれば、政党は「地方の有象無象に  
脅かされ」、「心にも無き方策を余儀なくされる」客体として描かれ、政党の側に一方的  
に非を鳴らす態度は明らかに後退し、政党に利益の供与を強要する国民の側に大きな責を  
認める方向に移行しているのは疑いえない。

少し話が先走るがこの批判対象を国民の側にも向けるに至った吉野の態度変化は、東京  
市政の紛擾などを垣間見たことによってさらに明確となった。吉野は言う。

…我々は政治上の改革を語るに当りても、従来の様に動もすると人民の自覚などいう事  
に拘泥するの過誤を繰り返さぬ用心が肝要だと思う。…民衆は最終の決定者だ。而も公  
事には至って冷淡なるを免れない。此処をよく突き込んでかかるのでなくては、近代政  
治の真の革新は挙げ難い。政界腐敗の原因を制度の不備に求め又は政党の跋扈に帰した  
りするのは抑も末である。…要するに民衆に権利を認めた以上うまく監督して呉れる筈  
と安心したのは根本の謬りである。人民は案外に呑気なのだ。そこに政治家は民衆の顔  
に泥をぬり乍らも毎に彼等の支持を欺き取って永く其地位を保ち得るのである。否、其  
地位を保続することに依て益々民衆的支持なるものを欺き取るに便利を得て居るので  
ある。是れ一見極めて背理なる今日の政党者流の地位が、其實牢として抜くべからざるの  
根拠を占むる所以である。

斯んな状況の下に抛然として市民の覚醒を叫んだとて何になる<63>。

すなわちここで吉野は政治腐敗の原因を「政党の跋扈に帰したりするのは抑も末である」ことをかなり悲観的な調子で見通している。だが他方で吉野は、必ずしも一方的に民衆の政治的無関心や無能力を指弾しているかと言えば、真相はそう単純ではない。それは吉野がこうした認識を深めるに至った契機の1つが、第1回普選以前の地方選挙にみられる棄権率の高さにあったこと<64>を勘案すれば、よく理解できる。

つまり「公事には至って冷淡」であるがゆえに政治家の利益供与に吸引される民衆の不定形な態度が政治腐敗の跋扈を許しているにもかかわらず（「政治家は民衆の顔に泥をぬり乍らも毎に彼等の支持を欺き取って永く其地位を保ち得る」）、民衆はそれを政治の綱紀低下と嘆き、政治への関心を喪失するという悪循環それ自身が今やさらなる政治腐敗の発酵源になっているという吉野が見通した日本政治の構造的病理は、安直な民衆批判で片づけるにはあまりに病巣が深すぎた。「斯んな状況の下に抛然として市民の覚醒を叫んだとて何になる」という言は、利益政治に統合される民衆の愚昧を批判したものではなく、そうした順応をすら無自覚なままに押しとどめて増殖する病理に対する悲憤の吐露であった。

もっとも吉野はいぜんとして民衆への政治教育の必要性を述べてはいるが<65>、この日本政治の構造的病理に対してはたして大きな効果を予測していたかどうか、大いに疑問である。

さらに政党の民主化を推し進め、代議制の機能を引き出すと予期された代議士中心主義も、こうした状況の下では、吉野の期待に反して、むしろ利益の誘導（上昇）回路を多極化する以外のものではなかった。

吉野の政論が悲観的な調子を深めたのは、このように旧来の代議政治の射程ではこの悪循環に落ち込んだ政治状況を抜本的に革正するいかなる手段も見通せないという閉塞状況に追い込まれたためであった。本来自らが代議政治の補強政策の中核に据えた普選がまさに代議政治の劣悪化を促進するとみられる背理に直面したことは、吉野の政治システム構想を根本的に左右する深刻な危機に他ならなかった。

もっとも吉野は普選法が成立する以前は完全に楽観的であったかと言えば必ずしもそうではない。吉野は1920年代前半の政党政治の現況を直視するなかで、すでにその予兆を感じ取っていたと思われる。なぜなら、すでにこの段階で普選への言及はなされていても、

代議政治への論及やさらには普選を代議政治の定礎にいかにも有効に生かすべきかといったことへの提言はほとんど見られないからである。むしろ「普通選挙制の実施に過大の期待を置いてはいけない、選挙権拡張の喜ぶべき所以はただ新有権者の一団が従来の政弊に染んで居ないと云う点にある」<sup>66</sup>という述懐に示されるように、吉野は普選をもはや代議政治の支柱として構造的に組み込むことを断念して、政界刷新の刺激となる清新な気運を貯蔵しうる新たな政治空間の吸入口へと機能転換を図りつつあったのである。しかしこれは清涼な気運に満ちた政治空間の培養ではあっても、やはり代議制の創造課題であった「施政」と「世論」の調和の上に成り立つべき政治空間を分断し、限定するものに他ならなかった<sup>67</sup>。そしてそうした限定された政治空間のなかに政界刷新の気風を運び込む者は「腐敗に汚されたことのない清新な要素」、すなわち青年層であった。吉野にみられる厳密な意味でのアマチュアリズムとは、代議制に限界認識を抱いて以後、施政の論理に毒されない青年層を主体に新たな政治空間の創出をめざしたこうした所為にこそ当てはまるのであり、先に述べた大正初期における代議制への傾倒はむしろアマチュアの超越的批判を政治の論理のなかに内面化しうるプロフェッショナリズムへの期待に支えられていた<sup>68</sup>。

吉野のこうした厳密な意味でのアマチュアリズムへの移行は、自ら信奉した代議制の挫折を予感したがゆえの行為であったが、先述したよう民本主義論の支柱が代議制論であったかぎり、これは従来民本主義の大きな変質ともいえるものであった。

#### 4. 二大政党制論の刷新と無産政党

こうした旧来の民本主義の変質とも言える変化は、当然その中軸であった二大政党制論にも変容を強いることになった。先述したように吉野は第2次加藤内閣の成立によって二大政党制の条件が整いはじめたことに光を見出しはじめていたとは言え、それ以前に原内閣の利益誘導政策批判を展開した直後の中間内閣の時代において次のように小党分立論にも一定の共感を示したりもしていたのは、この二大政党制論の動揺を事前に告知するかの如く暗示的である。

金で繋がっている現在の多数の崩れるのは言うまでもない。然らば新なる政党の分野が多数の結束に依て従来の様な形に出来るかと言うに、私の考えでは寧ろ却って小党の

分立を見るに至るではあるまいかと思う。政界の分野は、抽象的の議論としては、二大政党の対立となるが自然だが、實際上画然二派に分かるゝ為には、人格的信頼と言う高級なる情操の流るゝものがなければならぬ。…不幸にして我国の政界は未だこの程度に達して居ないから、私共は独仏の様に小党分立の勢に甘んずるの外はないと考えて居る。之れが又我国に相応な分際かも知れない。強て大政党を作ろうとすれば、今日の政友会の様に、外部的な力で人為的に結ばねば出来ぬのだから、却て小党分立の儘に放任する方が政界の健全を保つ所以であろう<69>。

この論述を「予輩は政党政治を理想とするものであるから、小党の分立は憲政の健全なる発達を阻害するものとして之を避けたいと思う。」<70>というかつての小党分立の排斥と比べて見れば、吉野の変化は明確であろう。

この小党分立論への吉野の一定の共感が、政友会の多数派工作への反発に根ざしていることは、引用の後半部分に明らかである。特に原敬の多数派工作に警戒を新たにして以後の政友会に対する反発は、政友会の政権復帰を合理化することになりかねない加藤友三郎内閣をさえ、「我国現時の政情の下に於ては其存立を認む可らざる底のものでないことだけは、明白に之を承知して置かねばならぬ。」<71>として消極的にせよ支援する程強固なものであり、これが小党分立論への共鳴を呼び起こすことになったわけである。

その意味でこの小党分立論への歩み寄りに関しては、「地方的利益の提供を以て民間の歓心を買ひ、之を殆ど唯一の基礎として地盤を築き其勢力を作った」<72>政友会の多数派工作を攻撃するための戦略的対応という側面を考慮に入れなければならないが、一方で大局的には既成政党に対する全般的な信頼の低下が大きく作用していたことも無視できない。ここには、「要するに政友会を前門の虎とせば憲政会は後門の狼にして、彼を退け此を迎う事に由り、政局の転換は出来ようが政界の革新は断じて出来るものではない」<73>という論述に明らかのように、憲政会に対する不信も含まれていた。

もっとも、この小党分立論への接近と憲政会をも含んだ既成政党全般への不信ゆえに、吉野が既成政党を組み込んだ二大政党制論を完全に放棄したのかといえ、もちろんそうではない。憲政会に対する評価に関してはその信頼の低落の一方で、依然政友会に対するよりは相対的に高い期待を寄せている側面もあり、それが先に見たように護憲三派内閣と第2次加藤内閣に対する評価となり、再び二大政党制への期待をふくらませる。

だがひとたび小党分立論に接近するまでに既成政党への不信を高めたことは、次の2点

でその二大政党制論にも影響を与えることになった。第 1 に二大政党制を構成する勢力を政友会と憲政会だけに固定せず、憲政会と無産政党の協調によって政友会に対抗するという勢力区画を想定しはじめたことである。第 2 に憲政会と協調をなすべき無産勢力の戦線統一を急務としつつも、単一無産政党の形成に関しては一貫して批判的であったことである。

まず第 1 の点から述べてみたい。吉野が第 2 次加藤内閣をほぼ無条件で礼賛していたことは前述した。だが吉野はその将来を楽観していたわけではない。その点に関して吉野は次のように述べている。

…今後の政局は依然現内閣の支配の下に陰気な小康を保ち続けて行くのであろう。政友会などに取て代らると孰れが得策なりやは議論の余地があるが、併し現内閣存続の基礎が一つには貴族院の鼻息を伺い一つには政友本党の保守主義に秋波を送るに存するを思うとき、時代に適応する剴切な施設の之に期待し難きは論をまたぬ。是に於てどうしても局面打開の必要があるのだが、ただ之は反対党たる政友会が優勢になったからとて期待し得ることでも勿論ない。して見ると、結局はやはり普選の実施と共に起らんとする新興勢力の生長に待つの外はない。此点に於て昨今民間に於ける政治熱の興起は少からず吾人の関心をそそるものである<74>。

吉野が憲政会単独内閣の行路を憂慮した理由は第 1 には先述したように既成政党の行状を全般的に懸念したためであり、第 2 には引用中にあるように「現内閣存続の基礎が、一つには貴族院の鼻息を伺い一つには政友本党の保守主義に秋波を送るに存する」という内閣存立の脆弱性にあった。吉野にとってこの弱点を克服する施策は「普選の実施と共に起らんとする新興勢力の生長に待つの外はな」かった。この「新興勢力」が無産政党を指していることは言うまでもない。

このように吉野は普選の議会通過とほぼ時を同じくして、既成政党の弱点と不備を補うために、無産政党の台頭に期待を寄せはじめるが、注意しておいてよいことは、無産政党の台頭とそれを支える（と見なされた）「昨今民間に於ける政治熱の興起」が直結することに対しては、次のように極度に警戒的であったことである。

無産階級に取て政党運動は無用ではない。併し無産階級の民衆一般は自ら進んで政党



を組織し或いは之に参加してはいけない。政党はどこ迄も自家階級中の政治専門家に委すべきである。…無産階級運動と無産政党運動とは二者混同してはいけない。互に独立別個なる二つの運動として対立していなければならぬ。(中略)

就中私の最も憂うところは労働組合の政党化である。労働組合が政治運動をやる、之は毫も差支はない。けれども労働組合が其儘政党となるは、都鄙の百姓町人が進んで政争に没頭すると一般、百害あって一利もない。労働組合の支持をうくる無産政党の出来るのは好ましいことだ。が労働組合そのものが政党となつてはいけない(傍点原文)<75>。

大正政変前後の頃から吉野は政党に直接民衆が参画することを危険視していたが、その立場はここにも踏襲されており、しかも労働組合が無産政党運動に合一することを戒めている。この点が麻生久や新人会出身の運動家と吉野を分ける最大の岐路であった。

しかし周知のように、吉野は安部磯雄、堀江帰一らとともに「右翼無産政党結成の産婆役」を果たすことになった。この行動に関して吉野は「私の最近の新政党結成の斡旋は従来立場と一見相容れぬ」ことを認めながらも、自ら社会民衆党結成の斡旋の労をとった理由を次のように説明している。

この質問に対する一つの答は、無産政党の結成に主導的の役目を勤むべき地位にある人々の多くが幸にして私の多年の友人であるということである。第二には労働農民党の分裂に依て右翼結成の機運が熟して居ったということである。終わりに第三には切迫した特殊の政情は新有権者の政治的結束を必要ならしめたことである<76>。

第1の理由はあくまで副次的なものであり、重要なのは言うまでもなく第2、第3の理由である。要するに吉野は右翼無産政党結成の絶好の機会を逃さないために自ら従前の戒めを破って創設に関与したわけである。普選の実施によって新たに選挙権を獲得する「新有権者を既成政党の統制外におくことの如何に必要なか」を痛切に自覚していた吉野にとって、それを保障する施策はもはや「単に在来の政弊を説く教育的宣伝だけでは足りず、更に進んで新興階級の政党的結束を確立」<77>することが喫緊の課題であった。社会民衆党の結成はそれを達成する好機だったわけである。

だが吉野は右派無産政党の結成を急務としつつも、単一無産政党の樹立に対しては次の

ように強い調子で異を唱えている。

今日の無産政党が極端に汚い言葉を以てお互に罵り合っているのは、…単一無産政党という間違っただけの僻見に迷わされて居るからだとも考えられる。…当の本人が自分の主張を最善の真理と自惚れるに不思議はないが、之に附与するに直に社会的公認を以てするは、徹頭徹尾あやまりである。この点に於てかの単一無産党の主張は、偏狭なる忠君愛国主義と全然其の体裁を同じうするものと言うことが出来る。…無産階級をして対有産階級の戦闘に真の統一ある共同線を張らせようと、何よりも先づ第一にその単一政党主義の鬼面を放擲することが必要だと思ふ<78>。

この吉野の強固な単一無産政党排斥論は、「無産階級をして対有産階級の戦闘に真の統一ある共同線を張らせよう」としたためであり、具体的にはようやく緒についた右翼無産政党を左派の攻撃から防禦しなければならないという戦略的配慮も働いていたが、それとともに先に述べた小党分立にも共感を抱くに至った立場の転換が大きく介在していることも見のがせない。

当然のことながら、吉野もようやく基盤を固めたばかりの社会民衆党が単独で既成政党に対抗できると考えていたわけではない。政友会の打倒をめざし、小党分立論にも一定の理解を示しながらも、二大政党制を捨てきれなかった吉野の問題意識は、この社会民衆党をいかに二大政党制の安定化に結びつけるかという点に向けられることになった。それは具体的には政友会に対抗する社民党と憲政会のいかなる協力形態を作り上げるかという課題に収斂する。換言すれば、前述のように憲政会にも不満を拭い切れなかった吉野にとって、社民党の協力こそが憲政会を刷新し、既成政党の政界支配に歯止めをかける足掛かりだったのである。

先述したように、この段階において既成政党全般への不信を高めつつあったとはいえ、第2次加藤内閣の評価に見るように依然政友会への対抗勢力として憲政会への期待を捨ててはいなかった吉野にとって、社民党が協力態勢をとる対象として憲政会の勢力を温存させておくこともまた切実な課題であった。

第1次若槻内閣に対して吉野が「若槻内閣は概して世上一般から多大の好感を以て迎えられて居るようだ。…して見れば加藤内閣が若槻内閣になったということは世論の希望にかなったものと言っていい」<79>と支援を送ったのはこのゆえであった。また吉野は「い

づれにしても若槻内閣の成立は憲政常道の当然の成行として喜ぶべきものである。」<80>  
と「憲政常道」を持ち出して若槻内閣の存在正当性の補強を試みてもいる。

この対応は、先にふれたように、中間内閣の時代において「憲政常道論」の機械的適用が憲政の安定化を阻害する場合すら存在することに注意を促していた吉野の言動から見れば奇異にさえ映る。清浦内閣の瓦解や第2次憲政擁護運動（先に見たように、これ自身を吉野はあまり高く評価してはいなかったが）の興隆によって「憲政常道論」を再評価せざるをえなかった側面も存在するとはいえ、やはりこれは憲政会（内閣）を擁護しなければならないという目的意識に促された対応と考える他はない。なぜなら、「政友会が第一党となった場合」を想定した同時期の論稿のなかで吉野は「今日までの様に小さな問題で敗れても大きな問題で無難で居れば、仮令政友会の数が遙に憲政会を凌駕したとしても、直に之に天下を譲らなければならぬ理屈はない。…第一党の地位を政友会に奪われたというだけの理由では、政変を促すべき当然の必要は毛頭ない。」<81>と、政友会が第一党となった場合には「憲政常道論」を無視してもよいとさえ述べているからである。

要するにこの時期の吉野は、政友会への対抗勢力を結集するため、現実的には無産政党が最も依拠しなければならない憲政会の勢力温存を、かなり露骨な戦略的提言を駆使しても合理化しようとしていたと言えよう。

こうした課題に直面していた吉野にとって立憲民政党の成立は複雑な対応を迫られる局面変化であった。なぜなら、それは社民党の協調対象の勢力拡大という点から言えば歓迎すべき事態であった反面、それは吉野が最も忌避した政友会の分派である政友本党をも含んだ勢力だったからである<82>。

しかしそうした懸念の一方で、第1次若槻内閣が枢密院の圧力という非立憲的な方法で倒壊した後に成立したのは吉野にとって最悪の田中政友会内閣であった。「憲政常道」の手続きを踏んでもなお認めるべきではないとまで嫌悪していた政友会内閣が、「憲政常道」の手続きを踏むことさえなく成立してしまったのである。

ここに至って社民党と憲政会との協調を模索していた吉野は、より切迫した課題として社民党と民政党の協調の可能性の探求を迫られることになった。それでは吉野は社民党と民政党のどのような協調の可能性を想定していたのであろうか。吉野は次のように述べる。

然らば無産党議員は如何なる方法に依って今日の議会政治に協力することが出来るか。  
私の考えには之にも積極と消極との二つの場合があり得ると思う。

積極的協力とは勢力の相伯仲する二大政党の孰れかと一定の条件の下に連けいすることである。…併し此方策の無産党に於て断じて執る可らざるものなるは論を待たない。

…

併しさればと謂て既成政党共に談ずるに足らずとして彼等の抗争より絶対に超越するは亦決して国民の為に親切な仕方ではない。国民は既成政党の孰れをも信頼せぬが、併し其の孰れかが現実に我々の利害を拘束する地位を執て居る。無産政党に未だ之に取て代るの實力なき限り、せめて其牽制監督に依て些でも多く我々の利福の進められんことは実に多数国民の切望であらねばならぬ。大衆の要望を率直に議会に表白して貫うことも無論肝要なことだが、その為の代弁の任務を終ったからとて、跡は既成政党の暴威を振うに委すと言うのでは困る。於是私は無産党議員に向かってその『議会政治への消極的協力』の重要性に反省せられんことを希望せざるをえない。

私の所謂消極的協力とは既成政党の孰れとも何等恒久的関係を結ぶことなく、カスチング・ヴォートを握る地位を巧に利用し二大政党をして各々善を為すに競わしめることは是れだ。換言すれば、常に自主独立の立場を保持し、二大政党の抗争に対しては、全然是々非々主義を以て一貫することである。斯くする時既成政党は無産政党の歓心を買わんが為め嫌でも応でも善事を競わずには居られなくなる。折角のカスチング・ヴォートも此処まで善用されなくては真に宝の持ち腐れと言うべきではないか<83>。

まず吉野は勢力の伯仲する二大政党のいずれかと一定の条件の下に恒常に連携する「積極的協力」については峻拒している。しかし一方、「既成政党共に談ずるに足らずとして彼等の抗争より絶対に超越するは亦決して国民の為に親切な仕方ではない」ことを見通していた吉野は、無産政党に対して「消極的協力」、すなわち「既成政党の孰れとも何等恒久的関係を結ぶことなく、カスチング・ヴォートを握る地位を巧みに利用し二大政党をして各々善を為すに競わしめる」ために「是々非々主義」に立つべきことを提言している。かつて吉野は、三党鼎立状態の下では他の二党のいずれもが第三党を自己の勢力下に抱き込むことにしのぎをけずるため、さまざまな政界の腐敗が進行するという警告を発していたが（前述）、ここではまさにその三党鼎立が招く状態を無産政党に有利なように活用することを目論んでいるわけである。

ただここで吉野は無産政党のキャスティング・ボードの確保にはある程度の期待を寄せていたとはいえ、「二大政党の抗争に対しては、全然是々非々主義を以て一貫する」とい

う文面通りの等距離政策に安住しようとしていたわけではない。

政友会に対して徹底した警戒感を抱いていた吉野が、たとえ無産政党が「カスチング・ヴォート」を握る地位を巧みに利用したとしても、政友会に「善を為す」ことを期待していたとは考えられない。上に述べたように民政党を構成する勢力の一部には疑念を抱いていたものの、政友会に比べて「善を為す」に足る勢力として実質的に期待していたのはやはり民政党以外にはありえなかった。

そこには社会政策の充実へ向けて民政党の譲歩を引き出そうという吉野の思惑が介在していた。吉野が社会政策の充実に高い関心を示していたことは、次の小作問題への論及に典型的に示されている。その際に吉野は、議院内閣制と二大政党制の完成度において英国を模範としていたのと同様、英国の社会政策の先進性を指針として尊重すべきことを提唱している。具体的に吉野が着目しているのは英国における1926年の炭坑争議において「英国坑夫の主張が漸を以て着々聴容せられ行くの形勢」である。その現実を「大に吾人の意を強くせしむるものがある」と重視した上で吉野は、「…事業が土地に定着し、且つその土地が少数所有者の壟断に帰している点に於て、英国の炭坑業と我国の小作農業がよく似て居」り、しかも「若し企業家をも直接生産者の一人に数うべくんば、この資格を兼ねる我国の小作人は英の坑夫よりも、富の生産者としての意味に於て、一層強い」という特質に注意を促し、そうであればこそ「我国の小作人は決して英の坑夫よりも薄弱であってはならぬ」ことを強調する。

この吉野の小作料問題への関心は「単に土地台帳に自分の名が登録されて居ると言うだけで、他人の粒々辛苦の結果を大半掠め取るというは、どうしても今日の倫理観念が承知しない」というように所有権至上主義に対する倫理主義的反発に根ざしていた側面も無視できないが、それ以上に吉野が重視していたのは「…小作料の決定は形式上はともかく地主小作人の協議に依るのではあるが、其際に標準とさるるのは、毎に地主側の投資としての採算であって、決して小作人の生活ではない。」という趨勢の下で「小作料の引き下げが今なお地主に対する哀願と言う形で要求されて居る間は、思い切った引下げの実現を見る望も絶対はない。」という惨状をいかに改善するかという社会政策的配慮であった。この問題認識から「小作人の為には最低所得高をきめてやる必要があり、地主に対しては最高所得額をきめておく必要がある。」ことを認識するに至った吉野にとって焦眉の課題は、いかにして「小作人の最低生活線」を政策的に画定し有効な改善策へと結びつけるかと言うことであった<84>。

目前の社会問題に対するこうした社会改良主義的な立場が、階級主義的立場を優先する無産政党左派陣営は言うに及ばず、麻生久・河野密・三輪寿壮らを中核とした中間派と吉野を分ける最大の分岐点であったが、逆にそれは民政党と吉野の接点でもあった。

既成二大党派から善政を引き出すため無産政党にキャスティング・ボードを与えるべきであるとした吉野の本来の狙いは、この社会政策をめぐる社民党と民政党の接点を活用して政友会に対する対抗勢力を築き上げることにあった。両者の恒常的な連合は意図していなかったことは吉野自身が述べている通りであるが、既成政党支配の刷新をめざしながらも政友会への有効な対抗勢力を築き上げるためには、社民党と民政党が共同歩調をとる以外に現実的に選択は残されていなかった。

この点を踏まえたくて注意しておかなければならないことは、社会政策の重要性への着目が社民党と民政党（←憲政会）の接点を設定するための単なる戦略的ポーズだったと言っているのではないが、やはりこの吉野の構想の根幹をなしていたのは、無産政党のイニシアチブを二大政党制の安定化にいかにつなげるかという政治システム論的命題への関心であったことである。二大政党制へのこだわりを依然持ちつづけながら、小党分立論にさえ一定程度の歩み寄りを見せるほど既成政党への失望を深めた吉野は、無産政党の主導力を有効に活用することによって二大政党制の勢力構図の刷新をめざしたわけである。それは民政党と社民党のアド・ホックな協調を視野に入れつつ、[政友会] vs [民政党+社民党]という新たな政界の二大勢力区画を展望したものに他ならなかった。むしろ吉野の戦略的提言は、この構図を完成させる目的に従属するものであった。

先に述べたように、この社会権的「平等」の契機を導入することは、おのずと公権力の強大化と介入を必然化する傾向が避け難かったにもかかわらず、吉野はそれを二大政党制の一翼を担う民政党および社会民衆党の結合条件として活用し、政友会への対抗勢力の安定的確立を模索したと言える。換言すれば、この吉野の構想は社会政策を援用して一定の「平等」主義的契機を持ち込むことによって新たな二大政党制（構成勢力は社会民衆党を含んだ三党であるため、厳密には二大勢力区画とでも呼ぶべきであるが、三党鼎立論とは明らかに異なり、吉野は実質的な二大政党制構想としてこの構図を展望していた）の枠組みを整備し、両政治勢力の公正な「自由」競争（←有権者の「自由」な選択）の余地を確保しようとしたものとも言えよう。このような形で、「自由」と「平等」の両立をめざした吉野の理想主義は、福沢や原の理念とは鮮明な対称をなしていた。

こうした構想を抱く吉野にとって田中義一政友会内閣の成立は、単に政友会の政権復帰

というだけでなく、その理想に対する深刻な脅威に他ならなかった。この点を明かにするために、次に章を変えて田中義一内閣期前後の政友会の政策構想を分析することが必要となる。

1. 「産業立国主義」とその構造

田中内閣の成立が自由主義と民主主義（平等）の調和に腐心する吉野にとっていかなる意味で脅威であったのかという点を解明するためには、田中義一が政友会総裁に就任した1925年頃より政友会の党是ともいえる程の重要性を帯びるに至った地方分権論と地租委譲論の政策的狙いを究明することが鍵となる。だがこの点に踏み込むためには、それらをも含む田中内閣の政策理念であった「産業立国主義」の全体像を概括し、それが内包していた矛盾を析出することが必要である。

それでは「産業立国主義」とはどのような政策的理念を盛り込んだものなのか。この点に関しては、1925年11月14日の立憲政友会中央大会において田中政友会総裁が第1次大戦後の国際協調の潮流に順応すべきことの必要性に言及する一方で、次のように述べていることが参考になる。

蓋し吾人を以て観れば、産業立国策に含まるる種々の方策の中に在っても、国民の海外発展策こそは、最も根本的なる、而して最も重要なる方策の一なりと思うのである。我国の如き猫額大の瘠土に拠って国を建つるものが、産業立国の実を挙げて国運の進展を庶幾せんとせば、先づ最も根本的なる政策の一として国民の海外発展一殊に移植民の問題について徹底せる方策を定め、一意之が実行を計らねばならぬ。内に充実したる国力を海外に暢ぶるに至って始めて産業立国の実挙わりというを得べく、その然るが為には国民の海外発展による他はないのである。然らば産業立国即海外発展に在りというも過言ではない< 1>。

すなわち田中内閣が理念化した「産業立国主義」とは従来の政友会の積極政策の対象区域を植民地支配地域にまでより広域化しつつ、中国を対象にした「貿易関係の促進」や、またそこからの「原料の補充」を国内の経済力の拡充へとふり向け、日本経済の国際競争力の強化をめざすという点に力点が置かれたものであった。

もっともこのように概括すれば先に見た原内閣の積極政策と質的な大差はないようにも見えるが、以下の点で無視できない大きな相違があった。すなわち、原内閣の積極政策の



特質が地域の利害がとりもつ地域的な公共空間とワシントン体制という国際的な公共空間にともに配慮しながら、国内の産業開発を柱に両者の焦点にある国家的公共空間の確立を主眼としていたのに対して、田中内閣の「産業立国主義」はより直截に植民地の経済的包摂を重視し、前面に押し出したことがこれである。象徴的にいえば、原内閣の積極政策が日本国の公共空間を尊重したものであったとすれば、田中内閣の「産業立国主義は」植民地を含む大日本帝国の公共空間に合致した理念だったといえよう。この意味では、むしろ日本の国民国家に必要な公共空間に順当に順応した理念でもあった。

この転換の背景には、国内における1920年代後半の普選体制の確立、国外における中国ナショナリズムの高揚といった局面変化があった。

それでは政友会の「産業立国主義」はどのような局面において普選体制と中国ナショナリズムの高揚への対応をめざしたものであり、その対応が後の「政党政治」の行路にいかなる影響を及ぼすのであろうか。この点を分析するなかから、「政党政治」の成熟のなかに「政党政治」の崩壊要因が潜行するという矛盾をえぐり出すことが、重要な課題となる。

右に述べた点に加えて田中政友会（便宜上そう呼んでおく）の政策上の特質は、基本的には従来の政友会の政策体系を引きついだとはいえず、より工業化優先の方針を明示し、その方針への国民動員をはかったところにあった。しかし普選体制に象徴される国民の権利意識の上昇の下で、国民に工業化優先政策の必要性に対する認識を浸透させるためには従来以上に国民利益への「配慮」の喧伝が必要であった。この問題に田中政友会は、工業化政策のなかに国民の生活利益への「配慮」を浸潤させることによって対応を試みた。そしてこうした対応の具体化が資源開発への展望であった。この点、臨時財政経済調査会での原内閣の人口・食糧問題への取り組みに類似しているが、田中政友会の対応の特色はより満州資源開発を積極的に展望したことであった。この点について田中内閣の下で満鉄社長に任命され、満州権益の調整をめぐる張作霖との折衝にあたった山本条太郎は次のようにその方針を表明している。

現代日本の二大問題は、言う迄もなく人口、食料問題である。即ち年々八十万乃至百万にも上る人口の増加に対して如何なる政策を執るか、又之に伴う食糧及び資源の不足を世界何れの地に求むるか、之が我国の朝野を挙げて其の解決に専念する二大問題である。

併し此の解決は農業のみによっては期待し難い、産業立国の必要は茲に起こり、工業

の発達を急務とする所以である。現在我国が海外から輸入するものは食糧品、綿花、羊毛、木材等のみでも年十五六億に達する、然も満蒙は此等原料の供給源たる可能性を有するのである。…即ち日本としては食糧及び工業原料の供給を満蒙に仰ぎ、其の発展により前述の二大問題の緩和に資するの便益を得、又支那は此の発展による多大の利益を獲得することが出来るのであるく 2)。

こうした満州権益重視の方針は田中内閣の総意として陸軍方面にも浸透していた。例えば田中内閣の下で支那在勤帝国公使館付き武官を務めた本庄繁が起草した極秘資料「対支作戦ハ如何ナル動機ニテ勃発スルヤノ研究」に表面された展望は、次のように田中内閣の方針に密着したものであった。

資源を海外より輸入し産業立国主義により永遠なる存在を保障せざるべからざる帝国の現状に処して経済問題は生存上最も重大なる問題なり。即ち帝国は経済の国際化より対外関係を処理し資源の收拾を円滑ならしむるに努むべきや勿論と雖、如何なる国際的変局に処しても生活必須の資料に事欠かざる丈の保障亦欠くべからざる処にして帝国が平時より経済的重点を支那大陸に置くの要亦実に茲に存すく 3)。

このように満州権益重視の立場を強く押し出したのは、1920年代後半において中国関内への直接投資が停滞しつつあった状況も他方で作用していたと考えられるがく 4)、積極的な満州権益への展望を国民の生活利益とリンクする田中内閣の産業政策の特色を色濃く反映していた。そしてそれはまた普選体制下における国民の利益主張に対応するためにも必要であったのである。

もっともその産業政策が満州権益に積極的な目を向けたものではあっても、その主調がただちにワシントン体制からの逸脱を前提とするものに移行したわけではなかった。むしろ満州権益の確保とワシントン体制内への残留を両立させようとしたところに田中政友会の政策の特色があった。そして従来以上に満州権益を重視したことによって1920年代後半の中国ナショナリズムの高揚により過敏に反応せざるをえなくなり、両者の均衡を維持するために、より微妙な対応が必要となった。こうした隘路を乗りきるための方策が国民党右派との表立った対立を避けることによって中国ナショナリズムとの直接の対決を回避しつつも、満州特殊地域化の主張を従来以上に明確にすることによって満州権益の安定的確

保をはかることであった<5>。ただ、そうではあっても満州権益への展望を積極的に組み込んだことは結果的には中国ナショナリズムとの緊張関係を喚起する契機を強め、しかも大陸権益の問題をより大きな焦点にてワシントン体制内残留の是非を判定する方向に途をひらくことになった。

そして実際こうした意味で従来維持されてきた外交政策からの分化をもたらす契機を強めた政友会の方針に符節を合わせて、次のように外交方針の分化が立ち現れ、後に「政党政治」を崩壊に追い込む危機の端緒となった。その分化とは第1に、中国ナショナリズムの急進化と英米の動向に対する危機感を先鋭化させ、両者の融合の可能性を警戒する方向である<6>。この方向は、言うまでもなく、後に反英米基調を顕著にする方向へとつながっていく。第2に、中国ナショナリズムに対抗して英国と危機感を共有する吉田茂らに代表される流れである<7>。これは英国との共同介入を提唱することになった。

もっともこれらの流れはいずれも当該時期において政友会全体の意向を規定するような有力なものにはなりえず、政友会はあくまで満州特殊地域化の主張を強めることによって介入を内政干渉とは区別する態度を合理化し、ワシントン体制を固守する態度にとどまることになった。

田中外交の本質を理解する上で重要なことは、単に強硬外交か否かということではなく、中国ナショナリズムの高揚に直面してさまざまな外交方針が分化していくなかにあって、大陸権益の関心を中国本土から満州に転換することによって中国ナショナリズムとの直接の対立の回避とワシントン体制内への残留をともに試み、大陸権益の安定的確保を画策するという微妙なスタンスを維持したことが、新たな外向的危機を造出していくことになったという危機の再生産過程に注目することである。

その危機の再生産過程に歯止めをかけるためには、いかに外交方針の分化を抑制し、その統一性を維持するかということが切実な課題となる。そのためには外交政策を産業政策を含んだ政策体系全体のなかに包摂し、その一貫的な方向性を強固に固める以外にはない。

それでは政友会はいかなる方策によってその一貫性の確保をめざしたのか。ここに「政党内閣制」のメリットを最大限に活用した内閣への権力集中が必要になるわけである。すなわち強力政党を媒介にして各省を統轄し内閣の結束を強め、その政党の政策体系を浸透させることによって外交政策をも含んだ内閣の全体的な政策意志の統一を実現することがこれにあたる。つまり従来からの「政党内閣制」への最大の要請根拠であった内閣の意志の一元化（議会との対立の緩和をも含む）という課題は、中国ナショナリズムの高揚とそ

れに触発された外交政策の分化という新たな事態に直面して一層緊急性を増したわけである。次の山本条太郎の提言はそうした「政党内閣制」の効力を活用し、行政意志の分化を克服することの必要性を改めて強調したものとして注目に価する。

既に産業国策と銘打つ限り、事業それ自身の性質が、永続的、耐久的弾力を持たねばならぬと共に、鞏固にして徹底的なる組織的及び統一の方針の一貫を必要とするのである。…即ち政府のあらゆる機関、あらゆる施設をして、産業国策の樹立と伸展とに全機能を集中せしめるようにしなければならぬのである。直接産業に関係ある農村・商工・交通・通信等の機関は勿論、外交も国防も教育も、内治内政の総てを通じて産業国策の運転機関たらしめる。内閣は産業国策遂行の参謀本部であり、首相は其の参謀総長であり、軍令部長たるを任務とする<8>。

この山本の論述は直接的には審議会方式を多用した浜口内閣批判であるが、そうした審議会方式を排して「経済的統合参謀本部」としての主導力を発揮しうる内閣を構成しようという構想には、「政党内閣制」に込めた政友会の狙いが明確に示されている。そうした強力な内閣を構成するためには、強力な権力統合力を行使しうる強力政党（多数党）の育成が不可欠となる。

ところがここで問題は、普選体制下において多数政党を育成しなければならなかったことである。イデオロギー統合が困難な疑似大衆民主主義化状況のなかにあって多数党を育成するためには何らかの利益統合を導入することが不可避となる。そうした利益統合の有力なものとして利用されたのが地方利益誘導であった。もちろん地方利益要求は従来から存在したものの、必ずしも政党の本来の政策目標ではなかった（前述）地方利益誘導が、むしろ普選体制下において政党の党勢拡張手段として大きな関心を引きおこすことになったわけである。そしてこの地方利益誘導に喚起された大規模な地方利益要求がむしろ普選体制以降政党を強く拘束する事態が懸念されることになった。そうであればこそ、その圧力いかに統御するかが必須の課題として浮かび上がることになった。

田中内閣期に至って本格的に上程される政友会の地方分権・地租委譲構想の狙いの本質は、まさにこうした大規模な地方利益要求がもたらす圧力の統御にあった。そこで次に、田中内閣期の地方分権、地租委譲案の全体像に少しふれた後、この論点を検討してみたい。

## 2. 田中内閣期の地方分権構想

田中内閣期における地租委譲と地方分権については従来財政学や地方制度史学の分野においてかなりの研究蓄積があるが、特に地租委譲と地方分権を要請する根拠については①都市的財源要求への対応、②農村減租要求への対応、かの2者をめぐって小路田泰直氏と金澤史男氏の間での論争がある<9>。だが地租委譲と地方分権の要求根拠としては①②いずれの側面も存在し、必ずしも背反するものではない。なぜなら小路田氏が①の重要な要求主体と見做しておられる「都市専門官僚群」が②の農村減租要求への対応の必要性をも認識した上で一すなわち「農村の問題が都市の問題として捉え直され」た上で一地租委譲要求主体の一翼となったということが考えられるからである。つまりこの意味で「都市的財源要求」の中には②への対応という狙いも含まれたと見做しうるのであり、この点、小路田氏と金澤氏の見解は二者択一ではない。田中内閣における地租委譲の主唱者であった大蔵大臣三土忠造は地租委譲の目的を「即ち地租委譲に依って国税の本税たる地租の負担を公平にし、自治団体に確実なる税源を与え、土地に対する課税を軽減し、社会政策的見地よりして戸数割家屋税の附加税を軽減する、此四つの目的の為に吾々は地租委譲を主張するのである」<10>と説明したが、まさに地租委譲の目的は租税体系の合理化と市町村の財政基盤の強化を実現する中で租税負担の軽減と「公平」化を達成しようとするものであった。ではなぜそうした租税体系、地方制度の総合的見直しの必要性が田中内閣期において政友会を中心に各方面から提唱されるに至ったのか、それは「産業立国主義」の推進とどのような関係にあるのかとすることが重要になる。

地租委譲はすでに1919（大正8）年原内閣によって設置された臨時財政経済調査会の場において1920年代初頭に審議課題にのぼって以来、ほぼ一貫して政友会によって検討課題に取り上げられている<11>。いや地方の財政基盤の拡充という観点からいえば、その指向性はすでに日露戦後の地方改良運動の理念の中に存在したとあってよい<12>。つまり地租委譲政策は「政党政治」の発展、とりわけ政友会の積極政策の展開と共に構想されてきたのであって、この点から見てもそれを憲政会との権力抗争に由来する政友会の対抗政策と見なすこと<13>はできない。

だが田中内閣期の地方分権、地租委譲構想は、地方制度改革構想の一環というレベルではなく、それ自身が政友会ならびに田中内閣の政策目標に取り上げられ、実現へ向けて総力をあげた取り組みがなされたという点において、従来のそれとは規模と重みを異にして

いた。

田中内閣は、従来あった行政調査会を廃して新たに内閣直属の行政制度審議会を新設すべく、1927（昭和2）年6月14日閣議を以て官制その他を決定し、上奏裁下を経た後翌15日勅令第167号を以てこれを公布した。構成員は以下の通りであった。

《会長》田中義一（内閣総理大臣）、《委員》鈴木喜三郎（内務大臣）・三土忠造（大蔵大臣）・水野練太郎（文部大臣）・山本悌二郎（農林大臣）・鳩山一郎（内閣書記官長）  
・前田米蔵（法制局長官）・馬場銑一・南弘・小泉策太郎・山本条太郎、《幹事長》前田米蔵（前出）、《幹事》長谷川赳夫（内閣書記官）・黒崎定三（法制局参事官）・金森徳次郎（同）・潮恵之輔（内務省地方局長）・河田烈（大蔵省主計局長）〈14〉

本審議会においては行政の簡素化と効率化の実現をめざして、具体的には「地租委譲の要項に関する件」、「自治権の拡充に関する件」、「各庁権限整備に関する件」、「満州行政改善及拓殖省設置に関する件」、「各省庁許可認可事項の整理に関する件」、「現行恩給制度の改正に関する件」、「文官分限改善に関する件」、をめぐって幹事会50回、委員会9回の審議が重ねられたが、6月18日の第1回会議の挨拶の際に田中首相が「調査審議を御願いたい事項は行政の全般に亘って多々あるのでありまして、漸を追うて審議を煩わさんと欲しますが、先づ第一に所謂地方分権の問題であります」と述べたことにも端的に示されているように〈15〉、本審議会で重点的に討議されたのは、地方分権・地租委譲の問題と対満州行政改善の問題であった。同じ挨拶の場において田中首相が「本審議会の成案は、夫れ夫れ閣議を経て遂次之が実行を図る考えであります」と言明したことは田中内閣の本審議会の答申にかけける期待の大きさと、これら課題の解決が田中内閣にとっていかに大きな懸案であったかを物語っていた。

それではこの地租委譲案にはいかなる狙いが込められていたのか。

田中義一政友会総裁は田中内閣成立以前の1925（大正14）年5月、「更生の立憲政友会」という講演の中で次のように述べている。

諸君明治維新の大業は中央集権に由て其実績を挙ぐることを得たのであります。爾来五〇年我が国運は未曾有の発展を遂げ国力も亦漸次充実さるるに至りましたけれども帝国が之より更に大を就くさんとしまするには外には国際関係に自主の意を点し内は中央集権に適當の調節を加えなくてはならぬということは何人も疑いのない事であると信じます。…

諸君斯くて私は第一に町村自治の強固と強力を希うものであります。町村自治の強力はその廃合と自覚に待たねばなりません。其の強固を致そうと欲しますれば経済的自治制に改むることによって共同経済の単位たらしめなくてはならぬのであります。茲に於て私は町村自治体に向って独立の財源を与えざるべからざるを力説せざるをえないのであります<16>。

田中総裁はこの引用の少し前で第 1次大戦後の各国の経済不振の様相を概括しているが、その打開策として「町村自治体に向って独立の財源を与え」る政策、すなわち地租委譲案を提起していることが理解できる。またこれより 1年後の1926（大正15）年10月、政友会は「第五一議会報告書」の中で近年国政事務の地方への委任が増大したことによって地方財政が困窮した現状を指摘した後、地租委譲の必要性を次のように強調していた。

地方自治団体の財政を整理し其困窮乱雑より脱せしむることは当に国家当面の緊急事に属するのである。而して其の唯一方策は唯々地方自治団体に確實且独立的の財源を供与すべきことにあるは敢て何人も異論のない所である。此の故を以て、併せて地租は地租其のものの性質上地方課税を相当とする見地に立って其の地方委譲を主張する所以である<17>。

要するに第 1次大戦後の経済競争の激化と経済的国難の深刻化の帰結であると同時にその原因として地方財政基盤の脆弱性が指摘され、その打開のための唯一の方策として地租委譲の必要性が提起されているわけである。つまり、まず第 1に地租委譲は第 1次大戦後の経済的国難を克服するための地域経済の潤沢化という点に重要な目標が置かれていた。この点は従来から指摘されていることであるが、ここで再確認しておく必要がある。

そしてこうした地方財政の強化という目標の中には地域経済を活性化することによって地域の産業化を推進しようという狙いが込められていた。この点について田中内閣の通信大臣であった望月圭介は次のように述べている。

言うまでもなく今日は内外共に頗る多事多難の秋である。…

之を内にしては産業立国策に基づく諸般の施設は時務の最も急なるものである。中央集権の弊を打破し、国民をして澆刺たる意気を鼓舞して各自の本分責任に励精せしむべ

く、地方分権の制度を確立せねばならぬ。従って之に伴い、地方自治体に独自の財源を  
与うべく地租委譲をも断行せねばならぬ。産業立国策の複雑多岐に分かることは言う  
までもないが、第一に資源開発の方策を樹てねばならぬ。また製鉄・機械・肥料等基礎  
工業の隆昌を謀らねばならぬ。次いで水陸の運輸交通及び通信機関の整備拡張を必要と  
する<18>。

望月が引用の後半で少し触れているのは先述した田中内閣の「産業立国主義」に合致す  
るものであるが、これによって地租委譲が「産業立国主義」の促進をめざす重要な政策で  
あったことが理解できるであろう。先に述べた「行政制度審議会」の「第二回幹事会」  
(1927年 7月 2日)における馬場 一委員の「現在においては産業と自治体と離れた自治  
団体(経済団体が町村に基礎を置かず別の団体として発達する)のみ法律的に発展」して  
経済上の産業団体と基礎を同じくして行く点が欠けている傾向がある。此の点は考うべき  
ことであって **産業と自治体とを結び付けて発達せしむる必要ありと思う**」(太字小関)  
<19>という発言や、田中内閣の鉄道大臣小川平吉の「…我党は全国の富を普く開発して、  
依て以て国運の発達を期するために、中央の勢力を地方に分散せしめる必要を強く感じて  
いるのである」<20>という地方分権賛成演説に典型的に示されているように、田中内閣期  
における地租委譲・地方分権政策審議の過程において地域経済活動の範囲に照応した地域  
産業基盤の整備をはかり、地域の産業化の促進をめざすことは重要な実現課題であった。  
地租委譲は従来から租税体系の改革案として位置づけられているが、むしろこうした地域  
経済の発達を支柱にした「産業立国主義」を推進する効果が強く期待されていた点で政友  
会の積極政策への制度的対応という側面が濃厚であったことを見のがしてはならない。

地方分権政策立案の過程において広域経済圏の確立が重要な審議課題として含まれてい  
たのもこの点と密接な関係がある。広域経済圏の確立はまず第 1に弱小町村の統合をめざ  
すことによってその達成が企図された。さらに小路田泰直氏も論及しておられるが<21>、  
行政制度審議会幹事会および委員会において幾度か審議に取り上げられ「数府県を包容す  
る」広範な行財政の統括単位の設置という狙いが込められた「道州制」導入構想も<22>、  
どの程度実現の可能性があったかは大いに疑問であるとはいえ、こうした政策指向を象徴  
的に示すものといつてよいだろう。

つまり先に触れた東北新興計画の中にみられた広域経済圏整備計画は田中内閣期に至っ  
て、鉄道・港湾を主体にした交通網の発達によって促進された経済活動範囲の広域化に対



応しつつ、さらにそれをより推進することによって広域地域産業を活性化し国内産業の国際競争力の確保をめざす「産業立国主義」の一環を構成する政策へと発展したのである。

しかしさらにここで注意しなければならないことは、先に述べたように田中内閣期の地方分権・地租委譲政策はこのように「産業立国主義政策」推進への制度的対応であると同時に、「産業立国主義政策」推進の過程で生ずる矛盾への制度的対応でもあったということである。すなわち1920年代後半の普選体制下において、増大した地域社会の圧力に苦慮しつつあった政党および政府をそうした地域社会の拘束から解放し、自己の政策意志決定の照準を国家的課題に重点化していくことを可能にするという役割が地租委譲と地方分権政策には期待されていた。たしかに地租委譲と地方分権は従来いわれるように、減租要求に対応して個人負担の軽減と均衡をはかるといふ社会政策的配慮、さらに地方議会への権限委譲を行うことによって政治が地域住民の声をより吸収するという擬制をとりつつデモクラシー状況へ有効的に対処するという狙いを含んでいたことは間違いないが、より大きな政策的狙いは課税権と社会事業の起業・裁量権を地方に委譲することによって地方への資本投下が不可避免的に造出する地域間格差から生ずる不満に根ざした地域社会の圧力を地方レベルで処理し、そうした圧力が国家行政を拘束することを回避する点にあったことを見のがしてはならない。この点について内務省地方行政課長安井英二は次のように述べている。

…中央集権制度の下においては、中央党弊は地方的利権にまで浸潤することになるから、この政治の利権化をなるべく少からしめる為には、中央政治をして必要なる最小限度を越えて地方政治に干与せしめざるが必要になる。…而して **それは単に地方政治の為に必要であるのみならず、同時に又中央政治をも浄化する所以である。**…地方自治に委ぬべきものを思い切って地方に分権することは、結局中央行政それ自体の能率を挙げ得る所以でもある（太字小関）〈23〉。

ここで安井は地方自治への配慮というより、地方の利権要求の処理を地方に委ねることが国家行政の効率化と集権化を可能にするという点に地方分権の効果を見通しているが、これはまさに行政制度審議会を設置して熟議を重ねた田中内閣の地租委譲・地方分権構想の狙いを内務官僚の立場から代弁したものであった。田中内閣はこうした地方分権の効果を援用することによって内閣への権力集中を実現し、その上で普選体制下において育成し

た政党の政策構想を内閣に浸透せしめ、行政方針の総合化と安定化をもくろんだわけである。普選体制下において多数党を媒介にした内閣への権力集中という「政党内閣制」のメリットを最大限に活用するためにはこうした地方分権の援用が不可欠であったのであり、このような権力編成の下に行政の課題を本来の国家的業務に重点化し、先に述べた中国ナショナリズムの高揚に起因する内外の情勢変動への対応をめざしたところに田中内閣の政策の基調があった。この意味で田中内閣の政策基調は先に述べた「政党内閣」の特質をいかに体現したものであったといえる。

1920年代後半の普選体制下における「政党政治」の本格化とは、地方分権をも含んだこうした権力編成上の側面と、中国ナショナリズムへの政策的対応の総体として分析しなければならない。

### 3. 「政党政治」の危機の深化と多極化

地方分権、地租委譲案に込められた政策的狙いはおよそ以上の通りであるが、それではこれがなぜ先に述べた吉野の二大政党制刷新構想にとって脅威となるのか。この点を説明するためには、この政策的狙いがいかなる政治理念的文脈の中に位置づけられ、一方現実にはどのような事態を招くのかということを究明し、それが吉野の二大政党制刷新構想の重要な要素であった「平等」の契機の導入という理想をどう阻害するのかという点を明らかにしなければならない。

地方分権論と抱き合わせで上程された地租委譲論が財源を地方に委譲し地方財政の潤沢化をはかるとともに、課税率を地方の裁量に委ねることによって徴税の弾力性を保障し、農民負担の実質的不均衡を解消しようという社会政策的狙いを標榜したものであることは前述した。しかし逆に言えば、これは二重の意味で拡差を固定化、もしくは拡大するものに他ならなかった。なぜなら、地方財政の自給性を高めるための地方への地租委譲は、おのずと地方間の財政能力の格差を追認し、固定化するものでもあったからである。それは産業基盤の整備その他に対して国家の介入を抑制し、地方の自助努力を促すものでもあった。この意味で、田中内閣の地方分権、地租委譲論は、国家の社会政策的な介入をむしろ期待した吉野の立場とは背反する古典的自由主義の理念に立ったものであった<24>。

しかも課税率を地方の弾力的裁量に委ねた場合、課税率の低減によって土地所有農民の負担軽減がはかれるか、もしくは逆に地租収入増加のために土地所有農民の負担強化が強いられ、それが小作料負担の強化へと転嫁される事態も予想されなくはない。吉野が地租委譲論とそれを補完する自作農地創設案を「本案に依て現実の利益を得る者は、詮じつむれば地主階級だけである」<25>と断罪したのは、特に前者の事態を想定したためであった。いずれにせよ、政治システム論的発想から社民党にキャスティング・ボードを与えるためとはいえ、先に見たように社会政策的配慮を重視することによって「平等」の契機を尊重しようとした吉野の理念とは相容れないものだったのである。

さらにこの地方分権、地租委譲案は、先にも述べた通り、国家行政を拘束する地方利益要求の圧力の遮断を狙ったものではあつたが、地方利益要求の横行それ自体を根絶することを想定したものではなかった。地方利益要求が政治を壟断することそれ自体の問題性を鋭く摘発しつづけた吉野にとって、地方利益要求が国家行政を翻弄することはある程度抑制できても、その舞台をむしろ地方へと拡散させる結果になりかねない地方分権、地租

委譲構想は決して歓迎できるものではなかった。

この地租委譲案は1927年8月11日の閣僚・与党幹部懇談会で田中首相が実施の方針を言明するが、同年11月10日には1930年度にまで実施を延期する方針が裁断され（これに対して政友会全幹部、辞表を提出）、その後内閣自体が瓦解したことによって事実上棚上げとなった。

これによって、むしろ普選体制下で地方利益誘導を駆使した多数党育成工作が無規律に放任される事態を懸念した吉野は、政友会に対して「彼（政友会をさす…小関）は総選挙に於て自家の多数を獲るべく凡ゆる不正不義を公行して憚らなかった。従って彼が其結果に於て幾分野党を凌駕するの多りえたとはいえ、それは固より国民の意向を反映するものではない」<26>と、従来以上に熾烈な地盤政策批判を浴びせつづける以外にはなかった。

この地盤政策の継続は政友会、ひいては政党内閣制全般の崩壊要因にもつながる諸矛盾を造出することになり、後に吉野の二大政党制構想を困難に陥れることにもなった。その過程にはさまざまな要因が混淆し、重層的な相互作用を及ぼし合っているが、あえて論理的に整序すれば、それは次のような局面の下に捉えられる。

第1に問題にしなければならないのは、強力政党育成のための地盤政策の規模的な限界が露呈し、政党の対応不能と彌縫策が政党（政治）に対する新たな反発勢力を創成したことである。

政党が党勢拡張の手段として導入した地方利益誘導が普選体制の下で地方利益要求を大規模に喚起し、それが政党を拘束する圧力として定着したと機を同じくして、従来地方利益要求を統括していた「名望家秩序」が機能を低下したことも<27>、この傾向を助長した。そうした大規模な地方利益要求の圧力に直面して、政友会はその対応の限界を露呈することになった。しかも政友会がそうした限界を補うべく地方官の異同にみられる党色人事を濫用したことは官僚層の不满を呼び起こし、後に彼等が「新官僚」として政党への反発を核に政治勢力化する原因をつくり出すことになった<28>。これは多数党育成過程で生じた内部矛盾が外化した圧力に転化する端緒であった。

第2の問題は、こうした政友会の権力統合の限界を垣間見た「世論」が徐々に政友会から離反し、それが多数派形成の頓挫を招くというジレンマである。ここにおいて外化した圧力は再び政党の内部矛盾へと還流することになったわけである。「世論」の離反は第1に右の政友会の権力統合に対する不信が増大したためであり、第2には地方利益配分が不可避免的にもたらす利益の不均等配分に対する批判が噴出したためである。それはまた非

「名望家」層の政治活性化をうながしたわけであるが、それらの不満は田中内閣の党利党略行動（非立憲的態度）への反発と重複し、立憲主義の擁護を媒介にした田中内閣批判へと急進化することになった。田中内閣が高唱した「皇室中心主義」はそうした無原則化したかみえた政治運用形態に原理性を賦与するためのスローガンであったが、そうしたスローガンが政友会への支持獲得に役立たなかったことは1928年の第16回総選挙において政友会が実質的な多数派形成に失敗したことに示されていた。以後犬養内閣期の一時期を除いて政友会は多数派形成に成功せず、総体的に凋落に向かう。すなわち普選体制下において政友会の権力統合と多数派形成（支持基盤の拡大）はともに限界を露呈していくことになったのである。

第3の問題は、先に述べたことと少し重なるが、そうした政友会の権力統合の限界状況のなかで、その限界を克服するもくろみを契機に、積極的な大陸政策を抱いた勢力が反英米協調指向を強め、次第に歩みよることによって圧力の規模を増大させていったことである。田中内閣が満州特殊地域化の容認へと傾斜したことが対中国強硬論を触発し、政党の外交政策に異を唱える勢力を活性化させる契機となったことは前述した。北伐の進行のなかでこうした対中国強硬政策は次第に影響力を増し、政治勢力化することになった。まず第1に陸軍を中心にそうした対中国強硬論はソ連の動向に対する警戒認識と結合することになった。もっともこの危機認識は直には国民党右派との直接の対決姿勢に転化するものではなかったが、ソ連の第1次5ヶ年計画の開始に至る過程で次第に尖鋭化し、対ソ戦略の基盤として満州を重視する立場から対中国強硬論の有力な一翼を形成することになった<29>。第2はそうした対ソ危機認識の深化とともに日本の大陸政策と英米の利害が抵触する可能性についての自覚が高まり、英米の動向に対する危機意識が有力なものになりはじめたことである。既に陸軍の上原勇作は1926年9月12日付の鈴木貞一宛書翰において対中国問題をめぐっては日本が主導的地位にあり、それをイギリスに納得させる必要があることを強調していたが<30>、やがてそうした危機意識は英米の動向が国民党の排日的態度を助長していると思なす危機感へと急進化し、対英米直接行動を提唱する勢力を政党の内部からさえ台頭せしめることになった。例えば親軍的立場にあった政友会の小川平吉は1929年に至って次のような強硬意見を表明している。

昨年来支那の我に対する亡状言語に絶せり。今年は最早自衛の為に断乎として彼をはたくの時期必ず到来すべし。而して事態の進展如何によりては不当なる干渉も起り来る

べし。苟も我れの正当なる行動を妨ぐるものあらば其の何れの国たるとを問わず、断乎として之を排斥し以て東亜に漲れる妖雲を一掃し、平和の基礎を鞏固にせざるべからず。而して其時期將さに到来せんとするを感ぜり<31>。

ここで小川が排斥すべき対象として含意している欧米に対する危機認識は陸軍だけでなく政友会の内部にも徐々に浸透し、政友会の大陸政策を次第に攪乱していく要因となった。

そこに到る過程において 3次にわたる山東出兵が敢行された。しかし田中内閣および陸軍は対中国強硬姿勢貫徹の方針で一本にまとまっていたわけではなく、国民党や英米勢力との全面的な対決については警戒的であった。田中内閣は東方会議においてそうした外交政策の混乱を終息させるため対中国政策の統一をもくろむが、しかしそこにおいては国民党との全面対決の回避と列国との協同步調が一応前提とされつつも、満州特殊地域化の確認と、そうであるがゆえの最終的な強硬手段行使の可能性を確認することになった<32>。そしてそうした方針をうけて強行された第 2次山東出兵がひきおこした済南事変が軍の一部の危機感を煽り、さらに強硬姿勢を鼓舞することになった<33>。そうしたなかでも軍中央部は強硬手段の行使には依然警戒的であったとはいえ<34>、右の小川平吉に代表されるように政党の内部にさえ強硬姿勢に共鳴する勢力を生み出していったのである。

そもそも大規模な利益誘導の行使は対英米協調体制の維持という一定の限界条件の下においてのみ可能であったにもかかわらず、対英米協調路線へのトータルな包摂が当然の前提になるとそうした限界認識はややもすると薄れ、現実政治の場においてはそうした限界認識とは無縁な利益政治が猖獗をきわめた。そのため、やがて利益誘導の均霑が困難になったとき、その「恩恵」から除外されたかつての利益政治の受益者たちは「政党内閣」の利益誘導の不徹底に不満を募らせる一方、その批判の矛先を利益誘導政治を可能にしていた外郭的条件である対英米協調路線そのものにも向け始め、軍部を中心とした対英米協調路線攻撃との間に共鳴作用を起し始めた。政党の周縁部分から台頭したこうした批判勢力と軍部との間には利益政治の存否をめぐる不協和音も存在したが、少なくとも英米協調路線批判の気運と、それに根ざした新たな大陸政策の樹立をめざして両者は歩み寄っていくことになった。そしてここにおいて対英米協調路線の受否をめぐる選択は対中国權益の安定的確保の成否をめぐる問題へと集約され、また逆に対中国權益への執着を起点に英米への対応が再考されるという傾向が一段と強まり、対英米協調路線に支えられた「政党政治」はこうした対外強硬政策を焦点にした党内外の政治勢力の圧力にさらされることになっ

たのである。こうした経緯によって「政党政治」に対する錯雑した圧力はやがて重層化し、より大規模化していくことになる。

こうした状況変化は、吉野の二大政党制構想をより複雑に阻害する危機の多極化に他ならなかった。こうした事態のなかで吉野にとって切実な課題は、対満州特殊權益論を包摂することによって中国国民党との軋轢を触発し、それに対抗する強硬論を核に結集した勢力の政治的活性化を誘発しかねない田中内閣の外交方針を牽制することであった。これは中国のナショナリズムとそれを担う青年層の政治的台頭に期待を寄せていた吉野の立場とも密接に関連していた。吉野が第2次山東出兵直後に次のように日本の軍事行動が中国側の反発を惹起する可能性への懸念を表明することによって田中外交の危険性を示唆したのは、それを示すものである。

いづれにしても今度の様な形で支那と戦うは我国に取て一大不祥事である。直接の責任の何方にあるにしろ、之に依て双方の蒙むる有形無形の損失は測るべからざるものであり、殊に我国に於て、現在は固より、その東洋に於ける将来の立場を思うとき、直に寒心に堪えざるものがある。(一)第一我々には今日支那を敵とし戦わねばならぬ何等の理由もないのだ。否、寧ろ支那との敵対は如何なる形のものでも此際出来るだけ之を避くべき必要があるのだ。…此点から観ても今次事變の不祥事たる所以は分ろう。(二)それに今次の戦域は今後可なり拡大する恐れがある。…現に見るが如く殆んど南軍の全部が極度の反感を我に示すの形勢なるが故に、自家の防衛と言うことがなかなか容易の業でないと思う。青島より済南にかけての山東一帯の保障占領ですむかどうかすら判明せぬ。而してこの戦域の拡大はまた同時にそれだけ支那国民の反感を一層深からしむべきを以て、我々としては一刻も油断は出来ぬのである<35>。

ただ、吉野の田中外交批判には若干のジレンマが含まれていた。これについては次節でも少し触れるが、まず目にとまるのが中国ナショナリズムとの融和を重要視する一方で、対英米協調という観点からの田中外交批判をほとんど展開していないことである。これにかわって吉野が重視したのが「外国が支那の領内に軍隊をくり込むのは余りに弱者の立場を無視する者である。而も今や更生の途上に悩んで居る支那の国民運動に世界は多大の同情を寄せて居ると言う。然らば少し位の不便は忍んでも、彼等の策動に多少の便宜を与うべきではあるまいか。」<36>というように、とりあえず国際平和主義の理想から中国ナショ

ナリズムへの共鳴を引き出すことであった。これはかつて第 1 次大戦後の国際平和主義をアメリカの利害計算から生じたものという理解に堕ちずに、むしろその理念がアメリカをも拘束したことに意味を見出した吉野の理想主義に合致するものではあった。

しかしこの問題に限って言えば、吉野が対英米協調という立場をあえて前面に出さず、国際平和主義という包括的な理念を援用することによって田中内閣の対中国政策を牽制した理由は、単に自らの理想を奉じたと言うだけでなく、政友会の地方利益誘導政策を可能にしているのは対米協調政策であること<37>を見通していたためとも思われる。政友会の地盤政策を徹頭徹尾批判しつづけた吉野にとって、自ら共感を寄せつづけた中国ナショナリズムと政友会の地盤政策を外郭的に支える対英米協調路線とを融和させることには大きな抵抗感があったのではなかろうか。

このように田中内閣期において頂点に達し、また多極化した政党内閣制の危機への対応に苦慮した吉野にとって、田中内閣の突然の崩壊は当面の危機の終息だったのだろうか。事態はそう単純ではなかった。たしかに浜口民政党内閣の成立は、民政党と無産政党の協調を重んじながら二大政党制の定着をめざした吉野の立場からすれば歓迎すべき事態に見えなくはない。

だがそもそも無産政党がキャスティング・ボードを握って民政党から譲歩を引き出し、二大政党制の刷新を試みるという当初の構想は、田中内閣下における第 1 回普通選挙において無産政党が左右両派合わせてもわずか 8 名の議員しか確保できなかった現実を前にして有効性をもたなくなった。

しかも、右に述べた政党政治の危機を克服すべく外交政策の見直しをはかり、政友会的な権力統合の修正を試みた浜口民政党内閣の方針は、別の局面で政党政治の新たな危機を惹起しかねないものであった。その点を明らかにするためには、まず浜口内閣の「政党政治」革新構想の特色を概括し、次いでそれと吉野の理想との相違を分析することが必要となる。

#### 4. 浜口内閣期の「政党政治」革新構想と吉野作造

浜口内閣下の幣原外交の特色は、田中内閣が中国ナショナリズムの進攻に直面して権益擁護の対象区域を満州に重点化し国民党右派との表面的な融和政策をとったのに対して、満州特殊権益擁護の方針を継承しつつも、中国本土へのインタレストをある程度回復し、中国国民党勢力に対して融和というよりむしろ不干渉政策をとった点にあった<38>。こう



した対中国政策を基点としたがゆえに国民党勢力と英米が接近することに対する過度の危機感から解放され、また英米と利害を共有して中国ナショナリズムに対抗することに対してもかなり抑制的な対応をとりうるということが可能になったのである。英米とのある程度の協調体制を維持しつつも協同介入要求は排除するという自主的対応が可能であったのもこのゆえに他ならない。

浜口内閣の第1の政策的課題はこうした対中国・英米政策の修正にあったが、それを方向づけたのは資本の利害への配慮であった。すなわち田中内閣が、先に述べたように、「政党内閣制」のメリットを生かす形で内閣の主導下における総合的な産業政策の下に大陸政策を従属させたのに対して、資本の自律的な大陸への関心を容認したところに浜口内閣の産業政策の特質があった。中国本土へのインタレストの回復はこうした方針の帰結であった。

そしてそれは資本の利害における英米資本とのリンケージを強化した上で日本産業の国際競争力を確保し、国民への利益の還流をはかるという点において、社会資本の直接投下をはかった政友会の政策とは異なった利益の循環的浸潤政策に連動するものであった。金解禁と産業合理化はそうした政策に不可欠の一環であったのである。

このような総合的な政策構造の転換は、浜口民政党内閣の権力編成構想をも規定した。すなわち政友会が産業政策の全体的統括をはたすために強力政党を基礎にした内閣による行政各機関の一元的統括をはかったのに対して、資本の自律的活動を重視した浜口内閣においては内閣が強力政党を媒介に行政を一元化しその包括的主導力を発動する必要性は後退することになった。

この必要性の減少によって行政権力はその本来の自立性の回復を志向することが可能になった。そして浜口内閣は、政友会とは異なって、そうした行政権力の自立化をある程度容認し、その純化をめざすことによって行政権力の安定化をもくろんだのである。これは帝国憲法の理念の逆説的（現実的）帰結（→明治憲法体制）の受容ではなく、むしろ帝国憲法本来の理念への回帰であった。

この点は、政友会型権力統合の修正を試みた浜口内閣の「政党政治」革新構想に明らかである。その審議の舞台となったのは、1930年1月20日浜口内閣が勅令によって設置した衆議院議員選挙革新審議会であった。メンバーには首相自らが会長に就任したのをはじめ、次のように浜口内閣の閣僚、官僚、貴・衆両議院議長、学識経験者など有力者が名を連ねており、浜口内閣の期待がうかがわれる。

《会長》浜口雄幸（内閣総理大臣）、《副会長》安達謙蔵（内務大臣）・江木翼（鉄道大臣）、《委員》渡辺千冬（司法大臣）・小泉又次郎（逓信大臣）・松田元治（拓務大臣）  
・鈴木富士彌（内閣書記官）・川崎卓吉（法制局長官）・斎藤隆夫（内務政務次官）・潮  
恵之輔（内務次官）・内ヶ崎作三郎（内務参與官）・川崎克（司法政務次官）・小原直  
（司法次官）・小山松吉（検事）・中川健蔵（文部次官）・小野塚喜平次（東京帝国大学  
総長）・美濃部達吉（東京帝国大学教授）・佐々木惣一（京都帝国大学教授）・今井田清  
徳（逓信次官）・水野練太郎（貴族院議員）・近衛文麿（同）・高田早苗（同）・塚本清  
治（同）・伊沢多喜男（同）・青木信光（同）・松平頼壽（同）・関直彦（同）・黒田直  
和（同）・粕谷義三（衆議院議員）・清瀬一郎（同）・藤沢幾之輔（同）・前田米蔵（同）  
・山崎達之輔（同）・櫻内幸雄（同）・富田幸次郎（同）・安部磯雄（同）・林毅陸（同）  
、《幹事長》潮恵之輔（内務次官）、《幹事》館哲二（内閣書記官）・金森徳次郎（法制  
局参事会）・次田大三郎（内務省地方局長）・大塚惟精（内務省警保局長）・泉二新熊  
（司法省刑事局長）・篠原英太郎（文部省普通学務局長）・関屋龍吉（文部省社会教育局  
長）〈39〉

その設置期間中には総会 6回、幹事会 7回、第 1特別委員会18回、第 1特別委員会小委  
員会（事務官の身分保障に関する件審議） 3回、比例代表に関する小委員会 3回、第 2特  
別委員会 7回が開催され〈40〉、①投票防止に関する件、②選挙運動費用減少に関する件、  
③選挙干渉防止に関する件、④立憲思想涵養に関する件、など多様な議題が審議されたが、  
その中核的な課題は、行政権力の自立性をいかに確保するか、そのために地方利益要求に  
拘束されかねない政友会的な権力統合をいかに修正するか、の 2点に収約されるものであっ  
た。

まず第 1の点から言えば、浜口民政党内閣は以下の 2つの局面において行政権力の自立  
性を推進することを試みた。第 1には党からの内閣の自立性を確保することである。「政  
党内閣制」を維持するかぎり内閣の党からの完全な自立性を保障することは不可能ではあ  
るが、党の統合力の下に議会を従属させることによって強力な内閣の構築をもくろんだ政  
友会の内閣強化手段に対して、民政党のそれはむしろ内閣の党からの純化を指向すること  
によってその安定化を企図した点で基本的に異なっていた。

第 2に、事務官僚の自立性の保障をめざしたことである。そのためには事務官僚の身分  
保障の強化が必要であった。その点について同審議会の構成メンバーの 1人であり、最も  
体系的で徹底した「政党政治」革新構想を展開した美濃部達吉は次のように述べていた。

「内閣のかわる度に其内閣の自由に色々な許可とか認可とかいうことをされる、まるで地方的の所謂利権と云う問題が内閣の意志に依って如何様にも左右されるという状態は何とか避けなければならぬ。そこで事務官の独立というものが認められる主なる理由がある。許可とか認可とかいうような利権問題が内閣の自由にならないように事務官というものに比較的独立の地位を持たして其事務官が矢張り許可認可に付いて内閣を制肘する丈けの力を持って居る、内閣はそう自由に事務官を動かすことが出来ないようにすることが大切なことではないかと思つて居ります」〈41〉。

つまり美濃部は内閣の自立性の確保をめざす一方で、「政党内閣」であるかぎりそれに限界があることを見越し、内閣の変動に左右されることなく政策の一貫性を維持するためには「事務官というものに比較的独立の地位を持たして」、さらに「内閣を掣肘する丈けの力を持」たせることさえ必要であることを洞察しているわけである。この事務官の身分保障強化構想は引用中にもあるように、普選体制下において大規模な回路で立ち上がってくる地方利益要求を、事務官僚に裁量権を与えて抑制する効果も期待されていたが、民政党が指向した行政権力の自立性を確保する上で不可欠の方策であり、細部についての意見の相違はあったが、同審議会構成メンバーの間に大きな異論は存在しなかった。

ところでこのような行政権力の自立化指向が「政党内閣制」の基本理念と背馳するものであったかどうかについては、少し考慮を要する問題が存する。たしかにそれは原敬がめざした「政党内閣」の理念とはかなり背反するものであったことは間違いない。だが一方で注目しておかなければならないことは、事務官の身分保障も含めたこの指向自体は、右の美濃部の見解と同様の主旨で「政党内閣制」の弱点を補完するものとして帝国憲法の制定以前から一貫して注目され続けてきたということである〈42〉。

この点を踏まえてここで強調しておきたいことは、この民政党の指向は明治憲法体制に背反するものではあっても、むしろ帝国憲法の理念自体にはより忠実なものであったということである。なぜなら地租増徴案の通過と立憲政友会の成立をその確立の指標とし、別に「1900年体制」とも呼びならわされる明治憲法体制とは、官僚閥（非選出勢力）が議会勢力（選出勢力）を内に取り込み、逆に議会勢力が官僚閥の内部への参入をはたすことによって、帝国憲法本来の理念とは逆行しつつも成立した帝国憲法下における支配の暫定的安定体制であったからである〈43〉。原敬が追い求めた「政党内閣制」は、その体制内部の力関係にかなりの相違はあるにせよ、まさしくこの明治憲法体制を継承したものであった。この点で政友会の「政党内閣制」が帝国憲法本来の理念と逆行する側面が強かったこ

とは、前述した通りである。

これに対して行政権力の自立化を画策した民政党の指向は、各国務大臣の単独補弼制を明示することによって行政権力の自立性を保障した帝国憲法の理念により近いものであった。つまりその大陸政策を含んだ産業政策構想において政府の包括主導體制をある程度後退させた結果、政党の統合力を援用した内閣への権力の一元的集中を抑制する方向をとった民政党は、明治憲法 体制 を否定することによって帝国憲法本来の理念に回帰したのである。民政党が政友会の「皇室中心主義」に対して「議会中心主義」を高唱したのは、行政権の自立化を画策するにともなって、逆にその正当性を確保するために国民の「総意」との結合を仮装することが必要であったからに他ならない。

こうした行政権力の自立化構想とともに、今 1つ民政党の「政党政治」革正構想の柱となったのは、政党の利益誘導形態の修正であった。つまり内閣と事務官僚の自立化を押しすすめて行政権力の純化をはかっても、「政党内閣制」の下にあるかぎり利益要求が政党を拘束しそれが行政の自立性を制約することは避けがたいことを見越した民政党にとって、政党の利益誘導を従来の地方利益からより操作の容易な対象に転換することが必要であった。

この政党の地方利益誘導機能の転換をはたすための制度的手段が同審議会において一貫して重要な検討議題に上り、特別小委員会に上呈されて熟議が重ねられた比例代表選挙の導入であった。

それではいかなる点において比例代表制は政党の地方利益誘導機能の変革をはたしうるのか。

第 1に、審議の過程で注目された比例代表制の最大のメリットは、候補者と選挙区の密接な関係の切断であった。この点に関して、現行選挙制度の最大の弊害を「選挙区とそれから議員との関係、其当選者たる議員が選挙区に於ける人望を終始繋いで行かなければならぬという其関係が余りに密接である為に選挙区の為に運動する…日本では一層此弊害が甚だしい」<sup><44></sup>という欠陥に見出していた美濃部達吉は、同審議会においてその欠陥を是正する必要性を強調した。そのための最も有効な手段と目されたものが、候補者個人から団体（党）へ投票単位を切り換える拘束名簿式比例代表制の採用であった。美濃部は最も体系的に比例代表制の効果を切言したが、その最大のものがそうした投票単位の転換によって議員個人を回路に上昇する地方利益要求を遮断しうるという効果であった。また拘束名簿式とともに比例代表制に付随するものとして審議された大選挙区制も、議員が狭小区域

の利益要求に左右される事態を改変しようという期待が込められていた点で同様の狙いに立っていた。

第2の狙いは、拘束名簿式の採用によって名簿の上位に掲載される政党幹部の優先的当選が可能になり、「政党の有力者を総て衆議院に集めること」（美濃部達吉）<45>が期待しようということである。それは国家的課題を切実に認識した政治の有力者を中心に衆議院を構成し、またそれら有力者の統率力の下に党の統制を強化し、地方利益要求に翻弄されがちな政党の動向を刷新することを可能にする。美濃部は右の狙いの主旨を述べたすぐ後で、党幹部が候補者名簿順位の決定権すら掌握し、そこで決定した順位は「動かすべからざるものであるというように皆が諒解する慣習が出来なければならぬ」とさえ提言していた。こうした政党の党内統制の強化は、マックス・ウェーバーのいうところのデマゴグ的才能を備えた党の指導者を選出し、その主導力の下に党の行路基準を国家的課題に随順せしめ、民主制の進行とともに利益要求に翻弄され、退嬰化したかにみえた党の存在自体を刷新することにあつた。美濃部が比例代表制の採用を主張するなかで「政党政治」革正の条件として「民衆的政治（デモクラシー）に独裁的政治を加味する」<46>ことの必要性を強調しているのはこうした意味においてであつた。この点において比例代表制への期待は、限界手段ともいえる「政党政治」革正への制度的対応であつた。

ところで政党がこのように利益政治の刷新をはかったとしても、国民の利益を顧慮せず国民に存在価値を容認されることは不可能であつた。そこで民政党が着目したのが職能利益への配慮であつた。職能利益誘導への着目は、緊縮財政を前提としつつも金解禁によって世界経済とのリンケージを強めた後、産業合理化を徹底し日本産業の国際競争力を高め、地方利益誘導のような直接的な利益投下ではなく利益の国民への循環を見越した民政党の政策と密接な関連があつた。

民政党の政策体系は、従来社会政策への取り組みという点に多くの関心が集まっているが、むしろ産業合理化を柱にした資本の自律性の回復が前提に据えられていることを見落としてはならない。この点で民政党の政策体系は、介入型政策と経済的自由競争の奨励という両者の混合の上に成り立っていた。この混合型政策は地域社会の状態と行政の統合に次のような曲折した影響を及ぼすことになった。

まず、これまでから指摘されているように、地方利益誘導のような直接的な利益投下政策を相対的に抑制したことによって従来それを媒介に機能していた名望家秩序の改造を必要ならしめたことである。新に台頭した名望家層（かりにそう呼んでおく）は、地域間格

差の固定化を避けるために地方への財政投下の継続を要求した側面も確かに存在したが、それと同時にこれまでにない社会権的「平等」をめざした社会政策の充実をも要求項目に加えることによって広汎な支持層を新たに吸収し、政治的活動の場を広げていくことになった。

ところが、社会政策への取り組みは、行政の領域の拡大とその自立化をおのずと促進することになった。行政のなかに全体を統括する強力な論理が見出せないかぎり、この行政領域の自立性の拡大は権力の分立を誘発することが避けられなかった。それが斎藤内閣期における新官僚層の政治的台頭にも影響を及ぼすわけであるが、いずれにせよこうした曲折した事態の出現は、民政党的混合型政策の帰結であった。この点、今後さらに検討を深める必要がある。

ともあれ以上のように、田中内閣期に頂点に達した政友会型の権力統合をかなりラディカルに改革することをめざした民政党的独自の「政党政治」革新構想は、田中内閣のイメージの悪さと相まって、1930年2月の第17回総選挙における民政党的勝利に見られるように、かなりの国民の期待を集めることになった。

ただこの構想には別の局面で「政党政治」の危機を将来しかねない陥穽が含まれており、後に見るように吉野の理想と相容れるものではなかった。しかもそれ以前に、比例代表選挙が細部の合意に至らず実施が見送られたこと、民政党的誤算、客観情勢がことごとく不利に作用したことなどが重なって、次のような形で政党内閣にとっての危機を創出していくことになった。

その危機はまず第1に、民政党的対英米政策に対して軍部が本格的な反発を強めたことである。その契機となったのは周知のロンドン海軍軍縮条約に対する危機感であった。陸軍中枢部はただちにこうした動きに雷同したわけではなかったが、陸軍省および参謀本部の少壮将校はこの問題を契機に桜会を結成して急進化し、政友会も指導力の乱れを内部に包みつつも同条約を内容においては英米への過剰な譲歩であるとして、手続きにおいては統帥権干犯であるとして民政党内閣に対する攻撃を強めていった<47>。つまり「政党内閣」が主導権を回復するための鍵でもあった外交政策が逆に新たな内政上の危機を誘発することになったのである。

第2には、選挙制度の改革と職能利益誘導への転換が不成功に終わったことによって地方利益要求の抑制に失敗したことがもたらす危機である。職能利益誘導への転換の不成功は民政党的誤算にも起因するものであった。すなわち、①当該時期においては本来職能利

益誘導の対象となる近代産業が未発達であったことと、他方、農業など第1次産業の分野においては地方利益との区別が不分明であり、職能利益として弁別して操作することが困難であったこと、②また、近代産業の分野においては恐慌以降、統制経済が進展したために政党が利益操作能力を発揮する余地が限定されたこと、さらに階級利益との近接性が強く、この点においても政党の操作範囲を超えていたこと、③職能利益のなかに生活利益を包摂することが十分でなかったことによって継続的に国民の期待をつなぎとめられなかったこと（逆に、少し後になるが社会大衆党は職能利益とともに階級利益、生活利益擁護への並行的配慮を示したがゆえに国民の支持を集めることになった<48>）、などの原因によって職能利益誘導は安定的な国民統合の手段として未だ有効性をもつものではなかったことについて民政党の側に誤算があった。

しかも恐慌のなかでの金解禁政策が国内産業に打撃を与え、国民への利益の浸潤を不可能にしたことは民政党に決定的に不利に作用した。

このように職能利益誘導が成功に至らない状況の下で、改造されたとはいえ地方利益要求を脱しきれない名望家秩序に依拠して権力基盤を広げたことは<49>、政党が地方利益要求に拘束される事態を拡大することになった。そしてこうした状況が修正できないにもかかわらず、行政権力の自立化だけは追い求められ、犬養政友会内閣をはさんで最終的に斎藤実内閣下において官吏の身分保障強化政策となって実現する。

こうした行政権力の自立化は権力の多元化を促進することになった。なぜなら、行政権力それ自体のなかには他を統括しうる論理と手段はなく、また後にふれる時局匡救資金散付というような例外的な手段を除いて、地方の利益要求に応答しうる手段もないからである。したがって頂点においては権力の分立化が顕在化し、底辺においては利益政治の横行が解消されないという事態はむしろ深刻化することになる。

この事態は浜口内閣の政党政治革新構想が不成功に終わったことによってより明確に顕在化することになった。こうした帰結は吉野にとって憂慮すべき事態であったことは言うまでもないが、一方で浜口内閣の構想自体吉野の政党政治の理想からは容認できない次のようないくつかの要素を含んでいたことも無視できない。

先述したように浜口内閣期の幣原外交の特色は、資本の利害に配慮した経済外交を重視する一方、南京・漢口事変の際のイギリスの「強硬政策」に不協和の対応をとった第1次幣原外交期の中国ナショナリズムとの融和方針を基本的に継承し、対英米協調というよりむしろロンドン海軍軍縮条約の批准に向けてより国際協調主義的な自主外交を尊重した点

にあった。このかぎり、資本の利害を顧慮した経済外交という側面を別にすれば、国際平和主義、国際民主主義という吉野の理想との距離は少なかった。

だが、幣原外交と吉野の理想との融和の一方で、問題は幣原外交、就中ロンドン海軍軍縮条約への反発を核に結集し始めた政治勢力とそれが掲げる外交方針をどう統御するかということであった。田中内閣が、満州特殊権益論をも包摂したことによって対中国強硬論を刺激しかねない危険をはらみながらも、多数党の統括力を媒介にそれら強硬論の突出を制御し、党の方針に一元化しようとする問題関心を維持していたのとは対照的に、むしろ先に見たように行政権力の自立化を推進しようとした民政党はそうした外交方針の分化を抑止する手段を自ら封じることにはさへなかつた。

理想的には幣原外交の理念に共感を覚えつつも、こうしたジレンマに直面した吉野は、国際協調主義の理念の下に外交方針を統一し、強硬論を掲げる勢力の突出を抑制しようという確たる見通しが現実に得られないかぎり、国際協調主義を手放しで礼讃することを抑制せざるをえなかつた。さらに言えば、地盤政策も含めた多数派工作によって強力政党を育成し行政の一元的統合をめざすという政友会型の施策をあくまで排斥するかぎり、現実的には国際協調主義の手放しの礼賛を抑制し、それが反動として対外強硬論を生み出す可能性に無警戒ではいられなかつたのである。田中内閣の末期にいたって、本来田中外交を牽制しうるのははずの国際協調主義に対する吉野のこのジレンマかなり顕著であった。それを明確に示すのは、田中内閣の済南事件処理方針に対する吉野の対応である。吉野は1929年3月28日済南事件協定を調印した田中内閣の外交方針に対して次のように述べている。

…今日の場合一番大事なことは我国の対支態度をして正しき軌道の上に復らしむることである。そして恒にその軌道の上にあらしむることである。これに附随して又何が正しい軌道であるかの正確なる認識を国民一般に把持せしむることも大切だ。この意味に於て私は田中内閣の現に立つ所の基礎を正しいと観る限り、憚る所なく之を弁護して恥ぢない。…一日も現内閣の存立を許し難しと叫んで来た私も、如何に倒閣の目的を達するに便宜だからとて帝国主義的立場よりする責任糾弾論には与みし得ない。さなきだに忌むべき帝国主義的謬想は今日なお案外根強く蔓って居り、且つ動もすれば更に蔓延の歩を進めんとする有様なるに、如上偏狭なる糾弾論と力を協せて田中内閣に突撃を試むるは、徒に薪を加えて猛火を煽るに等しいからである<50>。



従前の田中内閣に対する熾烈な批判を思い起こせば、ここに述べられている田中内閣の外交方針に対する支持にも見える言説は奇異としか言いようがない。いかに吉野が「政友会内閣の方針の著しく民政党在来の方針に接近せるの事実」を指摘しようとも、「他の点に関する好悪によって国民大衆の前に白いものを黒と言ひ張る訳にはいかない」と弁明しようとも、済南事件協定調印直後（1929年 4月頃）と考えられる本稿執筆時に田中内閣の外交姿勢に対する評価が「急転」したと説明する理由には不十分である。なぜなら従来の田中内閣の外交姿勢に対して吉野が本来抱いていたはずの不信は、済南事件協定の文面とそれに調印したという事実によって緩和されるようなものではないからである。

この「急変」の鍵は、引用のなかでの吉野の田中内閣支持の主眼が明らかに貴族院の一部から起こった「忌むべき帝国主義的謬想」、すなわち対中国強硬論から対英米強硬論へと連鎖的に急進化しがちな対外強硬論の有力化を牽制することに置かれている点である。つまり理想主義的な国際協調論の高唱が対外強硬論という反動を生み出すことを明敏に察知した吉野は、済南事件協定を締結した田中外交「支持」へとあえて戦術的に「急転」し、せめてその地点で対外強硬論のさらなる急進化を未然に凍結することを試みたのである。ここには外交政策そのものの是非の判断とは別に、政友会の多数派政策を依然忌避しながらも、急進的な外交政策を封殺するためには強力政党の統括力を活用することも避けられないという戦術的判断が込められていた。

こうした戦術的配慮を込めた言動は、理想主義を奉じつづけた吉野にしては退嬰的な所為にも映るが、これは逆に急進的な対外構想を核に結集した政治勢力が分立性を強めることを吉野が自己の政権構想にとっていかに深刻な脅威と認識していたかを示している。言わばこうした限界手段をすら採用して強硬的な対外構想の有力化を警戒した吉野にとって、いかに自らの理想に合致しようとも、国際協調主義をその波及効果に無警戒なままに、しかも行政の統合を講じることなく、奉載する浜口民政党内閣に協賛することは無謀な行為に思われたのである。

浜口民政党内閣が政党政治革正手段の一環としてではあれ、比例代表選挙の導入を模索したことは、行政の統合への関心の薄さを示すものでもあった。なぜなら各党派の勢力の実勢に忠実に議席を配分することは、おのずと弱小党派にも応分の議席を与える結果、小党分立状態を招来し、行政を一元的に統括しうる条件である大政党の多数確保に結果的に歯止めをかける側面をもっていただからである。この比例代表選挙の実施は現実には見送られ、民政党は従来の選挙制度の下で多数を獲得するわけであるが、たとえ過半数を確保し

たとしても、こうした方向性を模索していた民政党内閣が行政の統合に本格的な関心をもたなかったのは当然であった。

しかも「平等」とともに「自由」の契機をも尊重する吉野にとって、次の点で自由主義的選挙の理念に逆行する側面をもっていた比例代表制は、受容しがたいものであった。

まず第1に候補者個人ではなく所属団体への投票を制度化した拘束名簿式比例代表制は、団体本位の立場を極端に前面に押し出したものであったということである。かつて吉野も政党本位の必要性を強調していたが、それはあくまで代議士中心主義を補完するためのものであった。大選挙区制と併用することによって候補者と地盤との癒着を切断する狙いに立ったものとはいえ、近代自由主義選挙の要件であり、代議士中心主義の基礎でもあった候補者と有権者の人格的信頼関係を埒外に置いた団体本位の拘束名簿式比例代表制は吉野にとって断じて容認できるものではなかったのである。

元来、この団体本位主義は職能団体を含意していたが、それもまた「職業を超越した市民的立場」を重視する吉野の政治理念とは相容れぬものであった。この市民的立場と比例代表制との不調和性をかつて吉野は次のように述べていた。

…所謂政治的活動は人類の生活の凡ての方面に拘わるものである。従って経済活動に於けるが如く、生産者としての立場だの、消費者としての立場だのと、区別することが出来ないものである。一部の論者が、国家を以て消費者としての立場を代表するに過ぎずと説くのは誤りである。現在の国家がどうなっているかは別問題だ。本質的に観て国家は、生産者だの消費者だのという専門的立場を超越して、全班的活動に係わるものと謂うべきである。従って人類生活の政治的の立場は、所謂職業を超越した市民的立場でなければならぬと思う。…

この点に於て比例代表という観念は政治の本質に合しないものと謂わねばならぬ。ミラボーの言ったという「議会は社会の縮図たるべし」というのは誤りだ、「代議士は如何なる階級から選れても、一旦選ばれたる以上はその階級的利益を代表するものと思う可からず」というものが正しい。比例代表論は市民的立場で取扱うべき政治を職業的立場で争わせようというのだから乱暴だ<51>。

吉野が政治が経済の支配を脱して自立化すべきことを提唱したことは前述した。それを保障する施策が代議士中心主義であり、その点で代議士中心主義を焦点にして、吉野にお

ける政治世界の自立化の探求と候補者と選挙民の人格的信頼関係の確立という自由主義の要請への対応は見事に結合していた。その場合、選出された代表は地域代表としての性格はもとより、右の引用中にもあるように、職能代表としての立場にも染まらず、あくまで市民主義的立場を堅持すべきであるというのが吉野の代議制論の根幹であった。その立場から比例代表制の団体本位主義が職能団体主義へと傾斜しがちな傾向を警戒したことが、比例代表に対する反対の有力な根拠となっていることが理解できる。

もっとも地域代表制の弊害が極大化し、また大都市部においては人口の流動化の進行によって地域代表制が機能しなくなったことを自覚するにつれ「孰れにしても大都市に在ては、地縁代表主義のみではもう駄目だ。職能代表を以て之に代えるか、少くとも大いに之を加味する必要がある」<52>というように職能代表制を容認していくことにはなったが、その場合でもあくまで選出基準に職能代表主義を導入することに吉野は力点を置いており、職能代表として選出された議員が職能利益の擁護に挺身することを奨励したわけではなかった。**選出基準** がどうであろうとも、代表の **行動基準** に関しては広汎な市民的利害への配慮を吉野が終始重視していたことは、無産政党支援の立場を明確にしながらも、階級的利害への固執を一貫して排したことに明らかである。

このように常に市民主義的な立場を尊重した吉野にとっては、「世論」を「正確」に反映させるために実勢力に応分した議席を各団体に配分するという「民主主義」の本旨に名を借りた比例代表制の名分よりも、その名分と表裏一体であった団体優先主義とその特性を徹底しようとした拘束名簿式比例代表制が必然化せずにはおかない団体内における有力者支配に対する警戒が先に立ったのは当然であった。

比例代表制の熱心な提唱者であった美濃部達吉は審議の過程で、むしろこの有力者支配を定着させることが比例代表制のメリットを生かす途であるとして、拘束名簿式の必要性を次のように述べていた。

政党の勢力の有力なる人でありますと、或は党の幹部に居るといような人は落選するといようなことは全くない、別に運動も要らない、必然当選を得るのであります。…私は此政党の有力者は全部衆議院に集まるのが当然で、…無理に貴族院から退けて衆議院の選挙に立たしめるといことは出来ない状態でありますから之は比例代表制に依って有力者は何等の危機なく当選するようにしなければならぬ<53>。

このように「有力なる人」の衆議院への結集をはかれば、その統率力の下に党内統制を強化し、政党の行動を規律するという利点があった。この点について美濃部は政党幹部が候補者名簿掲載順位の決定権すら掌握し、そこで決定した順位は「動かす可からざるものである」というように皆が諒解する慣習が出来なければならぬ」〈54〉とさえ提言していた。

つまり美濃部は、このように名簿掲載順位決定権をはじめとして、少数幹部の専断によって党内を統制し、党の行動基準を統一しうる効果を比例代表制に期待していた。マックス・ウェーバーは大衆国家における議会政治（→「政党政治」）が宿命的に帯びざるをえない特徴を「代議士大群は、すべて特定の『リーダー』または内閣を構成している少数の『リーダー』の追随者としてのみ働いているのであって、『リーダー』が成功を収めている限り、盲目的に『リーダー』に服従しているのである。そうであるのが当然なのだ。『少数の原則』すなわち少数者からなる指導的グループのもつ卓越した政治的機動能力が、つねに政治的行動を支配している。この『ケーザル主義的』な特徴は（大衆国家では）根絶し難いものである。しかしながら、この『ケーザル主義的』な特徴だけが、多頭的政治を行なう議会内部で雲散霧消してしまう公共に対する責任というものを、特定の数人に帰せしめることを保証しているのである」（傍点原文）〈55〉というように醒めた目で析出してみせたが、美濃部が比例代表制の効用点の1つとして「民衆的政治（デモクラシー）に独裁的政治を加味する」〈56〉という点を上げているのをみれば、まさにウェーバーが検出した大衆国家における「議会政治」が帯びる**宿命的特質**を、むしろ「議会政治」が有効に機能するための**必要条件**として要請していることが理解できるであろう。このように党の意志決定を少数幹部の手に集中することは、地方の利益を代弁する一般議員の動向を押さえ、地域社会の要求に拘束されがちな政党政治の宿弊を刷新する狙いが込められていたことはいままでもない。

だが、たとえ幹部への権限の集中が美濃部の企図したような方向で政党政治革正の一助になったとしても、候補者と有権者の人格的信頼関係に裏づけられた代議士中心主義を重視する立場から党幹部万能制を政党政治の硬直化と頹落の主因としてくり返し批判した吉野にしてみれば、断じて容認できるものではなかった。

このように、吉野は浜口民政党内閣の政策が招来する事態、もしくはその政策的方向性そのものに対して、かなりの危機感と違和感を拭うことはできなかった。前述したように、二大政党制を定着させるために政友会の政界支配打破の必要性をくり返し強調し、相対的には民政党（と無産政党）寄りのスタンスをとっていた吉野ではあったが、浜口民政党内

閣を具体的に支援する言辞をほとんど送っていないのは、その政策的方向性に対するこうした不満のゆえであると考えられる。

吉野が浜口民政党内閣への対応にこうした慎重な姿勢を維持せざるをえなかったのは、おそらく民政党の形成以降二大政党制が形式的には成立したがゆえにこそ、逆に両党派が真にその構成要素たるべき資質を備えているかということをより厳格に吟味する必要性が高まったこと、さらにはそれらの政策的指向が二大政党制の枠組み自体を根底から瓦解させる事態を憂慮したためであろう。

ただ、そうした憂慮にもかかわらず、以後吉野が既成政党の施策に対して有効な提言を行った形跡はあまり認められない。

たしかに吉野は、前述の通り行政の統合手段を講じないままに国際協調主義を唱えることの波及効果を危険視していたが、第2次若槻内閣の下で勃発した満州事変以降の大陸政策を牽制したのは<57>、周知の通りである。しかし吉野はそれを必ずしも政党の主導力の回復という命題と結びつけて論じたわけではない。続く犬養政友会内閣に対しては、当初少数政党でありながら政友会が政権に復帰したという意味でも、また政権政党の利を生かして第18回総選挙において政友会の多数確保をもたらしたという点でも吉野にとって最悪の政権であったにもかかわらず、ほとんど批判を展開していない。

要するに浜口民政党内閣期を境にして、吉野の政党批判は精彩を欠きはじめる。その原因は、本来既成政党刷新のための主勢力として囑望した無産政党の勢力拡張にとって浜口民政党内閣の成立が追い風になると期待したにもかかわらず、1930年2月の第17回総選挙において無産諸派は前回の田中政友会内閣の下での第16回総選挙より後退したわずか5名の議席しか確保できず、しかも浜口内閣期に至って民政党の政策的指向性自体に対しても右のような憂慮を抱かざるをえなかったというジレンマに追い込まれたためであった。それは言葉を換えれば、民政党と無産政党の協調を核にした二大政党制構想の行きづまりを自覚せざるをえなかったということでもあった。

しかも、そうした限界認識に符節を合わせるがごとく台頭した新官僚勢力は、吉野の二大政党制構想の危機をより深刻化するものに他ならなかった。なぜなら、それは吉野の二大政党制の前提であった選出勢力主導の政権構築を破産させるものだったからである。

にもかかわらず吉野は、その新官僚の政治勢力化の象徴とも言うべき斎藤実挙国一致内閣に対して「斎藤内閣はこの混沌たる形成の内に確乎たる継承人の現れるまで目前の急務を託された臨時の留守番に過ぎぬ。」<58>とそれが一時的な危機管理内閣に過ぎないこと

を認めながらも、「今日のような変態の局面を処理するには、今のところ斎藤子ほどの適材は他に見出し難い」<59>として当該時点ではもっとも妥当な政権形態であるという評価をすら寄せざるをえなかった。これは政友会の政権復帰は言うに及ばず、民政党単独での政権への回帰に対しても前述した理由で懸念を持たざるをえなかった吉野の苦汁の言辞であった。それは「憲政常道もとより結構だが、今日の大衆はその再興確立から直接には何物をも得られぬことを知って居る。」<60>と自らの判断を「大衆」の意向に仮託した言葉にはしなくも示されている。

それでは吉野の二大政党制構想は新官僚の政治的台頭によって命脈を断たれたのであろうか。決してそうではなかった。この吉野の政権構想は蠟山政道によってその組成改造が試みられ、新たな二大政党制構想として再構築が目指されることになった。それは新官僚勢力への直接的な対抗というよりも、むしろ新官僚勢力の側面援助によって勢力を拡大した社会大衆党の位置付けを重視した点に特色があった。そのためには当然吉野以上に社会権的「平等」の拡充に配慮せざるを得ず、その結果それが招来しかねない公権力の介入を未然に抑制し主導権を奪われないようにするという困難を背負わざるをえないものであった。

では蠟山はいかなる二大政党制論を構想することによってこの課題に応えようとしたのであろうか。それを明らかにするためには、蠟山が左右両派の合同無産政党である社会大衆党を二大政党制の枠組みのなかにどのように位置づけようとしたのか、また1930年代の世界資本主義システムの動揺と日中戦争の勃発といった未曾有の変動に遭遇して、いかなる対応を模索したのかという点を解明することが鍵となる。

この問題は、何を基軸に大正期から昭和期への移行を展望するのかという点に関わる重要な論点である。今日、大別して「革新」派<61>と現状維持派<62>という概念で2つの異なった政治・思想潮流の何れかを重視してこの時期の推移を捉える見解が分立しているが、昭和期の特質を捉えるに際してそのいずれも必ずしも十分な有効性をもつとは言い難い。重要なことは、両者の性格の再検討もさることながら、やはり両潮流の交錯を捉えることによってこの時期の推移の特質の問題点を浮かび上がらせることであろう。本稿のみでただちにこの課題に全面的に応えるには当然無理があるが、蠟山の政治システム構想に着目することは、その2潮流の交錯を捉えこの課題に応える手がかりになると思われる。

蠟山がその政治システム構想の枠組みを重視した吉野は、東京帝国大学新人会を舞台に後に「革新派」と位置付けられる無産政党の指導者たちにも大きな影響を与えた点で<63>

「革新」派の始祖とも位置づけうるが、あくまでその中核的な理念は議院内閣制や親英国主義路線という後の現状維持派と共通した課題を擁護することにあった。そうであるかぎり吉野の政治システム構想の基本的枠組みを重視した蠟山は必然的に現状維持派に連なるかにも見えなくはないが、一方で、蠟山が吉野の構想した政治的枠組みを基本的には重視しながらも、その組成転換を試みた際に中心的勢力に据えることを模索した社会大衆党の主力分子は「革新」派の系譜を引く一派であった。これは、吉野の政治システム構想の枠組みも、本来はそれに対する批判勢力でもあった「革新」派勢力を構成勢力として組み込み、再構成することなしにはもはやその維持が困難となったためであった。

そうであればこそ、蠟山の構想を分析することは、吉野の政治システム構想の基本的骨格の存続と、「革新」派の導入によるその組成改造という 2つの側面の交錯のなかから昭和期への移行が模索されていく局面に光を当て、両見解とは異なった視角を探る足掛かりになるのではないか。この点も次章の伏線となる論点である。それは大正デモクラシーの潮流の裏面に根強く存在した脆弱性をこれまでとは違った観点から視野に入れ、同時にこれまでとは異なった可能性に注目することでもある。

そのためには、蠟山自身が深く関与した近衛新体制構想と二大政党制構想は、はたしてどのような関係があるのか、さらに近衛新体制の経験を媒介にその二大政党制構想は戦後の政治システム構想にどのように投影されたのかという点を解明することも重要となる。これらの点にも、わずかではあるが言及してみたい。

## 第6章 民本主義論と二大政党制論の改造

### 1. ナショナル・デモクラシーへの展望

二大政党制の改造を柱にした蠟山の政治システム論の特質を考察するにあたって重要な手がかりとなるのは、蠟山が日本におけるデモクラシーの停頓を慨嘆して次のように述べていることである。

…デモクラシーは、本来外来思想ではあるけれども、天地の公道に基いて為された明治開国の指導原理の一つであった。その当時よりこれを日本の特異なる風土に育成せしめるに当っては、当然その困難と失敗とを予想しなければならぬものである。殊に今日のデモクラシーの危機と停頓とは、既に一度は欧州戦争の影響によって異常な発展を見た後のことである。その健全なる成長の困難なことは、その本質的な欠陥に基因するところのあることも云うを俟たぬが、**日本の特殊事情**への適応の仕方に於いて失敗せるところも亦多々あるを否み得ない」(太字小関) < 1>。

ここで蠟山は日本におけるデモクラシーの停滞の理由を「その本質的(原理的…小関)な欠陥」の他に「日本の特殊事情への適応の仕方」に求めている。ここで蠟山が言う「日本の特殊事情」とははたして何を指したもののか。日本の後発国型国家としての特色に由来する歪みであることは推測できるが、具体的には何を含意したもののか、それがデモクラシーの発展にどのような桎梏となったのか、実はここに蠟山が求めた政治システム論に迫るための鍵が隠されている。その特質を探求することは、同時に蠟山が吉野のデモクラシー論のいかなる部分に修正の必要を認めたのかということを解明することでもある。

しかしこの点に踏み込む前に、蠟山が次の2点で吉野の民本主義論と共通の問題関心に立っていたことを確認しておきたい。

第1に蠟山も「現代日本の議会政治の歩みは英国式か独逸式か、必ずしも断定を許さざるものがあるが、大体に於て…その改革の方針は英国のそれを学ぶべきではないかと考える」< 2>という論述にも示されるように、英国の議院内閣制の運用を理想とする立場から、衆議院の優位を安定的に確保し、「下院における『多数』の変動以外に政権の移動が異なった方面から突発的に起こらぬ」< 3>ことを保障する **議会に対する責任内閣制の徹底を求**



めていたことである（内閣自体の評価とは別に、浜口内閣の成立経緯への批判< 4>はこの立場からのもの）。

第 2 にこの点と関連して、蠟山も政党の勢力配置に関しては二大政党制の支持者であったことを一応改めて確認しておきたい。蠟山は選挙制度を論じた論稿のなかで次のように述べている。「政府は民意の反映たる限りに就いて強固安定なるを可とし、大規模の政策綱領の実現に適するよう劣弱内閣を排斥しなければならぬ。この点から見て、二大政党論は少数党連合論よりも合理的である。」< 5>

ただここで蠟山は二大政党制下においては少数党連合より強力な政府の樹立が可能という、自己の政治システム論の文脈から言えば二義的と思える論点によって二大政党制を正当化しているが、これにはおよそ次の 2 つの理由が考えられる。

まず第 1 に、特権的勢力の凋落によって、それに対抗する勢力（選出勢力）の台頭を保障するための論理としての二大政党制論が根拠を失ったことである。第 2 に、二大政党制の構成要素になるべき既成政党に対する期待が著しく低下しつつあったことである（後述）。第 1 の点は吉野と蠟山が直面した歴史的状況の差異が直接反映したものであり、第二の既成政党に対する失望については、それとともに、逆に両者のデモクラシー論の差異が投影していることも無視できない。

それは蠟山の「…問題は今や、博士（吉野をさす…小関）の所謂『政党内閣主義の確立』の手段を如何なるものに求むるかに在る。…今日の我が国の世論と民衆とが議会に求むる所のものは、単に憲政の根本原理の確立に止まらず、其の確立したる原理の上に、よくその政治的機能を果さんことである。」< 6>という吉野批判と相即していた。

だがそうであればこそ、蠟山は二大政党制への支持を温存する一方で、二大政党制の外郭それ自体よりむしろその構成要素の改造の急務を力説したのである。そしてこの二大政党制の一翼を成すものとして蠟山が期待したのが無産政党であった。

もっとも無産政党への期待ということ自身に関しては吉野と共通するものであり、必ずしも蠟山の特異点というわけではない。しかし蠟山の無産政党への期待は、第 1 にその実践的位置づけの大きさにおいて、第 2 にそれをも含めた代議制論との関連において、吉野のそれとは大きく異なるものであった。

第 1 の点は後述するとして第 2 の点に関しては、蠟山が次のような選良論批判を開示していたことが重要である。

代議政治論引いては選良論に於て、現代の議会主義制度を根拠づける有力な見解を見出し得るけれど、それだけでは現在の政治的傾向を如実に説明できないのみならず、稍もすればその倫理的な心理的な主張を以てすれば、反って議会制度の基礎を危殆ならしむる結果を導くことになる。私は政治の本質たる交互作用の説明として指導者論を出発点とする選良論に満足するを得ない< 7>。

執筆年代（1930年 3月）より考えて、明らかにイタリーのファシズム等の危機を視野に入れた選良論批判であるが、その契機はさしあたってここで大きな問題ではない。注目すべきは、門閥や政治的・経済的上層階級ではなく、あくまで代表としての能力や資質および気概を備えた人材の主導力への期待であったとはいえ、やはり一般民衆の政治への直接的関与を一貫して危険視しつづけ、批判することに力点を置いて代議制論を基礎づけていた吉野の選良論< 8>を蠟山が批判していることである。これは当然、無産政党に国民党化への脱皮を要請していく立場からの吉野のデモクラシー論に対する批判と連動するものであった。

論山の無産政党の実践的位置づけの大きさは、この吉野のデモクラシー論に対する限界認識と表裏一体であったが、それも含めて重要な論点は以下の点である。

第 1に日本の既成政党への失望は、次のように英国のブルジョアデモクラシーのレベルにも到達していないと位置づけられる程、格段に大きかったということである。

英国のブルジョア・デモクラシーは、ウィリアムピットの昔からスタンレー・ボルドウィンの今日まで、凡そ百三十年の歴史を有する。エワード・グラットストーンからラムゼー・マグドナルドまでに於てすら五十年の歴史を有する。…しかし乍ら、名は同じブルジョア・デモクラシーでも日本の既成政党には、このデモクラシーの精神が、成長半ばにして失われてしまった。私はこれらのブルジョア・デモクラシーに多くの期待を有していない< 9>。

この既成政党への失望の大きさは、特権的勢力に対抗する既成政党に部分的にせよ期待できた吉野とは対照的な状況に直面した蠟山が、既成政党を否認する以外にデモクラシーの活路は存在しないと見通したことの表明でもあった。蠟山にとって日本の既成政党は「デモクラシーの精神が、成長半ばにして失われてしまった」存在であり、「五十年の歴

史」を経過すれば英国のブルジョア政党なみの成熟が期待できるものではなかったのである。

第 2 に、この既成政党に対する限界認識とは対照的に、1929 年の英国の総選挙を前にして、英国労働党の政権政党化への復帰に大きな期待を寄せ、その期待を拠り所に日本の無産政党の成長に希望をつないだということである。「具体的にどの政党が真に英国労働党のような政党になるか問題であるが、そうしたものの成立し発展し行くことだけは疑いない。従って来るべき英国の政変を機会として、もし労働党の大勝が見られるならば、必ずや我が右翼の無産政党の地盤は更に強固のものとなるであろう」<10>という見通しは、8 名の議席しか有しない日本の無産政党の将来に対するものとしてはあまりに楽観的なものにも見えるが、後述するように、日本の無産政党にクラス・デモクラシーからナショナル・デモクラシーへの脱皮を期待し、その可能性に希望をつなぐ蠟山にとっては必ずしも非現実的なものではなかった。

このように蠟山の英国の政治システムへの傾倒はもはや英国のブルジョア・デモクラシーへの単純な帰依にとどまらず、政権政党の資格と力量を有しながらも日本の無産政党の先導者とも映った英国労働党への期待と共鳴だったのである。

第 3 に、こうした英国労働党を引導とする日本の無産政党への期待は、日本の無産政党が穏健化を遂げて成長する可能性への現実的嘱望を育んだということである。蠟山が1930 年 2 月の第17回総選挙を前にして、それまでの無産政党の行動に見られた大衆アジテーションを「小児の病」と比喩した後、「…此一～二年の間に、小児に特有な心理的な病気である所の、心気昂進やジェラシーやそうして消化不良症が、無産政党の間に次第に快癒して行っているように見受けられる。即ち今日小児病に罹っている無産政党が他日健康な青年に生長しないと誰れが断言しよう。」<11>と観測したのはその証左であった。

この蠟山の無産政党の穏健な成長への期待は具体的には次の要件と方向を求めるものであった。1 つには、左派・中間派・右派の全面的合同が可能であったかどうかは別にして、極力分裂を排して合同を遂げることである。この合同への道筋を阻害している最大の要因は、無産政党が階級政党の性格を脱し切れないことに求められた。したがって「階級的利益の自覚と伸長とを基本とした所の国民的政党に発達する」<12>ことが、その政治的力量の増大をはかる方策として重要視されることになった。

2 つには、では「国民的政党に発達する」ためには何が必要かということについて、蠟山はそれを外交政策と国際問題への開眼であると予見する。なぜなら、「各無産政党の政

策綱領は何れも大同小異」で、「ただその達成の手段、又は党の組織戦術に於ける日常の気分や行動に相違があるばかり」であるにもかかわらず、「今日の無産政党的対立と分裂が一見して尤もらしく聴える」のは、「無産政党的主張や行動が国内問題に限定されているせい」であるかぎり、「無産政党的主張が一步国内問題解決の前提たるべき外交政策や国際問題に触れて、真実に既成政党的それとの相違が国民の前に問題にされるようになると、無産政党的仲間喧嘩など全く雲散霧消してしまう。」<13>ものに他ならなかったからである。

言うなれば蠟山は、外交政策と国際問題認識の一致を共通の足場に、クラス・デモクラシーをナショナル・デモクラシーへと導き、各無産政党的確執を解消し、その政治的力量増大への前提条件であった合同への環境整備を行うことを構想しているわけである。この構想自体は特に目新しい着眼ではないが、ここには満州事変以降の麻生久らの「転向」や日中戦争以降の社会大衆党的「転換」の際に示された問題関心と共通のものがあつて、何より日中戦争以降の蠟山の政治権力抗争への布石となっていることに注意しておかなければならない。

第4に、これらの点とも関連して無産政党的合同による勢力拡大を足がかりにした新たな政治システム構築の総括的目標は、「…我が政界の新興勢力たる無産諸政党的が、今日の如くイデオロギーの分裂と無方針なる闘争にその貴重なる勢力を費やすの愚を罷めて、確乎たる方針の下に、その分散せる勢力を統制し、集中するならば、必ずやこの議会制度の改革は、…或は十年若しくは十五年にして為し遂げられるであろう。」<14>という予測にも示されているように、議会の改造にあつたことを再確認しておく必要がある。

つまり既成政党的の政界支配に対しては吉野以上に失望を深めながらも、吉野が無産政党的に依拠した当初の政界刷新構想に限界を感じつつあつた1929～30年代前半に、蠟山が新たな政治システムの構築に向けて踏み出した根拠はまさに無産政党的の実践的意味づけの大きさにあつた。そしてそれは当然無産政党的の勢力拡大への展望に裏づけられていた。それでは当初蠟山は、既成政党的の圧倒的な優位に直面しながら、どのような手段によって無産政党的の勢力拡大を展望したのであつたらうか。そしてそれはどのような帰結を迎え、二大政党的制論に影響を与えるのであつたらうか。

この点を明らかにするためには、蠟山の二大政党的制構想とナショナル・デモクラシー論、統制経済論、職能代表制論、日中戦争論などの関係を検討することが必要である。

## 2. 社会政策統合の挫折と吉野構想からの離反

第1回普通選挙で8名の議席しか獲得していない無産政당을政界革新を行いうる勢力規模にまで増進させるには尋常の手段ではおぼつかないことは言うまでもない。そこで蠟山が提起したのが、「技術の提供者たる知識階級」の支持の開拓である。では「技術の提供者たる知識階級」とは、はたしてどういった階層か。蠟山の説明によれば、それは「産業革命が或る段階に於て技術的革命という所まで進んで」、「技術自体が労働と結合して産業上、社会上独立を保ち得る」条件が整った時、「独立の地歩を占めて来る」ような「技術の当業者」に他ならなかった。蠟山はこれを従来言われた中産階級とは明確に区別して、「資本主義が生んだ新たな中産階級」であり、「今後の機械文明の世の中で欠くを得ない技術の提供者たる知識階級」と位置づけた。

ところが、これら階級はいまだ「指導的地位を保ち得ない」状況に置かれている。なぜなら「今日技術はその技術的意義に於て独立性を保持しつつあるに拘わらず、政治的にはまだ積極的地位を保って居らぬ」からである。

蠟山はこれら階級がこうした低迷から脱するためには、「資本の所有者に代って労働の提供者が政治的地歩を確立し」、「政治的指導力を有つ」ことが重要であることを強調する。それは「労働者階級が政治的に結合し、政治的動力を有った政党として政治の舞台に現われて来る」以外にはありえなかった。こうした勢力に支えられて「勤労と技術が結合する時有力なる政治勢力になり得る」という状況が開けた時、無産政党自身もさらに勢力を飛躍的に拡大しようというのが蠟山の展望であった<15>。

従来の知識階級とは別の、これら「新中間階級」への着目と期待は、既に触れたように、産業革命以降の資本主義の第2期的な変化（技術革命）が生み出した新たな階層分離を積極的に活用しようとするものであった。そしてその技術者には、「何等資本を有たずして産業の経営に参加するその集団というものが独立的な地歩を徐々に占めつつある」<16>という蠟山の現状認識が示すように、単に産業技術者だけでなく、いわば経営技術者といった層をも含んでいたかぎり、資本と経営の分離を推奨した後の昭和研究会の統制経済論とも気脈を通じるものであった。

それとともに注意を要することは、この構想は単にこれら「技術者」の支持を単純加算して劣弱な無産政黨的補強を目論んだものではなく、そこには「資本の所有者に代って労働の指導者が政治的地歩を確立」すること、すなわちそれに先立つある程度の無産勢力の

勢力拡大が前提とされていたことである。つまり無産勢力がある程度の自足的勢力伸長を足場にした支援を与えてのみ、逆にこれら「技術者」の支持を享受することが可能になり、結果的に自らの勢力を幾倍加しうるというのが蠟山の見通しだったのである。

そしてこの無産政党の自足的勢力拡大を下支えするために必要だったのが、社会立法と社会改良主義であった。この展望の下に蠟山が注目した社会立法が小作法と労働組合法であった。普選後最初の議会におけるこの2法案通過への期待を蠟山は次のように述べている。

制限議会当時より幾度か問題になったこの二立法の運命は、まづ普選第一次の議会において決定されねばならぬ。この二法が我第一次産業組織に発生し来れる変化に順応すべき社会立法であることについては、すでに議論は盡きている。またその立法的準備も十分なされているといわねばならぬ。要するに、この二立法の意義を認識し得ることが、国民の要望を充たすべき政党たる要件であり、その政党の勝利を得ることが劃歴史的な意義を有するわけである<17>。

重要なことは、この論述は第1回普選（1928年2月10日）の直前のものであるということである。もちろん議会内少数派とはいえ政友会与党の下での選挙であり、民政党の勝利の見通しについては楽観的ではありえなかったと思われるが、少なくとも政友会の多数掌握が（僅差とはいえ）事実となった選挙後であったならば、この要望を提唱すること自体無意味なことに思われたに違いない。

もっとも、前述したように既成政党全般に深い不信を抱いていた蠟山は民政党を（政友会は言うに及ばず）一貫して全体的には高く評価していたわけではなかった。例えば、浜口民政党内閣が議会を解散した動機を蠟山は「…民政党内閣が少数党政府なるがゆえにその政策の遂行が期待できないから、政局を安定するためである。つまり民政党をして絶対多数をとらしてくれ、と言うのだ。」と非難し、普選第2回選挙（第17回総選挙、1930年2月20日）に与党として大勝したことの意義をさえ「金融資本の絶大な勢援（ママ）を得」た「民政党内閣の絶対的勝利による中央集権化の徹底化」<18>と総括したことはその証左である。もっともここには「社会民衆党の不振は、民政党に押し寄せた大きい波によって打ち消されたのである。」<19>というように反政友会の気運が無産政党の進出につながらないことへの失望と慷慨が作用していたとはいえ、それらも含めて「この大政党によって示される

政治的水準は極めて低い」<20>というのが蠟山の民政党に対する一貫した総体的低評価であった。

ところが蠟山はこれ以前に、田中政友会内閣が突然瓦解して後続く浜口民政党内閣が金解禁と並んでこの 2 法案に積極的に取り組む姿勢を示した限りで、「普選第一期議会の勝者は民政党」<21>と賛辞を送っていた。もちろんこの評価は民政党に対する総体的低評価を打ち消すものではなく、民政党が直後の第17回総選挙で勝利を収めることを明白に予想した上で、その「勝因」を金解禁と並ぶ 2 法案への取り組み姿勢にあえて帰してみせることによって、自らの 2 法案への期待を誇示してみせたというのが真相であろう。この 2 法案への積極姿勢の有無を「国民の要望を充たすべき政党たる」<22>か否かの試金石として、選挙の勝敗を左右する程の重要性をもつものとまであえて位置づけてみせるという戦略をとったところに、この 2 法案への蠟山の期待の大きさが示されていると言える。

そうであればこそ、この法案が浜口民政党内閣の下で最終的に未成立に終わった時、蠟山は既成政党に対する失望を格段に深めることになったのである。なぜなら、これによってリベラル（相対的に）な既成政党の社会政策を無産政党との結合条件として活用し、両者の協調を模索することをほぼ完全に断念せざるをえなくなったからである。ここにおいて民政党と社会民主主義勢力（←社民党）の協調に期待する吉野のソーシャル・コーポラティズム構想からの蠟山の離反は明確に決定づけられたと言ってよいであろう。

ところが1931年10月の総選挙における英国労働党の惨敗は、蠟山の失望をより複雑な困惑へと導いた。と言うのは、この結果を蠟山は「単純に保守党の大勝とのみ断じ得ない」とし、むしろ「国民労働党及び国民自由党、つまり協力内閣の支持者が殆ど総て当選している」<23>ことから協力内閣の勝利と判断したが、そこからいかなる観測を引き出すかということがその後の国内戦略の大きな岐路となるものであったからである。

この選挙結果を、協力内閣を構成する国民労働党（労働党の分派）が勢力を温存したことを重視して、反対党である労働党に対する協力内閣の勝利と順当に見なせば、以後労働党を勝利に近づけるためには既成政党との協調を無視できないということになる。反対に労働党の惨敗は、労働党の一部が分立して協力内閣に参入したことが旧来の支持層の離反を招いたためであるから見なせば、旧来の独自路線を維持するか、もしくはより独自色の強い急進的な路線を採用することによって支持の回復をはかることが急務となる。

こうした岐路に立って蠟山がとった選択は、基本的には後者の観測を尊重しつつも、前者の観測から引き出される教訓をも国内における今後の対既成政党戦略として重視すると

いうものであった。

まず蠟山は、労働党の不振を単純に労働党への支持の低下が正確に反映したものと見なさない。なぜなら「議席数の多寡は、選挙制度が小選挙区単記制の結果によるのであって、必ずしも得票数に比例していない。」<24>からである。この洞察は、従来無産政党の勢力拡大に資する制度として支持していた小選挙区制への見限りをより本格化することになったであろう<25>。

もちろん、労働党惨敗の真因を小選挙区制の悪影響だけですませられないことを蠟山は十分承知していた。そこで蠟山が重視した要因が、次のような経済国民主義の台頭であった。蠟山は言う。「資本主義の先進国たる英国における、今回の総選挙における労働党の敗北は、最近の世界的傾向たる経済国民主義に対抗しつつ進み来たれる政治的勢力の退潮を意味する。…私はこの経済的国民主義が先進帝国主義国家及び植民的新興国民主義国家のあらゆる段階における国家に通ずる大勢であることを認める」<26>。

ただし蠟山は、このように世界的レベルで台頭し、労働党を敗北に追いやった（原因とまで見なした）経済的国民主義の抗しがたい圧力を認めながらも、「…今日反動的に勝利を得た経済的国民主義は、今日の世界的経済不況の打開策とならないばかりでなく、そのまま進めば反って世界のキャタストロフへの原因を重ねることに至るべきは昭固として明らかである。」<27>というようにそれを肯定的に受容できるものとは見通していなかった。

こうした厳格な見通しの上に立って経済的国民主義への順応を排した蠟山は、「英国労働党の更生の方途が、従来よりも社会主義的信条に忠実に、しかも世界政治経済の真相に徹した認識の上に立てられるべきこと」<28>をむしろ要請した。

クラス・デモクラシーを排した蠟山にとってももちろんこうした戦略転換は、ただちに日本の無産政党に強要しうるものではなかったが、少なくとも経済的国民主義を超えるより普遍的な理念の探求に向けた自己革新（後述）のきっかけとなりうる点を評価して、蠟山は「今回の総選挙はひとり英国労働党にとってのみならず、世界の労働運動にとって反って幸福をもたらすであろう」<29>という総括をあえて行った。

この他に蠟山が英国の総選挙の結果から引き出した今 1つ重要な教訓は、協力内閣の多数形成力への警戒を新たにすることであった。蠟山が周知の安達謙蔵の協力内閣運動を

「果たして今回の協力内閣の提唱が、その機運の熟したる結果なりや、又近き将来に於てその可能性あるや否や、甚だ疑わしい、と思われる。」<30>として斥けたのは、その表面的理由づけはともかく、この警戒心に左右されてのことであった。



ここで留意すべきは、まさにこのゆえに蠟山の二大政党制論がより困難な二大勢力区分論へと転換を強いられるに至ったことである。少し後になるが蠟山が庶政一新の要件を「一方に於いて既成二大政党が離合集散して一政党と化し、他方社会大衆党が国民的政党に拡大すると云う条件が成熟して来ること」<sup><31></sup>と明言していることはその現れである。つまり合体した政・民両党と社民勢力をそれぞれ両翼とする二大政党の勢力配置の定着を重視しているわけである<sup><</sup>。既成政党との提携を排して、無産政党単独での勢力拡大という隘路を選択しながらも二大政党制を尊重しつづける蠟山にとって、これはいわば不可避の勢力配置構想ではあった<sup>></sup>。

だがこの構想を前提にする限り、当然社民勢力は政・民合体勢力に単独で立ち向かわなければならなくなる。この構想は第19回総選挙（1936年 2月20日）で社会大衆党が18名への議席増大を果たしたことに燭光を見出して以後のものとはいえ、合体した既成勢力の強大な多数形成力に警戒を新たにした蠟山にとって楽観を許さない選択であったはずである。英国労働党の敗北を深刻に受けとめたことによって蠟山は、二大政党制の枠組みに固執すればするほど、政・民合体勢力の強大な圧力への戦慄を社民勢力の勢力育成のみによってはね返すという困難を背負いつづけねばならなくなったのである。

まして合同無産政党（社会大衆党）が成立する以前において協力内閣運動は、無産政党が到底太刀打ちできない強大な既成勢力の合同の成立に他ならなかった。第 2次若槻内閣の崩壊によって協力内閣運動の現実の脅威は当面去ることになった。だが、その直後に蠟山が直面しなければならなかったものが、憲政の発達を阻害する勢力として吉野と同様最も忌避していた政友会の政権復帰と、政友会内閣の下での第18回総選挙（1932年 2月20）においての与党の利を生かした政友会の圧勝であったことは、別の面での蠟山の危機感を助長した。

この犬養政友会内閣の成立と政友会の多数掌握は、先述した浜口内閣下での労働組合法の未成立とともに、蠟山がより熾烈な既成政党批判を深めていく具体的契機となった。例えば斎藤実内閣批判の論述のなかのものではあるが、「政党政治の基礎たる選挙民団体なるものが、利権や買収によって成立している不正な地方的な政治的勢力によって操縦されている烏合の集団であるかぎり、それは真に国民的な組織とは言えず、「若し彼等政党政治家が我国の政党政治は確立していたものと考え込んでいたとすればそれは大きい錯覚である。」<sup><33></sup>というような地方利益誘導の横行と「政党政治」との連鎖にまで踏み込んだ蠟山の政党政治批判は、犬養内閣下での政友会の所行が斎藤内閣下においても継続して

蔓延していることを摘発したものに他ならなかった。利益誘導の乱用という観点から見れば、蠟山にとって犬養内閣は斎藤内閣と等価であり、政権形態から見れば斎藤内閣は協力内閣運動の現実化とさえ言える脅威の対象であった。

ここにおいて無産勢力の孤塁を守りながら既成勢力に対抗しうる勢力にまで育成するという課題は、いかに困難であろうとも蠟山にとって不可逆のものとなったのである。以後の蠟山の言動の大部分はこの課題に収斂するものであった。

### 3. 「政党政治」崩壊の影響と社会大衆党への期待

無産政党の勢力拡大にはその統一が最低限の条件となることを認識していた蠟山が社会大衆党の成立（1932年 7月24日）を次のようにほぼ無条件に歓迎したのは、それがこの最低限の条件を克服したことによって無産勢力拡大の地歩となりうることを予期したがために他ならなかった。

…最近の社会民衆党と労農大衆党との合同によって成立した社会大衆党は、我が無産政党が私の年来の宿論である常道に立還り始めた第一歩であると見られまいか。…如何なる必要にせよ、その教うるところ、その迫るところ、結局無産政党として共産主義に拠らざる限り、社会民主主義の軌道に立って行くの外はない、との自覚にその指導者や党員が到達したことが甚だ有意義なのである。…今日の日本にこの本格的な道を歩む無産政党が存在すると云うだけで大きな将来を約束しているのである<34>。

この社会大衆党によって二大政党の一翼を構成することは、単に二大政党制の勢力区画の変更というだけに止まるものではなかった。社会大衆党を二大政党制の一翼の中心勢力として定着させるためには、浮動票だけではない固定的な支持層の確保、すなわち有権者層の二層化を推進することが必要であった（これは社会大衆党を階級政党に純化しようとしたということではない。蠟山が中間層をも社会大衆党支持勢力に吸収しようとしていたことは後述。）。

そうであるかぎり、この社会大衆党を既成勢力に拮抗しうる勢力にまで仕立て上げるかということは、非常な難題であった。しかもこの課題は、先に述べたように新たな困難に逢着することになった。斎藤実挙国一致内閣の成立に象徴される新官僚勢力の政治的台頭

がこれである。これは 2つの理由で社会大衆党を二大政党の一翼に据えるという構想を困難に追い込むことになった。第 1には社会大衆党をこれまでのように既成政党勢力だけでなく、既成政党と新官僚の合体勢力に対置しなければならなくなったことである。第 2には、それを行うに際して、社会大衆党が部分的に新官僚の影響力の下に勢力を拡大したという状況をいかに克服し、主導力を回復しうるかという問題である。これは社会大衆党がいかに固定的な支持票を確保し続け得るかという問題でもあった。第 2の課題が第 1の新たな二大政党制の成否を左右する鍵であった。

社会大衆党は党の公的見解としては斎藤内閣や続く岡田内閣に協賛したわけではなかったが、新官僚勢力の政治的台頭が結果的にせよ、社会大衆党の勢力拡大に資する面があったのは、次の 2つの局面において確認できる。

第 1には、新官僚勢力が主力となって推進した選挙粛正運動が選挙活動に統制を加えたことによって既成政党の党勢を部分的に削ぐことになり、その空隙に社会大衆党が参入することを可能にしたことである。また特定の巨大化した政党が単独で内閣を編成（→「憲政の常道」）することが「議会の政治的掣肘力が行政権執行に立ち入りすぎる」<sup><35></sup>として反発を強めつつあった新官僚は、行政への支配力を行使する巨大政党の成長に歯止めをかけ、「議会主義」の名分を維持しながら政党の政治力を総体的に減殺しうる三党鼎立（→小党分立）状態を創出するために、意識的に一定限度の社会大衆党の勢力拡大を奨励した。

第 2には、斎藤実内閣の下での官吏分限令の改正によって身分保障を強化され、政党の圧力に対して立場を強めた官僚勢力が、時局匡救資金分配をめぐる既成政党の収票の鍵であった地方利益誘導政策を切り崩し、選出勢力に対する行政の優位化を印象づけたことによって、統制経済の必要性を掲げて既成政党を攻撃した社会大衆党の進出に有利な環境が現出したことである。1935年の府県会選挙、1936、37年の第19回、20回総選挙における周知の社会大衆党の進出にはこうした状況変化が大きく作用していた。

こうした力関係の変化と社会大衆党の勢力拡大との関係こそは、社会大衆党を新たな政治システムの中軸に据えるという見通しを大きく左右する問題でもあったと思われるので、以下具体的な事例に則して少し詳しく検討しておきたい。

ここでは当該時期の京都府を事例分析の対象地域として取り上げる。京都府は1935年の府県会選挙、1936、37年の第19回、20回総選挙における社会大衆党の進出という全国的趨勢にはほぼ典型的に当てはまり、事例としては妥当な地域である。

上に述べた関係の考察に踏み込む前に、斎藤内閣下の官吏分限令の改正による身分保障の強化を転機にして、行政の側が政党に対して優位に立った対応を展開したという有泉貞夫氏が山梨県を事例に検証されたのと同様の事例が<36>、京都においても時局匡救資金の分配過程をめぐってみられたことを確認しておきたい。行政の側の立場が強まったことに関しては、官吏分限令の改正の外に、時局供給資金が日銀引受公債を財源としていたために、政党が納税代表としての従来の立場を押し出しにくくなったという事情も作用していた。

ただ京都府の事例が有泉氏が検証された山梨県の事例と若干様相が異なるのは、斎藤宗宣知事（斎藤実内閣成立直後の1932年 6月28日、大阪府知事から京都府知事に転任）の施政は、『京都府会史』が指摘するように<37>、政党に対して強圧的になったというより、むしろ強化された立場を拠点に政民両党から超然化・等距離化し、「中立的」な立場を前面に押し出したことにあった。その結果、かえって政党は府の理事者に対して攻撃的なスタンスが取りにくいという事態がより顕著になった。この点を、1932年 9月の京都府臨時府会における時局匡救資金分配をめぐる政党の要求に対する府の行政サイドの対応に着目することによって確認しておきたい。

斎藤内閣は周知のように救農土木事業を主体とした時局匡救を緊急の政策課題に打ち出したが、佐藤宗宣知事着任後、1932年 9月に開催された京都府臨時府会においても、主として府下の救農のための①社会事業、②失業救済の土木事業、③産業振興のための勸業、…など広範な課題を含む事業費が計上された。その総事業費146 万円（一般会計の総事業費は152 万であるが、予算面の数字は財源の関係上146 万円）のうち約115 万円は国庫からの補助金に依存していた<38>。この予算が大局から見て「政府の配付金を取次ぐだけのものでしかないという性質のものであった」<39>と評価される所以であるが、この点に関して斎藤知事は、この予算に盛られた時局匡救資金の意義を次のように明示し各議員の要求を事前に牽制した。

…時局匡救の対策は府民の現在及将来の直接の負担を無視してはならない。唯府民が自力を以て経済的に更生を図ろうとする出発の機縁を与うるに必要な事業を最小限度の負担に於て施行するの他はございませぬ。次に事業の種類乃至範囲に付きましては、土木事業に致しましても、勸業に致しましても社会事業に致しましても、何れも 府下全般に亘って普遍的に産業の振興を助成し、地方の資本を涵養するに適切有効なるもので

なければなりません。此点は国に於て既に十分考慮して居るのでありますが、府も又之に準拠すべきものと考えまして、事業の地方的分配と共に十分考慮を払うことと致しました。」(太字小関)〈40〉。

また府の藤原長和内務部長は、「…今回の如き時局救済に対して、斯の如く町村の末に至るまで4分の3の補助金を国から出して、其金額は低利資金を貸付ける、町村に負担せしむる部分に付ても起債を認めて、其利子まで補給するということは我国の自治制度あって以来、全く空前のことです」〈41〉と今回の多額な時局匡救資金の下付自体が画期的なことを強調して、政党議員の自らの地盤への資金配布要求に対して釘をさした。

しかも注目すべきは、救農という斎藤内閣の方針をうけて本予算が郡部救済のために優先的に配布されたことであった。斎藤知事の本予算案提出理由説明の中にも市部の中小商工業者救済については僅かに「中小商工業に対する匡救対策といたしまして、政府の指示に従い府は特定の金融機関の中小商工業者に対する融資に依り受けたる損失を補償すること」〈42〉する、とあるにすぎない。これについては当然市部選出議員の間から郡部偏重であるとの不満が噴出した。例えば中小商工業者の多い市内上京区選出の民政党の横田大助府議は、「提案された時局匡救予算は不当である。郡部のみを偏重して市部に対しては何等の施設がない。(中略)市部の商工業救済や西陣織物振興等のカンフル注射を行わねばならぬ」と理事者の側につめよった。

しかし、こういった要求に対する理事者側の姿勢は強固であり、府の藤岡内務部長の「今回の予算は主として農山漁村の労力あり余って仕事のない方面に仕事を与えて自力更正の途を開かしたため、都市の商工業者や、郡部でも地主や自作農のための事業ではない」〈43〉という横田議員への答弁にみられるように、あくまで斎藤内閣の時局匡救資金配布方針を明示して政党の側に対抗しようとする立場は一貫していた。結局、右のような市部選出議員に共通してみられた不満で府の理事者を軟化させることはできなかった。

さらに、下京区選出の民政党府議大西太郎兵衛の横田議員と同様の要求に対する斎藤知事の「今回の予算が郡部に重いといわれるが(中略)これによって郡部の負担力が増加すれば間接に市のためにもなると思う。中小商工業者にとっても同様に農山漁村がよくなれば自然に商工業もよくなると思う」〈44〉という答弁に示されるように、農山漁村の負担軽減が都市の商工業の商品に対する購買力を拡大するという大局的見通し(?)を盾に郡部への予算の重点的分配を正当化し市部選出議員の要求に応酬する府の理事者の姿勢は、政

党の側の追求をさらに困難にした。

この斎藤内閣の時局匡救事業が市内各方面からもかなりの期待をもって迎えられつつあったことは、臨時府会の傍聴席が「社会事業関係の傍聴者で満員」<45>であったことから理解できる。右の市部選出議員の要求はそういった支持基盤の期待を担って提示されたものであった。にもかかわらず、右のような理事者側の応酬によってその要求は阻止され、9月26日、時局匡救予算案は、政党の側が理事者側の原案を容認せざるを得ないままに可決された<46>。右の論法で市部選出議員の要求が府の理事者に拒否される状況は、臨時府会の2ヶ月後に開催された1932年度京都府通常府会においても同様に再現された<47>。政党は、もはや以前とは異なって納税代表として理事者に要求をつきつけるだけの力を喪失しつつあった。

またここには、斎藤内閣以降地方官の立場が強化されたという事情に加えて、京都府議会内部においては地方官が強化された立場を拠点に内閣の時局匡救予算編成方針を明示して政党の要求を超然的に拒否するという対応形態をとったことが政党の追求をさらに困難化したという事実が存在したことを確認しておきたい。重要なことは、時局匡救資金配布をめぐる政党と理事者の応酬は、京都府議会内部においても両者の力関係の変化を象徴的に示すことになったということである。

この政党と理事者の対抗がもたらした変化の中で注意しておかなければならない点1つの点は、この匡救資金獲得をめぐる対立は市郡間のそれとして展開されたために市部選出議員間での対立は解消した観があったことであり、むしろ市部選出の各議員は郡部偏重予算への対抗というマイナス要因を媒介に一致結束をはからなければならなかったことである<48>。にもかかわらず理事者の方針を転換せしむることができなかったことによって、市部において政党の存在価値の低下を印象づける契機になったということである。

こうした行政サイドと政党の力関係の変化は、京都の場合、1934～36年の災害復旧援助金獲得運動推進の過程で広汎な市民により明確に印象づけられることになった。これは市民の政党に対する意識に変化を与え、社会大衆党の勢力拡大に影響を及ぼした重要な論点でもあるので、以下少し細部に立ち入った叙述となるが、本論に関連する点にしぼってその過程を跡づけてみたい。

1934年9月21日朝、近畿地方を襲った台風（室戸台風）は京都府下一円に莫大な被害をもたらした（仮に第1次災害とよぶ）。被害状況は死者223人（市内の淳和・西陣・八幡・朱雀第七の各小学校が倒壊した際の学童の死者百数十人を含む）、負傷者1631人、倒壊・

流失・浸水家屋13989 棟、道路の決壊約600 ヶ所、橋梁の流失・破損約600 ヶ所。特に注目しなければならないことは市内の中小商工業者が被った打撃であって、ことに市内の機業・染色をはじめとする約700 の工場は「壊滅に近い損害を受け」たことである（後述）〈49〉。

災害後の府および市の対応は府が23日ただちに緊急参事会を開催し、一方市でも25日緊急市会を開催し応急処置を講ずるなど迅速であったが、市営造物だけでも約2000万円（民営工場などを含めれば約5000万円）の被害総額にも見積もられる〈50〉復旧事業を府市独自の財源だけで行える余地はなく、結局、25日の緊急市会においては復旧事業に国費支弁を要求する旨の意見書が可決され、内閣総理・内務・大蔵・文部・農林・商工の各大臣と京都府知事宛に発送された〈51〉。以後この方針に基づいて陳情・上京運動を主体にした猛烈な国庫補助獲得運動が展開される。例えば、9月26日には入洛した後藤文夫内相に大森市長は、「行詰っている市の財政としては到底復興することはできないから政府の助力を切望する」旨の陳情書を提出し〈52〉、10月1日には入洛した町田忠治商相に自力更生はもはや不可能ゆえ援助を求める旨を陳情している〈53〉。また、詳細は略すが、大森吉五郎市長と市会復興対策委員会は10月中に2回、11月中にも市長・連絡委員1回、伊賀助役2回とそれぞれ内務・大蔵・文部・商工省など各省への東上陳情活動を行っている。だが、大蔵省の低資融通に対する姿勢は市側の予想に反して強硬で、最終的に学校関係建造物に対する国庫補助を獲得するまでに11月中に2回の絶望的な悲報がもたらされるなど、その度毎に市当局は一喜一憂をくり返さなければならなかった〈54〉。

この大蔵省からの災害復旧国庫補助獲得運動の意義として重要なことは次のことであった。すなわち、斎藤内閣成立以降明確になりつつあった政党に対する官僚の優位をその過程において誇示したということ、これである。

中央との間に有力なパイプを喪失しつつあった政党は、大蔵省に対する圧力が必要な復旧資金獲得運動の主体となりえず、それゆえ市当局の側は府の主導と内務省の圧力に依存する形で運動を推進せざるを得なかった。この内務省の圧力の効力は特に大きく、10月中に小学校の復旧復興事業に対する低利資金および国庫補助要求をめぐる市側の要求の妥当性を承認して以来〈55〉、内務省が市の側に同情的であったことは、運動を市側に決定的に有利に導いた。例えば、11月13日、大蔵省が京都市に対して職業紹介所に対する援助以外すべて削除の減額査定を下したことによって京都市は「復興予算の編成さえも覚束なき事態に立ち至り呆然自失の態である」といったような苦境に追い込まれたにもかかわらず、

内務省が大蔵省の減額査定に不満を示し対策を協議したことが<56>、以後再査定をめざす京都市当局の運動を可能にしたことにもそれは示されている。

また、政党の影響力が低下したのであってみれば、市当局が府の理事者側の援助に期待することも運動の推移を有利に展開するためには不可避であった。府の援助に依存する姿勢は運動の開始直後から一貫して存在したが、特に11月13日大蔵省の減額査定の記事がもたらされて以後、府の援助は市の要求の命運を左右するものとして一層重要性を増した<57>。さらに12月17日、紆余曲折を経て学校復旧低利資金の京都府割当額が合計 782万 5千円と内定（1934年度分 495万 5千円、1935年度分 313万円。合計が合わないが、そのまま記しておく）して後、市当局が市郡間の割当を市側に有利に導くべく府への働きかけを行った結果、12月22日、最終的に府の側の裁量によって割当額が市部約 690万円、郡部約90万円と圧倒的に市側に有利に正式決定され、それによって復旧の範囲を多少拡大し、復旧学校数をも多少増加することが可能になったことは、市当局に「頗る満足」を与え<58>、府の理事者への依存の有効性を市民に印象づけることにもなった。

これに対して今回の陳情活動において政党は著しく無力であり、右のような内務省・府の主導の下に党派色を払拭して従属的に参画する以外見るべき活動をなしえていない。このことは、斎藤内閣以降政党の行政サイドに対する圧力が低下したという一般的状況を反映している。しかもこの傾向は、到底詳述する紙幅の余裕はないが、翌1935年 6月28日～30日に近畿地方を襲った梅雨の豪雨が大被害をもたらした（仮に第 2次災害とよぶ）、それに対する復旧財源獲得運動の過程で、大蔵省が前回以上に強硬であったために、内務省・府への従属化が前回以上に進展し、さらに軍部・貴族院・西園寺・近衛等への陳情がなされたことによって一層顕著になった<59>。

それでは、このような政党と官僚の力関係の変容は当時の市民の意識にどのような変化を与えたのであろうか。

この点に関してまず最初に、政党の無力化に対する市民の認識が深化したということを確認しておきたい。例えば、陳情運動の過程で市当局が政党本部にも助力を仰ごうとしたことに対して、『京都日出新聞』に寄せられた次の一市民の反応は、その傾向を典型的に示すものであろう。

当局は政党の協力に期待しているそうであるが、これは期待する方が無理である。政党内閣時代でも一地方の要求を容れさせるのは中々困難であるのに、政治の中心力から



除外されている今の政治(党カ?)にそんな力のあろうはずがない<60>。

このような政党の無力化に対する認識が、今回の国庫補助金獲得運動の展開を舞台として深化したことは、次の市民の投書からも推知できる。

復興資金調達の半年の経過は政党屋が如何に政治的に無責任であるかを雄弁に物語った。政党排撃の勢いが治まり、政党復興の兆がないでもないが、単に国政ばかりではなく、地方政治においても、果して政党が復興して政治の中心力となることを歓迎していかは、もっと慎重に考慮すべきであろう<61>。

この投書は第 1次災害復興の低利資金引き出しに成功した直後のものであるが、これほど極端ではないにせよ復興資金調達の経緯が市民の政党に対する信頼をかなり低下せしめたことは疑いがないであろう。そして、このような政党の無力化に対する認識の浸透が行政サイドへの期待を喚起することになる。この点について、京都市内の中小商工業者の意識変化に注目してみよう。

今回の 2度にわたる災害の特徴は、市内の中小商工業者への被害が甚大であったことであつた。例えば、第 1次災害では「市内各工場の四割までは全壊、半壊」し(『京都日出新聞』1934・9・26)、特に染物業が被った被害は深刻で被害工場総数 715、その被害見積もり総額約 278万円、その内自力で復興できない工場または困難な工場が 135に上つた(『大阪朝日新聞<京都版>』1934・9・30)。まさに「染色工場の姿態惨禍に影を没し経済機能全滅すること多く今や自力更生の途求むるに策なく再起不能の現状を呈し」(大森京都市長の町田商相宛陳情書)という惨状であつた<62>。第 2次災害も第 1次災害と同様、市内中小商工業者に深刻な打撃を与えた。京都商工会議所の被害状況説明によると商店の浸水 14000(全商店数の30%)工業関係の浸水2500(全体の20%)と報告されている<63>。

それゆえ、以前から市内中小商工業者の営業難打開を重視していた京都商工会議所をはじめ商工連合会・小売商連盟は今回の国庫補助獲得運動に府・市に協調する形で熱心な取り組みをみせたが、ここで重要なことは、この時期以降中小商工業者の営業難打開への意向の中には、自力更生がもはや不可能であることの痛覚と、それゆえに政府当局の物理的な統制力に依拠して救済を求める意向が顕著になっていくことである。例えば、第 1次災

害の被害に対する復旧資金獲得が一段落をみた1935年 3月25日、京都商工会議所主催の下に鈴木経済部長以下府の代表者と城山京都小売商連盟幹事長以下28名の業界代表者を集めて小売商振興に関する座談会が開催され、そこにおいて小売業者から窮乏の実情と振興に対する希望が聴取された結果、その「総括的な意見」が、「小売商の現状は窮乏のドン底にあって自力更生に一步を踏み出す力もないから、先づ国法をもって百貨店制限取締法や、不況に反して増加の傾向にある小売商に対して認可制度を設け、これらの国家的な力の庇護によって業者を自力更生のできる地点まで引上げ」ることへの要望であったことは<64>、その傾向を示している。従来から中小商工業者の意識の中には、金融恐慌・金解禁以来の政党内閣の失政に自らの営業難の原因を帰する傾向が存在したが、こういった「国家的な力の庇護」への期待が顕著になるのは、中小商工業者の更生にとって決定的に重要な意味を持った災害復興援助金獲得運動に政党が行政サイドの主導の下に従属的にしか介在できなかった現状が自覚されたことが直接の引き金になっている。

また政党の無力化に対する認識が、政党の議会内での動向に対する批判を従来以上に尖鋭化したことも看過してはならない。従来から存在した議会内における政党の党利党略、綱紀低下に対する批判がこの時期政党の命運を左右する重大問題に発展する根拠がここにあった。しかも、この場合も注意を要することは、政党に対する糾弾は理事者を擁護する姿勢に転化する傾向を持っていたということである。

だが行政の側がそうした市民の意向を直接吸収する回路を持たないかぎり、その意向は、「政治的中立性」を標榜することによって結果的に行政に肩入れする政治的体質を備えた政治勢力支援と、行政権力を国民の生活負担軽減を保障する手段として活用しようとする政治勢力支持へと転化することになった。この過程についての詳細は旧稿で述べたので繰り返さないが<65>、前者は1935年の府会選挙における国家主義団体明倫会の台頭として、後者は1936、37年の総選挙における社会大衆党の躍進となって現れたわけである。

要するに社会大衆党は旧来の既成政党に失望して離反した票と浮動票のかなりの部分を吸収して勢力拡大を遂げたわけであるが、それは社会大衆党が自ら開拓した支持票ではなく、上に見たように官僚勢力と政党の力関係の変化が有利に作用した結果、社大党支持に流入した「支持票」であったかぎり、ややもすれば再び既成政党支持へと還流し、また浮動票として浮遊しかねない不安定さを伴っていた。そうであるかぎり、この社会大衆党への不安定な「支持」を恒常的な支持として安定的に確保したうえで、さらに支持基盤の拡大をはかることは、極めて困難な課題であった。

しかも蠟山の二大政党制構想にとっての深刻な脅威は、このように安定的な支持基盤を構築できない社会大衆党の現勢力をデ・ファクトな前提に、民政党・新官僚・陸軍統制派勢力との間で連合政権の形成をめざす構想が有力化したことであった。二大政党制構想を脅かすそうした連合政権を理論的に整備したのが他ならぬ美濃部達吉である。

この美濃部の連合政権論は、冒頭に述べた福沢の官民調和論の問題を引きづる重要な論点をも孕むので、以下に少し検討しておきたい。

美濃部はまず連合政権論を正当化するために次のように「憲政の常道論」を否定した。

政党内閣が適当であるのは、社会情勢が一般に平静を保ち、随って国の政治が通常の軌道を歩む場合であることを前提とする。社会の転換期に際し、社会組織および政治組織に根本的な大改革を必要とする時代においては、政党内閣は余りに無力であって、時勢の要求に適するものとは思われない。…こういう時代に際しては、これまでのような政党内閣を以ては、その目的を達することは困難であり、それには強力な挙国一致の内閣を必要とする。…もし政党にしてこの認識を欠き、これまでのように、ひたすらに政権の争奪を事とするならば、勢の赴くところ、或は憲法政治の破壊にまで導くおそれがないとはいわれない。政党が自ら政権の衝に当たるの欲望を去り、国政の監督者であり批判者であることを以て満足し、適当な人材内閣に対してはこれを支援し援助する立場に立つこそ、もっとも能く憲法を擁護する所以であろう<66>。

これはかつて議会の多数党が政権を構成すべきであるとして、原政友会内閣を理論的に擁護した美濃部の旧来の立場と照らし合わせれば、明らかな変容であったかに見える。ここに至って美濃部のスタンスは、「我国体の上から政党内閣を容ることは出来ず、随って政党と云うものも、仮に成立っても、それは議会にのみ止まるので、議会より一步を出て、内閣まで政党で占領することは許さぬと思うのである」というようにきわめて単純に帝国憲法（「我国体」）と政党政治の間隙を衝くことによって政党政治の排斥をめざした上杉慎吉の立場<67>に実質的に歩み寄ることになった。美濃部が擁護しようとした斎藤実内閣は政党を完全に排斥した内閣ではなかったとはいえ、少なくとも「憲法を擁護する」ために非「政党内閣」を要請した点において上杉との間に大きな距離はなかった。

美濃部の本意は、「憲法を擁護する」ことそれ自身のために非「政党内閣」を求めたのではもちろんない。あくまでその「転換」の真因は「政党内閣」が眼前の危機管理に対応

しきれないことを見越した政治的判断にあった。にもかかわらず、非「政党内閣」をさえ、政友会単独内閣を正当化した「憲政の常道」論の場合と同様、憲政の擁護を盾に、その存在の正当性をあくまで合法性に根拠づけて要請したところに美濃部が終始立憲主義を護持した思想家と目される所以がある。先述のように美濃部の発想の特質を吉野と対比して憲法内在的なものと位置づけたのは、美濃部のこの側面にあえて注意を喚起したかったがために他ならない。

これは、帝国憲法が元来そうした選択の振幅を許容しうる幅を備えていたがゆえに、美濃部はその許容範囲にあえて自己を限定してみせながらも、眼前の危機管理に即応した政権形態をかなり広範囲に選択できたということでもあった。

ここで注意すべきは、その際に美濃部が指針としたのはまぎれもなく「官民調和」の維持にあったということである。かつて筆者は美濃部の立憲主義思想の中核的目標を行政権の安定の維持と意義づけたことがあるが<68>、それは正確に言えば「官」の存立を安定化させるために「民」のいかなる部分をいかなる形態の下に取り込み、融和させるかということの模索でもあった。この意味では美濃部の言動は、やや乱暴に言えば、「官民調和」路線へと退行して以降の福沢の立場にも比定できるものであり、さらにはそれをより徹底させたものと言ってよい。そこで美濃部が重視したのは、行政権力の総体的安定化のための手段として諸権力の調和という技術論的観点であった。この点で、美濃部の立場は吉野が警戒した「善政主義」とは別の側面で、蟬山の立場とは決定的に相容れないものであった。

なぜなら第 1 に、に政権を安定化させることを第 1 の課題にしていた美濃部が最重要視したのは政権を構成する諸勢力の融和であり、「立憲主義」を外見的に維持しながら、いわば機会主義的に政権構成勢力の編成がえをはかろうとするものであった点で、政権の構成要素と編成原理それ自体を問題視する政治システム論的発想とは背反したものであったということである。しかも、美濃部が重視したのは政権を構成する権力の編成であり、そこから除外された勢力をも含めた政治システム全体に対しては主要な関心は向けられていなかった。

これとは対照的に蟬山の最大の関心事は政権を構成する勢力の融和ではなく、政権に参入していない勢力をも含めた政治システム全体をどのように再編成するかということであった。あくまで蟬山の二大政党制論の中核的課題は政治システム全体の中にいかに緊張関係を持ち込み、システム自体の恒常的な再生産を成功させるかという点にあった。この問題

意識から、システムのなかに常に二大党派の対立というダイナミックな「ズレ」をあえて持ち込み、「ズレ」自体を秩序化しながらも、システムの凝固と頹落を防ぎ、システム自体を活性化する契機を発酵させつづけるシステムとして二大政党制を展望した蠟山にとって、美濃部の連立内閣（挙国一致内閣）構想は単に当座の政権の安定化と危機管理のみに目を奪われた危険なものに他ならなかった。

第2に、こうした相容れない理念に立った美濃部の政権構想が蠟山にとって直接の脅威であったのは、それが政権の安定化と目前の危機管理を各勢力の「調和」によって成し遂げようとしたものであった限り、あくまで各勢力のデ・ファクトな現勢に立脚し、結果的にその勢力配置を固定化しかねないものでもあったからである。

この観点に立って各勢力が挙国一致内閣（斎藤実内閣）を支持すべきことを美濃部は次のように推奨している。

吾々は余りに多く政党政治の弊害を見せられている。政党に対する国民の信用は殆ど地に堕ちて居ると謂っても甚だしき過言ではないであろう。今俄に政党を信用せよと謂われても、それは無理な要求と謂わねばならぬ。

それであるから、議会に基礎を有する内閣と謂っても、若し是までのような政党政治を繰り返すことであれば、それは却って益々国難を加うるに止まるであろう。…吾々の希望し度いことは、此の際各政党の首領、軍部の首脳者、実業界の代表者、勤労階級の代表者等を集めた円卓巨頭会議を開き、其の総てが党派心や階級心や私心を去り、虚心坦懐に真に国家及国民を念として財政及経済の確立に付き根本的の方針を議定し、此の大方針の遂行に関しては、恰も戦争に際した時の如く、暫く政争を断って、挙国一致内閣を支持することである<69>。

一見して明らかなように「議会に基礎を有する内閣」（政党内閣）を見限って、国難に対応した危機管理を成功させるために「挙国一致内閣を支持」すべきであるという美濃部の提言は「暫く政争を断つ」ことが前提となっていた。換言すれば、それは政界の勢力区画を現行のまま凍結することでもあった。

しかも、挙国一致内閣支持の必要性に論及する一方で、美濃部は国策決定の場を各界の代表を集めた「円卓巨頭会議」へと移行させるべきであると主張している。これは強力内閣を中心とした安定的な政策決定（美濃部が強力な政党内閣を要請した根拠はこの点にあっ

た…前述)を追求する内閣至上主義ともいうべき旧来の美濃部の政治権力構想からの大きな転換であった。この美濃部の構想変化は斎藤内閣末期に至ってより鮮明となり、ついに美濃部は「内閣の権限を縮小し、国防、外交、財政、経済等の根本方策については、内閣の更迭に依って動かされない超党派的な恒久の会議を設け、その会議によって定められた方針は内閣を拘束する力を有し、内閣はそれに従って之を執行する」〈70〉という構想をさえ提起しはじめる。もっとも、美濃部は帝国憲法の下では「結局は政党内閣に帰着する」ことが必定であり、またたとえ非「政党内閣」が存続しえたとしても、やはりそれが議会の拠点をもつ政党の意向に牽制されることは避けられないことを明確に見通していたがゆえに、こうしたより顕著な行政権の隔絶と防衛をはからざるをえなかったという側面も存在したが、ともあれこの構想は続く岡田内閣の下で内閣審議会の設立として具体化され、以後内閣からの自立性を志向した国策決定機関として機能していったことはよく知られている。

はたして岡田内閣の与党となっていた民政党も内閣審議会が設置されると、「内閣の変動によって動かされざる確固不拔の政策を確立」〈71〉するために、「審議会の得たる成案は統一せる国論と見做して…直に之を実行する」〈72〉ことを支持する態度を表明した。

こうした内閣から独立した国策決定機関に国策決定権を移行させることは、単に挙国一致内閣支持のために政争を凍結するだけでなく、政争の意義自体を実質的に喪失させるものに他ならなかった。この点で社会大衆党の勢力拡大をめざす蠟山にとってこの美濃部構想は、社大党の現有勢力を固定化し、さらにそれを打開すべき政争の存在をすら有名無実化しかねない、より深刻な脅威だったのである。この美濃部構想に近い国策審議会を成立させた岡田内閣と協調関係を保った社大党の動向は、この蠟山の懸念を現実化するものであった。

この閉塞状況を打開し、そこから二大政党制確立の展望を切り開くために残された方策は、むしろ岡田内閣を支えた新官僚・陸軍永田派との協調関係〈73〉を積極的に活用して既成政党に対抗する足場としながらも、社大党の勢力がその協調関係の範囲内に封殺される事態を克服する以外にはなかった。つまり、その協調をスプリングボードとしながら社大党が勢力を拡大し、自己の主導力の下に既成政党への対抗勢力を再編成する以外に二大政党制の枠組みを築き上げることも、いわんやそれを実質的に作動させることも不可能だったのである。

それでは蠟山はどのような手段によって社大党の勢力の拡大と主導権の確立を構想した

のであろうか。

この難題への取り組みを検討するにあたって明らかにしておかなければならないのは、本章の最初で触れた日本には民主シーの順当な発達を阻害する条件が存在するという内容である。この点に関して蠟山は次の点を重要な要因としてあげている。「…我國の議會制度が先進諸国の場合から凡そ半世紀遅れて施行されたことである。従って、先進諸国に於ける無産政党的の如く、政界進出の機会を得ない中に、世界資本主義の危機に遭遇してしまったため、容易に政治的進出が遂げられないのである」〈74〉。

つまり議會制度の発達の遅れから、政界進出を成し遂げる以前に「世界資本主義の危機に遭遇」したことによって、さらにその政治的進出がさまたげられるという悪循環から無産政党的が逃れられないということを蠟山が日本の民主シーの発達を阻害した「特殊事情」として重要視していることが理解できる。

ここにおいて、その対局にある理想像として英国労働党的の来歴が想定されていることは言うまでもないが、この悪循環が不可逆の歴史的現実であったかぎり、いかに困難であろうとも、日本の無産政党的は「世界資本主義の危機」のなかで勢力伸長を遂げないかぎり階級政党的に凝固してしまうことを蠟山は十分認識していた。

さらに言えば、「世界資本主義の危機」が容易に解消する見通しがつかないかぎり、それを無産政党的の勢力増進の促進条件として活用する戦略すら必要なことを蠟山は自覚していた。

その場合大きく浮上する課題が、先述したクラス・民主シーからナショナル・民主シーへの無産政党的の脱皮を成し遂げるに際して、この「世界資本主義の危機」をいかに活用するかということであった。このナショナル・民主シーの探求という命題こそは、先述したように英国労働党的を敗北に追いやった経済的国民主義を超える理念にいかん到達するかという課題に通底するものであった。

ここで鍵となるのは、既に述べたように、外交政策を無産政党的の政策領域に大きく取り込むとともに、無産階級のみならず「新中間層」（先述）の支持をも確実に手中に収めること以外にはなかった。しかもこの両者を各々独立した課題として追求するのではなく、総合的な政策体系のなかに整序することによってその相補性を引き出すことが何よりの急務だったのである。

ここで先に少し触れたナショナル・民主シーと本稿の議論の1つの柱でもある「自由」と「平等」の理念との関係について少し整理しておきたい。

蠟山が吉野と同様、二大政党制に一貫して執着した点より見れば、政治的選択の「自由」を重視しつづけたことは改めて強調するまでもない。「平等」への配慮に関しても、二大政党制の一翼を構成する中心的勢力として無産政党（社会大衆党）を据えることを展望していたかぎり、吉野以上に徹底していたと言ってよい。

問題は、先にふれたように、蠟山は無産政党の支持勢力として無産階級のみならず中間層をも吸収しようとしていたことである。そのために無産階級の利害のみに重点的に配慮するという点に関しては抑制的であらねばならなかった。そして、より包括的なナショナル・インタレストの擁護へと移行した蠟山が援用した理念がナショナル・デモクラシーであった。このナショナル・デモクラシーの理念を援用することによって蠟山は、無産階級・中産階級の経済的利害への配慮を包括的に盛り込もうとしたわけである。

クラス・インタレストとナショナル・インタレストへの包括的対応という点に関していえば、社会大衆党の側も、満州事変を転機にして、すでにこうした問題感心に移行し始めていた。なかでも特にこの傾向が顕著であったのが、麻生久・河野密をはじめとする中間派と呼ばれた旧日労農党系の一派であったことはよく知られている。

ただ彼らも満州事変の勃発（この段階では社会大衆党は未成立）によってすでに同様の問題関心を大きく刺激されていたとはいえ、旧来からの主張であった国民生活の擁護と満州問題の処理をただちに相補的なものとして結びつけたわけではない。むしろ満州問題の現状認識に関しては、「今回の満州問題は其出発に於て若干の異色あるが如く見えたのであったけれ共、結局其实質に於て従来の帝国主義的な現れと何等異なる処なきに至った」〈75〉と見なすだけの警戒意識は一応残していた。

ところが5・15事件など一連の急進的直轄行動とは明確に一線を画す広義国防路線を表明した周知の『国防の本義とその強化の提唱』（1934年10月発行のいわゆる「陸軍パンフレット」）の発行によって陸軍統制派の軍部内での優位が明らかになったことを転機に〈76〉、麻生ら旧日労党系社大党幹部は「我等は、今満州の建設に就て、満州事変の資本主義性に就て、其結果が其最初の意図と反する事を攻むるよりも、層一層重大なる事は、此事変が、歴史の法則に従って、既に内包せる日本それ自体の国家改革の気運に導火して、具体的一步を出さしめた意義を把握する事である。」〈77〉というように陸軍の対満州政策を国家革新の転機として活用すべきことの必要性を公然と主張しはじめた。

ここでは詳述する紙幅の余裕はないが、麻生らの国家革新の内容は反資本主義の理念を国家統制経済の確立へと具体化し、その下に満州の反資本主義的経営をはかり、準戦時体



制下での国民生活の安定とナショナル・インタレストの相補性を高めることがその骨子であった。この立場から麻生は「国家改革の中心を経済問題、社会問題、即ち資本主義の問題、更に換言すれば国民生活安定の合理性獲得の問題に発展せしめ来った」<78>陸軍統制派の広義国防路線に自らの国家革新の理念と気脈を通じるものを見出し、さらにその推進主体として「ブルジョア政党の長き奴隷的境遇から脱却して独立を宣言するに至った」<79>かに見えた新官僚やそれらを編成母胎にした岡田内閣にも期待を寄せたのである<80>。

麻生に代表されるこのような社大党旧日労党分子の国家革新の理念は、その反資本主義イデオロギーの強さと陸軍統制派、新官僚への同調の緊密性を別にすれば、クラス・インタレストとナショナル・インタレストの相補関係を高めることに主眼があった点で、クラス・デモクラシーからナショナル・デモクラシーへと無産政党の進路を転換させる方向を模索した蠟山と共通の問題関心に立つものではあった。

ただ社大党の意向と蠟山の構想の明確な相違点は、社大党のそれが資本主義経済システムの改変を基点に国内秩序と国際秩序のトータルな「革新」を主唱したのに対して、蠟山の場合、当該時期の国際秩序を完全に清算することに対しては、かなり慎重であったということである<81>。それをしからしめたのは、ナショナリズムの処遇という難題につねに直面し続けたためであった。もちろん蠟山も民族自決原理にもとづく主権国家を単位とした原子論的国際秩序が有効性を失いつつあることを認識し<82>、長期的にはナショナリズムの「超克」を展望してはいた。そうであればこそ、有機的な地域的一体性を国際秩序の指導原理として模索し、その着想から後に東亜協同体論に接近していくことになった。だがそうした新たな秩序が、ただちに現行の国際秩序に完全に代わりうる指導原理として機能するか否かに関しては、かなり懐疑的であったように思われる。その最大の理由は、特にアジアの後発国型諸国の結合原理として、未だナショナリズムの有効性を完全には無視できなかったためであった。後の東亜協同体論が、ナショナリズムの「超克」をめざしたグローバリズムとナショナリズムの「奇妙な混淆」の上に成り立っていた最大の理由はここにあった。さらに言えば、地縁的な社会の結合原理を廃してあくまで機能主義的な社会結合の原理を模索し続けた蠟山が、最終的に地域的一体性を基礎とした国際秩序を展望せざるをえなかったのも、ナショナリズムを完全には排除できなかったことが大きく作用していた。

英米主導の大国主義外交を否定するとともに、米国が非加盟の状態にある国際連盟の紛争処理能力をも疑問視し、地域的平和機構の設立とそれがとりもつ新たな国際秩序を模索

した蠟山が<83>、その構成単位である主権国家とその統合原理であるナショナリズムを軽視することはできなかったもう1つの大きな理由は、国内の政治システム刷新のために不可欠なナショナル・デモクラシーを重視したことと密接に関連していた。終戦後、蠟山が直ちにナショナリズムの重要性を強調したのは、むしろこの点において一貫していたためであった。

そうであるかぎり蠟山にとって、「階級の分裂も、民衆の窮乏による生活不安も、政治の貧困も、政治家の墮落も、人心の頹落も、帰する処は資本主義に其源を発している」<84>というようにすべての原罪を資本主義に帰することによって、逆に資本主義さえ否定すればナショナリズムを「超克」して対満州問題の処理を契機に国内革新と国際秩序の改変をトータルに行いうるかのごとき「見通し」に捕らわれた麻生らの構想は、きわめて短絡的な幻想と写ったわけである。

だが、これは蠟山が資本主義の改革という経済問題を棚上げしたということではもちろんない。むしろ蠟山が重視したことは、社大党が国際協調路線の推進を主導することを軸に外交政策への関与を深める一方、資本主義経済システム改変の方針を提示することによって党の支持基盤の拡充をはかるという2つの課題を両立させることであった。蠟山が唱導したナショナル・デモクラシーとはこの2つの課題を集中的に盛り込んだものに他ならなかったのである。

この構想は陸軍統制派と新官僚への同調を足がかりに自らの勢力基盤を固めようとしていた社大党に<85>、より困難な進路を新たに強要するものではあった。しかしそれは、社大党の勢力拡大を基礎に、新たな二大政党制を構築するためには不可避の隘路だったのである。

その場合、鍵となるのは言うまでもなく統制経済をいかに社大党の党勢拡大と主導力確保のために活用するかという問題であった。当然、蠟山はその点に着目していた。

では蠟山は統制経済の効果をどのように活用しようとしたのであろうか。次にこの点を分析してみたい。

#### 4、統制経済への期待と職能代表制論

まず最初に蠟山が、次のように眼前の政治的民主主義を克服する際に依拠しうる「共通の方法と制度」として統制経済の重要性に着目していたことに注目しておきたい。

丁度政治的民主主義の時代に議会と云う制度がある程度まで世界的普遍性を有していたように、政治的民主主義の破綻し、資本主義の行詰りという現代の共通なる現象を開するには、やはり或る共通の方法と制度がなければならぬ。私はこれを国家統制計画に見いだすのである<85>。

ここには現行の政治的民主主義は「資本主義の行詰り」に起因することを十分自覚していた蠟山が、その政治的民主主義を克服するためには「国家統制計画」という構造的な改革手段以外にはあり得ないという認識に到達したことが改めて示されている。これが先述した経済的国民主義の克服という課題意識の延長線上のものであったことは言うまでもない。

そしてこうした認識に立ちながら蠟山は、統制経済には全体的計画性と科学的、合理的手段があくまで必須の要件であることを次のように強調した。

これが（統制経済をさす…小関）資本主義の単なる安定では無く、それに代わるべき新たなる経済となる為めには、経済秩序全体を統制し得る計画の樹立が可能であるか、又その計画内容が科学的技術的であり得るか否かによって定まるのである。それらは当然に統制経済をもたらした力の性質に関係があり、更らにその力が用いる手段の性質にも関連して考えられねばならない<87>。

ひるがえって考えれば、この政治システムを経済の深部から改革しようという着想は、政治に対する経済の規定性を前提にしつつも、逆に経済に対する政治の介入と操作領域の拡大を招来せざるをえない点で、結果的に政治的契機の自立化を促進するものでもあった。

蠟山は単にこの点を十分認識していただけでなく、むしろ積極的にこの傾向を推進しようとした。そうであったがゆえにこそ、政治権力が全体的計画性と科学的計画内容に立脚した統制を行いうるに足る権力か否かを、その構成要素（「統制経済をもたらした力の性

質」と行使する手段（「その力が用いる手段の性質」）の2点から吟味することの必要性を強調しているのである。ここには、政策内容だけでなく、その政策を擁立する権力の質と実行の際の手続きをも問題視しつづけるという蠟山の基本的態度（吉野の「善政主義批判」の問題意識を継承する）が貫かれていると言ってよい。

もちろん蠟山が統制経済を要請した根拠は、経済に対する政治の優位化の確立を求めたためだけではなかった。そこには国民の生活負担軽減への配慮を示すことによって無産政党の勢力基盤の拡大をはかろうとする狙いが込められていたことは言うまでもない。「今日では、既成政党でも、何等かの統制主義を取り入れている。…これは我国の国民生活の実情に触れて行こうとする限り、避く可からざる事柄なのである」<88>というように、統制経済が国民の生活条件改善のための必須の課題であることを認識していた蠟山は、無産政党にも当然「政治的原理としては統制的立憲主義の原理に基き、政策的内容は広い勤労層の国民生活を保障する民生主義」<89>の採用の必要性を認めた。

もっともこの蠟山の要求をまつまでもなく、統制経済の恩沢を経済的下層階級の生活負担軽減に重点的に振り向ける政策は、既に社会大衆党が党の基本政綱であった軍事予算反対の中心的要目に取り入れていた<90>。その政策綱領が党の支持基盤拡大に役立ったがゆえに、1936・37年の第19回・20回総選挙における18名と37名の躍進が可能になったわけである<91>。

だが蠟山が期待したことは、経済的下層階級の支持を加算することだけではなかった。それにさらに中産階級の支持を倍加することなくしては、政・民両勢力に対抗する二大党派の一翼となるまでの勢力拡大は不可能であることを蠟山は見通していた。しかし言うまでもなく、強固な地盤を固めた既成政党から中産階級の支持を奪還し恒久的につなぎとめるのは容易なことではない。

そこで改めて想起しなければならないのが、先述した広義の意味での「技術者層」の支持を確保するという課題である。そのためには技術者を輩出する工業化の進行に対応して、技術者を資本の論理と拘束から解放することが要件となる。これを可能にするために必要な手段が、社大党の重要産業国営案とも軌を一にする統制経済論だったのである。その意味では蠟山は統制経済論のなかに無産階級のみならず、すでに中産階級へのかなりの影響力の行使をも射程に入れていたが、それらを吸収した支持基盤の拡充がさらに中産階級に対する党の求心力を高めるという波及効果をも念頭に置いていた。こうした二重の意味で蠟山の統制経済論は無産政党に対する中産階級の支持の倍加を構想したものであった。

ただここで留意しておかなければならないことは、この統制経済の援用は 1つの背理に達着しかねない手段であったということである。なぜなら統制経済が自ずと惹起する公権力の介入、統制は、本来二大政党制を定着させるねらいに立ったものでありながら、蠟山が擁護する二大政党制に込められていた「自由」の擁護と抵触する可能性を孕んでいたからである。この背理を回避するためには、統制経済とコーポラティズムの原理を合体させることによって、「強制」の契機を緩和する以外にはなかった。

こうした狙いと、階級的利害の突出を抑制することによって中産階級の利害への配慮を示すために蠟山が着目したのが、次に述べる職能代表制の原理に他ならなかった。

蠟山は「従来の自由主義的、立憲主義的国家がその原則を保持しながら、原則を捨てるのではなくして職能国家に移行して行くことが出来る」<92>という展望を示した上で、むしろその移行を積極的に推進すべきことの必要性を次のように述べている。

…今政治の倫理化時代でありまして、自肅奉公、庶政一新と言って居れば国民が分るように思って居りますけれども、矢張りそれは何とか政治の本領に立還って、此軍事国防の問題と国民生活の安定とは中々仲良く走れない両頭の馬であると言うことを国民が自覚して、政治家が真面目にそれを国民の前に告白しなければならない時代が当然来ると思うのであります。…其時の解決の仕方が今から予想出来るか、私は今まで色々例に上げましたことが矢張り其解決の中に這入って来ると思うのであります。詰り職能国家と云うようなことが其指導原理になるのではないか、詰り此容易に御すことの出来ない二頭の馬が兎に角歩調を揃え得るように、一方が相手をふっとばしてしまったり、先に進み過ぎたり遅れたりしないようにする為には、ただ国民と言われたのではいけない。今少しはっきりと農者、商人、工業者、知識階級と云うように国民の中に色々な集団性と云うものがあるのでありますから、それが政策内容に現れて参りまして、其各々のクラス、集団に対して、その全体から一つの職能と云う問題、個人と全体、部分と全体を考えて一つの権能と義務を与える、斯う云ったような形で此問題が財政的にも社会生活、行動の上に於てもそれぞれの負担を求めるようなことになるのではないかと思うのであります。…結局行先は今日の自由主義的な個人主義的な国家形態を改革致しまして、もっと実質的な職能国家にするにある。これは争うべからざる標的であると思うのであります。ゴールはそこにあると思うのであります<93>。

ここで蠟山は職能代表制がなぜ必要かということの具体的根拠として、「軍事国防の問題と国民生活の安定」という「中々仲良く走れない両頭の馬」の進路を調整する手段は実質的には職能代表制の採用以外にはあり得ないという点を強調している。先に述べた国際協調路線に固執する蠟山の主意は当然軍事費の抑制という点に主眼があったが、それは軍事費に階級的利害を対置するだけでは不可能であった。その点から言えば職能代表制はあえて階級的立場の突出を抑制し、「国民生活の安定」という全般的利害を前面に押し出し、その上で職能団体を核に利害調整をはかるというコーポラティズムを指導原理とする国民の生活利益の防衛策であり、そこには当然中産階級の利益への配慮が含まれていた。蠟山の統制経済論に込められていた中産階級の利害への配慮という課題は、むしろこの職能代表制の調整機能を援用することによってより具体化がはかれることになったわけである。

なお付言すれば、この時期蠟山が「技術」と「合理性」の重要性を特に強調したのは（前述）、この点と密接に関連している。つまり、統制経済もコーポラティズムの原理を加味した職能代表制もともに経済の領域に対する政治の介入度と操作性をおのずと深化させるものに他ならなかった。にもかかわらず、階級主義的立場をあえて排したために、統制経済と職能代表制の本質を技術的合理性への帰順という点に求めることによって、その正当化をはかることが必要となったわけである。言うなれば、従来マルクシズムの「科学性」と「実践性」を裏づける根拠とされてきた階級主義的立場を、蠟山は「技術」の属性であった「合理性」という名の「科学性」に依拠して超克することを試みたわけである。そしてまた蠟山の統制経済論と職能代表制の特質がその恩沢を中産階級にまで及ぼすという点にあったことを考え合わせれば、これはまさにより広汎な公共性への配慮と技術的合理性の尊重とを融合し、両者の相補性を高めんとする試みであったと言えよう。

その当否はともかく、この公共性の範囲の拡大と技術的合理性を両軸とし、両者の相補性を引き出すことは、蠟山のナショナル・デモクラシー論の要諦でもあった。さらに言えば、この観点を尊重すればこそ、クラス・デモクラシーを脱した蠟山が、本来クラス・デモクラシーへの移行を促進する手段でもあった統制経済をナショナル・デモクラシーの理念に合致する手段として活用するという発想に到達しえたのである。

しかもこの合理性と公共性の相補関係の構築こそは、権力の担う政策とは別にその権力の構成要素と構成原理が合理的か否かを吟味し（善政主義批判）、権力の合理的構成とは権力を支える公共的基盤の安定的確保（議会に対する責任内閣制）に他ならないことを強調してやまなかつた吉野作造の問題意識と共通の地点に立ったものでもあった。これまで

述べてきたように、吉野の民本主義の構造改革をめざした蠟山ではあったが、この点でその中核的問題関心自体を継承している側面は無視できない。

だが蠟山の構想の特質は、この職能代表制論に見られるように、社会の機能主義的結合を徹底しようとした点にあった。吉野の場合、政友会の地盤政策への批判から社会民衆党に肩入れし、民政党に社会政策の実現を期待しながらも、一方で小選挙区制に固執したこと示されるように、結果的にせよ地域主義的な社会結合原理を完全には排斥することはできなかった。このかぎり、吉野が政界刷新のために導入しようとしていた二大政党間の緊張関係は、地域主義的社会結合原理と機能主義的社会結合原理の全面的な対抗では必ずしもなかった。これに対して、蠟山が職能代表の原理をも援用して社会大衆党を二大政党の一翼の中心勢力に据えようとしたのは、依然既成政党が脱しきれない地域主義的社会結合原理に対して機能主義的社会結合原理を全面的に対置することでもあった。言い換えれば、蠟山が導入しようとした二大政党間の緊張関係は地域主義的社会結合原理と機能主義的社会結合原理の対抗であり、また先述した有権者層の二層化とは、それぞれの原理に帰属する有権者の対抗と二大政党間の対抗とをリンクさせようとしたものに他ならなかったのである。この点で、吉野と蠟山の構想は鮮明な対照をなしていた。

ここでもう1つ注意しておかなければならないのは、美濃部構想との相違である。この蠟山の職能代表制構想は、先に見たように無産政党の勢力拡大を阻害する可能性が懸念された美濃部達吉の円卓巨頭会議構想と同一の轍を踏みかねないものではなかったかという疑問がおこる。たしかにこの蠟山と美濃部の構想は、機能主義的社会結合原理の導入という点ではともに1930年代に地域主義に対抗して台頭しはじめた潮流の中に位置付けられるものであった。

だが蠟山の職能代表制構想は美濃部のそれとは明らかに狙いを異にし、あくまで統制経済の機能を補正し、中産階級の支援を拡大することによって二大政党制を作動させることに大きな狙いがあった。その点で蠟山の職能代表制構想は、職能代表によって構成する円卓巨頭会議に内閣からすら自立した政策決定権を与えようとした美濃部の構想とは明かに異なった狙いに立っていた。そしてその政治システム論の目標が無産政党を一方の極に据えた二大政党制の完成にあったかぎり、それへの寄与をめざした職能代表制論が無産政党の勢力拡大を凍結することを意図していなかったことは言うまでもない。

この点は、職能代表制を論じた先の引用と同様の論稿のなかで「我国の社会状態、経済状態の変遷に応じて、それ等の変遷を正面に受けて居ります所の国民大衆の中に之を代表

し、其特定の階級の意志を代表しようという政党が現れて来たこと」<94>、すなわち無産政党の台頭を積極的に評価していることに明確に示されている。

この点を踏まえたうえで、蠟山が先の引用のなかで新たに台頭した大陸政策を担う勢力（軍部）と国民の生活問題を重視する勢力（無産政党）を「二頭の馬」にたとえ、基本的には後者の勢力を重要視しながらも、「両頭の馬の手綱の旨く調節」することの急務を力説していることに注意しておきたい。ここには、すぐ後で述べるように、日中戦争の遂行を利用して無産政党の勢力拡大を成し遂げようとする指向の萌芽が見られるとあってよい。この課題も含んでいたが故にこそ職能代表制論は統制経済論を補完し、社大党の支持基盤を拡大して二大政党制の一翼に据えることをめざした蠟山の政治システム論を支える論理たりえたのである。

#### 5. 近衛新体制への接近から戦後の二大政党制構想へ

それでは、統制経済に依拠して社大党は既成政党勢力と陸軍統制派、新官僚への追従を排して、政治システム再編の主導力を握りうるまでに支持基盤を拡充することができたのであろうか。

たしかに第20回総選挙（1937年 4月30日）において37名まで議席を拡大したことは、国民の生活負担軽減要求を盛り込んだ広義国防と統制経済の必要性を力説した社大党の戦略の成果であり、政・民両党の単独過半数確保に歯止めをかけることにはなったが、吉野ならとりあえず満足したであろうこの「躍進」は社大党の主導権確立をめざす蠟山にとっては決して十分なものではなかった。むしろ馬場・結城財政を批判した社大党の主張が受容されやすい追い風状況のなかにあってもこの程度の議席増にとどまったことは、逆に通常的手段を以てしてこれ以上の勢力拡大を遂げるには乗り越えがたい限界があることへの自覚を蠟山に強いることになった。蠟山の「如何に優秀な分子であっても国民総意の中、僅か百万の支持者しか有たぬ社大党は、議会政党の観点から言っても、未だこの時局に全面的に乗り出すべき時期でもないし、その能力を有しているものでもない」<95>という慨嘆は、社大党の時局への関与の抑制をすら求める程社大党の力量不足への失望が大きかったことを示している。従前の社大党への期待と引き比べてみれば、蠟山のこの変化には第20回総選挙の結果への落胆が大きく作用していることは明白である。

ここに至って蠟山は、将来社大党が「党の主義政策綱領と離れない」かぎり、「既成政



党と提携すること」も、「或は将来新政党が発生した場合には、箇別的に協力する」<96> ことも有りうべき選択肢として考慮するに至る。

とは言え、これはリベラルな既成政党との協同に期待した吉野のコーポラティズム論への単純な回帰ではなく、あくまで準戦時体制下の議会の機能低下に深刻な不信を抱き<97>、社大党を中軸とする新たな政治システムを模索しつづけていた途次において第20回総選挙の結果に直面し、議会制下の代表選出の通常の手続きによってはもはや社大党が単独で主導権を握りうるまでに成長することは難しいことを自覚した末の戦略の転位であったというのである。

そしてこの戦略の転位は「一九〇六年から一九一四年に至る間に於ける英国労働党が自由党政府と提携し戦争によって大発展を遂げたような場合が、今後、内閣の性質如何によっては生じるかも知れぬ。」<98>という見通しとも通底していた。蠟山は自ら社大党の先駆者としていた英国労働党の動向を範とする姿勢をあくまで維持していたがゆえに、既成勢力と提携し「戦争によって大発展を遂げた」労働党の軌跡をも踏襲しようとしているわけである。この姿勢は蠟山が国内の政治体制への対応を確定する際にも基準として生かされることになった。すなわち、近衛新体制への積極的関与と日中戦争を契機に利用した党勢拡張を社大党に懇懇しはじめた一見急激な転位にも見える蠟山の対応は、あくまでこの旧来から一貫していた英国労働党への傾倒と無関係ではなかった。ただしこれは、英国労働党の動勢を踏襲しようとしたことが右の対応へと帰着したことの真因であったという意味ではもちろんない。また逆に、蠟山が自らの「転位」を英国労働党の軌跡を引照して正当化したと見るのも皮相な観測である。

日中戦争を社大党の党勢拡張の機会に利用し新たな政治システム確立の展望を切り開こうとする姿勢は、決して既成事実単純に追随した結果の豹変ではなく、日中戦争開始以前の問題意識を引きついでいた。それを軌道に乗せる際に英国労働党の軌跡が有力な参照材料になったわけである。この点に関して改めて想起しなければならないのが、前に見たように、職能代表制論の論述のなかで蠟山が新たに台頭した大陸政策を担う勢力（軍部）と国民の生活問題を尊重する勢力（無産政党）との調整を重要視していたことである。ここで蠟山が重視した両勢力の意向の調整とは、両者の均衡点、妥協点を探り当てるということではなかった。あくまで無産政党寄りのスタンスを堅持しながら、軍部の大陸政策の軌道修正をはかりつつ、社大党の党勢拡大を模索するというのが蠟山の含意であった。

この時期、社大党の政策スローガンとして重視された「広義国防」路線は基本的にはこ

の蠟山の問題関心と照応していた。ただ、軍事予算に大衆課税軽減要求を対置したこの「広義国防」路線が、当該時期の大陸政策に国民の生活利益防衛の要求を貫徹させうるに足る実効性を備えた政策要請として永続的に国民の期待をつなぎとめることはできなかった。大陸政策が既成事実として進行している状況の下で、軍事政策から国民の生活負担軽減への配慮を引き出すには限界があった。

先に述べた麻生久ら旧日労党系社大党幹部らの意向は、この限界状況に対応して、軍部主導の大陸政策の指導原理に修正を迫った上で、より積極的にその大陸政策の推進を国民の生活利益の**拡大**に結びつけることであった。社大党は満州事変以降の軍需産業の立ち直りのなかで、その潤沢な利益を賃金値上げによって労働者に還元する「大衆インフレ」政策を部分的には提唱していたが<99>、特に日中戦争の開始以降は、社大党が党の存続を維持し、国民の支持を吸収するためには、この麻生らの問題関心を党の政策体系の中に取り込むことに無縁ではいられなかった。

大陸政策から国民の生活利益を引き出そうとする社大党の対応は、先に取り上げた京都市においても、史料不足のためわずかではあるが、確認できる。もっとも非時局産業が基幹産業である京都においては、軍事政策から市民の利益を引き出すという戦略は順当には進行せず、若干屈折した様相をたどることになった。だがむしろそうした困難な条件のなかにおいてさえ、あえて取り組まなければならなかった程この課題が焦眉のものであったことを再び京都市を事例に確認しておきたい。

京都においても日中戦争開始以降は、党の支持基盤である中小商工業者の間で京都の非時局産業存命策として構想された満州・中国北部市場への京都産業生産物進出構想を容認せざるをえなくなり、戦争目的貫徹への協力が不可避になった<100>。

日中戦争の開始は、①対中国一般取引の杜絶、②戦時経済下での京都の非時局産業に対する国内需要の激減、といった二重の意味で京都の非時局産業を窮地に追い込んだ。「時局産業でない染織業」ではこの打撃は「半恐慌状態を現出」するほど深刻であった。にもかかわらず問題は、日中戦争開始以前から対満州貿易の推進によって国内市場の慢性的不況を克服しつつあった実績に裏づけられていた京都産業界からは反戦の態度はきわめて生じにくかったことであって、むしろ「事変解決後に起るべき絶対的好況」を期待して戦時政策に順応する傾向が支配的であったことである<101>。ここにはむしろ「今や新しき意義と希望とを持って我々の眼前に展開してきた北支及び中支の市場を検討して、これを確保することこそ」が「当面の対症療法の最たるもの」<102>というように、客観的に困難な反

戦の立場を打ち出すよりは、戦時政策と京都産業生産物の販売網拡大政策との共存の途を模索することで戦時政策からの利益の還元を期待した方が現実的との思惑が介在している。

日中戦争以前に、京都府・市・京都商工会議所 3者の協力に対大陸貿易拡大政策が推進せられた結果、現実には1935・36年に慢性的不況から立ち直りつつあったこと、就中、日中戦争開始直前の1937年度上半期は輸出向けの絹織物の躍進によって京都の染織業が「稀なる活況」を呈したことは<103>、こういった思惑に現実性を与えた。特に他の輸出市場の範囲が縮小した戦時体制下では、対大陸貿易の拡大のみが京都の非時局産業の命脈維持のための活路として重要性を増し、京都産業界の戦時体制への包摂化を一層不可避にすることになった。さらに、戦時政策推進後やがて重工業労働者の賃金増加によって京都の非時局産業生産物に対する需要が拡大されたことも<104>、京都の非時局産業の命運と戦時政策との結合を緊密にした。

大衆課税反対闘争に象徴されるように、闘争手段を経済闘争に力点を移し、支持基盤の拡大を成し遂げた社大党であってみれば、このような市民の経済的命運を左右する大陸市場拡大構想に冷淡ではいられなかった。かつて斎藤内閣による満州国承認を「資本家地主政府資本主義国としての満州国承認を断行した」と非難した社大党であったにもかかわらず、1938年度の京都市議会においては満州への輸出の奨励を行うに至り<105>、またそれに符節を合わせて軍事費削減要求と軌を一にした大衆課税軽減要求の姿勢を後退させたのは<106>、こうした市民の意向を摂取したことも関係していた。

だが日中戦争開始以降、大陸への京都産業生産物の販売網拡大政策はすでに府・市・京都商工会議所 3者の緊密な協力態勢の下に積極的に推進されており、現実には社大党が介入しえる余地は限定されていた。日中戦争の本格化の下で、府・市当局は大陸への京都商品の販売網拡大推進政策には特に熱心であった。例えば1937年10月21日、府・市・商工会議所が業界代表を含む北支経済代表調査団を派遣したことは<107>、他府県に先駆ける試みとして注目されると同時に、その帰朝報告は京都産業の中国北部への進出に明るい見通しを与えた。

既成政党とは異なって特定の地盤に依存するのではなく、市民の全般的な経済的利益擁護要求を媒介に党勢を拡張した社大党が<108>、戦時政策下において京都の地場産業の命運をを決定的に左右する大陸への販売網拡大政策推進を提唱しながら、府・市当局と京都商工会議所の主導に対して従属的役割に甘んじなければならなかったことは社大党の存在価値を低下せしめることにはなった。もっとも、これによって必ずしも戦時政策から国民の

利益を引き出すという課題に社大党が挺身することの重要性自体が低下したわけではなく、依然最重要の課題であることに変わりはない。この社大党の存在意義の低下は、戦時下において反戦の立場を前面に押し出すことが極度に困難になり、日中戦争の遂行を前提にした党勢拡張を試みるに至った結果、行政当局に主導権を奪われたというのが直接の原因ではあった。

だがこの転換を規定した遠因として、社大党がそれ以前に党の戦略的方針として打ち出していた「大衆インフレ政策」や「広義国防路線」が日中戦争が既成事実化した際の圧力に抗する根拠を自ら狭め、日中戦争以降の社大党の行路を決定づけた側面も無視できない。

これは、先に述べた中間層の支持の吸収をも含めて、党の安定的な支持基盤確立のために必要であった有権者層の二層化という問題とも密接に関連していた。国民の生活負担軽減と戦争目的貫徹の両立を目標にした「広義国防路線」とは、既成政党に反発する有権者層の支持を包括的に吸収するために打ち出された方針に他ならなかった。それは準戦時体制下においては既成政党支持層と社大党支持層とを一定限度二層化することによって（蠟山にとって先に述べたナショナル・デモクラシーは、この二層化が二極化という形で完全に分離することを回避するためにも必要な共有価値であった。）社大党の勢力拡大に寄与した反面、逆に日中戦争下においては国民の共通の関心事に解消し、社大党の独自路線としての性格を喪失せしめることになった。言うなれば、準戦時体制下で試みられた有権者層の二層化政策が、逆に戦時体制下においては有権者層の一層化によって党の存在意義を低下せしめる要因に転化したわけである。

蠟山の構想は、日中戦争を党勢拡張のための契機に転用するというこの社大党の動勢に呼応していた。ただし蠟山の構想は日中戦争の衝撃をより政治的な圧力として利用することを着想した点にその特質があった。それはその外圧を次のように近衛新体制の確立を促進する契機として活用しようとする意向へと深化していくことになった。この点に関して蠟山は次のように述べている。

新体制は国内統治機構の問題であり、その要点は新国民組織の確立にある。それによって、過去十年間の政治的欠点を補い、新たなる国民的基礎の上に立たしめ得るのである。これが新体制への客観的要請である。

しかし、その客観的要請を実際に具現すべき契機は現実の政治情勢を通してのみ可能であって、実際の国策運用を離れてその機会はない。しからば、その契機は如何

なるものであろうか。その具体的契機は内外両方面に存するが、何れも支那事変の処理を中心として、展開していると見て差支ない。…

若し統治機構への国民的要素の基礎づけと云うような客観的要請のみから新体制が生まれ来り得るものならば、新体制問題は恐らく今日のような混迷を来さなかったであろう。事実はそうでなくて、現在の日本が国家として民族として当面している支那事変の処理、殊にそれに必要なる新外交政策の樹立というような契機を通さずしては樹立の機会は無いのである。この外交の刷新に対する国論の統一、その強力なる遂行に対して必要なのが新体制とも考えられる。」(太字小関) <109>。

ここにおいて蠟山は、近衛新体制は日中戦争の外圧を政治的契機に利用することなしには、「新国民組織の確立」という本来の目的を完成させえないということをきわめて明快に述べている。日中戦争の外圧と新体制確立との緊密な相関関係に対するこうした観測は、さまざまな思惑を背負った近衛新体制<110>をいかにすれば二大政党制の要件を満たしうる政治体制へと矯正できるかという切迫した関心と連動していた。

あくまで二大政党制という政治システムの確立を最上の目的に置いていた蠟山にとって近衛新体制への関与も、そのための日中戦争の外圧の利用も、その目的を完成させるための政治的戦略の側面が濃厚である。この点、日中戦争を党勢拡大の契機に転用しようとした社大党の思惑と部分的に共通していたが、蠟山の場合、政治システム論的な目的への関心が一層強固であっただけに、それらの対応はより政治的操作意識が高いものとなった。この点に関して、とりわけ慎重な警戒が必要であったのは次の2点であった。

第1に、二大政党制の確立を期待して近衛新体制の利用を試みたとしても、近衛新体制の整備がその思惑を超えて、社大党を一国一党制の下に封殺しかねない事態をどう回避するかということである。この点は後述するが、ここではとりあえず、近衛新体制へ社大党を参画させる試みは、一国一党制をめざしたものではなく、あくまで既成勢力の一部を弁別した上での選択的同盟構想であったということを指摘しておきたい。

第2に、対外構想をめぐる社大党の主体性をどう確保するかという問題である。日中戦争の外圧を利用して社大党を近衛新体制に参画させたとしても、社大党が対外構想をめぐる主体力を発揮できないかぎり、近衛新体制のなかで従属的な一構成勢力として封殺されかねない懸念が当然ともなうことになった。また一方、社大党が主体性を発揮したとしても、蠟山が意図した政治システムを阻害するものであってはならなかった。蠟山の憂慮は、

対外構想をめぐる社大党の主体性の欠如が近衛新体制のなかでの社大党の主導性の喪失を招きかねないことに対してだけでなく、その主体性の特質に対しても向けられることになったわけである。この点に関して言えば、前述したように、社大党が党勢拡張のためとはいえ戦時政策と直接的な融合を深めつつあったことは、一方では対外構想をめぐる社大党の主導性の有無とその特質の是非に深く関わる問題であった。

蠟山の場合、9国条約がもはや現実的には無効であると承認しつつも、英国との直接的な対立姿勢を強めることに対しては警戒的であった。蠟山は言う。「英国自体の権益の擁護のために南京政府を支持する場合」でも「…その政策を頭から否定し去ることはできない。…若し英国が九国条約のような、日本の発展を阻止せんが為めに出来ているような条約を捨てて、新たな時代に適應するような新秩序の設定に同意するなら、日本は英国の権益について充分之れを尊重する誠意を示すべきであると思う」〈111〉。

もちろん英国との関係は、9国条約だけでなく蒋介石援助とのからみで楽観を許さない面はあったにせよ、「支那開発に対する日本の立場を英国が認めない理由なるものは、英国の歴史に徴し、英国の国状に照らして、全く発見できないのである。」〈112〉という洞察が基本にあったかぎり、蠟山にとっては日本の対中国進出とともに必然的に悪化するようなものではなかったのである。そうであったがゆえに、対英関係は日本の対中国政策を有利に運ぶための重要な足がかりとも位置づけられた。「支那事変の解決の重心は結局対英関係にあるように思われる。」〈113〉という観測にはこうした意味が込められていた。

こうした蠟山の外交政策構想は、蠟山が属した昭和研究会〈114〉のそれに全体的にはほぼ相即するものであった。各委員の間に若干意見のばらつきは存在したようであるが、「日本としては九国条約は大体廃棄して行かねばならぬ」〈115〉という前提に関しては特に異論は存在しなかったようである。

他方で対英関係の極端な悪化を避けるという点に関しても、「ソヴェトを敵とし、支那を敵としている時、更にイギリスを敵としたら大変だ」、「日本は南進論者のラヂカルな要求を削り、英国のアクセプトし得るものとし、北守し得る姿勢を取る必要がある。」〈116〉というような蠟山とほぼ一致した見解が述べられていた。この姿勢は漢口陥落以降、日独防共協定への対応を協議するなかで「帝国ガ防共協定ト一連托生ノ態度ヲ探ッテアクマデ英国ト対立スルノ方策ニ出ヅルハ大ナル冒険ヲ意味スル」〈117〉というような慎重な見通しを堅持する立場へと継承された。

これに対して社大党の対外認識は重要な部分で対照的な以下の特質をもっていた。

第 1 に、中国国民党政権に対する敵対意識は蠟山に比べて格段に根強いということである。日中戦争勃発直後麻生久は「満州事変勃発以後に於て、蒋介石を中心とする国民政府は、此新事態に就て、冷やかに反省する処なく、一面に於ては、共産軍の抗日的煽動に煽られ、他面に於ては国内統一の道具として、更に一層抗日侮日の建前を濃化するに至った。」<118>と危機意識を新たにしていた。

社大党の河野密が武漢陥落以降、「国民政府の一角から『和平』の声がきこえてきたのは注目すべき」としながらも、「事態がここまで推し進められた今日に於て、いかなる形に於ても『和平』などと云うことは問題にならない」<119>と一蹴したのは、国民党に対する一貫した根深い不信の表明であった。東亜新秩序建設を唱道した1938年11月13日の第 2 次近衛声明の主旨には賛同していく河野ではあったが<120>、国民党への警戒感を拭い去ったわけではなかった。こうした国民党の動向への警戒意識は、「所詮日本と支那との関係は、単純に日本と支那との関係に止まらない。必ずそこには露西亜との関係がひそんでいるのである。」<121>という麻生の認識に示されるように、国民党の背後に露西亜の影響力を見据えていたがゆえに増幅されたものであったことはいうまでもない。

第 2 に、これとともに英国に対して、国民党援助ならびに中国権益への干渉に対する警戒と、その動因であった（と見なした）資本主義の理念への強固な反発との混淆に根ざす鋭利な敵愾心を持っていたということである。それは、日中戦争の深化にともなって排英運動に積極的に関与し<122>、反英意識を鼓舞していく態度へと急進化していくことになった。対英協調を政策的指針に据えた政治システムの確立を模索していた蠟山にとって、社大党を政治システム再編の主導力として重用しようとするれば、この理念の先鋭化と突出を牽制することが必要であった。換言すれば、社大党を政治システム再編の主勢力として生かすためには、対外構想に関しては昭和研究会の路線の優位化をはかり、その方向性の下に社大党の国民動員力を活用することが必要だったのである。蠟山にとって近衛新体制とはそうした理念の下に社大党の国民動員力を活用するための足掛かりであると同時に、昭和研究会の対外路線の側に社大党を糾合するためのシステムでもあったのである。

ところが、ここには次の 2 つの困難があった。第 1 に、社大党の政治理念と国民の気運との接点であった排英主義を牽制して社大党を取り込んでも、社大党が近衛新体制の内部で国民動員の主導力を発揮することが限定され、ひいては近衛新体制自体の安定化の条件でもあった国民動員に支障をきたす恐れがあるということである。

第 2 に、党勢拡大の危機を自覚した社大党が試みていた国民統合方式、すなわち戦時政

策に順応するなかから国民への「利益」の還元を引き出すという方策は、時局産業であった重工業労働者には賃金増加という形でその「恩恵」を比較的順当に提供しえたのに対して、非時局産業労働者にはその恩恵を十分には供給できないという産業間格差を助長したことである。たしかに、先にも少しだけふれたように、高められた重工業労働者の購買力が非時局産業を部分的に潤すという側面は存在したが、それは産業間の根本的な格差を解消し、戦時政策の「恩恵」を均霑させるには不十分であった<123>。

昭和研究会の戦時産業政策の根幹であった経営と生産の分離による生産力拡充構想はこの事態に十分に対応しきれるものではなく、むしろ重工業の生産力を高める政策へと現実化された場合<124>、さらなる産業間格差を助長する危険すらまぬがれなかった。

そこでこれとは別の対応策として注目を集めたのは、1つには平和産業をも含めた商品市場の拡大を構想の一環に組み込んだブロック経済の確立であり<125>、2つには国内の産業配置を重工業中心へと編成がえしていく試みである。

だが、ブロック経済に関しては蠟山はその一定の効用と必要性を認めつつも、その経済的契機と局面への偏頗ゆえに限定的支持しか与えていない<126>。これは政界再編の起点と動因を一貫して政治的領域に求めた立場に由来するものでもあったが、それに加えてブロック経済圏に中国関内をも包摂した場合、現実には英国の経済権益との抵触を回避しきれない事態を予知したことも大きな要因をなしていた。

ブロック経済にこうした不安を認めるかぎり残された選択は、第2の方策、すなわち国内の産業配置を重工業に重点化することによって戦時政策から国民への「利益」の還元を引き出しうる機会を拡大し、社大党の支持基盤を安定的に供給することで近衛新体制の動揺を回避する以外にはなかった。

ただ問題はこの選択をとるかぎり、原料資材供給の点から南方進出路線を生み出すことが避けられないということであった。当然この帰結を警戒していた蠟山は、「南方政策も独伊枢軸との関連も日本外交の全面的調整又は企画の上に行われる重点として取り上げられるのであれば、徒らに手を広げる結果となるだけでなく、余力を消費し、既に始められた建設を遅らせるだけである。すなわち対蘇関係も支那事変の処理も対米関係もその儘に置かれることになり、反って限りある国力の消耗となるだけのことである。」<127>と南方進行を牽制せずにはいられなかった。

日中戦争をさえその契機に転用しようとする程のデモーニッシュな粘着力を秘めた蠟山の政治システム構想ではあったが、以上の点でそれを構成する勢力の動向との間に軋轢が



生じる可能性を内包していた。だが、これをもって蠟山の二大政党制構想が破綻したと評価するのは、当を得たものではない。なぜなら、これは蠟山が構想した政治システムを構成する勢力の動向との間に齟齬が生じる可能性があったということであり、必ずしもその政治システム構想自体が内在的に崩壊したわけではないからである。この点において、美濃部達吉の「立憲主義」が帰着した逆説的な帰結、すなわち終始行政権の安定化のためにこそ「立憲主義」という規範の維持に固執したがゆえに、最終的に戦時体制下において「国防目的達成の為に国民の総力を最も有効に發揮せしむるには、…何か必要であるかは、法律上に一定の基準を設けることは不可能であり、之を権限ある当該機関の自由裁量に任ずるの外はない」<sup><128></sup>と言うように、「立憲主義」への準則という自らの理念の中核的課題自体を瓦解させかねない行政権力の自由裁量、すなわちカール・シュミットの言う「例外状況における決断」の契機をもなし崩し的に追認していかざるをえなかった帰結とは明かに対照的であった。

たしかに、政治的権利の「平等」ということに関していえば、近衛新体制に關与するなかで必ずしも蠟山がその点を積極的に擁護した形跡は認められない。これはおそらく、その点にあまり固執すると、近衛新体制のなかでもすれば支配的になりがちであった強制的同質化を前提にした国民総動員をめざす潮流を勢いづかせてしまうことを憂慮したためであった。むしろ重視すべきは、近衛新体制を支援する際にも、限定的ではあるが、国民に政治的選択を保障しようとする姿勢が貫かれていることである。この点で、蠟山および彼が主導的役割を果たした昭和研究会の構想は、陸軍の武藤章らが近衛新体制に期待した一国一党制とは一線を画するものであった。昭和研究会の狙いは社大党と非選出勢力や既成勢力との全面的な連合ではなく、近衛を核に結集しうる既成政党勢力、陸軍、官僚の上層部の一部を弁別した上での限定的連合であり、そこには非選出勢力も含めたそれら勢力の政治的分割（対抗勢力の存在）が当然の前提とされているのである<sup><129></sup>。この点に関しては近衛首相も、1940年7月23日、第2次内閣組閣直後の第1回目の記者団との会見において、「新体制ができれば党が単一になるのか、一国一党を首相はどう考えるか。」という質問に対して、「他の政党政派を一切認めぬというそんな考え方はわれわれはしていない。一つしかない党の総裁が必ず首相となることとなると幕府的存在となり、大権干犯ともなる、そんな建前はいけない…」と答えている<sup><130></sup>。

この構想の確定とほぼ前後して、既存の政党勢力はすべて解党することになったが、これはそうした既成の党派とは別な形で政治権力の分割をはかり、有権者の一定の政治的選

択の「自由」の余地を残しておこうとする狙いを必ずしも排斥するものではなかった。

これは官僚層の勢力分割という問題意識とも関係していた。この点に関して、昭和研究会の「政治機構改革大綱試案」のなかの「文官制度の改正」の項には、官吏の任用に関して「銓衡任用の範囲は之を凡ゆる官に拡張し、民間の人材吸収に便ならしめる。」と柔軟化に向けた提言が盛り込まれており、さらに「身分保障を廃止して現行分限委員会令を改正すること」も提唱されていた<131>。官僚の人事行政に対する政党の干渉を抑制するために斎藤実内閣の時に強化された官吏の身分保障を再び緩和し、任用の範囲を拡大しようとするこの指向は、近衛新体制期の政治体制構想においてかなり有力なものとなっていた<132>。もちろんこの指向は民間勢力をも戦時体制に広汎に動員することを本来の目標としており、またその背景として、政党勢力が衰退して以降もはや政党の官僚人事への干渉を警戒する必要がなくなったという情勢変化を無視してはならないにせよ、近衛新体制期に至って政党内閣期のそれに類似した官僚の柔軟的任用の必要性が再び提唱され始めたことは注目されてよい。この観点から見れば、近衛新体制構想を戦時体制下での変異的な体制構想とのみ一面化してしまうことはできない。

ここでわれわれの念頭に浮かぶのは、冒頭でふれた「大隈憲法奏議」のなかに示された「政党官」「永久官」「永久中立官」という官僚勢力の区分である。すでに述べたように、その眼目は、行政事務の効率性を阻害しないために政権交代にともなう事務官僚の異動を制限する一方、上級官僚の一定限度の党派的任用を容認することで、行政の効率性の維持と責任内閣制（←国民の「自由」選択）の効力を効果的に連動させようとしたものであった。この論点との関連で言えば、昭和研究会および蠟山の構想は、やや突飛な感を与えるかもしれないが、「大隈憲法奏議」に込められた責任内閣制の効力の活用という問題関心とさほど異質なものではなかった。同時に、それはまた一面では「官民調和」および「官」と「民」の対立の固定化（「官民軋轢」）をとともに排して、「官」と「民」それぞれの勢力が二大党派に区画されることを要件に据えた初期の福沢の二大政党制構想と共通した発想に立つものでもあった。この点に関するかぎり、大方の理解とは別に、昭和研究会や蠟山の近衛新体制構想のなかには、従来の二大政党制論に込められた問題意識が依然投入されている側面も無視できないのである。

この問題意識は、戦後の蠟山の構想に持ち込まれることになる。蠟山は戦後第1回目の第22回総選挙（1946年4月10日）後の民主化をめぐる諸課題を検討した論稿のなかで、政党と官僚制の関係のあり方に関して次のように述べている。

…日本の政党は平素において真に国民と接触していない。公然たる獵官運動が禁止されてきたことは、かえって隠密のあいだにおけるそれを助長し、むしろネポティズムを存続せしめてきた。官僚主義の弊害を打破するためには、むしろ **公然たる獵官制度を認め、政党の責任において一定範囲の官職を選任し、** 国民と接触する道を拓くこともあるいは政党発達の一方途であるかもしれぬ。これは一時は弊害を伴うことを避けられないであろう。しかし、メリット・システムによる行政官僚とともに、政党によるあるいは選挙による公務とを併存せしめ、公然たる形態において両者の長所を発揮せしめることは、民主主義日本の前途として考慮に値することではないかと思う。」（太字小関）  
<133>。

文中にあるような政党による獵官運動は、過度に進行した場合、戦前において党色人事と批判されたのと同様の事態を招くことを蠟山が認識していなかったわけではない。しかし官僚の党派からの隔絶が制度的に固定化された戦後においては、蠟山は逆に **ある程度**の官僚の党派的系列化を容認し、それを有権者の政治的選択の「自由」と結び付けることによって民主化の促進を図ろうとしていることが理解できる。

こうした構想を抱いていた蠟山にとって、事務次官以下すべての官僚身分を固定化した戦後日本の政党と官僚の関係形態は、野放図な党色人事の拡大を抑制しうる反面、大隈憲法構想のなかに定められた責任内閣制の効力の活用を度外視した硬直化したものと映ったわけである。これはかつて官僚勢力の自立化を推進しようとした美濃部構想を警戒して以来蠟山の一貫した危機感であったが、戦後それが制度化される事態に直面して一層危機意識を募らせることになった。戦後において、蠟山が次のように戦前以上に切迫した論調で二大政党制の必要性を強調することになったのはこの点と密接に関連していた。

近代国家は代表制民主主義だけでは成立しない。そこには国民的な統一ある政治、…国民生活の独立向上のための **能率的な政治**、そして国民の付託に応える **責任政治** が行われねばならぬ。これが代表制民主主義と両立・調和せしめられて初めて近代国家として完成するのである。それこそ正しい意味の民主的なナショナリズムである。

政党結集の問題、すなわち二大政党制の問題はこの正しい意味のナショナリズムの原理が働いて、代表制民主主義の悪しき一面たる利益集团的分立を抑制し、政治の能率と責

任とを發揮しなければならぬと感じられたときに解決されるのである(太字小関)<134>。

55年体制の成立を目前にして、蠟山がこのように改めて二大政党制確立の要件に「国民的な統一ある政治」の下での能率と責任の「両立・調和」を上げているのを見れば、戦前における二大政党制の追求が、近衛新体制構想をはさんで、戦後における新たな二大政党制の探求へと連続していることが理解できる。戦後に至っては、先述した「自由」と「平等」の止揚という課題に加えて、経済復興を効果的に推進するための政治の能率化と国民主権の付託を受けとめるべき政治の責任の確立が重要な命題として改めて強調されることになった。もちろん責任政治の尊重ということに関しては、すでに「大隈憲法奏議」のなかに定められた課題であったが、戦後の国民主権の探求とともにその比重が格段に増すことになったのである。

これらのことを確認した上で最後に、当初の二大政党制への傾倒から最終的に近衛新体制に関与するに至った蠟山の推移の根底に一貫して存在した政治的領域の優位化への根強い指向は、戦後に至って、経済の論理を適正に導入した「中道政治」の確立を求める姿勢へと補正されたことを指摘しておきたい。

そもそも蠟山が代議政治の貫徹に執着した根拠自体、吉野が代議制によって政治的な代表者原理を確立し地方利益要求の野放図な横行を抑制しようとしたのと同様、経済の利害を抑制しうる政治の操作領域の相対的自律性を確保しようとするねらいと無縁ではなかった。代議制自体本来的には経済の論理にある程度裏づけられたものではあったが、それが地域代表制の弊害と相即しつつ過度に進行したとき、さまざまな局面での党弊状況を生み出し、それがまた政党政治への不信を助長するという悪循環に陥っていることを蠟山は冷静に見抜き、コーポラティズムの原理を加味した統制経済を導入することによってその是正を試みたことは先に見た通りである。

だがこれはあくまで日本の民主政治の劣化を矯正するための限界手段であり、戦後においては、経済の論理の自律性を適度に生かすことが民主政治の正常な形態であることを蠟山は次のように確認するに至った。

資本と労働の何れにせよ、経済力を政治力に組織化することによって、政治の分極的対立が生れる。これに反対して、いかなる経済力にせよ、直ちにこれを政治的に統合することの不可なることを主張するのが、正しいデモクラシーの政治理論でなければな

らぬ。 さきにファシズムから受けた惨害の教訓を生かし、いま共産主義の脅威に対して断乎自らの立場を主張するものがなければならぬ。そこにこの課題に対する中道政治の使命がある（太字小関）〈135〉。

ここで述べられている「中道政治」自体は、前述したように、「世論」の極端な分極化と同質化をとともに回避しなければ作動しない二大政党制の重要な確立要件であった。それを経済活動の「自由」と結び付けたのは、戦後の経済復興を推し進めるために、国民の経済活動の「自由」をある程度容認しなければならないという新たな問題意識に促されたものであることは言うまでもない。しかし一方、以後も蠟山がこの「中道政治」の追求を一貫した課題に据えたことを考え合わせれば、必ずしも戦後経済復興への緊急的対応策という側面だけでなく、より長期的な構想として捉えることも必要である。ただこうして経済活動の「自由」をも民主政治の重要要件として尊重した場合、政治的選択の「自由」と政治的権利の「平等」を柱にしたかつてのそれとはかなり位相を異にした政治システム構想を構築しなければならないことは間違いない。

では、この 3つの契機の協立のうえに立った「中道政治」、二大政党制とははたしてどのようなものか。それに論及するのはもはや本稿の範囲を超えている。確実なことは、これはまだ現在も模索中の難題であること、これである。

## 終章

以上、冒頭に述べた問題関心に立って、吉野作造、蟬山政道の二大政党制論を中心ににした政治システム構想の推移と意味を検討することを通して、日本近代政治史の問題史的考察を試みた。

言うまでもなく本稿は、日本近代政治史の総合的分析ではない。あくまで二大政党制論を定点にして照射した日本近代政治史の特性の考察にすぎない。そもそも価値中立的立場に立った政治史の描写や因果律の解析はありえないことは「まえがき」に述べた通りである。

ではなぜ二大政党制に着目するのかということに関しても、すでに述べたので詳細には再説しないが、「自由」と「平等」の両立という近代の理想は政治的選択の「自由」と政治的権利の「平等」という形で保証する以外現時点では実現の手段が見当たらず、それを定着させるシステムは二大政党制以外に想定できないという視角に本稿が立っていることは改めて確認しておきたい。

この問題設定と視角が妥当かどうかについては今後さらに考察を深める必要があるが、少なくとも政治史の分析が定点なしにありえないということは間違いないであろう。そうであるかぎり、右に述べた課題を内包する二大政党制論を定点に日本近代政治史の特性を照射することも、必ずしも無意味な試みではないと思われる。

本稿では二大政党制構想の意味を、それを阻害した現実政治の趨勢とともにそれを合理化した福沢諭吉、美濃部達吉らの言説と重ね合わせる形で考察した。あえて乱暴に対比すれば、強力な執行権力を樹立するために連立内閣であれ強力政府党を母体にした内閣であれ諸権力のデ・ファクトな調和を求めた点で本来政治システム論的発想となじみにくい「官民調和」体制を理論的に庇護し、それをあえてシステムとして定式化することに挺身したのが福沢と美濃部であり、「官民調和」そのものとその論理に抗して二大政党制の確立をめざしたのが吉野と蟬山ということになる。換言すれば、後発国型国家の権力編成の趨勢を追認し、むしろそれを積極的に推進しようとしたのが前者であり、それに対抗して（その趨勢を当然認識しながらも）、二大政党制という「理想主義」を掲げたのが後者であるといえる。

こうした対比によって両者の対立点が鮮明になった一方、全体としてやや思想史の叙述スタイルに傾いた感がないでもないが、本稿ではいわゆる現実の政治行動をも理念的に解

積する立場を重視した。その理由は、冒頭でも述べたように、つまるところ政治的現実とは、理念と理念もしくは言説と言説の対抗として解釈しなければ意味がないからである。また政治の深層部分のリアリズムを捉えるには、むしろこうした手法が必要であると思われる。

この観点を排した場合、政治的「現実」として浮かび上がるのは、権力への衝動が織り成す赤裸な権力対立という「現象」である。「現象」であるかぎり、それを忠実に描写する作業をいくら積み重ねてみても、そのなかに **意味** は宿らない。しかもあらゆる政治的行為を非理念的に解釈すること自体まぎれもなくある種のバイアスに染まったものであるにもかかわらず、それらを忠実に描写する作業こそが政治的現実を再現するリアリズムであるかのごとき幻想に支配されるという倒錯した事態が今日進行している。この倒錯の真の問題性は、単に政治史研究から意味を流出させるだけでなく、その事態への危機感を未発に押し止どめつづけるという点にある。

この惨状を何とか打開するせめて糸口なりとも掴みたいと模索した結果たどり着いたのが、理想（主義）を定点にした政治史の理念史的分析、解釈という手法ある。

しかし、本論中で明かにしたように、本稿で「理想」として注目した二大政党制論のたどった道は決して平坦ではなかった。

まず大前提として、後発国型国家の特性を色濃く帯びた日本の政治的環境は二大政党制に適合的なものではなかった。万国公法の支配する国際環境のなかで清国に対抗することによって自己の確立を図った近代日本においては、いかに政治権力の集中化を図るかという課題が先行し、議会開設以前からいわゆる「官民調和」へと傾斜していくことになった。議会開設後しばらく連立内閣の模索が続き、伊藤による立憲政友会の創設をへて、原政友会内閣期に至り、純度の高い「政党内閣」が確立する。ただし原内閣の指針はあくまで産業開発主義を眼目とした政策論優位の政治運営であり、その権力形態は純度の高い「政党内閣」制であっても、**議会に対する責任内閣制の原理とはむしろ逆行するものであった。**

これら明治初年から原内閣期における「官民調和」政策、「政党内閣制」を理論的に擁護したのが福沢諭吉と美濃部達吉であった。彼らの議論においても権力編成上の眼目が政治的凝集性の強化に置かれていたために、「自由」と「平等」への配慮はきわめて限定的であった。

このように日本においては政党勢力の伸張と「政党内閣制」の確立は、形式は別にして、実質的な政治的民主化の進展を阻害する側面が大きかったかぎり、民主化を促進するため

にはこの「政党内閣制」の原理と形態を刷新することが必要であった。そのさいに鍵となるのが、いかにして国民の「自由」と「平等」を両立させるかという命題であった。その方策として重視されたのが、普通選挙制度の下で二大政党制を定着させることであった。これによって国民の政治的権利の「平等」と政治的選択の「自由」という形で民主化の二大要件を両立させることが囑望されたわけである。

この方針を執拗に追求したのが吉野作造に他ならなかった。吉野の構想は、二大政党制を定着させるための前提条件を確立するために、政友会に対抗しうる政治勢力を育成することに主眼が置かれた。このかぎりにおいて相対的には憲政会（→民政党）勢力に期待し、第1次、第2次加藤高明内閣の成立に好機を見出した吉野ではあったが、それら勢力に全幅の信頼を置くことができず、他方で無産政党（社会民衆党）の勢力拡大を模索し、両者の協調によって政友会に対抗することを構想せざるをえなかった。

この構想にとって、田中内閣の成立によって政友会が政権に復帰し、「平等」の原理に逆行する経済的自由主義の原理に基づいた政策を指向したことは深刻な脅威であった。また、つづく浜口内閣も相対的には吉野が無産政党との協調の対象として期待していた民政党内閣ではあったが、今度は逆に「自由」の原理に背反しかねない拘束名簿式比例代表制選挙を推進しようとしたために、吉野の危機感を深めることになった。しかも、両内閣の下で施行された第16回総選挙における社会民衆党の著しい低迷（それぞれ無産政党当選者8名中4名、5名中2名）は、この構想にとって致命的な打撃であった。この結果は、普通選挙と吉野が待望した二大政党制が両立しえないことを証明したも同然だったからである。この決定的な事態は、民政党と政友会両既成政党による二大政党制に満足できない吉野の構想を実質的に破綻に追いやることになった。

これに代わって、吉野の問題意識を基本的に引き継ぎながらも、二大政党制の構成勢力を組み替えることによって、二大政党制の新たな可能性を探ろうとしたのが蠣山政道の構想であった。

蠣山の構想の最大の特徴は、吉野とは異なって、既成政党と無産政党の連立勢力を二大政党制の一翼に据えることを排して、無産政党（社会大衆党）単独で二大党派の一翼を構成すべきであるとした点にあった。無産政党に吉野以上に大きな役割を期待した点で、より「平等」の理念の徹底化を図ろうとした構想といえる。

だが言うまでもなく、単独でそうした役割を担いうるまでに無産政党の勢力拡大を図ることは容易に達成できる課題ではなかった。わずかに残された方策は、世界資本主義の転



換、国内における準戦時体制（本論中に述べたいわゆる「日本の特殊事情」）を無産政党的勢力伸張に有利に転用するという限界手段の採用以外になかった。

こうした展望の下に、統制経済とコーポラティズムの原理を加味した職能代表制の併用を提唱するなど、強制的「平等」化政策への偏重を是正しながら中産階級をも社大党の支持基盤に包摂することを構想した蠟山であったが、1936・37年の第19・20回総選挙において社大党の獲得議席はそれぞれ18名・37名にとどまった。これは従来社大党の大躍進と評価されているが、明かに社大党を二大政党制に一翼に据えるには不十分な結果であった。

ここに至って蠟山は、日中戦争の開始とともに、より戦時体制への関与を強めながら、社大党の勢力拡大を模索する方向を明確にしていく。ただこの際の最大の懸念は、社大党が近衛新体制の中に完全に包摂された場合、社大党の主体性が抹消されかねないということであった。この二大政党制にとっての致命的な事態を避けるために蠟山およびその主導下にあった昭和研究会が試みた提言が、社大党主導部の外交政策構想を牽制し、日中戦争の外交指導において対英協調の路線で社大党が主導力を発揮することであった。それと今一つが、近衛新体制が一国一党主義に転じることを回避するために、各界勢力の横断的連合という方式をとらずに限定的連合にとどめ、実質的に非選出勢力と選出勢力の势力的分割を推進することによってそれら勢力間の緊張関係を確立することであった。これは確かに戦時体制化での苦汁の選択ではあったが、近衛新体制への盲目的雷同とは明かに一線を画するものであった。あえて言えば、この構想に込められた両勢力の分割の推進は、初期の福沢の二大政党制構想や大隈憲法構想に込められた「官」＋「民」VS「官」＋「民」という二大勢力区分の発想にも通じるものだったのである。そうであるかぎり、これは国民の政治的選択の「自由」を一定限度保障しようという思惑とも無縁ではなかった。

近衛新体制の中に込められたこの意向を無視しては、戦後ただちに蠟山が純然とした二大政党制論を提唱し、党派性による官僚層の一定限度の勢力区分を推奨したことが正当に理解できない。それは決して準戦時体制化での変節を清算して戦後装い新たに提唱した構想ではなかった。むしろ、近衛新体制という限界状況の中でも維持してきた旧来の構想の延長線上のものだったのである。

もちろんこうした蠟山の構想、さらにはその前提となった吉野の構想は、大部分が実現されずに終わった未完の着想であり、その意味では「理想」と呼ぶ以外にはない。

だが、最初にも述べたように、今日必要なことは注目に値する理想を定点に、なおそれに対して批判的スタンスを維持しながら、政治史を問題史的に考察する作業、すなわち

意味論的解釈であると思われる。

少なくとも、各政治勢力の権力対立と妥協の様相や経緯、顛末を追跡、描写する作業を積み重ねるだけでは、もはや何も生み出さないことだけは確実であろう。現在、政治史研究の方法論の再検討こそが、何にもまして急務なのである。

おわりに

最後に、「はじめに」で述べたことと若干重なるが、政治史研究の方法論についての筆者の現在の問題意識と今後の見通しを述べておきたい。本稿が特に強く影響を受けているのは、坂野潤治、小路田泰直両氏の問題意識と方法論である。

まず本稿で二大政党制構想に着目したこと自体、坂野氏の着眼点と研究成果に多くを負っている。氏の近年の研究成果が多く収められた『近代日本の国家構想』（1996年、岩波書店）にはさまざまな啓発的な論点が含まれているが、なかでも特にわれわれが汲み取らなければならないのは、本書に込められた氏の自己革新の試みである。その点を明らかにするために、最初に従前の氏の研究の視角と切り口、さらにそれが生み出した問題点を改めて概括しておきたい。

1971年に上梓され、学会に衝撃絵を与えた『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会）が、当時未だ根強い影響力を残していたマルクス主義史学に対するアンチ・テーゼであったことはよく知られている。

その立場から書かれた本書における氏の視角と方法の特色を一言で言えば、政治史の自立的局面の追求にあったと言えよう。それは対象としての政治史の自立性の追求であるとともに、方法としての政治史研究の自立化の模索でもあった。それに向けて氏は、次の二局面を重視した。第1には、政治の下部構造からの自立的局面である。初期議会において藩閥・民党両勢力の対立が「官民調和」（「明治憲法体制」もしくは「1900年体制」）に向けて収束していくことの基底的要因として、経済変動の圧力とは別に、両者の権力抗争から派生する独自の政治力学の作用を想定するのは、氏の所論の基調である。第2に、明治憲法の制度的枠組みから自立した各政治集団の動向である。藩閥勢力と民党が協調に向かわざるを得なかった（→「官民調和」）要因の一つに、双方にとって「双刃の剣」として作用した明治憲法の制度的拘束を一応想定しつつも、その真因をあくまで現実の政治過程において各政治勢力がとった動向の自立的方向性に求める観点は、氏の所論の問題設定であると同時に結論でもある。こうして、各勢力の動向を根底において規定している要因として、各勢力が権力の掌握に向かってしのぎを削ることから生ずる政治力学（=妥協の必要性）を分析の過程に配置したことが、氏の方法の特色である。

こうした切り口と方法で政治史の自立化を試みた氏の研究は、自由民権運動の負の遺産である絶対主義的な憲法が初期議会の政治史を一貫して拘束し続けたと見なしがちな従前

の単調な絶対主義史観に修正を迫り、学会に清新な気風を吹き込むことになった。

しかしこれは氏が明治憲法の制度的拘束を軽視したということでは全くない。むしろ逆に、明治憲法の制度的拘束から自立した政治過程の動向を追跡しながらも、氏の所論は、立論に反して、かえって、明治憲法の拘束の重みを再確認せざるを得ない論理的展開を露にしていると言える。なぜなら、立論段階で、明治憲法の拘束からだけでは説明できない各政治勢力の動向の分析に照準を合わせながらも、民党を藩閥勢力との妥協へと方向づけていく外郭的な要因として貴族院の抑止力を暗黙のうちに視野に入れざるを得ない論理構成をとっている氏の所説は、その存在を保証した明治憲法の拘束力を論理必然的に改めて再確認させずにはおかないからである。

氏はこうした循環論法を意図的に採用して、自らの所説にある種の論理的完結性を持たせていると言える。しかもそれに加えて、こうした循環論法は、以下の2点で氏の所説に強靱な生命力を与えることになった。すなわち、①逆説的にはあれ明治憲法の規定力を論理展開の中に組み込んだことによって、明治憲法の絶対主義的な拘束性を重視する旧来のマルクス主義史学からの反発を一定程度回避することができたこと、②単に純理的なレトリックに堕ちずに、権力抗争が生み出す政治力学のリアリズムを反映させながら論理を構成したことによって「実証主義」を標榜する側からの共感をもある程度呼び起こすことができたこと、これである。言うなれば、対象に内属するリアリズムの狡智をリアルに再構成し、粘着力のある方法としてのリアリズムに結実させたことによって氏の所論は、いかほどの違和感をもたれながらも、今日まで、根本的な異論の挑戦を受けることなく生きながらえてきたと言ってよい。

ただし対象に内在するリアリズムと高度に融合した氏の方法としてのリアリズムは、ある種の陥穽を生み落とすことになった。すなわち氏の手法が対象の属性との整合性ゆえに、その有効性をあえて検証する義務を負わないことを最大の強みに自己の影響力を拡大したままにそのことによって、あたかも氏の手法がその有効性を吟味する必要性のない万能の手法であるかのごとき信仰が生み出されたことがこれである。端的に言えば、氏の手法が、対象の性格を度外視して、「実証主義」の名の下に薄められて「継承」された時、多くの場合氏の手法に備わっていた鋭利な再現能力は影を潜めて、繁雑でありながらも単調な権力抗争の描写に終始することがほとんど避けられないのである。もちろんこれは氏自身が責めを負うべき問題ではないにせよ、対象の属性に密着した再現能力を最大の魅力として広汎な信奉者を集めた自らの手法がこの陥穽を生み落としたことを明敏に察知し、氏はあ

えて自らの手法の自己相対化と自己革新に踏み出されることになった。その研究成果が『近代日本の国家構想』である。では、本書における氏の自己相対化と自己革新の試みとはどのようなものだったのであろうか。以下、本稿に関係の深い論点に限定して述べてみたい。

注目しなければならない点は、以下の2点において、かつて『明治憲法体制の確立』で提起された「官民調和」論の相対化が試みられていることである。第1には、本書全体の論理構成である。各章の題目を一瞥するかぎり、本書は第3章を除いて従前の「明治憲法体制論」とは無縁であるかにも見える。しかしより注意深く見れば、第4章で氏が論究している「憲政の常道」は言うに及ばず、「宇垣一成を中心とする政民連立内閣構想」(223頁、以下カッコ内の数字は本書の頁数。)も、構成勢力や、当該局面での政治的比重、役割は異なるとはいえ、政治システム論的発想が希薄な「官民調和」構想の延長線上にあったことが理解できる。この場合の「憲政の常道」論は劣位にある政友会の民政党(もしくは岡田内閣)攻撃の手段という性格が濃厚であり、後者については当該局面の危機管理に即応した権力調和を要請したものであった。つまりこの段階においては、かつての「官民調和」論的発想が各政治勢力によって独自に解釈され、それら相互の対立が政治過程を規定していると言えよう。この意味では、「官民調和」論的発想は後に政治史に依然として大きな影響を残しているようにも見えるが、もはやそれはかつての「官民調和」とは異なって、かなり広範な振幅を許すものであったと言わざるを得ない。こうした「官民調和」の変種を本書の中に広汎に散りばめたことは、かつての氏の視角を相対化する試みと言ってよいであろう。

第2には、このようにさまざまな形態をとってリフレインする「官民調和」構想と根本的に対立する二大政党制構想の重要性に注意を促すことによって、「官民調和」構想の全体的な相対化が試みられていることに注目しなければならない。二大政党制論の重要性に光を当てたことが、本書の価値を画期的なものたらしめていると言っても過言ではない。

二大政党制論の生成を政治過程の中に位置付ける氏の手法は、例によってきわめて周到である。まず最初に氏は、二大政党制論の出現を福沢の『民情一新』の中の主張に求めながらも(第2章第2節)、それと井上馨の立憲政体論との微妙な接点を設定することによって(116~18頁)、福沢の理念が明治初年段階の立国過程に淵源を持つものであったことを暗示している。立国過程において「強兵」(←ナショナリズム)や「富国」化(「上からの工業化」)を求める西郷や大久保の理念との競合に勝ち抜いてきた井上の理念と接合す

るこの「手続き」によって、福沢の構想は立国過程での試練をへた強靱な生命力を誇るものとして本書の中で「官民調和」論に対抗し得る重要な位置付けを与えられているのである。それだけではない。この福沢の構想が、井上と大隈が対立を深めたことによって微妙な位置に置かれながらも（33頁、80頁）、やがて自ら推進しようとした「上からの殖産興業政策」が危機に陥るにともなって（80頁）、「右大臣岩倉や黒田と決別」して孤立した大隈（95頁）に受け入れられた側面を持つことに氏は改めて論及し、その政治的広がりの可能性をも示唆している。

ただ大隈憲法構想の後ろ盾になった点に福沢構想の政治的影響力を見出すかぎり、通常ならば明治14年政変によって大隈が失脚するとともに、その政治的影響力も消滅したという通説的理解に堕ちることになる。この点に関しては氏も「明治14年の政変がこの構想を最終的に挫折させた」（118頁）こと、すなわち明治14年政変直前の1881年9月に刊行された『時事小言』において福沢の構想が「官民調和」論的なものに移行したかに見える事実を一応認めてはいる。

だが氏は次の点においてこれまでの理解とは異なった解釈を打ち出している。つまり『時事小言』において二大政党制構想が後退した理由をあくまで「（『時事小言』は…小関）福沢が明治政府の有力三参議（伊藤・井上・大隈）も同意しうるものと考えて発表した、いわば現実の政治改革綱領であり、「そのような現実政治上の効果を期待した著作において、『民情一新』における鮮明さがぼやかされていることは何らの不思議もない」（116頁）という解釈がこれである。そして『時事小言』とは対称的に氏は、『民情一新』はあくまで「長期構想」であったという性格の違いを強調する（105頁）。ここには明治14年政変によって二大政党制論は政治的綱領としては挫折したが、「長期構想」としての命脈は断たれていないという含意を込めた氏の巧みな論の運びが見て取れよう。

こうした論の枠組みの下つづいて氏は、徳富蘇峰の議院内閣制論、民本主義の体制構想へと論を進め、最後に挙国一致内閣期の体制構想に論及する。そこに氏は、「立憲独裁」「協力内閣」「憲政常道」の3つの流れを見通した上で、美濃部達吉の「立憲独裁」構想に支えられた岡田内閣の性格は、官僚の優位化と「軍との提携」という複雑な関係をはらみながらも、「イギリス・モデルの議会政治の修正」（247頁）を試みた側面も存在すると指摘する。したがって2・26事件による岡田内閣の倒壊こそが、福沢以来の構想の可能性を根絶する契機であったというのが本書での氏の見通しである（ただし、本書の刊行以降、氏は日中戦争開始の時点までの「昭和デモクラシー」の可能性を展望している〈1〉）。

このように、「官民調和」とは体質を異にする体制構想の流れに着目し、従来の自己の論理的枠組みの相対化を試みたことが本書の最大の特徴である。しかもこれは、単に対象の見直しに止まるものではない。かつての氏の研究がマルクシズムへのアンチ・テーゼであったように、本書は政治史の表面からは見えにくいものをすべて排除して表面的な政治過程の追跡のみに終始する今日の「実証主義」的政治史に対する総合的なアンチ・テーゼなのである。

この氏の自己革新の試みからわれわれが学ぶべき点はきわめて多いが、筆者が特に注目するのは氏のリアリズムの捉え方の変化である<sup>2</sup>。かつて『明治憲法体制の確立』において氏は、終局的には主要な政治勢力の権力対立が政治過程の動向を規定する点に、根源的なリアリズムを見出していた。これに対して本書では、政治史の動向それ自身よりも、むしろその波動を受け止めながら自己の理念を形成し、またその理念に立脚して政治史の動向を矯正しようとする福沢諭吉、徳富蘇峰、吉野作造らの言説による試みが重点的に取り上げられている。ここには権力市場としての政治社会のアリーナとその矯正をめざす言説をそれぞれ独立した自己完結的な領域と見ずに、両者が交渉する領域とその相互作用が生み出す力にこそ政治社会のリアリズムを見出そうとする氏の視点の変化がある。筆者もこの氏の新しい立脚点から大きな影響を受けた。

しかし問題が残されていると思われるのは、氏が両者の相互作用を扱う際に重視している点が、現実政治の現況や趨勢と言説との交渉に限定されて入るよう見受けられることである。そのために、例えば「官民調和」についての氏の論及は、表面的な次元に押し止どめられているように思われるのである。

本書によれば「官民調和」とは立国過程において強兵化と富国化といった2つの「革命目的」が挫折し、さらに明治14年の政変において大隈や福沢の議院内閣制構想が頓挫して以降、蘇峰や吉野の批判を浴びながらも定着していった体制の編成原理であり、後の「憲政常道」にまでつながる長期的に持続した体制理念と捉えられている。ではその目的は何かと云えば、本書では「官民軋轢」の回避という理由が挙げられている。ではなぜ「官民軋轢」を回避する必要があったのか。それは「官民軋轢」の事態を放置したまま「官」の側が権力を掌握し続けることが困難な状況が到来しつつあったためという他なからうが、もう少し問題を突き詰めれば、「官」と「民」が画然と対立した権力状況の下では大規模な政策を円滑に遂行することは不可能であり、そこにおのずと「官」と「民」の「調和」による安定権力の構築を模索する力学と配慮が働いたと考えざるを得ないであろう。

氏はおそらく、「立国過程」に見られた「開発」主義や、後の原政友会内閣が展開した積極政策が「官民調和」的な安定権力を模索したという含みを持たせていることは推測できる。また本来は表裏一体の政策構想を一先ず切り離して、体制構想を独自に検討しようという氏の狙いも理解できなくはない。

だが、やはり「官民調和」を強いる環境や圧力要因を組み込んだ分析を行わないかぎり、なぜ現実の政治過程が「官民調和」に向けて収斂していくのかが不分明であり、対立権力間の調停それ自身が自己目的化し旋回しているような感が拭えないのである。

本稿では、「官民調和」を強いる環境や圧力要因として、福沢の言説や原敬の政治指導を題材に、国家的独立を視野に入れた対中国強硬政策の樹立、産業主義的強国化政策指向といった政策論的要因に注目し、そうした政策論的因数も視野に入れて、政治システム構想を捉えることを試みた（逆に、そうした政策論的因数に従属した機会主義的な政治体制の構築への反発が、吉野の理想主義の基調であったことも述べた）。

また吉野の二大政党制構想についても、本稿ではナショナリズムとの関連を重視した。

本論中でも述べたように、普選の導入とほぼ前後して、吉野の二大政党制論はかつての精彩を失っていった。では、吉野自身が二大政党制との抱き合わせで切望していた「選出部分」の優位化が普選の導入によって現実になるとともに、二大政党制論が精彩を失っていくというこの二律背反は何を暗示しているのであろうか。この点を解くためには、普選による「選出部分」の優位化とともに吉野の二大政党制構想にどのような支障が生じたのか（生じると予想されたのか）ということ、吉野が二大政党制に込めた期待の中に探らなければならない。その際に鍵となるのは、二大政党制論とナショナリズムとの関連である。

吉野が「選出部分」主体の「強い内閣」の出現を期待していたことは、坂野氏の指摘された通りである。だが、かねてより吉野の目標が普選と二大政党制の双方にあったとすれば、吉野の理想は単に「選出部分」の優位化を確立することだけにはとどまらなかったはずである。吉野の目標は、「選出部分」の優位化を確立したうえで、極端な「異論」の噴出と小党分立を抑制すると同時に世論の等質化と権力の一元化にも歯止めをかけ、一定範囲のなかでの「異論」の存在を常に容認することによって、それを吸収した二大党派が公正な競争に基づいた政権交代を行い得るシステムを定着させることであった。

重要なことは、二大党派の勢力基盤の拡大とともに、一定範囲内での政権の振幅を許す条件を常に確保しておくことによって、当該政権の崩壊が権力の空白を招く事態を事前に



回避するという命題が込められていたことである。ここには、政権交代が可能な政治勢力を常に用意しておくことが、大局的には強い政治の条件に他ならないという吉野の見通しがあった。そしてそれはまた、二大党派間の政権の振幅を包摂し得る強靱な国民的共同性を確立しようという狙いと表裏一体であった。

こうした意味での強い政治を政治システムの整備によって定着させようとする試みは、ナショナリズムと無縁ではあり得なかった。そうであるがぎり、この強い政治を支える母体となるべき国民の側もナショナルな課題を認識した価値判断を行うことが、このシステムを機能させる条件であった。ところが、利益要求の普遍化という意味での「世論」の等質化と、利益形態の多様化という意味での世論の多極化が表裏一体に進行した普選体制下の状況は、この条件とあまりにかけ離れていた。吉野の二大政党制論が、普選の導入とほぼ前後して精彩を失っていったのは、このためであった。つづく蠟山が二大政党制の定着を模索した時期は、(準)戦時体制の進行によって「世論が」多極化する事態は抑制された反面、逆に「世論」が戦時色に一面化されたため、その事態に歯止めをかけるべく無産政党の勢力を伸長させることによって、「世論」の党派的二層化に吉野以上に腐心しなければならなかったことは本論中に述べた通りである。

要するに、政治的言説を取り巻くより広汎な環境因やグローバルな課題と政治的言説との関係にまで目を広げて、両者の交渉や拮抗の中から政治的リアリズムをくみ取る必要があるのではないかというのが筆者の問題意識である。その方法論的模索の過程で、坂野氏とは別の次元で大きな影響を受けたのは、小路田泰直氏の近年の研究である<3>。

坂野氏とはほぼ対称的な手法に立つ小路田氏の近年の研究の特色を一言で言えば、近代国家の権力原理に根底的に切り込むということにつきるであろう。この問題意識に徹底的に挺身した結果、氏ははからずも逃れようのない近代国家の機能的権力原理をあぶり出してしまった。そこであぶり出された原理とは、資本主義国家・社会主義国家の類型差、または君主制・共和制・超然主義・議会主義などの差異を問わず、近代国家の権力編成原理の中に貫通する「君主制的なる原理」の存在である。結論だけを摘記すれば単純に響くが、これは階級的抑圧原理とは次元を異にする、まぎれもない近代国家の機能的特性であり、これまで誰もが直視しようとしなかった(したくなかった)近代国家の権力原理である。筆者はこの氏の近代国家像に対しては、ほぼ全面的に賛成する。

しかも注目すべきは、氏がこの像を抉出する際の手法である。この近代国家の機能的権力原理は、通常は「見えないもの」である。したがって、歴史家がこれまで慣れ親しんで

きた経験主義的手法、すなわち対象を観測するといった行為をいくら積み重ねても浮かび上がってくるものではない。このことを自覚する氏は、鋭敏で粘着力のある感性を駆使し、経験主義的手法を突き破って、対象の本性を透視したと言えよう。対象に貫徹しながらも通常では見えないこの根源的リアリズムを捉えるためには、こうした手法の大転換が必要であったと言う他ないであろう。

だが問題は、氏が捉えた対象のリアリズムは、まぎれもなく根源的なものではあれ、盾の一面ではないかということである。それは、誰もがこの原理を直視したとしないという、先に述べた点と実は関係がある。われわれは、たとえこうした原理の貫徹をいやおうなく自覚せざるを得なかったとしても、その原理に居直って君主制的な権力編成原理を理念として奉載するわけではない。あくまで通常は、民主的な理念や権力編成原理に準じた行動様式を大きくは崩さない。それはわれわれすべてが民主主義の理念を衷心から信奉しているか否かということとは別問題である。例えば、本論中で述べたこととの関連で言えば、美濃部達吉は「民衆的政治（デモクラシー）に独裁的政治を加味」しなければ民主制自身が機能しないことをストレートに承認した。これに対して吉野は、ある種の選良主義（代議士中心主義）の必要性については論及したが、「独裁政治を加味」することの是非については何らふれることなく、もっぱら民主制の理念に忠実な言説を展開しつづけた。

一見すれば、美濃部の方が冷徹なリアリストにも見えなくはないが、必ずしもそうではない。吉野が美濃部と同様に民主制の背理に気づいていたかどうか、あるいは民主主義の理念に衷心から傾倒していたかどうかは定かではない。しかし少なくとも吉野が、民主的な理念をあくまで押し通し、多数者がその理念に準じた行動様式をとることなしには、社会は円滑に機能しないことを認識していたのは確実である。この意味では吉野も美濃部に劣らない透徹したリアリストなのであり、両者はあくまで近代国家に必要な社会的リアリズムの盾の相対する側面をそれぞれ忠実に見据えたにすぎない。

吉野は、民主制の理念がやがて多数者にその理念に忠実な行動様式を強いる力を秘めていることを見通していた。内面的傾倒の有無とは別に（もっとも内面的傾倒なき「民主主義」が常態化すると、民主制のフェティシズムに転落する恐れはあるが）、多数者にその理念に準じた行動を強いる力。吉野が見通したこの力こそがデモーニッシュなまでに強靱な民主主義の力の一端であり、この力が社会内で機能し続けるがぎり、小路田氏の透視した君主制的な権力原理が支配的な原理として生で表出することは常に抑制される。あえて言えば、吉野は民主制の中には本来的に「独裁政治」（専決制的な原理）が内包されざる

を得ないことを自覚していたために、あえてそれを「加味」することよりも、逆にその原理の表出を抑制することの必要性を認識していたと推測できなくもない。少なくとも両者の関係は本質と建前の関係で割り切れるものではなく、この両側面が表裏一体の形で機能するところに社会的リアリズムの本質があることには注意しなければならない。主権者としての国民による主権国家の立ち上げを成就させるためには、この両側面を視野に入れることが必要である。

本稿では、小路田氏が捨象した後者の側面を重点的に取り上げた。吉野の言論の分析にかなりのスペースを割いたのはこのためである。その結果、経験主義的手法を突き抜けて対象の特性を透視するという手法に全面的に移行することは差し控えざるを得ず、かなりの程度経験主義的分析にとどまらざるを得なかった。

ここでふれた民主主義のデモニッシュな力が、その理念から湧出するものなのか、それとも別に機能主義的な説明を要するものなのか、この点についての考察は他日を期したい。

この他にも論じ残したことは多い。主権論、君主制論については、本稿では直接にはほとんどふれていない。それら避けて通れない大問題を順次論に組み込んでいくことが、筆者に課せられた今後の課題である。体力の続くかぎり頑張っていきたい。

## 注

### はじめに

- <1> 鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』（1986年、校倉書房）、191～97頁。
- <2> 坂野潤治「明治日本の『立国過程』－1871～81－」、坂本義和編『世界政治の構造変動 3 発展』（1994年、岩波書店）所収。後、坂野潤治『近代日本の国家構想』（1996年、岩波書店）に再録。
- <3> 吉野作造「善政主義と政争無用論を駁す」、『横浜貿易新報』1917年 4月14～16日、『吉野作造選集』3（1995年、岩波書店）所収、208～9頁。

### 第1章

- <1> 坂野潤治「政治的自由主義の挫折」、『日本通史』17（1994年、岩波書店）。
- <2> 『民情一新』、『福沢諭吉全集』5（1960年、岩波書店）、42～43頁。以下、『福沢諭吉全集』はこの年度版を使用し、『福全』と略記する。
- <3> 福沢諭吉「明治辛巳紀事」（1881年）、『福全』20。
- <4> 稲田正次『明治憲法成立史』上（1960年、有斐閣）、452～64頁。
- <5> 「大隈重信国会開設奏議」、江村栄一編『日本近代思想大系9・憲法構想』（1989年、岩波書店）、218～19頁。
- <6> 同前、220頁。
- <7> 吉野作造「鉄道次官の進退」（1926年）、同『古い政治の新しい観方』（1927年、生活文化研究会。みすず書房復刻版、1988年）、80～82頁。
- <8> 坂野潤治氏前掲「政治的自由主義の挫折」。ただ坂野氏の論稿では、福沢にこうした変遷を強いる「圧力」は何かということに関しては必ずしも分析の力点が置かれていない。本稿では、その「圧力」を主な考察の対象に取り上げてみたい。
- <9> 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（1992年、吉川弘文館）、187、334、350、351頁。
- <10> 伊藤之雄「初期議会期の自由党」、『近代日本の政党と官僚』（1991年、東京創元社）。
- <11> 坂野潤治『明治憲法体制の確立』。なお、この論点については、拙稿「明治憲法体制下における『政治的対立』と『政治的連合』」、『日本史研究』326（1989年）参照。

- <12> 『憲法義解』（岩波文庫）、112～4頁。
- <13> 「上奏不可」（『時事新報』1893年1月20日、『福全』136～45頁。以下、年月日の入った福沢の論説は特にことわらないかぎり『時事新報』のもの。
- <14> 「熟読即断」1893年2月5日、『福全』13、678頁。
- <15> 佐々木隆氏前掲書、1～6頁。
- <16> 『井上毅伝』史料篇第2（1968年、國學院大學図書館）、353～54頁。本意見書の該当部分は他筆になるものであるが、草稿の段階で井上毅が自筆の添削を加えており、井上の見解と見なしてさしつかえない。
- <17> 同前、347頁。
- <18> 前掲「上奏不可」、645頁。
- <19> 佐々木隆「明治二十五年の伊藤新党問題」、『日本歴史』486（1987年）。
- <20> 「藩閥寡人政府論」1882年6月8日、『福全』8、146頁。
- <21> 坂野潤治氏前掲「政治的自由主義の挫折」。
- <22> この点については、拙稿「支配イデオロギーとしての立憲主義思想の思惟構造とその帰結」、『日本史研究』322（1989年）、同「日本政党政治史論の再構成」、『国立歴史民俗博物館研究報告』36（1991年）を参照。
- <23> 「須らく新主義を唱う可し」1891年4月9日、『福全』13。「敢て当世の老政治家に望む」1891年7月2日、同前。
- <24> 『国会難局の由来』1892年6月、『福全』6。「連立内閣果して行ふ可らざるか」1892年12月27日、同前。
- <25> 「当局者大に奮発すべし」1898年6月、「政権の維持は政党に依るの他なし」同年6月12日、「政府党組織の好機会」同年6月17日、「経世家のこゝをを行ふべし」同年7月28日など（すべて『福全』16）。なお、福沢において元老一致内閣は連立内閣の結成を促す過渡的なものと位置づけられていたようである。また福沢は議会開設前の一時期、多数党形成の論理とリンクした責任内閣制の必要性を提唱しているが（「内閣責任の有無如何」1888年10月27日、「政府に於て国会の準備は如何」同年11月13日など、ともに『福全』11）、議会開設とともに「責任内閣も決して世論に適う者に非」ず、との思いから次第に元勳（元老）内閣（→連立内閣）へと傾斜していった。福沢の内閣論は「責任内閣制」への思いの強弱に少し差はあるが、伊藤博文のそれに歩調を同じくしている。福沢は後の隈板内閣には大きな期待をよせていない（「新内閣の内情易

からず」1898年 7月30日、「政府の基礎甚だ危険なり」同年8月3日、「政党の輩自ら憚るところを知る可し」同年 8月10日など、すべて『福全』16)。隈板内閣への限界認識から福沢は強力な政府党(を基礎にした内閣)の必要性を再認識したと思われる。

<26> この論点については前掲拙稿「明治憲法体制下における『政治的対立』と『政治的連合』」。

<27> 高橋秀直『日清戦争への道』(1995年、東京創元社)。

<28> 『兵論』1882年11月、『福全』5、338頁。

<29> 同前、335～36頁。

<30> 「求る所は唯国権拡張の一点のみ」1885年2月5日、『福全』10、211～12頁。

<31> 同前、211頁

<32> 「現政府の地位」1888年11月29日、『福全』11、571頁。

<33> 「東洋の政略果して如何せん」1882年12月7～12日、『福全』8。「明治一六年前途之望」1883年 1月 4日、同前。「国会準備の実手段」1889年4月26日～ 5月 6日、『福全』12。「地租軽減」1890年12月3～5日、同前。「新議会提出の議案に就て」1892年 3月23日、『福全』13。『地租論』1892年 6月、『福全』6、ほか。福沢は当初、酒税・たばこ税の増加を軍拡の財源として考慮しており、その構想は最後まで継続する。一時財源確保のために政費節減も主張したが(「節儉論」1887年 8月18～22日、『福全』11)、やがて民党の動向を意識しつつ、地租軽減・地価修正反対と酒税増加に力点を移していくことになった。

<34> 『時事小言』1881年9月、『福全』5、186～7頁。

<35> 坂野潤治『明治・思想の実像』(1977年、創文社)、32～4頁。

<36> 「朝鮮政略」1882年8月2～4日、『福全』8、255頁。

<37> 「日支韓三国の關係」1882年8月21～25日、同前、303頁。

<38> 同前、304～5頁。

<39> 「支那国論に質問す」1882年8月30日、『福全』8、313頁。

<40> 同前。および前掲「東洋の政略果して如何せん」(432頁)など甲申事変以前の福沢は朝鮮の独立援助論であった。甲申事変以後は朝鮮の独立は不可能という見通しを強調しはじめる(「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」1885年 8月13日、『福全』10など)。1891年段階に至って再び朝鮮独立論を提起しはじめるが(「一大英断を要す」1891年 7月19・20日、「朝鮮政略は他国と共にす可らず」同年 8月25日、ともに

『福全』13)、その要因について一般に予想されうる英露関係の緊張化にともなうロシア南下の脅威への対応ということに関しては、福沢はロシアと敵対関係に陥ることをいましめている。一方、天津条約の廃棄をめざす福沢は(「天津条約を廃棄すべし」1892年10月1日、同前)明確に清国への対抗意識をもっていたが、清・英の接近から英国と敵対関係に入ることの不利を予想してか、表面的にはこの時期の「独鮮独立論」のなかで直接の対清国非難を展開していない。

- <41> この点については坂野潤治氏前掲『明治・思想の実像』第1章第1節。
- <42> 「脱亜論」1885年3月19日、『福全』10、240頁。
- <43> 前掲『時事小言』、172頁。
- <44> 同前、187頁。
- <45> 坂野潤治氏前掲『明治・思想の実像』、9～10頁。
- <46> 前掲『兵論』、305頁。
- <47> 前掲「脱亜論」、240頁。
- <48> 高橋秀直氏前掲『日清戦争への道』
- <49> 前掲『時事小言』、184頁
- <50> 『文明論之概略』、1875年、『福全』4、209頁
- <51> 前掲「支那国論に質問す」、319頁。
- <52> 「戦争となれ必勝の算あり」1884年12月27日、『福全』10、161頁。
- <53> 「前途春如海」1885年1月2日、同前。坂野潤治氏は前掲『明治・思想の実像』のなかで、福沢の「アジア連帯論」や「脱亜論」も含めて日本のアジアへの膨張政策を正当化しうる「思想」なり「価値観」を「ついに見出すことができなかつた」(16頁)と述懐しておられる。そもそも他国を従属化もしくは圧伏することは、いかなる「思想」なり「価値観」をもってしても正当化できうるものではない、と言ってしまえばそれまでであるが、この点に関しては筆者も坂野氏とほぼ同感である。

ただ、本文中に述べたように、対朝鮮政策を清国への対抗の、清国への対抗を独立の手段と考えれば、少なくともそれら思想の根拠と意味には近づけるように思われる。ただし独立への願望といった契機は政論の場においては明示的には言説化されるものではないこと、さらには、自国の独立という目的のための手段として他国を圧伏することは、いかに福沢の論理をもってしても正当化できるものではなかつたため、その対外膨張論を最終的に正当化する「価値観」なり「思想」が見えてこないということ

に変わりはない。しかし筆者は、この点に関する最大の原因は、後に少しふれるように、福沢は独立の先に何を展望するのかということの重要性を認識しつつも、それに対する明示的な答えを保留せざるをえなかったために、独立を最終的な「価値観」として提起することには躊躇せざるをえなかったことにあるのではないかと考えている。

- <54> 前掲「戦争となれば必勝の算あり」、162頁。
- <55> 「非軍備拡充論者今如何」1885年1月29日、『福全』10、204頁。
- <56> 前掲注<33>参照。
- <57> 「求る所は唯国権拡張の一点のみ」1885年2月5日、『福全』10。
- <58> 前掲『文明論之概略』、207頁。
- <59> 同前、207～8頁。
- <60> 同前、208頁。
- <61> 例えば、「朝鮮の滅亡」をやや過激に予見し、「顧みて其国民の為には之を賀せんと欲す」とした論旨の『時事新報』社説（前掲注<40>「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」）は治安妨害のかどで発行停止を命ぜられた（『福全』10、328頁）。

## 第2章

- <1 > 「政権の維持は政党に依るの外なし」、『時事新報』1898年6月2日、『福全』16、381～82。なお、以下の福沢の引用のページ数は、特にことわらないかぎり右全集同巻による。
- <2 > 「政党内閣の初幕を開く可し」、『時事新報』1898年6月14日、348頁。
- <3 > 「政府党組織の好機会」、『時事新報』1898年6月17日、387～90頁。
- <4 > 「新党内閣の新色」、『時事新報』1898年6月29日、423頁。
- <5 > 「黨員輩は単に党内のみを見る可らず」、『時事新報』1898年8月14日、449～50頁。
- <6 > 「新政府は自から立脚の地を認む可し」、『時事新報』1898年7月7日、426頁。
- <7 > 同前、425頁。
- <8 > 「政党の輩自ら憚る所を知る可し」、『時事新報』1898年8月10日、447頁。
- <9 > 注<5>に同じ、450～51頁。
- <10> 「新内閣の内情易からず」、『時事新報』1898年7月30日、441頁。
- <11> 「責任内閣の実を明にす可し」、『時事新報』1898年9月4日、473～74頁。



- <12> 「伊藤氏の心事」、『時事新報』1898年7月9日、432頁。
- <13> 同前。
- <14> この点については坂野潤治氏前掲「政治的自由主義の挫折」参照。
- <15> 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻（1940年）第30編第4章。山本四郎『初期政友会の研究』（1975年、清文堂）第1章。
- <16> 山本四郎氏同前書第2章。
- <17> この点に関しては、坂野潤治『大正政変』1982年、ミネルヴァ書房）参照。
- <18> 三谷太一郎『日本政党政治の形成』（1967年、東京大学出版会）が最も代表的なものであろう。

### 第3章

- <1> 三谷太一郎『日本政党政治の形成』（1967年、東京大学出版会）。
- <2> ただし、坂野潤治氏は三谷氏が描かれた原敬の政治指導の様相は桂園時代のものというより、むしろ原内閣期のものと見なすべきであると指摘されている（坂野潤治氏前掲『大正政変』、7頁）。その点に関しては同感であるが、ここで筆者が問題にしたいのは、三谷氏のシェーマである。
- <3> 三谷太一郎「政党内閣期の条件」、中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』（1967年、東大出版会）所収、68～74頁。
- <4> 同前、74頁。
- <5> 美濃部達吉『日本憲法』第1巻（1921年、有斐閣）、410頁。
- <6> 原奎一郎編『原敬日記』第2巻<1908年3月26日>（1981年、福村出版）、300頁。  
以下『原敬日記』からの引用は、全て同版による。
- <7> 同前<1908年2月8日>、289頁。
- <8> 美濃部達吉『憲法講話』（1912年、有斐閣）、149～52頁。
- <9> 政党の行った地方利益誘導が造出した地域間格差に根ざす不満を重視して「政党政治」の崩壊までを展望する見解の代表的なものに、筒井正夫「『政党政治』確立期における地域支配構造」（1）～（4）、『彦根論叢』244、245、248、249（1987年6月、8月、1988年1月、3月）がある。なお、地方利益だけでなく、職能利益、階級利益など多様な利益要求の存在と政党政治の消長の関係を論理的に考察したものとして、鈴木

正幸「農村政治史研究の現状と課題」（伊藤正直・大門正克・鈴木正幸編『戦間期の日本農村』〈1988年、世界思想社〉所収）がある。

- <10> 原敬文書研究会編『原敬文書』第7巻（1987年、日本放送出版協会）、343頁。
- <11> 同前第10巻、155頁。
- <12> 『原敬日記』第2巻〈1909年10月14日〉、377頁。
- <13> 『政友』1917年10月、7頁。
- <14> 『原敬日記』第2巻〈1904年10月4日〉、111頁。
- <15> 『政友』1917年10月、9頁。
- <16> 会員には、岩崎久弥、井上準之助、池田成彬、高橋是清、団琢磨、安田善三郎、古河虎之助、三井八郎右衛門、住友吉左衛門等有力ブルジョアシー69名が名を連ね、その中から役員として会頭に渋沢栄一、委員に益田孝、大倉喜八郎、根津嘉一郎、加藤正義、村井吉兵衛、理事に吉池慶正が就任した（岡田知弘『日本資本主義と農村開発』〈1989年、法律文化社〉68頁）。
- <17> 『原敬日記』第3巻〈1913年7月27日〉、328頁。
- <18> 同前〈1913年9月22日〉、337頁。
- <19> 『原敬日記』第4巻〈1914年11月6日〉、62～3頁。
- <20> 『原敬日記』第3巻〈1913年10月28日〉、354頁。
- <21> 『原敬日記』第4巻〈1916年7月6日〉、190頁。
- <22> 『原敬日記』第5巻〈1919年2月28日〉、73～4頁。
- <23> 同前〈1919年3月6日〉、74～5頁。
- <24> 「臨時財政調査会資料」、山本義彦編『第一次大戦後経済・社会政策資料集』第1巻（1987年、柏書房）所収、170頁。
- <25> 同前、176頁。
- <26> 岡田知弘氏前掲『日本資本主義と農村問題』、70頁
- <27> 『原敬日記』第3巻〈1910年3月10日〉、12頁。
- <28> 「第四十三議会報告書」、『政友』1920年8月所収、25頁。
- <29> 「立憲政友会関西大会に於ける演説」〈1917年11月21日〉、原敬全集刊行会『原敬全集』下（1969年、原書房復刻版）、874頁。
- <30> 「郡制廃止ヲ可トスル理由付法令ニ依ル郡長職務ノ重ナル概目等」〈第一次内務大臣時代、1906～8年頃のものとして推定される〉、前掲『原敬文書』第7巻所収、471頁。

- <31> 同前、491頁。
- <32> 『原敬日記』第3巻<1912年11月11日>、261頁。
- <33> 同前<1912年11月16日>、262頁。
- <34> 同前<1912年11月26日>、267頁。
- <35> 同前<1912年11月30日>、269頁。
- <36> 同前<1912年12月1日>、269頁。
- <37> 『原敬日記』第5巻<1918年11月23日>、42頁。なお田中義一も朝鮮総督文官制の推進をめざした（同<1919年1月15日>、61頁）。
- <38> 高橋是清「内外国策私見」<1920年9月稿>、『小川平吉関係文書』2（1973年、みすず書房）所収。もっとも原は「山県の後援にて、今に時勢を悟ら」ない参謀本部の動向に嫌悪感をもっていたとはいえ、山県を刺激しないようにとの配慮からこの計画には極度に警戒的であり、むしろ高橋に「其主張を公表せざる様堅く之を戒め」ている（『原敬日記』5巻<1920年10月27日>、305頁）。原の本意は参謀本部の廃止ではなく、その改革であった。原は「参謀本部と衝突せば之を改革するに何の躊躇する所あるべきや」という覚悟は有していた（同<1920年8月10日>、270頁）。
- <39> 三谷太一郎氏前掲『日本政党政治の形成』第1部終章。
- <40> 美濃部達吉「選挙法改正問題に付て」、『国家学会雑誌』1912年3月、38頁。
- <41> 同「選挙法改正問題に付て（一）」、『法学協会雑誌』1914年9月、41頁。
- <42> 注<40>に同じ、25頁。
- <43> 注<41>に同じ、57～8頁。
- <44> この顛末については、美濃部達吉「剰余金支出論」、『法学協会雑誌』1915年6月、同『時事憲法問題批判』（1921年、法制時報社）所収、197～206頁。
- <45> 『憲法義解』（岩波文庫）、115頁。
- <46> 美濃部達吉「第三十六議会の責任支出問題」、『太陽』1915年9月（注<44>前掲書所収）、391頁。
- <47> 同「再び剰余金支出を論じて清水、市村、佐々木諸博士に答う」、『法学協会雑誌』1915年8月（注<44>前掲書所収）、272頁。
- <48> 同前、272～73頁。
- <49> 同前、280～81頁。
- <50> 同前、280頁。

<51> 注<44>前掲、「剰余金支出論」、225頁。

<52> 「はじめに」で上げた注<3>参照。

#### 第4章

<1> 坂野潤治氏前掲「政治的自由主義の挫折」ほか。

<2> 松尾尊尙氏の民衆運動への論及は数多いが、とりあえず『普通選挙制度成立史の研究』（1989年、岩波書店）をあげておく。

<3> 「民衆的示威運動を論ず」1914年4月、吉野作造『現代の政治』（1915年、実業之日本社）所収、28～9頁。なお本論稿は引用した箇所において『吉野作造選集』3（1995年、岩波書店）に所収のものとの間に若干の異同が存在するので、旧所収本から引用した。以下異同が確認できる論稿についてはこの措置に準じる。なお吉野の著作を引用する場合、初出の雑誌名については必要がないかぎり記さない。

<4> 同前、32頁。

<5> 三谷太一郎氏前掲『日本政党政治の形成』。

<6> 三谷太一郎『新版・大正デモクラシー論』（1995年、東京大学出版会）、第5・6・7章。

<7> 前掲「民衆的示威運動を論ず」、7～8頁。

<8> 例えば「貴族院改革問題」、『現代政治講話』（1926年、文化生活研究会）所収。

「枢府と内閣」、『大阪朝日新聞』1924年3～4月に掲載、後に吉野作造博士民主主義論集第3巻『日本政治の民主的改革』（1947年、新紀元社）に所収。

<9> 「大正政界の新傾向」1915年七月、注<3>前掲『現代の政治』所収、165～7頁。

<10> 同前、166～7頁。

<11> 「山本内閣の倒壊と大隈内閣の成立」1914年5月、注<3>前掲書所収、61頁。

<12> 同前、62～3頁。

<13> 同前、63頁。

<14> 同前、63～4頁。

<15> 「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」、吉野作造博士民主主義論集第1巻『民本主義論』（1947年、新紀元社）所収、88～9頁。

<16> 「政党の地盤政策を難ず」1919年1月、前掲『吉野作造選集』3所収。

<17> 前掲「山本内閣の倒壊と大隈内閣の成立」、63頁。

<18> 前掲「民衆的示威運動を論ず」、34～6頁。この点に注目した先駆的なものとして松本三之介「民本主義の歴史的形成」（『近代日本の政治と人間』、<1966年、創文社>に所収）がある。坂野潤治氏も基本的にこの見解を踏襲している（同氏「<解説>天皇制と共産主義に抗して」、前掲『吉野作造選集』3所収）。

これに対して筆者は、この点については段階区分が必要ではないかと考えている。後で述べるように、吉野はこうした代議制構想が自ら想定したように作動しないことをやがて自覚するとともに、普選論にも当初と異なった役割を与えていったように思われる。

<19> 前掲「大正政界の新傾向」、179頁。

<20> 「選挙権拡張論」1913年11月、前掲『吉野作造選集』3所収、10～16頁。

<21> 前掲「大正政界の新傾向」、181頁。

<22> 「寺内内閣の出現に対する儼正批判」1916年11月、前掲『吉野作造選集』3所収、166頁。

<23> 「議員選挙の道徳的意義」1914年3月、前掲『現代の政治』所収、112頁。

<24> 「日本に政党政治が行はれ得るか」、1915年8月、同前所収、186頁。

<25> 前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」、119頁。

<26> 前掲「山本内閣の倒壊と大隈内閣の成立」、66、77～9頁。なお吉野の第2次大隈内閣支持については、坂野潤治氏前掲「<解説>天皇制と共産主義に抗して」参照。

ただし吉野は、第2次大隈内閣成立を「我が憲政発達上喜ぶべき現象」と支持する一方で、その構成勢力である立憲同志会の体質、桂太郎の政治的態度については、疑義を抱いていたようである（「蘇峰先生著『時務一家言』を読む」1914年6～10月、前掲『吉野作造選集』3所収、77～81頁）。

<27> 前掲「議員選挙の道徳的意義」、113頁。

<28> 前掲「日本に政党政治が行はれ得るか」、208頁。

<29> 前掲「議員選挙の道徳的意義」112頁。

<30> 前掲「日本に政党政治が行はれ得るか」、190頁。

<31> 坂野潤治「明治憲法の三つの選択—超然主義、政党内閣主義、議会主義—」、『思想』750（1986年）。

<32> 坂野氏注<18>の「解説」参照。

<33> 前掲「議員選挙の道徳的意義」112頁、または「斯くの如き標準によって選挙せよ」

1917年3月、前掲『吉野作造選集』3、208頁。

- <34> 吉野においては民衆を党派に系列化しうるのは少数の政治的哲人とされていた。そしてその哲人と民衆を連結しうるものとして政党が重視されたことは「政党は即ち少数の哲人と多数の民衆とを有機的に連鎖する殆ど唯一の機関である」（「首相内相の論示を読む」1917年3月、前掲『吉野作造選集』3所収、194頁）という言に端的に示されている。
- <35> 三谷太一郎氏前掲『新版・大正デモクラシー論』第5章。
- <36> 前掲「日本に政党政治が行はれ得るか」、186～90頁。
- <37> 同前、207頁。
- <38> 同前、195頁。
- <39> 『我が国無産政党の辿るべき道』（文化生活研究会、1927年）、『吉野作造選集』2所収、203頁。
- <40> 同前、200頁。
- <41> 前掲「日本に政党政治が行はれ得るか」、210～14頁。
- <42> 「官吏の立候補」1924年2月、吉野作造『現代政治講話』（1926年、文化生活研究会）所収、53～9頁。
- <43> 「民本主義の本義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」1918年1月、『吉野作造選集』2所収、113頁。
- <44> 前掲注<22>「寺内内閣の出現に対する儼正批判」、164～65頁。
- <45> 『現代政治思潮』（1928—29年、岩波書店）、『吉野作造選集』1所収、348～49頁。
- <46> 「現内閣の運命を決すべき転機」1921年1月、前掲『吉野作造選集』3所収、321頁。
- <47> 清水靖久「<解説>吉野作造の国家観」、『吉野作造選集』1所収。
- <48> 前掲注<43>「民本主義の本義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」、120～22頁。
- <49> 「国家中心主義個人中心主義二思想の対立・衝突・調和」1916年9月、前掲『吉野作造選集』1所収、145～47頁。
- <50> 前掲「民衆的示威運動を論ず」、21～2頁。もちろん吉野のこうした普選論支持の根拠は政友会の利益誘導批判を念頭に置いたものであるが、第2次大隈内閣成立以後においては「…余は新しき政府党に向って、政友会と異れる地盤に立脚地を開拓せんことを勧告したい。換言すれば、此の際多数国民の興望せる普通選挙制を断行して新

に選挙権を得べき者の間に其の立場を開拓せんことを勧告したい。選挙法を今日の儘に放任して、政友会と同一の地盤を争うのでは恐らく政友会を凌駕することが至難であらう」（前掲「山本内閣の倒壊と大隈内閣の成立」、79頁、傍丸原文）というように、より直接的に非政友三派の地盤確立、第2次大隈内閣の地位安定への目論みを鮮明にしていく。

これとともに二大政党制論も単なるシステム論ではなく、非政友三派の地位を安定化し、政友会への恒常的対抗勢力に据えることを正当化しようとしたものであったといえる。それは後に吉野の政治理念と相容れない政友本党と吉野の立場に近い憲政会の提携をも「提携の動機と其後の行動」には「大に吾人の非難に値するもの」としつつも、「両党提携して議会に多数を作り以て政局の安定をはかるといふは、それ自身咎むべきことではない」（「憲本提携の批判」1927年4月、『現代憲政の運用』<1930年。1988年再版、みすず書房>所収、50～52頁）と弁護し、政友会への有効な対抗勢力の確立（→二大政党制の成立）として期待したことにまで一貫していた。

吉野においては、こうした現実的思惑と、政治システム上の理想として二大政党制の定着を願望する意識とは分かちがたく混淆していた。

- <51> 前掲「選挙権拡張論」、10～16頁。
- <52> 前掲「憲政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず」、86～91頁。
- <53> 「新内閣に対する期待」1924年7月、『吉野作造選集』4所収、85頁。
- <54> 「売国民的陰謀を排す」1924年5月、前掲『現代政治講話』所収、109頁。
- <55> 同前、110頁。
- <56> 同前、111頁。
- <57> 前掲注<53>「新内閣に対する期待」、83～4頁。
- <58> 「護憲運動批判」1924年2月、前掲『現代政治講話』所収、37頁。
- <59> 「第二次加藤内閣の出現」1925年9月、『吉野作造選集』4所収、99頁。
- <60> 「農村振興策」1925年1月、前掲『現代政治講話』、153頁。
- <61> 「私共から観た今日の政界」1923年6月、同上、443頁。
- <62> 「愚劣なる政黨員の好標本」1926年9月、『古い政治の新しい観方』（1927年、文化生活研究会。復刻版1988年、みすず書房）、392～93頁。
- <63> 「東京市政の紛擾に現れたる我国政界の缺陷」1928年1月、前掲『現代憲政の運用』、394～6頁。

- <64> 「府県会議員選挙の跡を見て」1927年11月、『吉野作造選集』4所収。
- <65> 前掲「東京市政の紛擾に現れたる我国政界の缺陷」、397頁。
- <66> 前掲「府県会議員選挙の跡を見て」、105頁。
- <67> 吉野の貴族的民衆政治論（代議制論）に対する松本三之介氏前掲注<18>論文の捉え方はたしかに先駆的な卓見であるが、筆者は吉野がこうした代議制に期待をつないだのは厳密には1920年前半期位までではないかと考えている。
- もちろんこれ以降も吉野は普選論を唱えつづけるわけであるが、すでに「…下層階級と上層階級との相互的交渉を巧みに造るものは、即ち政党である」という言に象徴されるような、政党を媒介に世論と施政を調和させた政治空間をつくり上げようという期待は失せて、普選を活用しつつも限定した政治空間のなかに政界刷新の気運を吸収して、政界に対する外在的な圧力を高めようとする方向に転化したのではないであろうか。
- この世論を施政から隔離しつつも、その限定された範囲に世論をより直接的に反映させることによって施政への直接的な作用性の増進をめざすという方向への吉野の一見急進化にも見える転換は、明らかに代議制への失望に発したものであり、旧来の民本主義からの離脱ともいえるものであった。
- <68> 筆者はこの点から、三谷太一郎氏前掲『新版・大正デモクラシー論』で述べられている吉野のアマチュアリズムに対する見解は、若干修正の余地があるのではないかと考えている。
- <69> 「現代政界内面観」1922年6月、『吉野作造選集』4所収、31頁。
- <70> 前掲注<33>「斯くの如き標準によって選挙せよ」、202頁。
- <71> 「加藤内閣存立の根拠」1922年7月、35頁、ほかに「最近政変批判」1922年7月、「憲政常道論と山本内閣の使命」1923年10月、など。すべて『吉野作造選集』4所収。
- <72> 「政論解決の主役は誰か」1925年1月、前掲『現代政治講話』所収、153頁。
- <73> 「政界革新論」1922年5月、『吉野作造選集』4所収、18頁。
- <74> 「議会に於ける三党の懸引」1925年12月、前掲『現代政治講話』所収、189～90頁。
- <75> 「無産政党問題に対する吾人の態度」1925年10月、『吉野作造選集』10, 166～67頁。
- <76> 「我が国無産政党の迎るべき途」1927年1月、『吉野作造選集』2所収、191頁。
- <77> 「既成政党の関心事」1926年11月、吉野作造『日本無産政党論』（1926年、一元社。復刻1988年、みすず書房）所収、272頁。



- <78> 前掲「我が国無産政党的の迎るべき途」、234～36頁。
- <79> 「加藤首相の死から若槻内閣の成立まで」1926年 3月、前掲『古い政治の新しい観方』、30頁。
- <80> 同前、36頁。
- <81> 「加藤没後の政界」1926年3月、『吉野作造選集』4所収、140頁。
- <82> 吉野の憲本提携批判については、「憲本提携の批判」1927年 4月、前掲『現代憲政の運用』所収、50～52頁。
- <83> 「無産党議員に対する国民の期待」1928年4月、『吉野作造選集』10所収、237～38頁。
- <84> これらについては、「英国炭坑争議と我国小作問題」、同前書所収、207～11頁。

## 第5章

- <1> 「産業立国策の遂行と海外発展」、『田中義一文書』（国立国会図書館蔵）所収。1926年頃のものとして推定される。
- <2> 山本条太郎「満蒙は経済的自由の天地」<1927年7月9日>、山本条太郎翁伝記編集会『山本条太郎』論策2（1982年、原書房復刻版）。
- <3> 『密大日記』1927年一⑥（防衛庁戦史部図書館蔵）。
- <4> 金子文夫『近代日本における対満州投資の研究』（1991年、近藤出版社）、308頁。
- <5> 『政友』1926年2月、3～4頁。小川平吉「禍根を貽した対満政策」（同1926年3月）、3～4頁。「第五十一帝国議会報告書」（同1926年5月）、2～4頁、など。
- <6> 「上原勇作宛鈴木貞一書翰」<1926年9月12日、1928年3月 8日>、上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』（1976年、東大出版会）、232頁、237頁。「上原勇作宛本庄繁書翰」<1925年7月14日>、同、435～36頁、など。
- <7> 「在奉天吉田総領事ノ北支時局ニ関スル意見」<1927年 6月上旬>、外務省編『日本外交文書』昭和期 I 第 1部第 1巻（1989年）、59～61頁。又、関東軍司令部「対満政策に関する意見」<1927年6月1日>（『密大日記』1927年一④）にみられるように関東軍も同様の方針であった。さらに山本条太郎もこうした流れに含まれると考えられる（「支那時局に対する報告覚書」、前掲『山本条太郎伝』論策 2、517～18頁）。
- <8> 山本条太郎『経済国家の提唱』（1930年、日本評論社）、81～87頁。
- <9> 小路田泰直「田中義一内閣と『地方分権』論—政党内閣の成立と崩壊—」（『歴史

学研究』558号<1986年>、後、同氏『日本近代都市史研究序説』<1911年、柏書房>に所収)。金澤史男「両税委譲論展開過程の研究—1920年代における経済政策の特質—」、東京大学『社会科学研究』36巻1号<1984年>。

- <10> 三土忠造「地租委譲法案提案の理由」、『政友』1926年3月、21頁。
- <11> 「臨時財政経済調査会要覧」<第3号>、第3章注<24>前掲『第1次大戦後経済・社会政策資料集』第1巻所収。
- <12> 小川平吉「明治四十四年九月建言大綱」<写>、小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』2(1973年、みすず書房)所収。
- <13> 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」はこうした見解をとる(同論文第3章第2節、『国家学会雑誌』93巻11号<1980年>)。
- <14> 『田中義一伝』下(1981年、原書房復刻版)、607~8頁。
- <15> 同前、609~10頁。
- <16> 『政友』1925年6月、10頁。
- <17> 同前1926年5月、19頁。
- <18> 同前1927年9月、2頁。
- <19> 「第二回行政制度審議会幹事会議事録」<1927年7月2日>、『行政制度審議会書類』(国立公文書館蔵)所収。
- <20> 『政友』1927年11月、12頁。
- <21> 小路田泰直氏注<9>前掲論文。
- <22> 「第二回行政制度審議会委員会議事録」<1927年8月3日>の中に含まれる「幹事調査書第一号、州庁設置に関する件」(前掲『行政制度審議会書類』所収)参照。
- <23> 安井英二「地方自治の動き」、『期民』1928年4月、18頁。
- <24> 兩宮昭一氏の示唆による。
- <25> 「地租委譲論と自作農地創設案」1927年12月、前掲『現代憲政の運用』所収、124頁。
- <26> 「現代政局の展望」1929年2月、『吉野作造選集』4所収、252頁。
- <27> 伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』(1987年、山川出版社)第2部第1章。
- <28> 内政史研究会『松本学史談話第三回速記録』(1967年)、86頁。もしくは『同第五回速記録』、30頁。
- <29> 「上原勇作宛武藤信義書翰」<1927年4月25日>、前掲『上原勇作関係文書』所収、546頁。木戸日記研究会・日本近代史料研究会『鈴木貞一氏第二回談話速記録』(196

3年、東大出版会)、52、68頁、『同第七回談話速記録』、305頁。陸軍も当時、主要仮想敵国をロシアに設定していた(『同第一二回速記録』、222~225頁、297頁)。木曜会における東条英機中佐の報告(1928年3月1日第5回「木曜会記事」、『同第一三回談話速記録』、378頁)、など。

- <30> 「上原勇作宛鈴木貞一書翰」<1926年 9月12日>、前掲『上原勇作関係文書』所収、231~232頁。
- <31> 小川平吉「昭和四年一月日誌」、『小川平吉関係文書』1所収、264~265頁。
- <32> 前掲『日本外交文書』昭和期Ⅰ第1部第1巻、34~38頁。
- <33> 1928年5月4日「関東軍司令官発陸軍大臣宛電報」(『陸支密大日記』1928年一④<防衛庁戦史部図書館蔵>)、支那駐屯軍司令部「極秘・昭和三年支那事変に於ける支那駐屯軍行動詳報」(『陸支密大日記』1928年一⑥)。又、現地居留法人も済南事件の解決について強硬手段の行使を要望していた(例えば、1928年5月9日「南満州地方委員連合会発陸軍大臣宛電報」、同年5月12日「上海日本商業会議所発陸軍大臣白川義則宛電報」、ともに『陸支普大日記』1928年一③<防衛庁戦史部図書館蔵>所収)。
- <34> 「次官より関東軍参謀長へ電報」(『陸支密大日記』1928年一④、もしくは同年一⑦)。
- <35> 「出兵禍再現」1928年6月、前掲『現代憲政の運用』所収、444~45頁。
- <36> 「支那出兵に就て」1927年7月、同前書所収、425頁。
- <37> 三谷太一郎氏前掲『日本政党政治の形成』第2部。
- <38> 田中内閣当時、参謀本部作戦課員であった陸軍の鈴木貞一は後年、当時の大陸政策について「…満州に非常なインタレストを持っているものと支那本土にインタレストを持っているものとのいわゆる対中国政策というものに非常な隔りがあるのですよ。それは、満州は満州独自に固めて、他の勢力を排撃しようという考え、それから今度はこっちのほうは、満州なんかはなくしても支那本土というものに対する対日感情を良くして、そうして経済的なインタレストを確保しようという、こういう二つの流れがずっと動いてやっているわけだ」と二潮流があったことを回顧しているが(前掲『鈴木貞一氏談話第六回速記録』、288頁)、民政党の大陸政策は後者の傾向が強かった。
- <39> 「衆議院議員選挙革正審議会幹事会記録」(国立公文書館所蔵の『衆議院議員選挙革正審議会書類』所収)の1930年1月21日現在の「職員名簿」による。
- <40> 「会議日誌」(同前所収)。
- <41> 「衆議院議員選挙革正審議会第八回第一特別委員会議事速記録」<1930年9月19日>

(国立公文書館蔵)。

- <42> 「大隈重信憲法意見書」のなかの第三項「政党官ト永久官ヲ分別スル事」の主旨はこれにあたる(『岩倉公実記』下巻<1968年、原書房>、708~710頁。稲田正次『明治憲法成立史』上巻<1960年、有斐閣>、460~462頁、を参照)。この方針は、イギリスの議院内閣制に準拠したものであり、むしろ議院内閣制の通常の形態と理解されるものであった。
- <43> 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(1971年、東大出版会)。なおこの論点については前掲拙稿「明治憲法体制下における『政治的対立』と『政治的連合』」を参照。
- <44> 「衆議院議員選挙革正審議会第一〇回第一特別委員会議事速記録」<1930年10月3日>。
- <45> 同前。
- <46> 「第一特別委員会比例代表制ニ関スル小委員会議事録」に収録されている「第三回比例代表制度ニ関スル小委員会議事録」<10年12月19日>。
- <47> これらの動きについてより詳しくは伊藤隆『昭和初期政治史研究』(1969年、東大出版会)参照。
- <48> この点については拙稿「一九三〇年代における『反既成政党勢力』の消長に関する一考察」、『日本史研究』304(1987年)を参照。
- <49> 伊藤之雄氏前掲書。なおこの論点については同書に対する筆者の書評も参照(『日本史研究』333号、1990年)。
- <50> 「支那と日本」1930年1月、『吉野作造博士民主主義論集第六巻 日華国交論』(1946年、新紀元社)、154頁。
- <51> 「国家思想に関する近時の論調について」1922年7月、『吉野作造選集』4所収、46頁。
- <52> 「大都市に於ける選挙」1926年8月、前掲『古い政治の新しい観方』所収、204頁。
- <53> 「衆議院議員選挙革正審議会第一〇回第一特別委員会議事速記録」<1930年10月3日>、前掲『衆議院議員選挙制度革正審議会書類』所収。
- <54> 「同第六回第一特別委員会議事速記録」<1930年7月25日>、同前所収。
- <55> マックス・ウェーバー(中村貞二・山田高生訳)「新秩序ドイツの議会と政府」(『世界の大思想・ウェーバー政治・社会論集』<1973年、河出書房>所収)、343頁。
- <56> 注<46>「第三回比例代表制度ニ関スル小委員会議事録」、参照。比例代表制につい

ては、小路田泰直「両大戦間期の政党と官僚」、『日本史研究』281<1986年>、130～33頁、第1章注<22>拙稿「支配イデオロギーとしての立憲主義思想の思惟構造とその帰結」を参照。

- <57> 「民族と階級と戦争」1932年1月、前掲『吉野作造選集』9所収。
- <58> 「政界の回顧と展望」1932年12月、前掲『吉野作造選集』4所収、362頁。
- <59> 「議会から見た政局の波瀾」1933年1月、同前書所収、374頁。
- <60> 同前、376頁。
- <61> 代表的なものに、伊藤隆『大正期「革新」派の成立』（1978年、塙書房）。
- <62> 最近の代表的なものに、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』（1995年、東京大学出版会）など。
- <63> H・スミス（松尾尊允・森史子訳）『新人会の研究』（1978年、東京大学出版会）。

## 第6章

- <1> 蠟山政道『日本政治動向論』（1933年、高陽書院）、2～3頁。同書については以下『動向論』と略する。
- <2> 蠟山「国家予算の統制者は誰か」1929年11月、『動向論』所収、241頁。
- <3> 同「憲政の常道とは?」、『婦人之友』1929年8月、93頁。
- <4> 同前。
- <5> 同「選挙制度の政治的意義と区制問題の重要性」1930年3月、『動向論』所収、402頁。
- <6> 同「議会を如何に改造すべきか」、『改造』1931年5月、29頁。
- <7> 同「議会制度をめぐる行動者と傍観者」1930年3月、『動向論』所収、311頁。なお蠟山は「デモクラシーの再考察」（『中央公論』1928年1月、47～8頁）において、ロシアのプロレタリア独裁とイタリアのファシズム独裁に共通する特質として、「選挙権の拡張というデモクラシーの原理に立ちながら、組織されたる少数の専制を可能ならしむる」など、「デモクラシーを肯定しつつ、デモクラシーと異なる原理を加味」した点を上げている。
- <8> この点については、松本三之介氏第4章注<18>前掲「民本主義の歴史的形成」、および坂野潤治氏前掲「<解説>天皇制と共産主義に抗して」参照。
- <9> 蠟山「我国に於けるデモクラシーの諸制度」1925年1月、『動向論』所収、93～4頁。

- <10> 同「総選挙を前にせる英国」、『改造』1929年1月、57頁。
- <11> 同「総選挙に対する政党と大衆」、『改造』1930年1月、174頁。
- <12> 同「無産政党の現状批判」1930年1月、『動向論』所収、198頁。
- <13> 同前書、199～200頁。
- <14> 蠟山前掲注<6>論文、30頁。
- <15> 以上の「新たなる中産階級」については、蠟山「政党と議会」、『文芸春秋』1931年2月、183～4頁を参照。
- <16> 同前、183頁。
- <17> 蠟山「普通選挙の真意義」1928年2月、『動向論』所収、276頁。
- <18> 同「普選第二次総選挙の跡を顧みて」1930年2月、同前書所収、286～7頁。
- <19> 同前、288頁。
- <20> 蠟山「特別議会に現はれた論争」1930年5月、同前書所収、251頁。
- <21> 蠟山前掲注<11>論文、177頁。
- <22> 蠟山前掲注<17>論文、276頁。
- <23> 同「英国労働党は何故惨敗したか」1931年11月、『動向論』所収、445頁。
- <24> 同前、445頁。
- <25> 蠟山の小選挙区制支持については、前掲注<5>論文（407～8頁）、限定的な比例代表制支持への転換については前掲注<15>論文（196頁）参照。
- <26> 蠟山「総選挙後の英国労働党と世界経済」1931年12月、『動向論』所収、454頁。
- <27> 同前、455頁。
- <28> 同前、455頁。
- <29> 同前、455～6頁。
- <30> 蠟山「協力内閣問題」、『文芸春秋』1931年1月、223頁。
- <31> 同「『抜本塞源』より『国策氾濫』へ」、『文芸春秋』1936年8月、73頁。
- <32> 蠟山が想定していた党派の対立構図を構成する勢力は3党であり、厳密に言えば二大政党制というより二大勢力区画とでも言うべきであるが、既成政党vs社会大衆党という対立図式は二大政党制として構想されていた。さらに、本文中に記したように、蠟山は政友会、民政党の両既成政党が合同する可能性も現実に想定していた。
- したがって、実質的な二大政党制構想と位置付ける事が可能である。
- <33> 同「非常時下の政治を顧みて」、『文芸春秋』1932年12月、184頁。

- <34> 同「『自力更生』の背後にあるもの」、『文芸春秋』1932年9月、122～23頁。
- <35> 橋本清之介「議会政治の改革（私）案」、『国維』1932年6月1日。なお新官僚については、拙稿「『政党政治』革正と新官僚」、『国立歴史民俗博物館研究報告』39（1992年）参照。
- <36> 有泉貞夫「昭和恐慌前後の地方政治状況——一九二九～一九三四年」、『年報・近代日本研究 6—政党内閣の成立と崩壊』（1984年、山川出版社）所収。
- <37> 京都府会事務局編『京都府会史・昭和時代総説』（1954年）、257頁。
- <38> 同前、273～4頁。または『大阪朝日新聞<京都版>』（以下『大朝<京>』と略）、1932年9月21日。
- <39> 同前、279頁。
- <40> 『昭和七年九月京都府臨時府会会議録』（京都府立総合資料館蔵）、37頁。
- <41> 同前、173頁。
- <42> 『大朝<京>』、1932年9月21日。
- <43> 同前、1932年9月25日。
- <44> 同前、1932年9月23日。
- <45> 同前。
- <46> 同前、1932年9月27日。
- <47> 前掲『京都府会史』、280～1頁。または『昭和七年京都府通常府会会議録』、175～6頁。
- <48> 『大朝<京>』、1932年12月14日。
- <49> 前掲『京都府会史』、278～9頁。または、『京都日出新聞』（以下『日出』と略）、1934年9月24日。
- <50> 『日出』、1934年10月2日。
- <51> 『大朝<京>』、1934年9月26日。
- <52> 同前、1934年9月28日。
- <53> 同前、1934年10月2日。
- <54> 『日出』、1934年11月14日、29日夕刊。
- <55> 『大朝<京>』、1934年10月30日。
- <56> 『日出』、1934年11月14日。
- <57> 同前、1934年11月15日。
- <58> 同前、1934年12月22日夕刊。

- <59> 第2次災害の被害復興のための大蔵省からの国庫補助引き出しについては、大蔵省が前回以上に強硬であったために、最終的に200万円の復活承認、加茂川改修6割4分、高野川改修5割の援助が認められたのは1936年4月26日、実に災害から9ヶ月を要した。そこに至るまで情勢は二転三転し、その都度市当局は希望と落胆をくり返さなければならなかった。その状況報告は『日出』にその度毎に掲載されるわけであるが、枚数の関係上その全貌の詳述は不可能である。重要なことは、今回こういった強硬姿勢の大蔵省から譲歩を引き出し得たのは、内務省の圧力の功績であり、運動の過程においても内務省の主導権が決定的に大きかったことである。
- <60> 『日出』、1934年11月20日。
- <61> 同前、1935年1月15日。
- <62> 『大朝<京>』、1934年10月2日。
- <63> 『日出』、1935年7月2日夕刊。また『京都府庁文書』の「昭和十年度水害に依る府税その他減免一件」の中には、学区民や共同組合、雇仲居置屋業組合などから鈴木京都府知事宛に出された減税嘆願の「陳情書」（連名）と京都商工会議所から鈴木知事に宛てた府税減免要求の「建議書」が収録されている。このことは、第2次災害が市内の中小商工業者に与えた打撃の大きさを物語っている。
- <64> 『日出』、1935年3月26日。
- <65> 前掲第5章注<48>拙稿「一九三〇年代における『反既成政党勢力』の消長に関する一考察」。
- <66> 美濃部達吉「政党政治の将来」、同『議会政治の検討』（1934年、日本評論社）所収、72～6頁。
- <67> 上杉慎吉「国体と憲法の運用」、星島二郎編『（上杉博士対美濃部博士）最近憲法論』（1913年、実業之日本社）所収、283頁。
- <68> 前掲第1章注<22>拙稿「支配イデオロギーとしての立憲主義思想の思惟構造とその帰結」。
- <69> 美濃部達吉「非常時日本と国難打開」、『中央公論』1933年1月、57～8頁。
- <70> 同「政治疑獄と内閣制度の将来」、『改造』1934年7月、62頁。
- <71> 頼母木桂吉（立憲民政党主任総務）「恒久的根本国策の樹立」、『民政』1935年7月、20頁。
- <72> 富田幸次郎（立憲民政党常任顧問）「国策の遂行と政府の決心」、同前1935年8月、8～9頁。



政友会の側はこれに対して、「責任内閣制を紊り…ファッション的な内閣審議會を設ける必要もあるまい」（浜田国松〈衆議院議長〉「内閣審議會と議會制度に就て」、『政友』1935年6月、16頁）と批判した。民政党を攻撃するための便法という側面が大きいとはいえ、これまで述べてきたように元来 議會に対する 責任内閣制への関心が薄かった政友会が、こうした根拠に立って内閣審議會の適性判断を行っているのは皮肉としか言いようがない。

- <73> 坂野潤治「政党政治の崩壊」、坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』（1985年、山川出版社）所収。
- <74> 同「議會政治は何処へ行く」1931年、『動向論』所収、339頁。
- <75> 麻生久「日本はどうなる」、『經濟往来』1932年4月、36頁。
- <76> 麻生「滿州事変及五・一五事件の批判と国家革新の指導精神」（二）、『解放』1934年10月、および同「陸軍のパンフレットに就て」、『社会大衆新聞』1934年10月28日。
- <77> 同前、25頁。
- <78> 麻生「国家革新に於ける現在の段階と無産運動の使命」、『解放』1935年7月、麻生久伝』（1958年、麻生久伝刊行委員会）所収、529頁
- <79> 同前、523頁。
- <80> 麻生「滿州事変及五・一五事件の批判と国家革新の指導精神」（一）、『解放』1934年10月1日、28～30頁。
- <81> 蠟山のナショナル・デモクラシー論については「我が外交原則の諸問題」、『外交時報』704（1934年）などを参照。
- <82> この点については、小林啓治「戦間期の国際秩序認識と東亜協同体論の形成—蠟山政道の国際政治論を中心として—」、『日本史研究』424（1997年）。酒井哲哉「『東亜協同体論』から『近代化論』へ」、『年報・政治学—日本外交におけるアジア主義—』（1998年、岩波書店）、などを参照。
- <83> 蠟山の外交政策論全般についての詳述は枚数の関係上今回はできない。別の機会を期したい。
- <84> 麻生「滿州事変及五・一五事件の批判と国家革新の指導精神」（三）、『解放』1934年10月、23頁。
- <85> この点に関しては、坂野潤治氏前掲「政党政治の崩壊」。
- <86> 蠟山「ニュー・ディールの全貌を観る」、『經濟往来』1935年3月、23頁。

- <87> 同「統制経済と社会的技術」、『セルパン』1935年5、2頁。
- <88> 同「政治の停頓を打開する政党」、『日本評論』1936年2月、41頁。
- <89> 同前、44頁。
- <90> 例えば、麻生久『革新政綱外観』（1936年、人文社）などを参照。
- <91> 1936、7年の総選挙については、栗屋憲太郎「一九三六、七年総選挙について」、『日本史研究』146（1974年）、のち同氏『一五年戦争期の政治と社会』（1995年、大月書店）に所収。前掲拙稿「一九三〇年代における『反既成政党勢力』の消長に関する一考察」を参照。
- <92> 蠟山政道『職能国家の道程』（1936年、新日本同盟）、2頁。
- <93> 同前、23～5頁。
- <94> 同前、18～9頁。
- <95> 蠟山「時局の誘いと社大党の使命」、『日本評論』1937年6月、78～9頁。
- <96> 同前、79頁。
- <97> 例えば、これより少し前に蠟山は美濃部達吉の円卓巨頭会議構想にも類した構想を提起している（同「新国民生活と議会政治—国民的大評定の時期—」、『セルパン』1937年2月）。この点、議会への不信の深化に連動して蠟山の側にも動揺が見られる。美濃部の円卓巨頭会議構想については、坂野潤治氏前掲注<73>論文、および、第1章の注<22>で上げた拙稿参照。
- <98> 前掲注<95>論文、80頁。
- <99> 「昭和九年度の予算に対する態度」（『社会大衆新聞』、1933年11月5日）。一方でこういった「大衆インフレ」政策を提唱し、他方で、軍事費削減を前提とした大衆課税軽減を要求することは明らかに矛盾であった。こういった矛盾を強行せざるを得なかったのは、拡大しつつあった党の支持層の利益への配慮を強要されたためであろうが、いずれにしる社大党への急速な支持の拡大は、こういった矛盾の上に立脚していたことは注意しておかなければならない。
- <100> 第19回・20回総選挙における社大党の躍進と国民の期待との関係を考察する場合、一応、社大党が「ファッショ」として糾弾している対象を明確にする必要がある。社大党が「ファッショ排撃」という場合、「ファッショ」として糾弾されているものは、軍部・官僚を主体とする当時の支配機構もしくは勢力である場合と、一連の急進ファシズム運動である場合が存在した。前者の場合、社大党の「反ファッショ」闘争はそ

ういった当時の支配勢力の打ち出す諸政策への対抗、具体的には大部分が国民の経済的利益擁護闘争に力点が置かれた。「勤労議会政治」構想はそれを実現するための拠点確保であって、決して議会政治の復権に重点が置かれていたのではない。また、後者の場合も、「五・一五事件を急迫せる農民の絶望の表現として理解するのでなければ、その歴史的意義を汲みとることは不可能である」（麻生久「革新期日本の展望」、『改造』1937年6月号）というように、そういった急進ファシズム運動勃発の真因が国民の貧窮化にあるという認識を持っていたかぎり、その再発防止策としては、国民の経済的利益擁護要求が中心とならざるをえなかった。

要するに、社大党の「反ファッショ」闘争の内容は、かなりの部分が国民の経済的利益擁護闘争に解消されるものであった。

そこで重要なことは、こういった国民の経済的利益を重視する立場がどのような意味を持つかということであるが、たしかに「我党の党是は、国民生活の安定を基本とする国内改革の断行である。（中略）我々の考え方によれば、あらゆる問題の解決は、突きつめたところここに帰着するのである」（麻生久「まづ国内改革の断行へ」、

『文芸春秋』1937年6月）と国民の経済的利益擁護至上主義の立場を鮮明に打ち出したことが、馬場・結城両財政政策への痛打となったことは間違いない。従来の研究（例えば、粟屋憲太郎氏前掲注<91>「一九三六、三七年総選挙について」）は、社大党に込めた国民の期待の多義性を前提としながらも、一応反ファッショへの期待である一面を重視している。しかしながら著者は、社大党のいう「反ファッショ」の内容が右の様なものであったかぎり、それは「反ファッショ」ではあっても、反戦の論理としては機能せず、むしろ日中戦争の既成事実化の下では戦争支持の論理に転化する側面を内蔵していた点をこそ強調する必要があると考える。

<101> 『日出』、1937年8月21日。

<102> 『京都経済月報』1937年12月号、61頁。

<103> 同前、68頁。

<104> 同前1938年11月号、8頁。1939年1月号、7～8頁。同年4月号、37頁、など。

<105> 『昭和一三年京都市会会議録』（京都府立総合資料館蔵）、344～5頁。

<106> 『社会大衆新聞』1938年1月30日。

<107> 『（明治以降）京都貿易史』（京都貿易協会編、1963年）、459～60頁。

<108> 前掲拙稿「一九三〇年代における『反既成政党勢力』の消長に関する一考察」。

- <109> 蠟山政道「外交刷新と国内新体制」、『文芸春秋』1940年9月、55～6頁。
- <110> 近衛新体制の詳細については、伊藤隆「『挙国一致』内閣期の政界再編成問題」(1～3)、『社会科学研究』24-1、25-4、27-2、1972～75年。同『近衛新体制』(1983年、中央公論社)。日本政治学会『年報政治学1972・「近衛新体制」の研究』(1972年、岩波書店)。赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』(1984年、岩波書店)を参照。
- <111> 蠟山「世界秩序と支那事変」、『外交時報』794(1938年)63頁。
- <112> 同前、64頁。
- <113> 同前、64頁。
- <114> 蠟山と昭和研究会の関係については、昭和同人会編『昭和研究会』(1966年、経済往来社)、酒井三郎『昭和研究会』(1992年、中央公論社)などを参照。
- <115> 昭和研究会「一般外交委員会第四回会合要録」<1937年11月9日>、『昭和社会経済史料集成』4(1982年、大東文化大学東洋研究所)所収、320頁。
- <116> 同前、327頁。
- <117> 昭和研究会外交委員会スタッフ会「漢口陥落ノ現段階ニ於テ実行ニ移スベキ帝国外交方策プラン」<1938年11月10日>、『昭和社会経済史料集成』6、366頁。
- <118> 麻生「支那事変と日本の大衆」、『文芸春秋』1939年10月、69頁。
- <119> 河野密「長期建設下の諸問題」、『ダイヤモンド』1938年11月1日、25頁。
- <120> 河野「長期建設への道」、『日本評論』1938年12月、119頁。
- <121> 前掲注<118>論文、69～70頁。
- <122> 排英運動については、永井和「一九三九年の排英運動」、『年報近代日本研究 5 昭和期の社会運動』(1983年、山川出版社)所収を参照。
- <123> これらの論点については、前掲第5章注<48>の拙稿を参照。
- <124> 例えば、昭和研究会事務局「日本経済再編成試案」<1940年>、前掲『昭和社会経済史料集成』10所収、など。
- <125> 昭和研究会のブロック経済論については、同研究会の同テーマ研究をまとめた『ブロック経済に関する研究』(1939年、生活社)を参照。
- <126> 蠟山「東亜協同体と帝国主義」、『中央公論』1939年9月。蠟山は日中戦争開始以前からブロック経済については懐疑的であった。これについては、蠟山『日満関係の研究』(1933年、斯文書院)参照。

<127> 前掲「外交刷新と国内新体制」、58頁。

<128> 美濃部達吉「戦時警戒法概観（一）」、『自治研究』1943年3月、9頁。

<129> 近衛新体制構想は、最終的には一本化されるものの、元来「新党派」、「国民組織派」と呼ばれる二つの異なった潮流を含んでおり、社大党や昭和研究会の構想は後者に属した（「新体制を繞る人々」〈海軍文書〉、『現代史資料』44〈1974年、みすず書房〉所収、237～9頁）。後者が陸軍省軍務局長武藤章等が企図した一国一党制と明確に一線を画するものであったことは言うまでもない。昭和研究会に深く関与した矢部貞治が武藤の一国一党制論を警戒していたことはその証左である（『矢部貞治日記』銀杏の巻〈1974年、読売新聞社〉、1940年7月18日、8月22、23、26日の項など）。

昭和研究会の構想が、近衛を一方の局にした国内体制の再編をめざし、「軍官民」の分割を前提にしていた点で、実質的には二大政党制的な原理とシステムに帰結する可能性をもっていたことは、次の矢部の試案に明らかである。

#### 政体制の輪郭（略）

#### 在野運動の場合

…強力新党の形を採るも 一国一党主義には非ず。 政府・軍・官と対立せず、表裏し、議会選挙のみを目標とせず。故に政党の修正ではなく国民運動。

#### その組織方法

A—既成政党

B—革新党派、非政治団体、青年運動等、

C—職能、組合の中堅分子、

（一）Aのみ

（二）Aを主とし、BCを統合、

（三）AとBCを半々

(四) B Cを主とし、Aの優秀分子を統合

(五) B Cのみ

理想としては左から。併し現実の可能性と客観情勢とにより決す。

(中略)

内閣組織者としての場合

この場合には、先づ内閣に新体制の企画機関を置く。軍官民の優秀分子。少数。  
…(太字小関、前掲『矢部貞治日記』銀杏の巻、1940年7月8日の項)。

戦後の矢部の「特に陸軍や革新右翼が近衛新体制を親軍的一国一党に利用せんとしつつある場合に、私はかかる策謀と断乎闘争すべきものと考えてこそ、近衛公に協力しているのであるから、この方式は断じて採用してはならぬと考え、近衛公にもそれを言った」という回顧は(矢部「近衛新体制についての手記」1946年 1月29日、前掲『現代史資料』44、578頁)、この試案の趣旨と照応する。

また亀井貫一郎も戦後、1938年の構想について「世間で考えた様に必ずしも一国一党を狙ったものではありません」と回想している(「近衛文麿宛亀井貫一郎書翰草稿」1945年、同前所収、566頁)。

いずれにせよ昭和研究会、社大党の構想が二大政党制を完全に排除する一国一党制に対抗したものであったことは間違いない。

<130> 小田俊興編『近衛新体制の全貌』(皇国日本新聞社、1940年)、95頁。

<131> 同前、131頁。

<133> 中野富美雄『日本翼賛体制』(新公論社、1941年)、175～77頁。

<133> 蠟山「民主主義過程としての総選挙」、『中央公論』1947年4月、蠟山政道評論著作集3『議会主義と政党政治』(1960年、中央公論社)所収、53頁。

<134> 同「政党の結集と二大政党の成立」、『世界』1955年8月、同前所収、248～9頁。

<135> 同「中道政治の探求とその方途」、『中央公論』1948年11月、同前所収、121頁。

おわりに

- <1> 坂野潤治「戦前日本の『民主化』の最終局面（1936・37年）」、『社会科学研究』49-3（1998年）。
- <2> リアリズムをめぐる筆者の見解については、拙稿「ハイパー・リアリズムとその地平」、『日本思想史研究会会報』18（2000年）を参照。また、坂野潤治氏の研究についての筆者の意見については、前掲拙稿「明治憲法体制下における「政治的対立」と「政治的連合」」の他に、「<書評>坂野潤治著『近代日本の国家構想』」、『史林』81-4（1998年）を参照。
- <3> ここで取り上げる論点に関する小路田氏の研究については学会報告で述べられたものが多いが、同氏『憲政の常道』（1995年、青木書店）、『国民<喪失>の近代』（1999年、吉川弘文館）が参考になる。